

平成17年度

予算特別委員会会議録

開会 平成17年3月14日

閉会 平成17年3月17日

上 富 良 野 町 議 会

平成17年上富良野町予算特別委員会会議録（第1号）

平成17年3月14日（月曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成17年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成17年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成17年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成17年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（16名）

委員長	西村昭教君	副委員長	向山富夫君
委員	徳島稔君	委員	岩崎治男君
委員	梨澤節三君	委員	小野忠君
委員	米谷一君	委員	岩田浩志君
委員	吉武敏彦君	委員	米沢義英君
委員	仲島康行君	委員	中村有秀君
委員	金子益三君	委員	村上和子君
委員	長谷川徳行君	委員	渡部洋己君

（議長 中川一男君（オブザーバー））

欠席委員（1名）

委員 清水茂雄君

早退委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
総務課長	越智章夫君	企画調整課長	田浦孝道君
行政改革推進事務局長	米田未範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	佐藤憲治君	教育振興課長	岡崎光良君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
ラベンダー・ハイツ所長	早川俊博君	建設水道課長	田中博君
町立病院事務長	垣脇和幸君		

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 16名)

事務局長(北川雅一君) おはようございます。
予算特別委員会に先立ちまして、議長と町長から
ごあいさつをいただきます。

最初に、議長よりごあいさついただきます。

議長(中川一男君) おはようございます。

今定例会に、17年度の予算の計上がございました。
もちろん予算の編成、執行権は町長にあります
が、議決は議会がただ有するのみでございます。この
予算というものは、17年度の地域住民に対する
公租公課を義務づける反面、私ども町が、それに対
する行政サービスの見返りというものを与えると、
そういう制度でございます。

そして、また一つの見方だけでなく、広く議案書
を見ていただき、少しでも上富良野地域住民、町が
よくなるような、そして少しでも私どもが豊かに暮
らせるような1年間にするための予算書でございます。
どうぞ可決するなり、否決するなり、そうなれば、
議会の責任も相当な大きなものがございます。
否決し、また可決しても、地域住民に堂々と答えら
れるよう責務を負うわけでございます。どうぞ十分
なる御審議をいただきますよう、よろしく願い申
上げます。

4日間でございます。どうぞよろしく願いま
す。ありがとうございます。

事務局長(北川雅一君) 続きまして、町長から
ごあいさつをいただきます。

町長(尾岸孝雄君) おはようございます。

本定例会、3月3日に開会されまして、3月4日
に、ただいま議長からお話しございました平成17
年度各会計の予算につきまして、御提案をさせてい
ただき、その結果、予算特別委員会で審議賜るとい
うことで決定をいただきまして、本日予算特別委員
会の第1回目の委員会の招集と相なったわけであり
ますが、議員皆さん方には御多用な中、こうして御
参集を賜り、御審議賜りますことを心から感謝を申
上げる次第であります。

さて、先ほど議長からもお話しございました。地
方財政の置かれている現況は、非常に厳しい状況に
あるわけでありますが、その厳しい状況の中で、厳
しい財源の中で、17年度予算につきまして、我が
町の17年の対応につきまして、最善と思う方向で
予算案を策定させていただきました。厳しい財政で
ありますから、それぞれに不足する部分もあるわけ
であります。これらにつきましても、町民の皆さん
方の御理解と、議員皆様方の御理解を賜り、この
17年度予算が議員の皆さん方の慎重な御審議を賜

りまして、御認定をいただきますよう、心から願
いを申し上げるとともに、それぞれ厳しい予算の中
での対応でありますので、その執行に当たりまして
は、十分にその対応を図らなければならないと。そ
ういった意味合いからも、当予算特別委員会におき
まして、委員皆様方から数多くの御意見等々も承り
ながら、その御意見を呈しながら執行させていただ
けるように、ひとつ皆様方の慎重な御審議を賜り、
御認定をいただきますことを心から願いを申し上げ
まして、ごあいさつにかえさせていただく次第で
あります。大変御苦労さまでございます。

事務局長(北川雅一君) 正副委員長の選出でご
ざいですが、3月4日の定例会において、議長を除
く17名の委員をもって予算特別委員会を構成して
おりますので、正副委員長の選出につきましては、
議長の方からお諮り願いたいと思います。

議長(中川一男君) お諮りいたします。

正副委員長の選出についてお諮りいたします。

当議会運営に関する先例により、委員長に副議
長、副委員長には総務文教常任委員長ということで
決まっておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長に西村昭教君、
副委員長に向山富夫君と決しました。よろしく願
いいたします。

事務局長(北川雅一君) 西村委員長は、委員長
席の方へお移りいただきたいと思います。

それでは、委員長からごあいさつをいただきま
す。

委員長(西村昭教君) おはようございます。

予算特別委員会開催に当たりまして、一言ごあい
さつとお願いを申し上げる次第でございます。

平成17年度の予算が特別委員会に付託されまし
て、その間、各常任委員会で事前に慎重審議されま
して、きょう皆さんのお手元の中で審議されるわけ
であります。それぞれ町長以下職員の皆さん方の
今厳しい財政状況の中で、いかにその財政効果を上
げるかということで、非常に苦労して組まれた予算
かと思うわけあります。

町長申しておりますように、聖域なき行財政改革
という中で、町民に負担を強いる部分もありますし、
また、将来を見て、やはり優先順位をつけなが
らしていかなければならないという事業も中に多々
あるわけでありますが、そういう中で住民の代表と
して、それぞれの立場で指摘されている各委員の皆
様方におかれましては、そういう今の置かれている
財政状況、また、いろいろな背景を踏まえた中で慎
重審議に御検討いただければ、非常にありがたいか

と思うわけでありませう。

また、運営に当たりまして、皆様方の切なる御協力をお願いを申し上げまして、委員長として一言ごあいさつ申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は16名であり、定数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成17年第1回定例会において付託されました議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成17年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算の9件であります。

本委員会の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、本日より17日までの4日間とし、本日は議案第1号の補足説明と歳入歳出予算事項別明細書の歳出第7款までの質疑を行います。

2日目の15日は、議案第1号の歳入歳出予算事項別明細書の歳出第8款からの質疑を行います。

3日目の16日は、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号並びに議案第9号の補足説明と質疑を行います。

4日目の17日は、本委員会の最終日で、全案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の順序等の詳細につきましては、本日配付の議事日程のとおりであります。

なお、本委員会の説明員であります、町長を初め四役と、当日の議案に係る課長、主幹並びに必要な応じ担当職員といたしたいと思っておりますので、御了承賜りたいと存じます。

説明につきましては、自席にて説明とさせていただきます。

なお、最終日に予定されております意見調整につ

きましては、議会運営に関する先例により、2分科会単位で予算案審査意見の取りまとめをしていただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりといたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおり決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いを委員長の許可といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いは委員長の許可とすることに決しました。

委員並びに説明員にあらかじめお願いを申し上げます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言をくださいますようお願い申し上げます。

なお、委員におかれましては、質疑区分ごとに一問一答方式で、1項目ごとに質疑を行いますので、御協力をお願いいたします。

これより、議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算の件を議題といたします。

初めに、追加配付資料について説明の申し出がありますので、許可します。

企画財政課長

企画財政課長（田浦孝道君） それでは、私の方から、3月4日に配付させていただきました予算特別委員会事前配付資料につきまして、一括しまして簡単に御説明を申し上げたいと思っております。

まず、目次をごらんいただきたいと思いますが、目次には、資料の1から資料の5まで表記してございますので、それぞれ資料ごとに内容を順次申し上げてまいりたいと思っております。

まず最初は、資料1について申し上げます。

ここでは、平成17年度国家予算につきまして、また国におきます地方財政対策の内容につきまして網羅をいたしてございます。特に4ページをお開きいただきたいと思いますが、この4ページには、国庫補助負担金の見直しに伴います財政措置概要を載せてございます。この国庫補助金の一般財源化に伴います当町の影響額につきましては、7ページをご

らんいただきたいと思いますが、表にして記載して
ございます。額につきましては、表記のとおり7,
400万円余りとなっております。

また、この措置につきましては、18年まで暫定
措置となっておりますが、昨年度創設されました
所得譲与税の額につきましては、昨年度額から2倍
強の4,500万円を見込んでいただいております。

次、資料2に移らせていただきます。ここでは、
平成10年度から平成19年度までの間におきます
代表的な財政指標につきまして掲載してございま
す。

御案内のとおり、平成13年度以降におきまして
は、地方交付税など主要一般財源が大幅に削減され
ており、また、今後も引き続き削減傾向で推移す
ることが明らかとなっておりますことから、当町に
おきます各種財政指標につきましても、悪化してい
くことを予測したところでございます。

なお、下段の表には、各財政比率等につきまして
の用語を載せてございますので、その解説をごらん
いただき、参考としていただきたいというふうに思
います。

続きまして、資料3の方に移りますが、この表
は、昨年策定いたしました行財政改革実施計画の中
で定めました32の改善項目ごとに、実践効果額を
あらわしたものでございます。

現段階におきましては、5カ年間の計画期間のうち、
初年度でございます平成16年度のみの実績効果
額を記載しておりますが、今後におきましては、
毎年度ごとに、その実践の結果によります効果額
を、同じ表をもちまして報告する予定となってい
ます。

続きまして、資料4に移らせていただきます。

この表につきましても、行革の32の改善項目ご
とに、平成17年度及び平成18年度の2カ年にお
きます実践の方針を示してございます。内容的に
は、現在の行財政運営の中で用いております各種
の仕組みや基準等につきまして見直しを行うこと
のほかに、人件費を初め、行政サービスなどの行政
コストの削減や、町民へ負担を新たにお願ひする
ことなどのいわゆる歳入及び歳出予算に、その効果
を及ぼすものにつきまして、各項目ごとに、その
効果予定額を表示しているところでございます。

なお、この内容につきましては、特に予算に効果
を發揮させる目的の実践方針でございますので、
予算に反映する時期につきましては、当然その取
組みをした次年度になるものというふうに考
えているところでございます。

また、この効果に加えまして、現段階におきま

しては、基金の一部を取り崩しすることをも
って、総合的な収支の均衡をさせることとして
おります。この姿につきましては、裏面に棒
グラフで示してございますので、参考に御
覧をいただきたいというふうに思
います。

次、最後の資料5の第4次上富良野町総合計
画実施計画について申し上げます。

この資料の掲載方法につきましては、昨年同
様の方法で掲載してございますが、掲載の期
間につきましては、ローリング方式をとって
いますことから、年度につきましては、平成
17年度、平成18年度及び平成19年度の
3カ年間として実施計画をまとめてござ
います。

まず、1ページから2ページにかけては、
第4次総合計画で定めました四つの施策体
系ごとに、投資的事業を中心にしまして
実施予定事業の金額及びその財源内訳を
総括的に掲載してございます。

また、3ページから5ページにわたりま
しては、各年度別の収支見込みの状況を、
昨年と同様の方法で資金計画書として掲
載してございます。特に平成17年度の
資金計画におきましては、当初予算額を
もとに、決算見込みといたしまして、歳
入の町税と繰越金の項目におきまして、
合わせまして金額で3,100万円増加
することを予測していますことから、一
方歳出におきましては、ただいま申し上
げました同額を基金へ積み戻しする姿
を括弧書きであらわしてございます。

また、平成18年度及び平成19年度の
各年度におきましては、表の下段に示
してございますとおり、現在で予測さ
れる収支不足額に対応する策として、
行革の効果と、あわせまして基金の
取り崩しを行うことで、前段で申し上
げましたように、収支の均衡を図る
姿を各年度で示しているところで
ございます。

次に、この3カ年間の年度ごとの
予定事業の詳細の内容につきましては、
6ページから最後の16ページに
わたりまして掲載してございます。
先にも申し上げておりますように、
これからは町税などの主要の財源、
いわゆる自主財源が伸びない中で、
国への依存財源となります地方交
付税などが削減傾向で推移する
ことを予測していることから、事
業の位置づけに当たりましては、
従前からの課題事業にありま
しても、施行条件の整っていない
ものにつきましては、現段階の
計画から外すこととし、また、
施行条件が整っているものにつ
きましても、緊急性や必要性の
度合い、あるいは他事業の優先
性などを総合的に考慮した上で、
全体を整理しまして掲載してい
るところでございます。このこと
から、現段階で計画書に掲載の
できなかった課題事業につきま

は、その施行条件や総体的な財源の見通しなどを今後も十分見きわめながら位置づけなどの判断をしていくこととしてございます。

以上、このたびの予算特別委員会におきまして、参考としていただく資料としまして、事前に配付しています内容につきまして御説明を簡単に申し上げたところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 以上で、資料の説明を終わります。

質疑のある場合は、挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、発言されるようお願い申し上げます。

また、説明員は挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、説明をお願いします。

ただいまの資料説明について、質疑があれば承ります。

4番 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） ただいまの説明資料だけですか。これから全部に入って。

委員長（西村昭教君） 今の説明資料だけです。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、資料関係の質疑を終了したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、資料関係の質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願ひます。

暫時休憩します。

午前 9時23分 休憩

午前 9時26分 再開

委員長（西村昭教君） それでは、審議を再開いたします。

これより、議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算の1ページから7ページまでの質疑に入ります。

質疑の際は、ページ数を告げて発言されますようお願い申し上げます。

4番 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私の場合は、この前町政執行方針、時間がなくて、それでこの1ページのどこかに入ると思うのですが、執行方針の15ページのプロジェクトチーム、これを設置するとい

うこととございまして、それでこの4月の定期異動の中で適任者を人選するというのもって、これ5市町村でもってこれ決定しているのかなと理解します。それで、きちっと後で質問事項は言いますから。

まず、これから自立をしていくのもですよ、途中で合併をするのも地獄に向かっていくということですよ。町長よく言われたように、自立も合併も地獄であるという、それに向かっていくのです。それはなぜかといいますと、3月までに合併をすると、230億円という特例債があります。これは、5市町村全部関係あります。ここが潤います。そのほかに、さきの議会でもって、同僚議員が質問したように、我が町には30億円という防衛の交付金があります。これを、合併をすれば10年間は守ってやることのできるですよ、10年間。ところが、この自立でもって二、三年で合併をした場合には、守ることはできません。これは守ることはできません。吸い上げられます。前に言いましたが、別海現象というのが起きるわけなのです。これだけ大きくは230億円と30億円という負担を町民にかけるということになります。そのほかに、自立ということは、国からも道からも金が来ないということになれば、頼りになるのは町民しかいないわけですよ。だから町民に面倒を見てもらうということは、町民に負担をかけていくということになります。自立で行けば行くほど、町民に負担をかけていくという、この三つの大きな負担を町民に強いるということについて、町長のこのことについてのお考え。具体的には、ここ資料今説明ありましたけれども、具体的には中ちょっと見えないのですけれども、要するに国も道も頼りにならない。町民に負担ということになるとどこまで、6億円、7億円というのは、毎年これを全部町民に負担を強いていくようになるのか、その辺のところ、具体的にお尋ねをしたいというように思います。

また、職員も合併をすれば、前の資料説明してもらったときには、10年プラス5年でもって徐々にということだったのが、これが自立でいくと、一体どのようになるのか、やめさすことできなかつたら、給料だつと下げるしかなくなってしまう。そんなことで生活ができるのか。そういう状況が出るのかな。

それで、我が町はそうならないほど、要するに裕福なのかな。その辺のところについてお尋ねをしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、プロジェクトの関係でございますけれども、町長が施政方針の中で言っておりますとおり、5市町村におきまして、この圏域における状況の中で、現在段階におきましては、自立という形の中でそれぞれが進む状況でございます。そういう中で、当然時代の中で、地方分権という流れの中で、それぞれ自主的なことをやっていくためには、どうあるべきかというようなことで、5市町村がそういう研究をしていくというようなことでプロジェクトを設けているわけでございます。当然自立のためには、財政というものが効率的に運営していかなければならないというような状況でございますから、そういう中で、その辺の見きわめをしていかなければいけない。今まで単独で事務をやっていたもの、広域で取りまとめてやっていく方法だとか、あるいはまた、今、道州制ということで、権限移譲等が市町村においてくるというような状況の中で、この広域の中でどう対応するか、個々市町村で対応するのではなくて、こういう事務については、広域連合をして受けてやっていったらいいではないか、そういうような研究をしていきたいというふうに思っております。

そういう中から、専任の職員を置きまして、1年間この研究をやっていこうということで、さきの首長会議で決定をしたということで、町長として執行方針の中で述べさせていただいたところでございます。

また、自立のための方法として、どうあるべきかということで御意見賜ったところでございますが、本予算におきましても、既に何回となく申し上げておりますけれども、行政改革を執行していくという中で、当然行政内部におきます改革事項、そしてまた、町民の皆さんに御協力をいただく改革事項と、その辺のところをこの19年までに見きわめて、自立の方向として、この安定した財政運営に持っていかれるかどうかということが、今大きな課題になっているわけです。そういう中で、ここ17年から、その正念場を迎えているというようなことで、この行政改革を断行していこうということでございます。

また、市町村合併の特例債の起債の250億円、あるいは防衛の30億円のお金でございますけれども、これはあくまでも合併した場合の想定の話でございますので、現段階におきましては、合併という方向づけはしてございませんので、あくまでも予測をするということでございますので、今の段階では、町としてはそういうものについて考え方は持っておりません。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 予測と言いますけれども、

これ国で言っていることとして、やはり230億円、町長だけ言っているのではないのですね、5市ですからね。230億円というのをこの地域に持ってこないという、これについては、これについてこれから新聞に出ます。合併したところはどうか、とか、どんどん比較されたものがどんどん出ます。それが出ます。これは非難を受けてしかるべきです。しっかりと受けとめるべきだと思います。230億円というような大きな、そしてさらに我が町がもしこの後何年か後に合併しなければならなくなったといったときには、この30億円という防衛の関係の、富良野市として、この5市町村見ると、ぐっとあるのはやっぱりここなのですよ、上富なのですよね。富良野市とすれば、3年後でもいいから合併したら、それから10年間見れば300億円ですよ。そのうちの100億円もらえばいいのです。別海現象としてですね。演習場と防衛庁のお金は、この演習場と駐屯地周辺にと、それから別海、町はこの辺にあった。ちょうどそれがこの上富良野のところですよ。今株やってますけれども、株で1票でも少なかったら、もうゼロなのですよということなのですよね。負けなのですよね。それと同じで、富良野市議会が構成されたときに、1人でも多ければ、これ全部議決で、富良野に持っていかれるという現象が、これ30億円というものに含まれているのですよ。この辺も、これはまたあえて非難をしっかりと受けとめてもらわなければなりません。今こうやって言っているのですから、これは我々も含みませぬけれどもね。

それから、広域連合というのを北海道だけですよ、言っているのは。全国的には合併ということと言っているのですよ。何も私の言っているのおかしくないのです、当たり前なのです、あっちに行ったら。北海道だけがおいしいのですよ。この広域連合などと、こういうようなことについて、道が新たにまた枠組みを決めてというようなことに一歩踏み込んできているという状況で、広域連合という考え進むものか、私はどうしても広域の議員やっていて、いやこれはどうも屋上屋であると、金食い虫だなどというような感じ持っているのですよ。これは恐らくその立場の人みんなわかると思うのですけれども、その中でもって、町長前に言いましたけれども、広域連合の議会、今四つか何ほかありますけれども、これを一つにするということになった段階から、なだれ打って私は、それは合併になっていくのではないというような、恐らく国保も入るし、介護保険も入ると思うのですよ。そういうようなところからいって、この広域圏振興協議会というもの、これについて私は非常に疑問を持っておりますが、ただこ

こでひとりよがりの答弁ではなく、道とも話している。その辺の見通しのところのお話も、あれば聞かせていただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

防衛の30億円のお話でございますが、基本的には自立ということを考えているわけでございますから、我が町といたしましては、当然そういう他の町村にない恩典を受けているという点では、特異な分野でございますので、当然自立の中で、そういうものは生かしていかなければならないというふうに思っております。

別海現象というのは、あくまでも合併した後の話であって、それについてはお答えはいたしません。

それとまた、250億円の話でございますけれども、これも合併したら、新しいその合併した町村がこの特例債を受けて、その新しいまちづくりの計画の中で、これを受けれるという特例的事項でございますので、これについても合併した場合の話の中で、このお金をどう使うかというのは、その中で議論すべき問題だというふうに思っております。

それから、広域連合の関係でございますけれども、現行制度、自治法の中で広域連合というものは位置づけされております。町長従前から申し上げておりますのは、今言いました事務組合が四つありまして、そのほか福祉関係の介護の認定事業だとか、その辺のところを取り込んで五つぐらいの事業を広域連合に持っていったらいいのでないか、そういう中で財政の効率化が図れるのでないかということをお願いしてきていただいております。

そういう中で、広域の果たす役割というのは、この振興協議会というのは、5市町村がそれぞれに抱えている問題として、この5市町村でどういうふうにこの地域におけるまちづくりを進めていったらいいかということで、これ設けているわけでございますので、特に御批判はいろいろあるかもしれませんが、よりよい方向を、地域づくりをしていこうということでこれ設けているわけでございます。そういう中でやっていく話でございます。

当然先行きはなかなか見通せないという状況ではございますが、今国の方においては、合併推進ということで強く打ち出されておりますけれども、この地域におきましては、そこに至らないということで、自立に向かっていかなるを得ないのだというふうに思っております。

そういう中から、今後の状況変化だとかをいかに読み込んで、どうするかということが、今このプロジェクトチームの役割だというふうに思っております。

すので、そういう中で、その変動要素はあると思いますけれども、自立に向かってそれぞれが進んでいこうということの中で検討を進めていくということでございますので、御理解をいただきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 意気込みというか、そのやるぞという、それはもうわかります。我々もそういうことでということにならなければならないと思うのですよ。よくわかります。ただし、今各それぞれ5市町村の予算、新聞に公表になっております。だったら、4億円ぐらいですかね、基金が、もうそれぞれありません。富良野市でも6億円ぐらいということなのです。ですから、これは冗談ではないのですよね。我々、それこそ町民の皆さんの生活を預かっているのですから、これただ単に感情であるとか、冗談というようなことにはならないと思うのですよ。これはいいのです、広域でやろうということをやったのです。私はこれについて、多分3月で終わりでないのかなという気は持っているのですけれども、しかし他の5市町村の状況を見ると、赤字債権団体一步手前であるという状況にあります。多分来年、再来年には出てくると思うのです、それは。その中でもって、この広域というのが、これちょっと先の話にも入らせてもらいますけれども、そういうことで、先ほども言いましたけれども、他の町村の財政状況から見て、自立でやっていけないのではないのというのが、もう明々白々なのです。富良野市にしてもですね。

そこで、もう一度お聞きしますが、赤字債権団体になりました。南富、占冠、富良野市もなった。そういうような場合はどうするのか、もしくは、もうこれ以上できませんから、当然合併進められてますから、合併しますというような状況が生じたときには、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねをします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

当然財政状況、それぞれの町村においては、ほぼ大体厳しさは大きくは変わらないというふうに思っております。現行の状況の中におきましては、国の財政措置等の関係で、大きく変動するということがございます。今、三位一体改革等の中で、地方6団体が国の方に要請いたしまして、交付税等が18年度まで、16年度の推移の中でいくというような状況にございます。それ以後心配されるのが、どういう方向かということが全くわからない。そういう中で大きく懸念するものでございます。そういう中

で、それぞれ市町村が現在持っている基金がどこまで続くのかという点が大きく出てくると思います。そういう中で、当然国の方の締めつけが大きくなれば、財政再建団体に陥るという可能性というのは、これはあくまでも推測ですけれども、そういう事態になるやもしれません。そのときには、それぞれ5市町村が同じ環境にございますから、そういう点で、現段階におけます合併推進という、そういう方向のところを考えるかどうかという点は、先の話の中で判断する話だということでございます。今の段階で、そういう点もあるなという点は、それぞれが持ち合わせているとは思いますが、現段階におきましては、あくまでも自立の方向で進んでいくということで、それぞれが決意をいたしているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、次に一般会計歳入歳出予算事項別明細書の歳入、第1款の32ページから第10款37ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1款1項1目の町民税の個人、33ページでございますが、町民税の個人のところ、マイナス760万円、前年度と比べての予算になっているのですけれども、この説明のところ、均等割が3,000円の人が、昨年と比べて140人ぐらい少なくなっていますけれども、では所得割の方で金額がふえているのかということ、そういえばそうでもないのですけれども、これはどういうふうに理解していいのでしょうか。

それと、課税率も0.08下げているのですけれども、これは定率減税と関係があるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、同じく1款1項2目の固定資産税のところでございますが、これは平成13年度から個性化支援事業ということで取り組んでまいりましたが、その3点の目的というのは、地元の業者に家を建ててもらって、経済効果をあらわすということと、2点目はお店が来客増になったり、売り上げ増になったりして、そういうもので経済効果あるだろうと。3点目の税収の行政の効果としては、税収の効果を見るということをやっていると思うのですけれども、この固定資産税のところ、平成13年度から16年度まで23軒やっているのですけれども、新築は別としまして、改築した場合も資産が上がって、固定資産税も変わると、評価変わると思うのですけれども、その評価の変わったのは何軒ぐらい

あったのでしょうか。これ1,100万円ぐらい見込まれていますけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 村上委員の質問にお答えいたします。

個人住民税においては、配偶者特別控除の上乗せ分が廃止による増額はありますけれども、給与取得者の人事院勧告による寒冷地手当等の削減、それから雇用情勢の低迷等を見込んで予算を計上したものでございます。所得割については、町民税の現年課税分については、今のことでございます。

固定資産税の商業振興条例の個性化支援ですけれども、16年度においては、4軒ぐらいあったのですけれども、その新築、改築等による固定資産の増加は、80万円ぐらいの増加でございます。

それと、新築による固定資産の評価は、その都度申請書が出た段階で、1月1日現在で評価を見直しております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） ただいまの答弁ですと、新築は私関係はない。新築4軒で80万円ということはあれですけれども、改築してますね。改築しているところの固定資産税の評価はどのように、ちゃんとやられているのかどうかということをお尋ねしているのです。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 改築等については、再評価はしておりません、上富良野町で。沿線全部やっておりません。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 34ページの所得譲与税についてお伺いいたします。

この所得譲与税の交付の基準について伺いたしたいと思います。恐らく人口の動態等によって若干変動するものというふうに考えておりますが、どのようになっているのか。これは税源移譲とも絡んでいるかというふうに思います。そうしますと、人口が上富良野町の場合、今後マイナス要因になるということが想定されます。そうしますと、おのずといわゆる税源移譲にかかわって、この部分の単純に見ますと人口割という形で来た場合に、減る可能性が出てきます。その分の財源保障というのはどのようになるのか、この点についてもお伺いしておきたいと思えます。

従来でしたら、いろいろと交付税等に算入された

りした部分もあるかと思しますので、これはどのようになるのか。今回は説明でもありましたが、倍の4,500万円見込みという形になっておりますので、この増額の要因というのは、どうなのかというところが大きな問題だと思しますので、とりあえずこの点についてお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問にお答えします。

まず、所得譲与税につきましては、昨年創設されて、額につきましては、人口に比例して交付される予定となっておりますし、この16年度につきましては、ここ直近の国調人口、平成12年の国調人口をもとに算定されるところでございまして、単価につきましては1,674円ほどとなっております。それが、先ほども申し上げましたように、国の国庫補助負担金のいわゆる一般財源化の対象範囲が拡充されているということもございまして、総額的には2倍強ということで見込んでございまして、そういう観点から、単価につきましても、ただいま申し上げました1,674円の倍以上ということで、私どもも1人当たり直しますと、3,500円を若干超える程度になるのではないかなというふうに予測してございまして、委員からありました人口減に対しましてのその補てんの問題でもございまして、これらにつきましては、なかなか暫定的な措置でございまして、十分検証をどのようにしたらいいかについても、若干私どももなかなか難点があるというふうに思いますが、最終的にはこの所得譲与税につきましても、交付税の基準財政収入額に算入されることからすれば、その額が減少すれば、当然にして交付税額がふえるというような仕組みで、間接的には補てんされるものというふうに期待をしているところでございます。

なお、この所得譲与税につきましては、18年度までの暫定措置でございまして、以降につきましては、今聞き及んでいる内容によりまして、所得税から、この町税の中のいわゆる個人住民税の中に固定的に算入されていくということで聞いてございませぬ。

以上、補てんにつきましては、ただいま申し上げましたような内容となっております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうしますと、暫定的ということでありまして、将来的には、この個人住民税等にカウントされるということでありまして、そうしますと、当然個人住民税ということであれば、その自治体のやはり人口の動態によって、当然収入

のアンバランスが各自治体では決定的になるということだというふうに思います。それで安定的な、これからの財源の住民が必要なやはりサービスを提供するという点でも、やはりできなくなる可能性というのも出てくるのではないかと。確かに、国はその分交付税等にカウントして、いろいろと算入するということを言っているけれども、実際見た場合は、そういう実態になるのではないかとと思いますが、この点は、やはり地方自治体にとっては死活問題でありますから、やはりこの点は非常に国に対しても要望する価値のある点だというふうに思いますので、この点を伺っておきたいというふうに考えています。

あと、この収入にかかわってなのですが、今回のこの予算調書を見ますと、平成18、19年度あたりにおいては、臨時特例債等がなくなっているという感じになっているかというふうに思います。この要因というのは、臨時対策債になっているのですが、これはこれにかわる何かが出てくるというふうに判断していいのか、この点お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問にお答えします。

まず、所得譲与税の将来の行方につきましてはの問題でございまして、今聞き及んでいる段階では、個人住民税ということでございますし、私どももこの町の特性としましては、本町は特に自衛隊を中心にして公務員が多くいる町でございまして、そうでない他の地域から見ますと、特にただいま申し上げましたようなことについては、ある程度税額につきましても、一定程度確保できるものというふうに思いますが、いずれにしても広く見たときに、そのことで地方財政が賄えるのかということについては、非常に懸念材料でございまして、本町も含めまして、地方6団体におきまして、地方財政が十分運営できるような財源補てんということは今後も強力に要望活動をしてまいることになるというふうに認識しているところでございます。

それと関連での臨時。

委員長（西村昭教君） 臨時財政対策債についてはまだ63ページのところに載っておりますので、そのときにまた御質問いただければいいかなと思います。

他にございませぬか、37ページまでの質疑で。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 2点ほどありますけれども、まず一問一答ということでございますので。

国有資産等所在地市町村交付金及び納付金の関係

なのですが。

委員長（西村昭教君） ページ数をお願いします。

11番（中村有秀君） 33ページの町税のところでございます。一応914万円ということで、防衛施設局から入るということで、前年度852万円の予算でございました。それで、東明官舎の関係が、この対象の中に入っているかどうかということで、今完全に官舎があいてしまって、ゴーストタウン化になりつつありますので、その関係でどういう状況に、この町税との関係の国有財産関係でなっているかということをお伺いしたい。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 中村委員の質問にお答えいたします。

東明官舎の方はちょっと確認できてないのですが、アカシア官舎、自衛隊宿舎、それから泉町のアカシアは入っているのですけれども、東明はちょっと今、入ってないですね。済みません、入っておりません。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 建物は入ってないけれども、土地自体はあるわけでしょう。国有地になっているわけでしょう。その点で、入ってないわけではないと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 国及び地方公共団体が所有する固定資産税のうち、貸し付け資産として有料で使用されているものとなっておりますので、使用させてないので、固定資産は入ってきてないのかな、相当分のあれが入ってきてないのかなと感じてますけれども、建物については入ってきてないのかなど。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げます。

東明の関係は、建物については、こっちの宿舎の建てかえやりましたときから外されております。土地については、そのまま当然国有財産として持っていますから、我が町のところに位置づけているから、それはカウントされている。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 当然建物宿舎、74戸あるのですけれども、それを入ってないということで確認をいたしましたのですが、問題は先ほど申し上げたゴーストタウン化になっているので、町広報でもちょっと載ってました。撤去はどうかということのようなことではございましたので、まずこの宿舎の撤

去の関係については、どうなっているかということでちょっとお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） この問題につきましては、いろいろと懸念されるような状況から、町につきましても地元駐屯地、業務隊の方に何らかの改善するようにということで、いろいろとお話をさせていただいたところでございますし、先日来、この17年度の予算において取り壊しをするように予算が確保できたという旨聞いてございますので、適当な時期に、そういう事実になるものだというふうに認識しているところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 平成17年度に解体撤去ということになるということで理解をしますけれども、問題はあそこに1万7,473平米の土地があるのですね。この有効活用というようなことについては、町として撤去された後の問題とはなるとは思いますけれども、どのような考え方で臨もうかという腹構えがもしあれば、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げます。

基本的には、現段階では、町の方は今のこういう状況でございますので、あそこを活用することについては、一切今のところは考えてございません。国としては、上富良野にあるわけですから、そういう面では財産の、遊休地ですから、活用の幅が、町があるとすれば、その辺の払い下げの過去の経緯からすると、そういうような状況あるかと思えますけれども、現段階におきましては、取り壊した後、更地の状態という形になるかと思えます。そういう中で、また業務隊等の中で、今後の管理の中でどういうふうにするか、その辺のところもまた協議をしていきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） とりあえず更地になって、それからということは、財政状況もあるからということでございますので、一応了解をいたしました。

それで、次の点移ってよろしいでしょうか。

委員長（西村昭教君） ページ、37ページまで。

11番（中村有秀君） 33ページの関係で。

委員長（西村昭教君） どうぞ。

11番（中村有秀君） 33ページの法人税の関係なのです。一応町の20年までの町税等の収入の見込みを見ますと、非常に大きな動きがなくて、そのままの大体似たような数字で平行線をたどってお

ります。それで、私が以前に申し上げた法人税の関係の、言うなれば制限税率と標準税率の関係でお話を申し上げたことがあります。したがって、いかに財政の中で収入をふやすということになると、この法人町民税の均等割、上富良野は標準税率で1でやってますけれども、制限税率は1.2までできるということで、上川管内見ますと、12市町村が標準税率、それから12市町村、ちょうど12、12が標準税率と制限税率になってます。それで、例えば標準税率は、上富良野の私の試算では、1.1にすれば、約190万円ぐらいの収入がある。それから、1.2にすれば、約400万円弱の収入、歳入増になるということですので、ただ、今基本計画の町税の中では横並びになっているので、今後この法人町民税の均等割、町長は以前の答弁の中では、非常に経済的に低迷をしているからということによっておりましたけれども、この徴収率で99%ということを見ておけば、そのような大きなあれにはならないのではないかと。それで、法人町民税の14年度決算見ますと、99.44%が収納率、15年度は99.46%ということであれば、ある面で、美瑛も富良野も制限税率の1.2にやっていると。言うなれば、この広域圏の中であれば、ある面で1.1か1.2でも可能ではないかという気がするのですけれども、その点ちょっと歳入をふやすということを含めて、どうこの予算編成の中であれしたかということでお尋ねしたい。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げます。

基本的には、今委員おっしゃるとおり、町長こういう経済状況の中でというようなことではございましたが、当町におきまして、財政非常に急迫してございますので、行革の実実施計画の中におきまして、当然歳入の中で、それを検討する項目に入れてございますので、この点またいろいろ御意見賜ろうかと思いますが、方針としては、上げていく方向で検討していくということで考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 法人税率の改定ということで、税金を上げるということでは、それぞれ考えがあるかと思いますが、今企業の経営状況というもの、それなりの大変なところもあれば、そうでないところもあります。そういうものを一律に求めるということであれば、その経済の動向も見た中で、当然自治体というのは判断されるものだと思いますので、その点は安易にやはり税金がないからと

いう形で、そこに求めていいのかなというふうな疑問点もありますので、この点はどのような判断なのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

前段中村委員の中で申し上げ、町長としては経済状況非常にございます。今の状況を客観的に見ますと、中富にベストムができて、町内の影響力非常に大きいなという点がございます。委員おっしゃるとおり、安易に事務的にやっていいのかという御指摘があるかと思えます。この辺のところをやはり御意見を賜った中で、これ考えていかなければいけないというふうに思っております。

改革の趣旨といたしましては、当然制限税率のところまで持っていける状況にございます。財政状況の悪化という点では、基本的にはやはりその制限税率のところまで持って行って、企業の御負担をいただくようなことで対応していくべきというふうにご考えておりますので、そういう中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 次に、歳入、第11款の38ページから第13款43ページまでの質疑に入ります。ございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 38ページ、使用料、バスの使用料という形で、昨年度から循環バスという形の中で施行されています。今後においては、行財政改革の中では、バスの更新とあわせて、いわゆる老朽化、耐用年数が古くなったときに更新して小さくするという方針も出されておりますが、この間実施されて財政的な面、収入の面では、いろいろとバス停の配置の面だとか、いろいろな問題点もあると思いますが、昨年度においてはどのような使用人員だったのか、この点あわせて今後試行的にということも昨年度ありましたので、そのいわゆる反省も含めて、今年度はどのような対応をされようとしているのか、この点をお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 9番米沢委員のバスの使用料についての御質問でございますが、御存じのとおり、昨年10月からバス路線見直しをかけたまま運行している状況にございます。まず、昨年10月から運行したということで、まだその結果等十分に出ていないわけではございませんけれども、今までの4カ月間見た中では、特に循環バス、改めて路

線を設けまして運行させていただきました。この状況につきまして、その乗客率というのですか、乗車率につきまして、それほど芳しいものではございません。ここ一、二カ月前から、その路線の状況に応じた状況を調べてございます。その中で見ました中で、これからもう一度というか、再度また考え直した中で、この検討を進めていかなければならないものと思っております。乗客においては、以上のとおりでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。他にございませんね。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 41ページ、公民館使用料の関係でございます。7目教育使用料の関係で、一応収入見込みが85万円ということで載せてあります。それで15年度の決算を見ると、84万8,973円、それから16年度は88万円ということになっています。ところが、図書室を図書館にするために、平成17年4月1日から9月まで休館なのです。そうすると、休館なのに85万円ということで、前年度予算88万円、15年度決算84万8,000円、ということになると、休館されているから使用料が4、5、6、7、8、9、半年分入らない形なのです。何でこういうような予算計上されていたのかということ、まずお伺いをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

公民館の使用料につきましての御質問で、なぜ85万円にしたのかということでございますけれども、当初計画したときに、もうちょっと早い段階で貸し館が再開できるかなというようなことも考えまして、前年と同様にしたのですけれども、予定としましては、かなり長い期間になったので、この数字には到底達しないこともあるかと思っております。

それと、ふえる要因としては、若干ではありますけれども、電気料の分を有料化いたしますので、その分若干ですけれどもふえていくかなというふうに思います。この予算につきましては、再度精査して対応していきたいなというふうに考えております。御了承ください。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 現実に、非常に厳しい財政状況の中で予算編成をするということになると、平成16年度も85万円の予算なのです。平成15年度84万8,000円なので、やっぱり図書室から図書館にやるということになれば、当然休館の間のこれは減額しなければならぬし、それからも

う一つ、貸し館の関係も、10月からなっていっても、従来私も言っているように、部屋の数が大幅に減ってしまうわけだから、そうするとなお、電気料はどのくらい入るかわかりませんが、現実の問題として適切な予算の計上の仕方ではないのでないかということ、言っているの、その点もう一度明らかに。あくまで予算と言え、そのまでの話だけれども。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 公民館使用料に関するお話であります。今確かに御指摘のとおり、ちょっと時間差がございまして、そこら辺のものが十分精査されていないというようなことであります。ただ、当然使用料やなんかにつきましては、貴重な財源でありますので、そこら辺の部分につきましては、また十分多くの人に利用していただく、また少しでも早くオープンが、開館ができるように、うちらの方も計画をし直していきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 貸し館で収入を上げるということを言っても、現実に6カ月も使わないで、前年度と同じような予算計上の仕方というのは、何ぼ時間的なあれがあると言っても、ちょっと僕はやはり担当者として、やはり思わしくないのではないかと。言うなれば、ただ機械的に計上されているということ、言われても、現実の問題として不適切でないかと。

それで、今電気代が入ると言いましたね。それであれば、電気料はどのくらい見込んでいるのかということで、言うなれば平成16年度の使用状況も含めて、ちょっとそれでは明らかにしてください。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

電気料の関係ですけれども、今年の4月から現在まで、3月の頭まで調べましたところ、現在の使用料でございますと、メーターで2,100という数字が出ております。単価を掛けますと、単価11円24銭なので、それを掛けると2万3,000円ぐらいの経過になっております。

今後また3月31日までの使用がございまして、多少の変化はございますけれども、約3万円から4万円ぐらいの金額になるかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、85万円同じように計上して、3万円か4万円といったらね、そ

れはもうお話になりませんよ、この予算の計上の仕方。

それで、私調べてきました。13年は45回電気がま使われています。それから、14年は42回、15年は37回、16年度は3月12日までで26回使われている。ところが、私が偶然行ってみたとき、電気がまが動いているのに記録はないのですね。というのは、8時半から15時だとか、17時半だとかということで電気がまの使用がなっている。しかし、電気がまは夜通し続いているのですよ。だから2日間にわたって電気がまは使われたというのは、16年の8月23、24日の日が使われていますけれども、現実には僕はやっぱり、何キロ何キロ使われているとは思うのですよ。かまに火を入れた、それから停止した、そのものがきちっと記録をされていなかったら、意味がないのでないかという気がいたしますね。ですから、全部2日間通してのあれは、先ほど申し上げた8月23、24日、だけれども時間は8時半から17時、それから24日は8時半から17時と、そういう書き方をされているのですね。確かに平成13年からかまの使用、使ったケースはありますけれども、現実には時間とはまた別なところに記録をしているというから、私は何キロワットで始まって、何キロワットで終わったというケースは別なところであると言うから、私はそれを信じてますから、恐らく今2,100キロワットぐらいということだから、そういう記録の中で出されたと思います。ただ、電気がまの使用のあれを見ると、ちょっと適切な記入の仕方でないなということがしますので、わずか2万から3万しか上がらない電気がまも含めて85万円というのは、やはりちょっと教育長、もう一度この点明らかにしてくださいよ。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

公民館の陶芸かまにつきましては、今いろいろと使用の関係で、記録をして調査をしているところがあります。そのようなことから、今記録に基づいて、今後どのような形で御負担いただくか、また、一つはやはり公民館事業というような観点もございまして、そこを全額使用者に御負担いただくのがいいのか、それからまた、当然他とのバランスやなんかもございまして、そういうこともかんがみまして判断をしていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

次に、歳入、第14款の42ページから第15款55ページまでの質疑に入ります。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 47ページの国庫支出金の中の特定防衛施設周辺整備調整交付金ですけれども、保健福祉センターとか3点ほど載っておりますけれども、この中に計上されておられませんけれども、東中会館、平成14年だったか15年に、住民アンケート調査をとりまして、これを防衛施設周辺整備事業の中で改築を行うといったようなことで、進んでいたと思います。

この東中会館につきましては、築25年といったことで、あちこち改修を要するような状況でありまして、これにつきましては、葬式なんかも多いときには19回ぐらいあります。今年に入りましては3件といったようなことで、使用回数の本当に多い施設でありまして、このアンケート調査をとりまして、使いやすい会館ということで、トイレの水洗化もなっておりませんし、25年前ですから、集中暖房になっているのですけれども、むだなのですね。暖房費が随分、重油をたいているのですけれども、かかりまして、それで町の助成もいただいておりますけれども、住民よりも会館使用料として、多額のお金を集めて維持しているというのが現状でございまして、今回時代にマッチした、そういう暖かい会館に改修されるというようなことで期待をしていたところなのですけれども、これについて、予算の計上がなされていないわけですけれども、これについてお伺いをしたい。

委員長（西村昭教君） 岩崎委員、今の質問の中で、今歳入の部分ですから、その部分の関連する部分のみについて答弁をいただいて、あと歳出の部分であったときに、再度質問していただくということで御了解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。（「はい」の声あり）

企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） ただいまの御質問につきましてお答え申し上げますが、地域からいろいろ要望を受けまして、町におきましては、教育委員会が管理しているものですから、教育委員会ともいろいろ審議をさせていただいたところでございます。今委員がおっしゃるように、非常に経年変化の中で、何とか模様がえ等も含めまして対応しなければならぬというのが今後の課題になってくるかと思っておりますし、今御案内のリニューアル事業等につきましても、御承知かと思っておりますが、まだ制度走って、まだ日が浅いことから、なかなかその制度の運用については、私どもも十分把握できてない段階であります。しかしながら、従前のように補助事業を活用しながら、その活用するがために、余り施設に過大投資をするようなことについては、諸般の事情

からできるだけ避けなければならないというような背景もありまして、今現在そういう制度を活用した予定で事業計画にしっかりした位置づけをしてごさいません。

今後におきましては、経年変化のそういう施設をどう維持するかについては、機能改善も含めまして、できるだけ効率のいい方法があるのかも含めまして十分検討してまいりたいというふうに思いますので、そういうことで、ひとつ御承知おきをお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） ごさいませんか。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 52ページ、道支出金、教育費補助金についてお伺いします。

この小学校、中学校費ですけれども、これはこの財政難に補助金をいただけることは大変ありがたいことなのですが、説明欄で、農業農村コンセンサス形成総合推進という項目ですけれども、教育費の中でどういうことを言われているのか、ちょっと内容わかりませんので、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 8番吉武委員の農業農村コンセンサス形成総合推進事業でございますが、これは小中学校におきまして、農業を体験するための補助の事業名称でございまして、小学校児童生徒が学校農園作業を行うための経費としての補助金をいただいているところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 49ページ、同じ15款道支出金の関係です。2目の民生費補助金の関係で、高齢者事業団の関係でお尋ねを申し上げます。

平成11年から15年まで70万円ということで、高齢者事業団の事業団育成ということで道からいただいております。平成16年から、今度は高齢者事業団の訪問開拓員設置ということで65万円、本年度65万円ということでございまして、道の財政的な事情から、このものがこのままずっと継続されていくのかどうかということで、まずお伺いをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者事業団の運営費に関しまして、道の補助金の御質問であります。議員おっしゃるとおり、道においても、この補助金の見直し等の中で、この高齢者事業団の事業開拓の補助金について、永久ということではなくて、段階的に縮小、そして廃止という

方向で、道の方から今ある程度の方向づけを示されているところでございますが、この補助金については、ある程度この事業が定着しているという事業団については、平成20年でもって、この補助については打ち切るというようなことで道の方から承っているところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 道も財政的に非常に赤字団体に転落するかどうかというようなことで、高橋知事も苦慮しているということで、今課長さんのお話の20年度で打ち切りということになると、それはもう明らかにされているかどうかということと、もしそれが明らかということであったら、21年以降、段階的に縮小するとなると、65が60になるか50になるかという点もあろうかと思っておりますので、そういう縮小された場合と、それから21年度以降、結局高齢者事業団の会員数は非常にふえてきているのが実態、その中で仕事がないという実態もあります。そういうことになりまして、町としてどういう対処していくかということでお伺いをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいまの高齢者事業団の補助の関係でございますが、事業団の運営に関しては、今受託を受けている受注する事業についても、大体急激な伸びでなくて、横ばいのような状況でございますが、これらについて、道の補助も将来的に削られるということになると、その辺の運営上の部分では、ちょっと懸念的な部分もございまして、しかし、この間も事業団等のお話を聞かせていただいた中で、やはりその部分は懸念材料でございまして、ひとついろいろな会員の相互の仕事に対する一つの熱意といえますが、そういう部分も含めて、また管理的ないろいろな経費の部分で、それぞれの管理料だとかいう受注先からいただいておりますけれども、そういうような部分も事業団の運営費の中で、今後そういうやりくりをしていかなければならないという部分でのとらえ方も含めて、今後その辺のいかに仕事の量も確保していくかということ、あわせて私どもこの事業団の育成については、今後も十分協調していきたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 次に、歳入、第16款の54ページから第21款63ページまでの質疑には入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 59ページ、上富良野高校の卒業生の就学資金貸付金返還金としまして192万円、昨年と比べまして50万円プラスを見込ん

でありますけれども、今までの貸付金の返還は、きちっとされているのでしょうか。プラス50万円見込んであるというのは、ちょっとどういうあれなのかと思うのですが、お尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の高等学校の就学資金の返還金でございますけれども、13年度から貸し付けております償還金が始まっておりまして、現在まで滞りなく返還されていることを報告いたします。

以上です。

委員長（西村昭教君） 村上委員いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 先ほど申し上げましたが、63ページ、臨時財政対策債で、19年度の予算ですか、見ましたら、歳入ではこの分がないということなのですが、どういう要因なのか、お伺いします。

それと、この歳入の問題でお伺いいたしますが、今国ではいわゆる特別公共事業等の削減等によって、地域の再生という形の中でのいわゆる地域再生事業債、財政健全化債の活用も、その財政力によって活用する自治体もあれば、しない自治体という形もあります。一般いわゆる交付税等が削減によって、こういうものによって地域の振興に、この財政債を使って再建、地域振興を進めてくださいということなのですが、こういった活用の仕方というのは、町ではどのように今回なっているのか、この点をお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問にお答えします。

まず、1点目の臨時財政対策債の関係につきましては、昨年の額から見ますと大きく減少しているところであります。きょう冒頭御説明しましたように、国におきます地方財政対策の中で、いわゆる地方財政計画におきましては、非常に大きな額の財源不足ということもありまして、従来どおり交付税につきましても、税源の国税5税の定率分では賸り切れないというようなことで、国の一般会計、あるいは私ども地方が新たにこういう赤字地方債というものを発行する仕組みになったのが平成13年度でありまして、これも今国が言っているのは、暫定的な措置ということでございますので、本来ですと地方交付税に戻るといって、地方交付税の振りかえという形で、この臨時財政対策債が発行されていることからしますと、非常に大きく減少することに

ついては、大変問題があるなというふうには思っていますが、よくよく調べますと、やはり地方の財政運営についても、非常に時代変化の中で大きく効率化を図らなければならないということと、それから、ただいま申し上げました国税5税の税源につきましても非常に景気動向、時代の変化の中で十分地方に回せるような額が確保できないというようなことも背景にありまして、地方財政の運営上、非常に効率化が求められていることが背景となりまして、この臨時財政対策債につきましても、昨年から見ますと23.1%ほど減ということになっているところであります。

私どももそういう国の計画に基づきまして予算措置していることから、まず大きく減額になっているということについては、まず御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

それと、2点目の地域再生事業債の関係につきましては、特に国庫補助金の一般財源化に伴いまして、交付金化ということも非常に大きく打ち出されてございます。それと並行しまして、こういう地方債も創設されているところでございますし、この17年度におきましては、今申し上げましたようなことを目的に、予算の枠組みはとってございません。しかしながら、18年度以降につきましては、こういう制度にシフトされるということを念頭に置きながら、当然制度の活用、今後してまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 59ページ、雑入の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

基本健康診査受診徴収金462万円、がん検診受診徴収金237万5,000円ということで、前年度と対比をすると、大体似たような数字なのですが、検診料の値上げの関係等があって、議会でこの関係について、料金アップしたら検診者数が少なくなるのでないか。自分の健康は自分でということで、積極的ということだろうと思っておりますけれども、それで検診者の動向がどういう形になっているかということで、基本健康の関係と、がん検診の関係と、その点お願いをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

住民検診の中の基本検診のまず1点目の御質問でございますが、大体受診率、有料化にしてからの受診率でございますけれども、16年度におきまして

は、総体で78%ぐらいということで受診率、そのような状況になってございます。

がん検診についても、有料化してから大体前年並みと同じぐらいな推移で来てございますが、ただ若干働き盛りといたしますか、中高年、この階層が若干受診率が伸びてないなというふうに、そんなような受けとめ方して、これから町としても、この健康づくりという視点では、若年、40代、50代の方々を対象にした部分で、職域、勤め、会社やなんかのそういう医療保険の部分で、国保以外の部分のそういうような大手の会社やなんかとかという部分での、そういう職域連携での健康づくりの推進を連携してまいりたいというふうに考えております。

また、国保の関係では、やはり同じように従業者の40代、50代の方々の層が若干少ないということで、それらについての特に奨励をするような形で推進していきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君）他にございませんか。

13番村上和子さん。

13番（村上和子君）61ページ、雑入のところの町の広報誌広告収入24万円計上しておりますけれども、少しでも収入をとということで、着眼としてはいいと思うのですけれども、今こういう経済的にちょうど冷え込んでいる状況のある中で、果たしてこの広告を出して効果がどうなのかというところがあるかと思うのですけれども、ちょっとこの24万円計上しておりますけれども、ちょっと見込み薄ではないのかな。ちょっとその紙面の活用苦労されているのではないかと思うのですけれども、ちょっと一考を要すると思いますが、いかがでございませうか。

委員長（西村昭教君）総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君）広報の広告料の件、村上委員の質問でございませうが、昨年度から町の広報に広告を載せて収入を得るという方法をとらせていただきました。補正予算でも減額させていただいた状況にございませう。そうですね、月4こまから8こまを見込んで、この収入を見込みましたが、昨年の実績では、総額で5万円の収入しかございませうでした。広告の効果ということでのなかなか申し込みがないのかなと思ってございませうけれども、そうですね、事業所と渡ってできるだけPRに努めてはいきたいとは考えています。

以上でございませう。

委員長（西村昭教君）よろしいですね。ございませうね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君）これをもって、歳入に対する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

事務局長（北川雅一君）再開時間を11時5分といたします。

午前10時45分 休憩

午前11時05分 再開

委員長（西村昭教君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、歳入歳出予算事項別明細書、歳出、第1款の64ページから第2款103ページまでの質疑に入ります。ございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君）まず一つは、81ページ、総務の1項、6目企画費の関係の負担金補助及び交付金の関係、この中で毎年開発道路白川美唄線の建設促進期成会の負担ということで2万5,000円ずつ、金額は小さいのだけれども、載っているのです。ところが、17年2月2日の新聞を見ると、開発道路5路線建設中止が妥当ということで、この中で開発局の事業審議委員会というのがあります。その中で、この上川管内、上川町から同じ上富良野町までの富良野上川線、総延長63.2キロ、事業進捗率11%についても近く事業継続の是非を審議し、3月まで結論が出るということになっておりますけれども、この絡みの関係で、今年度は計上されてなかったのかどうかということと、今後の動向がどうなのかなということでちょっとお尋ねしたいのですが。

委員長（西村昭教君）企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君）11番中村委員の御質問にお答えします。

予算については、計上をいたしてございませう。昨年の秋、関係の臨時総会がございまして、今委員がおっしゃるように、開発局におきましては、事業の評価をするということを事前にお聞きしてございまして、見通しにつきましても非常にこの全線を計画的に進めることについては、非常に難しいというようなこともお聞きしてございまして、最終的には、今現在進めてございませう東川を中心にしまして、美瑛の一部の区間を限定的にその継続することが予測されるというようなことも聞いてございませうので、関係構成の自治体と協議の中で、本町も含めまして、その計画の推進に側面的に支援していこうということをお前提に、予算につきましても、今現在構成している会の中で残余もございませうので、そういう中で活動を展開しようということもございませうので、計上はいたしてございませう。

今後の見通しでありますけれども、今委員がお

しゃるように、新聞報道によりますと3月11日にその審議委員会が開かれまして、最終的には委員会の結論としましては、区間と車線含めまして事業の縮小をするということが結論のようでありまして、それを受けまして、開発局としまして、最終的にどういう決断をするかについては見守っていかねばならないと思いますが、ほぼその結論の方向に沿っていくものと思っております。したがって、全線工事区間に格上げして、予定どおり進むということについては、もう非常に可能性が低いのではないかというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、今、東川、美瑛の一部におきまして、その車線の2車線を1.5車線にするとか、それから全線、上川から富良野までの全線につきましても、一部その区間については見直しをしまして、東川、美瑛に係る区間に限定的に変更されて進められるのではないかなというふうに予測はしているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 3月11日ということで、既に終わって、その後の情報が入ってくるだろうと思えますけれども、基本的に事業の縮小ということになると、上富良野にかかわるところは、もうそのままという理解の仕方ではよろしいのでしょうか、その点確認したいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 現段階では、そのように見きわめているところでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 89ページの自衛隊退職者雇用対策費、これ30万円から、こっちは27万円ということで3万円マイナス、これは仕方ないのかなと思えますけれども、例えば役場での仕事一つとってみましても、課が統合されたり、事業の見直し等になっていくと、だんだん雇用の場がなくなっていると思うのです。その対策といたしまして、今までと同じような仕事ではなく、例えば委託事業見直しの中での、十勝岳のバスなんか委託しておりますけれども、そういったところの運転手とか、そういった雇用対策を考えるべきではないかと思うのですけれども、見通しとしてどのようなお考えを持ってらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、次には89ページ、同じく職員の福利厚生費でございますけれども、今各自治体で職員…

委員長（西村昭教君） 済みません、一問一答ですので、また終わりましたから再度お願いいたします。

企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

雇用対策費の関係につきましては、地域の企業にも御理解と御協力いただきまして、何とか100%の雇用の場の提供ということでお聞きしてございませぬし、今後におきましても、今おっしゃられるように、行政もできるだけコストを縮減するということが、行政運営のスリム化も効率化も推進していることからすると、今現在町が行っている、直営で行っている事業につきましても、町長が絶えず言うように、地域の民間の方にもお願いすると。そういう雇用の場を拡大することによりまして、こういう自衛官が退官したときに、そういうところに職を求めると、安定的にその雇用の場を維持することにもつながると思えますし、町としまして、今現在行政内部の全般にわたりまして見直しをしているところでございますので、そういう中で今申し上げましたようなことも十分念頭に置きながら、いろいろと検討、判断をしてみたいというふうに考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 同じく89ページの職員福利厚生費のところでございますけれども、今各自治体が職員の福利厚生費が多額に補助されているということで、札幌市ですとか富良野市が指摘されておりますけれども、今回187万2,000円予算となっておりますけれども、これは保養施設の利用券だとか、親睦行事とか、どうなのでしょう、退職のときの手厚いサービスだとか、どういうことがあれているのか、もう少し透明性が欲しいと思うのですけれども、それと、この187万2,000円につきましては、もう少し減額してもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 13番村上委員の職員互助会への補助金についての御質問であります。今年度、昨年度から見まして、四十数万円見直しの中で減額してございます。各町村のそれぞれ掛け金の負担率というのですか、補助率というので新聞出てございましたが、当町では約1.2倍となっているところでございます。

互助会の補助事業の中身それぞれ研修事業、そういうものを主にして補助しているわけですが、そういう中身も見直しした中で、これからも削減を図って

いかなければならないとは考えているところがございます。ただ、新聞報道にあるように、上乘せした保養施設の助成とか、それからもう一つは退職金の上乘せとか、そういう事業では一切うちではしていない状況にあります。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 69ページの2款の2項の臨時職員の費用のところちょっとお聞きしたいのですが、臨時職員等社会保険料1,211万9,000円計上されていますけれども、この内容、一般事務の臨時職員と、それと専門職員等とでまた若干違うと思うのですが、その内容を教えていただきたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 12番金子委員の臨時職員の社会保険料についての御質問でございますが、臨時職員の社会保険料をここで一括見てございます。役場それぞれ一般会計に係るもの、例えば保育所の臨時的の保母さん、それから給食センターの調理員さん、それから役場の一般の事務している方、それから嘱託で各学校の用務員さん等お願いしている分たくさんございます。全部で数百名の社会保険料をここで一括計上させていただいているわけでございます。

詳しい数字につきましては、今ここに資料持ってきてございませんので、なかなか説明できませんが、一般事務職員の分につきましては、本庁舎を含め、十数名の臨時職員抱えて仕事をいただいている状況にあるところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 前回の決算のときもちょっと言及させていただいたのですが、専門職、いわゆる保母さんであったりとか、それから給食センターの方のように、本当その専門についている方は別といたしましても、やはり相当社会保険の料金というのは労使折半にもなることですし、できればこういったところを少しメスを入れて、なるべくならば、そういう労働条件の中において、このような社会保険がかからないようなシフトの組み方等を考慮していけば、少しでもまた行財政の中においても、改革になるのではないかなと思いますけれども、その点いかがでございますでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） そうですね、委員御指摘のとおり、雇用の仕方によっては、パートタイマーで雇う等も考慮すれば、社会保険掛けない方法

もございます。その点につきましてこれから、当然こういう行革の時代でございますので、当然検討していきたいなと考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 83ページ、町有林の整備資金ということで、400万2,000円が出ているのだけれども、今京都議定書あたりでCO₂の問題が非常に大きな問題になっていると思うのですが、新聞等によると、下川あたりでは森林を一生懸命買い増して、その分で利益を上げて町財政に入れていこうかというようなところも実際にあるわけですが、うちの場合は面積どのくらいあるのかわかりませんが、その面積等々を考慮した中で、今後どのようなことを考えていこうかなというふうに思っているのですが、これ収入減にもこれからはなっていくのだと思うので、その辺はどのように考えているかなと思うのですが。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の御質問にお答えします。

町有林の整備の関係でありますけれども、今年は私も127ヘクタールぐらい東中町有林持っておりますけれども、その一部7.5ヘクタールぐらいありますけれども、これらの間伐でございます。それから、あと年数が50年程度のものがございますので、これらの皆伐、合わせまして10ヘクタールぐらいがひとつ皆伐、皆伐という形になります。

それから、一部江花の町有林もございますので、これら植林したばかりでありますので、ひとつ下草刈り、こういったものを行いたいというふうに考えています。

京都議定書の話出ましたけれども、今後環境税含めて、そういう時代にはなっていくのではないかと、ことになるかと思えます。その中におきまして、町有林においては財産でございますので、ある程度そういうことも含めて定期的な整備も必要かというふうに考えてございます。

試算をしてみましたけれども、平成22年以降につきましては、間伐するところが徐々になくなってくると。そういうようなことから、逆に言えば造林がふえてくるというようなことになりますので、町の責任でこれらをしななければならないという部分がありますので、負担もある程度出てくると、そういう状況になるかと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず一つは、行政改革推

進事務局の中で、行財政改革町民会議の委員の73ページの関係ですけれども、一応先般補正をされて、12万5,000円が謝金が返上申し合わせでゼロということをごさいます、いずれにしても19年3月31日まで任期があるということなので、一切それらが終わるまで出さないということを確認、委員の申し出ということをごさいますので、金をもらうということが言えないとか何か議事録にちょっと載っていたような気もしたけれども、いずれにしても3月31日までは出さないということなのかということで、まず1点確認をしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 行政改革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 中村委員御発言のとおり、委員の総意で受け取らないということでありますので、予算化はいたしてごさいます。一応任期の間はというふうに理解をしております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 次に79ページ、総務費の財産管理費の中の庁舎の関係の委託料の関係です。庁舎警備費、委託料がえらいふえているなど思ったら、庁舎の警備の454万円が総務管理費の一般管理費の委託料からこちらへ移ったということに理解をしているのですけれども、なぜ移したのかというのが1点。

あと2点ほどありますけれども、一問一答なので、とりあえずお願いします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 中村委員の御指摘のとおり、今回少し総務費の中で、それぞれ事業費別の予算になってますので、少し予算の項目を変えたところにごさいます。そのとおりにごさいます。中身は同じにごさいます。予算の項目を変えた。予算が事業費目的別にあるものですから、その目的どおりに今回少し編成替えをいたしました。

以上でごさいます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 15、16では庁舎ケーブル絶縁診断というのがなっているのですけれども、17年度は計上がされてないのですね。

それと、自動ドアの保守の関係、これも前は15万1,200円ぐらいあって、ケーブル絶縁料は6万3,000円なので、これらはどういう経緯で、なしでよろしいかということで。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 今回委託料も見直しか

けまして、法定で義務づけられると思うものは優先的に載せまして、それぞれ保守、ドアとか絶縁診断といえますのは、法的に義務づけられたものは、それぞれその年度まで延ばした中で委託かける中で、少し見直しかけたところにごさいます。

以上でごさいます。

委員長（西村昭教君） 他にごさいませんか。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 79ページの委託の件につきまして、消防庁舎用設備点検というの、これは各款にも共通するかもしれせんけれども、どのような点検項目か、どのような資格があるかわかりせんけれども、消防職員の中でこういう資格を持っている人はいないのかどうか、もし消防職員の中で持って資格を持っている人がいれば、その人たちにやっていただければ、少しでも経費の削減ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 消防設備の点検でごさいます、これはそれぞれ資格を持っています業者に委託をしているところでごさいます。指摘事項を毎年消防にそれぞれこの報告をいたすところで、向こうは監督庁でごさいます、私どもはそれを委託を受けて検査して消防に報告するというもので御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 87ページ、企画財政課の北の大文字イベント事業補助金、前年度と比べまして半額になっております。これは非常に財政効果があると思えますけれども、やっぱりいろいろな町の団体が集まりまして、大文字のたいまつを火をつけて、町の夢と希望を託して行動、イベントをしているのです。こういうことをかんがみまして、経済的効果はないかもしれないですけれども、そしてまた行く行く年次的に廃止と、こういうことになっておりますが、町のお考えをお聞きしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 14番長谷川委員の御質問にお答えします。

北の大文字の関係につきましては、平成9年、百年迎えた前後から、非常に大きな額の助成策を町としましても講じてまいった経過にごさいます。特にこの16年度から、各種のイベント等も含めまして、各種の行政の事務事業につきまして見直しを行っていたところでごさいます、特にこのイベント関係につきましても検討をいたしました。今委員もおっしゃるように、直接的に経済に及ぼすものが

どの程度かという、その貢献度につきましても十分検討したところでございますが、私どもの評価としましては、その成果というか、効果につきましても評価しつつも、今後このような財政状況の中で、他と比較して優先的に位置づけできるのかという観点からすると、やはり見直しをせざるを得ないという結果で、今回大きく費用の縮減をしたところであります。

内容もお聞きしてございますけれども、非常にこの事業につきましても歴史がありまして、今回で18回目かと思いますが、非常に歴史があることと、それから町民の若い方々が、まず自分たちの力でこういうイベントをつくり上げたということについては、行政側としても非常に大きな評価を加えているところでございますが、中段でも申し上げましたようなことで、なかなか今後におきましては厳しいということでございますし、内容的にもお聞きしますと、レーザー光線を駆使して、みんなが感動いただけるようなことで、非常に内容についても他と比較しても恥じないようなものにはなってございますけれども、やはりそれを支えるのには、従来どおり地域の力だけではできないということで、行政の財政支援も大きな役割を果たしているところでございますが、今後におきましては、何回も言いますように、これらを優先的に維持ができないということで、会の方々と十分なお話し合いもさせていただいてますし、最終的にはどうなるかについては、まだ協議中でございますので、最終的に今のような姿で継続をできるのか、それとも今後町がもう少し対応を強化したときには、もう維持ができないのかについては、十分ひざを突き合わせながら検討したいと思っておりますが、そういう途上にあるということ、ひとつぜひこの機会を通じまして御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 85ページの自治会活動推進費のところでございますけれども、ここが119万4,000円、昨年と比べてマイナス予算になっているのですけれども、先ほど資料4の中で、行財政改革の中で御説明いただきましたが、この中に住民参加の推進ということで四つほどありまして、住民自治の推進、住民サポーター制の研究ですとか、四つ項目があるわけですが、実施項目といたしまして、ところが今回取り上げられているのは、自治活動補助の統合化ということで、そちらの方の補助が削られているような、そこだけが取り上げられているような感じがするのですけれども、反対に住民参加を求めるということでありましたら、文書の謝礼とか、そういう部分は減らしても

いいと思うのですけれども、住民の協力、ボランティア活動とか啓蒙するとすれば、もっと予算はこれかなり削られてますけれども、必要なのでないかと思っておりますが、ちょっと相反する、住民自治は進めるのだと言いながら補助金は減らしていく、統合化だと、こういうことを言われておりますけれども、いかがでございますか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 住民の自治活動の補助金等についての村上委員の質問でございますが、今回住民会に対して交付してございます行政推進事務交付金、それから御指摘の町内会長等に文書配付の謝礼金交付してございますが、この分につきましては、昨年度比で15%の減額で予算を計上させていただきました。御指摘のとおり、これから住民活動大変重要な時期になると思っておりますが、この補助金交付金につきましては、従来の考え方のそれぞれ住民会から協力いただいていることについての協力金ということでの考え方から、今回減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 73ページ、情報公開等審査会運営費、これ報酬のところ、情報公開及び個人情報保護審査会委員5名ということで、この個人情報保護条例には罰則は設けないと、法律にはあると、ではこういう方たち何を根拠に仕事するのかなというようなちょっと疑問感じて、この方々のお名前を教えていただきたい。そして、これは今住民自治のお話が出ましたけれども、行政と住民自治というのがオーバーラップしてきて、そうすると住民会長とか町内会長のところにいろいろなものがあるのですよ、文書関係。役場からでなくよそから。そういう状況が生まれかねない。何でおれがこれ名前知られたのか、この前も言いましたけれども、そういう状況がどんどんふえてくると思うのです。そういうことから、これ後で言ってもなかなか教えてもらえないでしょうから、それこそ情報公開で出してくれと言われるでしょうから、ここできちっと教えていただきたい。その人方を通して、何かあったときには言わせていただくというふうに考えますので。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 梨澤委員の質問にお答え申し上げます。

委員の名前につきましては、後ほど公表させていただきます。

それから、住民会等の情報が漏れているというよ

うなお話でございますけれども、住民会長につきましては、情報公開する方の条例におきまして、当然町民が周知し得る情報といたしまして、うちの情報コーナーにつきましても、住民会長さんのお名前につきましても公表してございます。ただ、住所、電話番号等は記載してございませんが、どここの住民会長さんはだれだれですということの公表はしていることで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 公開をしているということで片づけられて、そしてわからない文書が来たら、それは慣例だと。公開をするのであれば、これ情報公開も入ってますからね、公開をするのであれば、こうこうこういうものも付随しておりますよという、そういう説明もなければならぬのですよ。公開をしましたわ、あとは黙っていて、突然来てびっくりするということにならないようにしていただきたい。それがずっと今まで行政を通してやってきた、皆さん方は、言えばおわかりでしょう。おわかりだと思っております。そういうことでやっていただきたい。ないと言ったら、なくても結構です。現実に出たとき対応しますから、そこのところをお聞きます。

委員長（西村昭教君） 情報管理班主幹、答弁。

情報管理班主幹（北向一博君） 梨澤委員の御質問にお答えいたしますけれども、個人情報の保護と情報公開というのは、裏腹の面がございまして、基本的には行政情報につきましてはすべて公開する。ただし、その中にある個人の資産とか心情、いわゆるプライバシーにかかわるものについては保護するという旨で運用しております。

御質問のありました行政の代表者、それから町内会の代表者などにつきましては、住民が互いに知る必要があるということで、これは開示、公開請求をされるまでもなく開示しております。ホームページ上にも載せておりますし、役場1階の町民コーナーにあります情報公開用の資料にも添付してございますので、どなたでもごらんいただいて利用いただける。ただ、問題は、その知り得た名簿をどのように使っていくかということにつきましては、今般施行されます個人情報保護法に記載されているとおり、個人のプライバシーに抵触しないように使うように今規定されております。その点につきましては、今回の4月1日の法施行が、個人情報を利用する側で明確に規定されるということで理解しております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町の方では行政改革という形で、職員定数の見直しという形でうたわれております。そこでお伺いしたいのは、68ページにかかわった職員のいわゆる採用と、今後の職員定数をどこまで引き下げようとしているのか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

また、臨時職員等についても見直しをするという形のこの間の答弁もあったかと思っておりますので、今後そういう対応についてもお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 職員の適性化というか、採用計画につきましては、現在その計画を見直している最中でございます。けさ予算の説明資料でも出してございますが、ここ当分は採用を見合わせなければならない状況にあるかなと考えているところでございます。当然その中で、人件費等の抑制にかかりましても、臨時職員、また職員、そういう聖域なき見直しが必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 当分の間ということですから、その適正化数については幾らかというのは、従前は出ておりましたが、今後についてはわからないということですか。

例えば、もう一つお伺いしたいのは、いわゆる採用が途絶えるということになれば、一定のやはり継続性のある当然その事業であり、住民にかかわる問題でもありますので、全く途中で採用しないということであれば、これまた今後の行政を運営する上で非常にやはり困難な部分が直面する部分があるのではないかなというふうに思いますので、この部分を何年次には1人ぐらい採用したいとか、何名ぐらい採用したいとかというやっぱり当然目標も持った行政改革というのがあるべきだと思いますが、今の担当の課長の説明ですと、わからないと、行政が大変だから、お金がないからこのままでいいのだというような話なのだと思いますが、やはりそれでは困ると思いますよね。そういうことではないという、町長首を振っておられますが、そうすれば、どういう方向で今後の進められようとしているのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、今総務課長申し上げましたとおり、職員数の適正化計画というのを、今般18年まで以前の計画もってございましたが、17年以降、今日のこういう状況の中で、それを見直していくべきだというふうに考えてございまして、1

7年以降25年ぐらいまで、3カ年ぐらい目まぐるしく状況が変わってまいりますので、3年ぐらいめにローリングをしていくというようなことで、大体9年ぐらいの中で、その適正化計画を定めようということで、今内部でその調整中でございます。そういう中で、組織のあり方についても当然職員数が減ることによって、どういう体制で行けるか、要するに行政サービスを講じていくわけですから、それなりの体制が必要だというようなことから、その中におきまして、当然正職から臨時職員に切りかえてできるような事務だとか、そういうものの中身を検討いたしまして、いわゆる職員数の適正な人数は、この間においてどのぐらいだということを決めようということでその計画を、今原案づくりをしているところでございます。

今のこういう財政状況の厳しい中におきましては、さきの行財政改革の実施計画の中で、大枠として人件費15%という一つの目標設定してございます。そういう中で、当然職員数も減らしていかなければならないというような内容になってくるかと思えます。基本的には、大きく補充ということは、今後この9年の中ではちょっと難しいのではないかと、最小限の採用の補充にとどめていくというような内容になるところでございまして、これにつきましては、また町民の皆さんの御理解を得た中で、この計画書を公表いたしまして、その辺の御意見を賜っていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 全く採用しないのではないということで、早急にその方向性もきちっと示していただいて論議しなければならぬ問題もたくさんあると思えますので、やっぱりこの間1人ぐらい、今年でしたか、採用されているかなというふうに思うのですが、そういうことも含めて、やはり全くどうなのかと、そういう財政で必要性があって採用したのだとは思いますが、一方でそういうことを言っていて採用するということでは、どうもそのちぐはぐではないかと。

私、雇用の関係で言えばやはり、一定のやはり自治体ですから、雇用も大切だと思っています。全く否定はしませんが、やはりきちっとした体制の中で、この雇用計画もやはりきちっと採用計画も示していただいて、その上でどうなのかということも明らかにしていただかなければならぬ問題だというふうに思いますので、もう一度その点を確認しておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え

申し上げます。

議員のおっしゃるとおりでございます。私も当然こういう厳しい状況を迎えた中で、組織のあり方、職員数のあり方等につきましては、相当住民の皆さんに御意見伺った中で、どうあるべきかということをやっぱり考えていかなければいけないというふうに思っております。

たまたま17年度2名の採用でございますが、途中におきまして職員が予想外の、いわゆる計画から外れた分で早期退職なされたという状況の中で、2名の関係につきまして、17年度は補充をする考え方でございます。当然数の関係につきましては、予測外の退職される方がございましたので、そういう中で補充をした状況でございます。

これまでの状況といたしましては、3年間全く不補充な状況でございました。さきの適正化計画の中での対応ということで、そういうような措置をさせていただいたところでございます。

そういう中で、予想外のものについては、やはり現状の組織の中でサービスを提供していくという体制の中で、十分吟味をした中で判断をしながら、その辺の対応をしてきたということで御理解を賜っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

米沢委員。

9番（米沢義英君） 確かに予想外の対応ということでもあるかと思いますが、やはりこういった問題についてはどうなのかと。お金がないと言っておきながらですよ、やはり採用を控えたいと一方で言っているわけですから、確かに予想外の退職であっても、内部で本当にそういう補充しなくても、できなかったのかというような疑問も起こり得るわけですよ。その点で、確かに町の説明では、予想外の退職で早急に対応しなければならないということなのでしょうけれども、そこら辺の説明という点では、どうもはっきりしない部分があります。どういう経過で採用されたのかということでは、予想外の退職だということだけなのですが、どういう支障があったのかということも、やっぱりきちっと明確にさせていただきたいというふうに思います。

雇用するのだったら、本当にそういうものも含めて、やはり支障があるのだからやっぱり雇用するのだということもきちり示していかないと、やっぱり住民にしても、私にしても、やはりどうも納得いかない部分がありますので、この点はどうだったのですか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

予想外というのは、18年までの適正化計画の中で削減方針だとか、そういうふうにとってごさいます。当然16年度から機構の改革だとかそういうものやりまして、そういう中で位置づけをしてきてごさいまして、それからその中で一定の職員数を確保するというをしておりますが、いわゆる個人の意思によってやめられていく方が出てくるということでごさいます。これは計画の中では予想をしているわけではございませんので、そういう中で、その現状の体制の中で不足する分については補充をしていくということでごさいますので、決してその場限りということではないわけです。中身としては、そういうことを十分勘案した中で対応しております。

数が単に減ったから補充をしますということで単に扱っていることでもないわけです。当然事務の委託に切りかえて、ここをいわゆる個人的な理由でやめても、それに対応できることができないかどうか、そういう中身も検討しながら対応させていただいているということで御理解賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 簡潔にお尋ねいたしますけれども、85ページの特別職報酬等審議会の予算計上がなされておりますが、17年度どのような予定で審議会を持とうとされているのかということ、あわせて当初配付受けました資料の中にも、17年度以降の行財政改革の取り組みの概要の中に、行政委員会や附属機関等の見直しで、1,200万円の明年度に向けての効果額を、期待額が掲載されておりますけれども、1,200万円の効果額を出すということは、これ特別何か大きな要因でもなければ、非常に難儀なことではないかなと思いますが、そういうこともありまして、特別職報酬等審議会の件についてお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 向山委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

特別職報酬等審議会の開催の関係でございしますが、予算上計上いたしております。これまで人件費の関係につきましては、職員については国公に準じた中で改正がなされてきている経緯がございました。そういう中におきまして、当然特別職、それから非常勤特別職、この辺の関係の給与の見直しということをおお体2年ぐらい置きに町民の皆さんから代表していただきまして、そういう中で御審議を賜ってきた経緯にごさいます。

今予算に提案している状況におきましては、それも1点ごさいます。それから、今行財政改革の中で、基本的な方針として人件費総枠15%ぐらいの

削減をしていかなければ財政がもっていけないというような状況の中で、当然特別職から職員に至るまで、この内容をやはり検討していかなければ、そういう中でトップに立つ者としても、その辺の報酬を町民の皆さんに御審議を仰がなければならないというようなことで、その行革の方針に沿った中で、今回報酬等審議会を開催させていただきまして、その辺の内容を御検討いただくというような予定を立てているところでごさいます。

内容的には、非常に大きな人件費幅の削減になるということで、それなりの効果を生まなければいけないというような判断もいたしておりますので、そのような数的な面も出ているような状況にあるところでごさいますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 考え方については理解いたしますが、ただ1,200万円もの期待、効果期待額が示されるということは、当然具申をする段階で、何らかの思い入れと申しましょうか、意図を持って具申しなければ、非常にその効果をあらわすということは大変でないかと思うのですよ。それで、この1,200万円の期待額を積み上げてこられる基本の部分、ベースの部分にはどういうものをイメージされてこういう数字になってきているのかなということでお聞かせいただきたい。

委員長（西村昭教君） 行政改革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 向山委員の御質問でございましてけれども、17年度から18年度以降に向けてということでございまして、既に今議会でも農業委員会の委員定数等で反映をさせていただいているものもございまして、それからそのほかにも各種費用弁償、いわゆる旅費等の関連につきましても削減等をいただいております。それらを含めまして、今後の対応として、委員報酬総体の附属機関も含めまして御検討いただきながら前へ進めていきたいというのが今の考え方でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） どうも私この1,200万円という数字にこだわるわけですが、1,200万円積み上げるということは、そう並みなことではないような私イメージするものですから、何か薄く広くということで、果たして1,200万円という数字が積み上がるのかなど。何か17年、本年度から明年度にかけての改革の中で、厚みがある何か機関だとか、委員会とかというものを想定され

ているものあるのかなというふうにも思わさってしまうのですけれども、そういうイメージはなされてないのかどうか、最後にお聞きしたい。

委員長（西村昭教君） 行政改革推進事務局長。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 向山委員の御質問にお答えしたいと思います、特に厚みがあるかというようなことをもっているということではございませんが、総体としてそれぞれ進めさせていただきたいということでもあります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 85ページの自治会活動、先ほどお聞きしましたら15%減と、町内会等協力謝礼ですね。町内会というのは物すごいのですよ。消防とか、福祉とか、神社とか、交通安全とか、みんな寄附出ていきます。おのずからここも削減ということなのでしょうが、あわせて行政と住民自治というのがオーバーラップしてくるようになっていくと思います、行政改革進めるに従って。その時点で、私補佐の顔見てふと思出したのですよ。実は住民会長連合会の私仕事しているから、住民会長に連絡するために、安く上げたいと思って往復はがき打ち方教えてくれないかといってやったら、そういうことに役場やると、そういうことに、住民会のそんな役場が仕事するときりがないから、そういうことはできないと言われてまして、それ思い出したのだからね、そういうことでもって行政と住民自治というもの、本当にうまくいくのかなと思いますよ。金は減らされて、その中で何とかやりたいなと思って、それは役場のやることではない。役場というのは、ここに向かってこうやって仕事してさえいけばいいのだ、あんたたちの面倒なんか見れないよということのかな。住民会長、連合会なのですけれどもね、その辺のところ、助役どう思いませんか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げます。

基本的には、行政改革の中でも言っておりますけれども、こういう厳しい状況の中におきまして、やはり行政の役割と自治会の役割、そういう中で、その辺のところをきちっと明確にしていかなければいけないという中で、私どもの主幹の方でそういうふうに判断されてお答え申し上げたのだらうというふうに思っております。そういう中で、その辺のところを行政として本当に取り組むべきものなのかどうか、そのところを御判断いただかなければならないと思います。これはやはりそういう中で、幅広く御意見伺って、この分野については行政でやるべきだというような点が出てくれば、行政の方でもそれ

を検討するということになるかと思っておりますけれども、基本的には連合会だとしても、連合会の自主的な活動の中でやられる分野として判断して、そのように申し上げたのだというふうに理解しております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 今の件について、結局農家の住民会長は、農協に行ってもらっているのですよ。お金かかりますとやっぱり言ってます。しかし、今のようにこれ見たら10万円ですものね。40万円だったのが、住民会長連合会の40万円だったのが、10万円ぐらい行っているような状況でもありますし、町内会としてもいろいろあると思うのですよ、お聞きしたいことであるとか、やってもらいたいことあると思うのですよ。それを四角四面に、行政というか、政治というのは四角四面ではないと思うのですよね。どこかで丸くなって重なっていかなければならないのではないかなと思うのですよ。これ今後のことありますから、これからなのですよね。だからその辺のところをお考え、補佐の言ったこと悪いとかそういうこと言っているのではないのですよね。いいのかなと私自身も疑問に思うから再度お聞きしますけれども、どうでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げます。

基本的には、自分たちでやるべきものなのか、行政がそのサービスをやるべきものなのかという点をやらないと、当然類する事務がたくさん出てきますと、当然職員がそれにかかわって、例えば町内会の自治会の仕事をお手伝いするという形になってしまいうから、そのところはきちっとやっぱり一線を引かないとだめだという判断を持ってございますから、その点だと思います。要するに、サービスが行政として過剰になるかどうかという点だと思います。この分野ぐらいまでは、行政でひとつやってもらわないと困るよというようなことで合意がある程度できれば、行政はそれは職務としてやっていくような形になるかと思っておりますので、その辺の点につきましては、やはり町民皆さんの御意見賜った中で判断をしていかなければならないというふうに思います。

委員長（西村昭教君） それでは、まだ質問もあるかと思っておりますが、昼食休憩に入りまして、午後からまた継続したいと思いますので、よろしく御意見を伺います。

再開時間を午後1時といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の質問につきまして、答弁漏れがありましたので、答弁いたさせます。

情報管理班主幹、答弁。

情報管理班主幹（北向一博君） 午前中の4番梨澤委員の御質問の中で、情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員の名前を公表いただきたいという件がございます、5名ただいま申し述べます。

須田保幸、旭川市、平倉範子、上富良野町、大垣俊光、上富良野町、岡本英男、上富良野町、濱本幹郎、上富良野町、以上5名です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 93ページの防災会議運営費のところで御質問したいのですけれども、いわゆる一般会計の予算書にもありましたし、それから執行方針にもあったとおり、防災に強いまちづくりをしていかなければならないという割には、やはりこれだけ自然災害が多くて、十勝岳もあり、そしてまた地震等々もあるという中において、ちょっと予算のつけ方が甘いのではないかなと。むしろ全町民を巻き込んだ防災訓練の実施などを見越して、そういった予算の配置がされるべきかと思うのですけれども、その辺の点について伺いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 12番金子委員の防災についての質問にお答えを申し上げます。

町民を巻き込んだ予算づけという質問でございますけれども、当町、当然活火山十勝岳を抱えていますので、毎年これに対する防火、防災訓練を行ってございます。これらの費用につきましては、それぞれ参加する機関の自分たちの負担の中で訓練の執行をさせていただいてございます。そういうことで、ここで見ております予算につきましては、防災会議の委員7名分の予算のみの計上ということでの御理解を賜りたいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） ということは、もうあれですか、町としてそういう大規模地震ですとか、そういったものに対応するのは、やはり自治区であったりとか、それからその各関係機関ももちろんそんなのですけれども、やはり住民自治の中において、そういう防災意識の強化を図っていかなければならない時代において、それらの対処はなされてないと

いうところが非常に疑問を感じるのですけれども、いかがでございましょうか。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 防災のそれぞれ自主運営といえますか、それぞれ各地区において防災の自主活動組織それぞれ、その組織の啓蒙についても図っているところですが、なかなかそこまでいかないのが現状でございます。

委員のおっしゃるとおり、確かに昨年地震災害、津波、もろもろの災害多数ございました。これらに対する対策必要で、当然住民を巻き込んだ中でのこれからの訓練、また、そういう活動大変大事だとは考えてございます。地域防災計画まとまりましたので、それらも含めてこれから十分検討していかなければならない課題だと考えております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 78ページにかかって、財産管理費の委託料の問題についてお伺いいたしますが、今回はこの総務費の中で、前年度から比べてみても、約500万円ぐらいの予算が委託料が増額されております。総体で見ましても、3,600万円あたり全体で増額という形になってきております。

そこでお伺いしたいのは、各地域では、この委託契約、あるいは一般公共事業においても、相当な委託のあり方の見直しという形で、いわゆるなるべく歳出を低く抑えようと動きが出てきております。そういう意味では、今後この委託料というのは、伸びてくるであろうというふうに思います。そういう意味では、一定のやはり減額措置、契約時における手法のあり方という点でも、見直す必要が来ているのではないかなというふうに思いますので、この点について見解を求めておきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 行政改革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますけれども、御発言のとおり、委託等に関しましては、今後さらに伸びていくだろうというふうに予測をしているところでございます。これらの委託にかかります積算内容等につきまして、現在プロジェクトでそれぞれの内容について精査をしながら、あるべき姿を今検討中でございまして、今後それらまとめ次第、また反映をさせていくということで、現在のところ進めてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 全体的に見直すということですから、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、80ページの企画費、基地調整室にかかわってお伺いします。

近年、上富良野の演習場にかかわる騒音被害という形でいろいろな補助金等が来ております。旭野地区においては場所やあるいは湿度、雲の高さによってその砲撃の響きが若干強弱あります。やはり地域の人にしてみれば、やはり砲撃の中で窓ガラスが揺れるというような状況が生まれてきております。そういう意味で、こういう個人の部分に対しては補助ありませんが、やはり住居、家屋についても牛等飼っている、あるいは住居についても、そういった防音対策の補助を適用できるような、そういう実態も含めて、もう調査して改善する必要があるのではないかと思っておりますので、この点についてまず伺っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問にお答えします。

ただいまの質問、演習場直下の旭野地区等への騒音への対応という御質問かと思っておりますが、委員もおっしゃっていたように、まず住宅防音等については、この地域については該当しないのは御案内のとおりでありますし、しかしながら家畜等が驚くとかということも、過去にもありましたように、今後考えられるわけでございますので、それらについては、できる限りそういう訓練の事前の周知も今一生懸命やっているところでございますし、また、天候によりまして、なかなかこれらについては一貫して訓練が即そういう騒音、振動等にすぐ直結することではなく、天候によりまして大変差異がございまして、この辺については、また駐屯地の部隊とも十分過度な御迷惑のかからないようなことについては調整をしたいと思っておりますが、冒頭申し上げましたように、家屋への補助等につきましては、私どもの地域については、今の現制度では補完できないということでございますので、制度上そうなっていることについては、御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

なお、制度の改正等については、全国基地協とか、そういう機会を通じまして過去にも要望してございますし、今後も機会あるごとに、そういう地域のいろいろな声を反映できるような要望については、努めて行ってまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、いわゆる自衛隊の演習にかかわって、里仁の公民館施設、あるいは日新の公民館施設を自衛隊の訓練という名目で貸し付けたという事例が昨年度あるかと思っておりますが、こういう実態については、御存じだとは思いますが、本来のやはり目的外使用ではないかというふうに考えております。福祉の増進という形では重要かもしれませんが、しかし明らかに自衛隊の演習というのは、やはり敵を想定した中でその訓練が想定されているわけですから、そういう意味では、確かに上富良野町は自衛隊との共存という形でうたっていることは、もう御存じでありますし、私も知っております。しかし、そういうものに恒常的に使用を許可するというのであれば、どんどんエスカレートしてしまうという可能性もあります。

今、とかくやはり平和憲法の問題が重要視される中で、やはり一定の町においても、自衛隊との共存とはいえ、歯どめをかけるという点では、重要視する必要があると思っておりますので、なぜ使用を許可したのか、また目的外使用に当たらないのか、この点を伺っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9番米沢委員の御質問に、基本的なことを御説明というか、お答えさせていただきたいと思っておりますが、昨年あらゆる訓練を想定しまして、町の施設、敷地等を結果として使用許可をしたのは事実でありますし、私ども町としましても、委員がおっしゃるように、本来の施設機能を大きく阻害するようなことについては、当然使用許可を避けなければならないということは、もう当然のことです。昨年の例からしますと、そういう事態を想定するに至らないという範囲でございますので、使用の許可をした経過でございます。

今後におきましても、あらゆる訓練を想定し申し出があれば、そのおのおの訓練の内容を十分お聞かせいただきまして、私ども本来の公共施設の機能、それから周辺への影響度を十分見きわめながら判断してまいりたいと思っております。一概にこの段階でこれはいいい、あれはいいいとは言えませんので、一般論でお答えさせていただきますが、いずれにしましても申し出のケースごとに判断をしてみたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私、一般論を聞きに来ていられるわけでないわけで、やはりこれは明らかに演習、いわゆる軍事訓練を目的とした施設対応ですから、

目的外使用ということは明らかだと思うのですよ。この部分、もう一度見解述べてもらいたいと思います。

近年では、上空に夜間飛行、あるいは夜間攻撃訓練等が行われております。口では言いませんが、こういう町ですから、やっぱり聞けば相当不満持っているわけですよ。そういうことを行政は歯どめをかける、それが行政の本来の役割だと思っておりますので、その点もあわせて、もう一度その見解をお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 米沢委員の御質問にお答えします。

訓練、今委員がおっしゃるように、夜間飛行訓練等につきましても、事前に通報を受けてますし、これらの内容につきましては、防災無線等で町民に広く周知をしているところでございます。

自衛隊の役割等につきましては、私が言うまでもなく、今特に大規模災害とかいろいろなことを想定しまして法の整備もされてますし、実態としましては、そういう要するに国際貢献、それからそれ以外の災害等に対する支援を行われているのが事実でございますし、本町におきましても、この十勝岳の噴火を想定しまして、御案内のとおり非常に高度な訓練をお願いしているところでございます。そういうことからしても、自衛隊の本来の訓練については、どの程度かについては私どもも承知できる範囲と、そうでないところがございしますが、いずれにしましても町としましても、そういう地域の特性を考えたときに、やはり自衛隊が、前段で申し上げましたように、地域の大きな影響を及ぼさない範囲であれば、町長においても訓練の個別の内容を十分お聞かせいただいで判断しなければならないというふうに思いますし、今後もそういうことを基本に対応してまいるのが町のスタンスであるというふうに思っているところでございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私これを認めるわけにいきませんので、ぜひその点を御承知の上、また夜間飛行訓練、砲撃についても中止を求めるよう訴えておきたいと思います。

次に、84ページの地方振興費にかかわって、特別職報酬費等についてお伺いいたします。これは特別職、いわゆる町長が諮問する形になるかというふうに思いますが、そこで収入役制度の廃止の問題が提起されるのかどうなのか。これは住民が今負担求められるという状況の中で、非常にやはり町における対応もよく見ております。そういう意味では、町長はこの間の質問の中では、相変わらず1回目と2

回目とではトーンが下がって、まあ廃止しないと、収入役制度については、今後も継続したいというような旨の答弁だったかなというふうに思います。そうでないとすれば、いつまでにその収入役制度を廃止されるのか、私は明確にさせていただきたいと思います。

また、この間の質問の中では、財務における新たに職員を配置しなければならないということをおっしゃっていましたが、十分配置しなくても、他の自治体でももう既にやって、いろいろ聞きましたら十分対応できるのだということをおっしゃるので、私はこの点についても、やはり町長の見解というものを改めて求めておきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の特別職の報酬等審議会の件についてお答えさせていただきます。

これは報酬等審議会においては、収入役職を廃止するか廃止しないかを諮問するのでなくて、報酬を諮問するのであって、ここではその廃止とか云々については、この報酬等審議会には諮問いたしません。報酬についての諮問をいたしたいというふうに思っております。

それで、収入役制度の廃止するのかがかかということではありますが、私といたしましては、さっきからお答えしておりますように、財政的にどういふふうな形になるのかということをお十分見きわめながら対処していきたいと。

今委員は、例えば収入役制度を廃止しても、一職員で対応して十分そのこと、処理は、対応はでき得るのだという御見解でありますけれども、我が町の120億円からの財政を任すには、やはり何としても責任負えるやはり管理職を位置づけなければならないというふうに私は認識しておりますし、例えば仮にはありませんが、町長が兼職するにしろ、助役が兼職するにしろ、それにかかり切りでいれるわけではありませんので、やはり課長相当職の責任のある者を配置するということが前提になると。そのときに、基本的に今の現状の人員費と、収入役報酬とどのような差額が出てくるのか、そして責任体制というのがどのようになっていくのか、そういう一般的なことを見きわめながら判断していきたいと。私としての最終的な判断につきましては、現収入役における任期までの間には結論を出したいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ぜひ内部異動も含めてやれば十分対応できますので、ぜひはっきりさせていた

だきたいというふうに思います。

次に、84ページの名誉町民の年金の問題では減額されましたが、将来的にはこれは廃止という方向で見直しをかけておられるのか、この点です。この点を伺っておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

名誉町民年金の関係につきましては、昨年から減額措置をさせていただいたところでございますけれども、現段階においては、引き続き出していく考え方でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ぜひこの部分についても、廃止をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に移っておきたいと思いますが、80ページにかけて、大文字焼きの問題についてお伺いいたします。

町長はこの間の中でも、担当者のお話でも、将来的には廃止するのだということでもあります。この部分に言えば、廃止をいつまでするのか何するのかわからないと、もう真綿で首を絞めるような形で、どんどんどんどん絞めていくと。やはりそうではなくて、廃止するのだったら年月日をきっちり明示する。

私は廃止しなくても、減額措置でも十分対応するような、そういう措置をとっていくべきだというふうに考えておりますので、この点については、廃止なのか、このまま減額で継続なのか、この点を明確にさせていただきたいというふうに思います。

確かに経済効果の問題言いましたが、経済効果の問題で言えば、いろいろな問題、他の補助金もありますよ。とってつけたように、これだけが経済効果がないから廃止というような理論というのは成り立たないわけですから、やっぱりこの点をきっちりどう思うか、やはりこの大文字焼きが発生したのかということも含めて、やはり歴史的な背景も含めれば、十分存続する値がある予算だというふうに思いますので、この点について明確な答弁を求めます。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の大文字につきましてお答えさせていただきますが、私自身も実行委員の皆さん方とお話し申し上げておりますことは、今までの町の財政状況からして、大きく変わってきていると。その中で、従前のように潤沢とはいかなくても、応分の助成をしてこれたけれども、これからはなかなかそういうことは非常に厳しくなっ

てきているという中にありまして、今年度は減額させていただいた。ただ、この減額させていただいた中でも、実行委員の皆さん方と調整をさせていただきながら、どういうところで節減をし、どういうところで対応すれば、この大文字が継続していけるかどうかというようなことを、ひとつ実行委員会としても十分検討してくれと。そして、町としてどれだけの助成をすれば継続できるのかということも十分検討しながら、これから町として考えていきたいわということで、実行委員の皆さん方にはお話を申し上げているところでありまして、行政改革実施計画の中では、基本的には今後将来的には廃止する事業ということの中で項目として掲げられておりますけれども、今議員の御意見にもございましたように、経済効果はなくても、そのイベントそのものの地域に与える効果がどのようにあるのかということも十分配慮しながら、今後この事業が継続していける状況がどれぐらいの町の助成で継続していけるのか、そしてその助成が町として対応でき得る金額の範囲内なのか、そういったことも十分これから検討しながら最終的な判断をしていきたい。できることならば、我が町の若い世代の皆さん方がこぞって取り上げてきたこの事業が、継続してでき得るように実行委員の皆さん方の努力をしていただければなというふうに思っているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。他にございませんか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 95ページの税務課の課税事務費ということかな、予算の中で700万円の減額ということなのですが、これは納税組合の助成問題もあるのかなと思っております。ただ、御存じのとおり、平成17年度から消費税の改正によって、課税業者が1,000万円に引き下げられ、課税金額が。それで、17年度ですから、来年、18年3月に申告なのですけれども、その段階で農業者だけでも今回のあれで200人を超す課税業者がいるわけですね。そんな中で、税の受け付け、そこら辺の対応、今の段階で非常に対応し切れないのではないかなという気もするのですけれども、ただ半月ぐらいずれるので、そこら辺の対応はできるのかなと思うのですけれども、ただ農業者も初めての人がかなりいるので、そこら辺の対応どうなのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 今の現状で進めていく予定でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 92ページの防災対策でお伺いたしますが、今町では18年度、19年度にかけて、防災計画を作成中ということと言われております。予算も計上されております。ここで伺いたいのは、やはり地域の医療費の確保だとか、途中でですから未完成ということでお伺いたしますが、実際に災害に遭った場合、病院あるいは薬の措置、水の措置においても、それぞれのやはり薬局等における連絡、あるいは体制が網羅されていなければ、当然それが成り立たないということは明らかでありますし、やはりこういった部分がやはりどうも不明確ではないかなというふうに思います。

それと、これは地震も含めて、この沿線と一緒にそういう災害が起きないとは限りませんので、やはりそういった広域連携のあり方等についても、相当突っ込んで内容を精査して部分的な改善も進められているかというふうに思いますので、今現段階における広域連携のあり方だとか、各、薬や薬品や食、水においてもどのような連携のあり方が今模索されているのか、この点について概要でもいいですから、わかればお話をさせていただければというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(越智章夫君) 米沢委員の防災に対する町の心構えというか、計画であります。まだ広域というか、この沿線での協議はなされていないのが状況です。当然どのような災害が起こるか、大変災害対策は難しいところもありますけれども、これから当然にしてそういう計画、またいろいろな援助の関係についても、当然これから十分検討して協議されるべきなものと考えておりますし、町におきましても、積極的にそういう働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 87ページ、地方振興費の中で生活灯の電気料の補助の関係なのですが、一応第1種が80から70、第2種は60から50というような形でございます。非常に町内会の関係の町の補助も減ってくる、逆に今度は負担増が出てくるということでございます。

それで、まず第1点は、今後この生活灯の関係についての考え方、これからまだ減額をしていくのか、これが限度なのか、ある面で第1種と第2種とそれぞれ場所的な関係で違いがあるのですけれども、まず今後のこれに対する取り組み方について、

まずお伺いをしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この生活灯にかかわります電気料金につきましては、町の補助規則に基づきまして、第1種、第2種に分けまして、町内の方の御負担、さらに町の補助によりまして維持管理されているところでございます。

17年度におきましては、従来の第1種の電気生活灯につきましては、80%を70%に削減をしていただくところでございます。

また、第2種生活灯におきましても、現在の60%を50%ということで見直しさせていただくところであります。

また、将来にわたりましてどうかということでございますけれども、基本的には約50%程度地域住民の負担、町の負担ということで考えてございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 基本的に50%ということは、第1種は80から70、第2種は60から50だから、第2種は今課長の言う50%でいいのですけれども、第1種も50に下げていくということな、第2種もそれに依じて下げていくということなのか、その点ちょっと明確にお願いしたい。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 中村委員の質問にお答えします。

基本的には、第2種につきましては、50%ということで御負担願うということでございまして、第1種につきましても、最終的には50%の御負担していただくような形でということで考えています。段階的でございますけれども。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 今後50%というのは、もう第2種は60から50にもうなってしまうのですよ。だから僕言うのは、それでは第1種は80から70にして、それから今後50にするというのであれば、第1種を50にするというのであれば、第2種はまたそれより下がるのかということをやっぱり町民の皆さん方は今後どんどん負担がふえてくるから、どうなるのかということの我々に対する問い合わせもあるものです。もうこれでとまるのかということで、ただ今言うのは50%ということだったら、もう第2種は既に50%今回なっているわけですから、その点を明確にさせていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 今御質問の第2種生活灯につきましては、50%でもう抑えるということ御理解いただきたいと思っております。

第1種は、17年度10%削減いたしました。今後50%になるように計画的に削減を図ってきたいということ考えています。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、基本的に第1種も第2種も、第1種については若干年度の差はあるけれども、いずれにしても全部50%で抑えるということによろしいのですか。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の御質問ですけれども、最終的には、1種につきましても2種につきましても50%各町内会の御負担、町の負担50%ということ考えてございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） そういうことであれば、私は我々議員の皆さん方も、今一番心配していることは、今後そういうことであるいろいろな関係の負担がふえてくる。それから、逆に補助金が減ってくる。そういうことになると、いかに今後上富良野の郷土のまちづくりという感覚でいるのに、そういうことであっちでばらばら、こっちでばらばらと、こんな形で互いにやっぱり町の将来を考えてということであれば、例えばこれから出てくる雪の排雪の問題もそうですね。2.5回から1.5回にするというような今行革の考え方が出てきてます。ですから、基本的にそういうもののいろいろな分野の関係を町民にいか理解をしてもらい、自主自立のためには、こういう部面で町民も協力してほしい、お願いする、お互いに痛み分けをするような形のそういう話し合いの場をやっぱりどんどん持っていくと、僕はだめでないかという気がするのです。だから今課長の言うこの生活灯の関係は、今度は50、50にするということになると、極端にですよ、第1種のところは、50でそれでは商店街やなんか絡んでくるようになってくると、そうであればどうなのかという問題提起も場合によっては出てくると思うのです。ですから、そういう前段のいろいろな話し合いの中を持っていかないと、僕はだめだということで、これは課長だけでなく、うちの役場のいろいろな分野でこの問題が今発生してきてますから、そういうことで、基本的に町長ともにつくるまちづくりということで、今後これらの問題の対処の仕方をどうするかということで、たまたまこの生活灯の問題が出てきましたので、我々議員控え室にいても、やっぱりそのことがちゃんとしないとだめですよと

いう意見が多いものですから、そういう点で町長お願いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきますが、今生活灯あるいは1種、2種の外灯の電気料金の件でありますけれども、これにつきましては、基本的に今担当課長から御説明申し上げましたが、私といたしましては、行革の中で十分検討していかなければならない課題であるというふうに認識しておりますし、今実施計画を組んでおります平成20年までの対応の中で結論を出さなければならないと思っておりますが、基本的に、この地域がどれだけ負担をしなければならないのか、広域性がどのようにあるのかということ判断した中で、当然にして地域が電気料の負担をどの程度負担し、広域として広域的にどの程度負担していくべきなのか、そこにある外灯のすべてが地域だけのためにあるのでないということの認識の中で、そういった判断をしながら、この負担割合というのは、今後行革の中で十分町民の皆さん方や議員の皆さんと議論をしながら決めていかなければならない課題かなというふうに認識いたしております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） ちょっと関連みたいな形になるのかなと思いますけれども、今中村委員おっしゃるように、やっぱり説明が足りないと思うのですよ、僕は町民に対する。いろいろな会議を開いているのだろうと思うのだけれども、何月何日ここでやるから集まれよというのでなくして、これからやっぱり町民に理解をしてもらおうと思うならば、各団体に向いて行って、その話し合いをするということが必要なのだと思うのです。これから自立でやるのだ、自立でやるのだと町長言うのだけれども、自立といたらどれだけの負担がかかるのだということをきちっと町民にわかるような形で説明をしていかないと、ぼろぼろとこういうふうにして上がってきて、議会だけでももう仕方ないのかなんて言うていくからおかしな問題になってくるのだと思うのです。そういうところも含めて、これからやっぱり検討する必要があると思うのだけれども、その辺はいかがですかね。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町内会ではどのようになっているかということなのですが、町内会では会費を集めて、それぞれ町内会の会費違いますから、その支出を見ましたら、やはり多いところで、3割から4割がいろいろな消防協会費、福祉会費、いろいろな形でもって支出しているのですよ。これ厳密に

言えば、半ば強制的に会員ですよという形になっておりますけれども、本来一人一人が自主的に納めるべき性質のものだと私は考えています。今まで流れありますから、そういう形で町内で一遍に何戸分ですよ、何戸分ですよという形で負担になっています。この負担が、さらに恐らく行革で補助金が削減されて、福祉協議会等のいろいろなもの、あるいはその他のものが削減されれば、また会費の値上げということにつながるおそれがあります。なおかつ、こうやって防犯灯やその他の予算が削減されるということになれば、当然収入が減っているところへもってきて、さらに負担をするということになれば、本当にどうなのだというやっぱり疑問の声が今出てきています。さらに出てくると思います。そういう意味では、やはりきちっとこの真綿で首を絞めるというような方式ではなくて、本当に住民が知りたいのは、いつまで我慢すれば本当に暮らしがよくなるのだと、通り一遍なこと言いますが、このぐらいの気持ちですよ、今。このことを明確にさせないで、ただ将来的にお金がないからというのは、納得できない部分だと思います。

町の人は、町のことと思ってますから、いろいろ協力はしてくれると思います。ただ、その接点を皆さん御存じのようにいろいろ努力もしてます。役場の職員の方も、そういった意味ではわかりませんが、もっと努力する必要があるのではないかと思いますので、その点伺っておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 行政改革推進事務局長。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 仲島委員、それから米沢委員の御質問でございますけれども、これらの内容につきましては、特に補助金等も含めてでございますが、検討を加えながら地域の中に入っていきよう、今後検討を進めていきようように努力を重ねてまいりたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

それでは、次に移りたいと思います。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

次に、歳出、第3款の104ページから135ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 107ページの国民年金事務費でございますけれども、これは国から9万8,000円ということで、これはわかるのですが、国民年金は今年280円上がりまして、1万3,580円になるのですけれども、4月から新割引制度が導入されるのですが、これはまあ毎月全納の割引が月40円ぐらいということなのですけれども、これを4月から利用したい場合は、3月に申請

しなければいけないと、こういうことなのですけれども、こういった部分は、町民にとっていい情報となれば、少し町のお金もかけてもいいのではないかと思うのですけれども、これらについてちょっとお考え聞かせていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 村上委員の御質問でございますけれども、今割引という形でちょっと伺ったのですけれども、うちの方では、今年度現行1万3,300円から1万6,900円になりますけれども、それらの割引制度につきましても、住民に対する周知、広報等で十分していきたいなというふうにして考えてございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 108ページ、敬老祝い金の109ページにわたってお伺いいたします。

町では、今回条例でも出てきますが、100歳以上の方については、敬老祝い金を廃止するという形になりました。その経過についてお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の敬老祝い金の御質問でございますが、100歳以上の長寿祝い金を今回、今年度で見直し、廃止の方向でこの敬老祝い金の見直しをさせていただくことですが、その経過についてという御質問でございます。これにつきましては、確かに平均寿命も延びまして、より一層高齢化社会に向かっていくという部分もございますが、その中で、100歳という一つの、この敬老祝い金については、喜寿から長寿までの、この4区分で今現在現行の敬老祝い金となっておりますが、これについては一つの節目祝い金という趣旨で、この敬老祝い金を設けた経緯がございます。喜寿、米寿を経て白寿、満99歳を迎え、数え年100歳ということですが、ここで敬老祝い金を支給をいただくということで、満100歳ということで、その部分については廃止というのか、なくなるというようなことの方で、今回見直しをさせていただいているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 十分高齢化の中で延びてくるだろうと、予算もないから削減するということなのだろうと思います。この制度ができたときに、どうだったのかということをおちょっと振り返ってみたいと思います。

この制度できたときに、私は質問したのは、ちょっと高いのではないのかと。もうちょっと減額す

れば町の財政も、後で削減するよりは、やはり財源的にも助かる部分あるし、もう一度見直すべきでなかったのかということ質問しました。しかし、これで十分いけるという、簡単に言えばそういう答弁だったのです。しかし、制度が始まって間もない制度でありながら、その制度の趣旨が、ここでなぜこんなに早くも崩れてきたのかというところを一番私疑問に思うわけですよ。やっぱり本来こういう制度ができた以上は、やっぱり5年、10年とやはり制度を維持して、そこでだめだったら見直しということも考えられますが、まだたしか3年か4年ぐらいなものかなというふうに思うのですよね。そういうことを言っておきながら、高齢者がふえてきたから減額しますよということでは納得できない話ですし、筋が通らない話だというふうに思いますが、これは町長どういふふうにお考えですか。今回こういう担当の課長おっしゃっておりますけれども、町長の判断がこういうふうになっているわけですから、やはり町長きちっとこういう制度をやはりきちっと当面維持するということを考える必要があると思うのですが、この点お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

今回、100歳以上の祝い金につきましては廃止ということで御提案させていただきました。敬老年金からの経過を踏まえた中で、節目年金という形の中で、今回これまで2年ですか、支給をさせていただいたわけでございますけれども、現状の中において、町長もこの100歳以上の方のところへ訪れてお祝いをしている経緯にありますけれども、そういう中で、ほとんどの方がなかなか元気でお受け取りする方が少ないというようなこともございまして、みずからそのお年寄りがその祝い金を利用するというような形態もなかなか難しいような状況に、実態にあります。そういうようなことも踏まえまして、できればこの節目年金の中で終わらせていただきたいなというものもございまして。

それと、また財政的にも大変窮屈になってきている中で、その辺のところをひとつ廃止の方向で考えていきたいという中で、御提案をさせていただいている内容でございますので、この辺いろいろと委員の前のお話で、いろいろ御意見もあったところではございますが、状況としては非常に当時として、また変化も出てきているというようなことで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 余りにも唐突ですよ。その2年間経過という形の中で、そういう話が出てき

て、今の助役の答弁のように、受け取る相手が元気でないからだと、この制度も余り役に立っていないのではないかということだというふうに思いますが、私は元気であるかないかというよりは、そこに1人の人間がきちっとやっぱり生活して生きているわけですよ。家族に支えられて、やはり生活しているわけですから、そのことを考えたときに、助役の答弁というのは、まさにその人のやはり長い歴史の中で生活してきた、そのことをも否定するような表現ではないかなというふうに思うのです。

私、こういう制度というのは、やはりきちっと将来を見据えた中で、町もこれを継続してやりたいということはこの条例を制定したときに出てきたわけですから、それが2年もたないうちにこういうことでは、確かに当然悪ければ見直しということも必要だと思いますが、私は十分このお金を家族の方もいろいろいただいて、やはり本人も受け取りますが、やっぱり本当に大切なお金であると同時に、その人たちをたたえるという意味でのそういうお金ですから、やはり継続すべきだと思いますよ。なぜそういうことを考えなかったのですか。この点お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

私は決してそういう否定するものでございせん。当然長寿になっていくわけでございますから、体も不自由になってくるというようなことになろうかと思っております。そういう中におきましては、やはり一番身近に家族が支えてあげる、お祝いをしてあげるということを主体にやっぱりやっていただくような形で、ここのところを変えていくべきでないか。行政がお金を出して、そのところをやるのではなくて、家族自体がお祝いをしていくというようなことに切りかえていく時期ではないかという、そういう判断のもとに、今回廃止をさせていただいたところで。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 家族の介護というのは、本当に大変ですよ。御存じのように、本当に病弱の中で、本当に1年間介護をするということ、どんな思いで生活しているのかということで、あなたは知らないと思うのですよ。もっとそのことを考えた場合に、こういう制度を生かすということが、どれだけ必要なかということを中心に知らない。行政の事業評価だとか、効率化だという理論ですべて切り捨ててしまう。今の本当に冷たい行政というのは、こういったところにあらわれているのですよ。もう一度見直すべきだと思います。町長、答弁願います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどから助役がお答えさせていただいた、担当課長がお答えをさせていただいたのと同じことを答えることに相なるわけですが、この祝い金制度につきましては、100歳以上という方々につきましては、白寿でお祝いをしたという節目節目のお祝いと、それからもう一つは、議員のおっしゃるように家族そろってお年寄りを見守りながら対応しているという、そういう部分につきましては、よく理解できるわけですが、これは決してそういった対応するための祝い金でなくて、基本的に長寿の方、その本人に対する長寿の祝いということで取り進めさせていただいているということですので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 119ページの子育て、これそのものではないのですけれども、子育てと、二つあるのですけれども、最初この1点。子育てと、それから老人と、どれだけ予算がついているか、何対何ぐらいか、これも国のテレビで見た、老人に38万円行っているといったかな、それから子育て8,000円、だからちょっと定かでないのですけれども、その辺、今すぐに出ないでしょうから、後ほどいいですから、比率ですね、対比。お年寄りには幾ら、子育てには幾らですというのを教えてくださいたいと思います。これは後で数字で。

もう一つは、115ページボランティアのまちづくりと、よくボランティアというのが上がったなと思って。前から私はボランティアのこと言うと、官がボランティアに入るものでないのだということで、一蹴されてきたのですけれども、このボランティア入って、これ先ほど同僚委員から質問ありましたけれども、災害につながってくるのですね。ボランティアの方が、要するに弱者、身体障害者、そういうような方のところに直接行っております。そうすると災害のときに最大の力発揮するのです。行ってということが可能なのですよ。

私どもはそれをお手伝いして、ボランティアなんておまえ口に出して言うなと言われるのですけれども、おれもボランティアやっているからおまえもやろうと、私はそういう考えでいるから、何とも言わないで言うのですけれども、災害ボランティアということで、ちょうど防災訓練の時期だったので、その後すぐだったですか、旭川で災害ボランティアということで図上演習がありました。地図を開いて、五、六十人ぐらい集まりましたか。パレスホテル、結婚会場いっぱいになった。テーブ

ルに6人ぐらいずつ囲んで、そして図上演習をやった、というようなことです。内容言ったら時間かかる。

そういう今時期に来ているのかなと思います。ボランティアの方もそう進んでいると。それから、防災の方も今ちょっとその辺のところまで当然やっちはいるのですけれども、その辺の連携に行かなければならない時期が来ているのではないかなと思うのですよ。そこをもうやっておりますから、図上演習というような、防災訓練も、ボランティアを入れたところでもって、このボランティアというのは非常な防災、現場のそれありますけれども、いろいろな物資ばつと送られてきたときの、その仕分けも全部やれるのですよ。ボランティア全部やれるのです。

それから、本当のボランティア来ますね、よそから入ってくる。その人たちの泊まる場所もとととと振り分けをこれやれるのです、地元のボランティアで。そういうようなところまで踏み込んで、このボランティアのまちづくりということお考えにはなりませんでしょうか、どうでしょう。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 老人福祉費の中に、ボランティアのまちづくりというのがあるのですけれども、これは何か老人福祉費の中ではちょっと、ボランティアのまちづくりというのはちょっと名称がちょっとふぐあいではないかと。これは、町全体のまちづくりの中で考えるボランティアのまちづくりならいいのですけれども、老人福祉費の中でもってボランティアのまちづくりというのは、どういう位置づけになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 4番梨澤委員の災害に関する災害弱者等のそういう災害ボランティア等の対応の御質問でございますが、全体的な防災対策については、総務課が所管してございますが、私どもいざそういうあらゆる災害が発生したときに、そういう避難に支障のある、身体上の欠陥とか、そういう支障のある方の避難をサポートする、救助も含めてでしょうが、そういうような部分でのリストアップといいますが、そういう方の該当者等については、ある程度書面、いろいろな高齢者台帳とかという部分である程度把握はしてございますが、実態的に1軒1軒その方のその家庭に出向いてその実態把握しているわけではございませんので、身障者の手帳を持っている方とか、あるいは介護認定を受けている方で、ある程度避難に支障があるような方というものをリストアップはしてございます

が、これから町の方の防災基本計画の中で、そういう実際の非常災害のときの緊急避難等の対応の部分については、それらの部分については、十分なそういうものの把握というものが必要だということで、その辺は認識してございますので、総務課等ともその辺の連携、あるいはボランティアということになりますと、当然社会福祉協議会に今福祉の視点でのボランティアセンターというものが設けてございますが、これらの部分での避難所でのいろいろな避難生活での対応の部分では、こういう福祉ボランティアの方々のサポートが、当然有珠の火山災害のときにもかわりが相当ございまして、支援されているということも承知してございますので、これらについても、当然にして社会福祉協議会等ともこれらについての今後こういう現実的な対応の部分では、まだちょっと若干十分でございませんで、今後の課題として対応させてもらうというようなことで考えております。

それと、吉武委員の御質問でございますが、なぜ福祉のサイドにこのボランティアのまちづくりという事業がここに位置づけられているのかという御質問でございますが、これにつきましては、国、道におきまして、この福祉のボランティアの推進ということで位置づけが過去にございまして、要するに地域福祉の推進という視点で、この事業が設けられたこととございます。これがいま今日、福祉の視点でのボランティアのまちづくりという事業名称でもってここで位置づけしているということとございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 説明はわかったのですけれども、こういうことだったのですね。旭川で講師の先生が、あれは仙台付近のあの辺の地震のときに、そのときに視察に行きたいのだがということで行ったら、ボランティア関係の人は、宿泊関係を一切担当していたそうです。先生大丈夫ですからどうぞおいでくださいと言われていて、行ったら、行く直前に、先生実はだめになったからと、何でかといったら、行政が来たと、もうボランティアの方いいですと、こういうぐあいに言われたらしいのです。私は、何ももうできなくなりましたと。そういう状況のお話を聞かされまして、そういうことで何も行政の人悪く言ったりとかそういうことでなくて、そういうなかみ合わないところが出たということで、でき得れば、職員の皆さんとそれから福祉協議会、ボランティアが要するに図上演習でいいですね。テーブル囲んでこういうときどうする、こうするというような、そういうようなものをお考えになられてはいかがかなと思うのです。そこで、この図

上演習をやっておけば、町の方の防災訓練がもし言われたときには、ぴたっと当てはまるわけなのです。その辺のところ、いかがお考えですか。図上演習やりませんかということ。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、防災基本計画の中で、今十勝岳の関係での防災計画、毎年繰り返しているわけでございます。そういう中で、それぞれ対策本部におきまして、部におきまして対応としてどういうふうに、あり方としてどういうふうに対応していくかということを検証していかなければいけないことが大きな課題になっているわけです。そういう中で、防災訓練の中では、避難訓練を中心にやっておりますけれども、今後災害が起きた場合のこと、先ほどもいろいろ御質問あったかと思っておりますけれども、どう対応するかという点がございまして。いわゆる広域的な連携だとか、そういうものの中で対応する分野だとか、それから物資を調達する上でどうあるべきだとか、また、御意見ありました物資が送られてきた場合の仕分けだとかいろいろな面がございまして、そういうある程度の想定した事項について、検証を図っていくことが、この毎年やっている防災訓練の中での位置づけの中で重要な仕事だということに思っておりますので、そういう面で、今後こういうボランティアの皆さんの活動の範囲についても、どうあるべきかという点で検証をしていく、いざとなったときに、そういう対応ができるような体制に持っていくことを努力していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたい。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 同じ関係ですか。災害につきましては、先ほど1款、2款の中の関連でありますので、今このボランティアで、民生の部分のボランティアですから、今ここに出ているのは、それが災害に行きますと、先にもう既に審議終わっておりますので、最後にもし必要とあらば質問していただいていいのかなという気がしますので、次に進みたいと思います。

他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 127ページ、民生費の児童福祉施設費の関係で、東児童館の関係でございまして。予算の説明書の中では、主要な事業の中ということで、東児童館の昨年の行事費が5,940、西が4,507ということでございましたのですが、代替厚生員の関係、西児童館も東児童館も、昨年までは11万3,000円ですと来ているのです。今回東の方が6万2,000円ということ

で、従来の11万3,000円からすると5.5倍なのですね。ですからこれは何か特別なあれがあるのかなということ、まずその点をお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

東児童館の賃金の予算計上で、代替厚生員前年度より多く計上しているという御質問でございますが、これにつきましては、放課後児童対策事業、いわゆる通称学童保育と言われますが、東児童館におきましては、今現在19人でございますが、さらに要望が多いということで、今25人ぐらいの定員枠の中で拡充を図っていこうというような考え方から、そのためには今の職員体制ではちょっと十分な対応できないということで、臨時的厚生員を配置するという考え方の計上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 僕は、昨年の予算特別委員会で、この利用状況が西と東では大分差があるよと。そうすると、逆に西の方の厚生員を1人減らしても、東へ持っていった方がいいのではないかと。いう形で僕はお話を申し上げただけけれども、現状は厚生員は3人3人と。しかし先ほど申し上げたように、人数的には非常にこれで行けば、1,400人ぐらい多いのですね。ですから、そういう配置をとということで考え、言ったのですけれども、現状は同じで、言うなれば放課後の学童保育の関係が、人数的に多いからそういうことで予算措置をしたということなのですけれども、厚生員の関係は、それではどういう形で、今それだけ人数が多いということで、私は言った経過があるものですから、その点ちょっとお聞きをしたい。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番中村委員の西児童館との関連の御質問でございますが、以前に委員おっしゃるとおりの御質問承っておりますが、そのときにもお答えさせていただいておりますが、今その確かに3人3人の厚生員を配置してございますが、現実的にそれでは3人が毎日勤務しているかといいますと、これ最低限常時2人体制の勤務でもって、この3人をローテーションで勤務させている実態でございます。したがって、今3人を1人例えば西の方が利用児童が少ないから、そういう職員を東の方にスイングすればいいのではないのかという今御提案でございますけれども、最低限の人員体制で、最低限と言ったら言葉悪いのですが、要するに施設の基準の範囲内の配置をしてございますので、そんなようなことで以前に御意見いただい

た、お答えしたとおりでございますけれども、西からこの東の方に、そういう職員を配置がえというようなことはちょっとなかなか現実的には難しいのかなというふうに、そんなようなことで1名の増員ということ。

ただ、この1名の増員ですけれども、1日勤務ということでございませぬ。学童保育でございますので、学校の子供たちが放課後の部分の時間帯での対応というようなことで、そのような配置を考えてございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私が言うのは、東児童館が5,946だから、約6,000人ですよ。西は4,507人だから4,500人、言うなればもう4分の1多いわけでしょう。だからそうすると、僕は今11万3,000円が62万2,000円になったということは、学童保育以外にプラスアルファの厚生員の補助的なもので考えておられたのかなという気がしたのですよ。そうすると、もうこれは学童保育だけだということであれば、基本的に人数を3人3人を1人ということじゃなくて、そういう補助厚生員の代替厚生員の配慮で何とかその点がある程度カバーをできる要素がないかということをお願いしたのですよ。ですから、そのことが何も入っていないのであれば、全然前回私が言ったことに対して生かされていない。結局ここにいる厚生員の、東児童館の厚生員の負担が大きくなっているのではないかと。いうことを言いたかったのですよ。その点いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） お言葉を返すのですが、決して今の東児童館の今の3人に、今学童保育の希望の子供がふえたとしても、今勤務の負担が過重になるというようなことはございません。

11番（中村有秀君） 逆に西が低いわけでしょう、したら。片や3人で4,500人、片や6,000人利用して同じ厚生員が3人なのです。だから従来の補助員が11万3,000円で同じなのですから。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時19分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き再開いたします。

子育て支援班主幹、答弁。

子育て支援班主幹（田中利幸君） 中村委員の児童館の厚生員の関係の御質問にお答えをしたいと思

います。

実は安全、保安上の問題がありまして、利用の人数が子供たちがきょうたまたま2人しか来なかったとしたとしても、厚生員は2人置かなければなりません。なぜかといいますと、子供さんがそこで事故に遭ってしまった。1人はそこで応急手当をする。1人は緊急に連絡をする。そういう安全上の問題から、利用が少なくとも必ず2人はいなければなりません。

3人置いてあるというのは、3人をローテーションを組みまして、週6日間開館してございますので、3人のローテーション組みながら最低2人ずつ勤務をしているという状態でございますので、頭数としては最低3人必要になります。

東児童館の利用はおっしゃるとおり、かなり西から比べますと人数が多ございます。児童館の考え方としては、保育所と違いまして、子供例えば10人に保育士が1人つきなさいとか、そういう人数の基準がございませんので、基本的には子供たちが自由に遊びをしながら厚生員がアドバイスをする、こういう施設でございますので、何人に対して1人ということがございませんので、東児童館においても、今現在は特段厚生員が少なくて困るというような状態には、実はなっておりません。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、今3人を1人に減らせとは言っていないのですよ。今田中さんが言うような形のことは、もう理由がわかるから、ただ場合によっては、その代替厚生員の運用も、両方でやるような形も一つの方法でないかと。言うなれば、1カ所にも3人3人でなってしまう形で固定をしてしまっているでしょう、ずっと。片やもう1,500人も1年間多いわけですから、そうすることの緩和をやはり基本的に考えていかないと、どうしても3人だから、それでは6,000人にも3人、4,500人も3人、それから代替も11万2,000円という形で区切ってしまおうのいいかどうかということを、同じお金を出して有効に活用する方法をやはり考えるべきでないかというのが考え方なのです。ですからそのことを、やはり今後この予算の中でどう運用するか確定はできないけれども、それぞれ西、東で分けているのであれば、どうしようもないかもしれないけれども、今後の形として、やはりそういう方向を、例えば代替厚生員の部分を東の方に若干ふやすだとかということも一つの手段としてはあるのではないかと、全体の西、東の予算の中で、そのことを私はこの予算特別委員会で、この関係については申し述べて終わります。

委員長（西村昭教君） 答弁はよろしいですか。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 少し今の趣旨十分ちょっと検討してください。ちょっと誤解というか、あるような感じなので、よろしく願います。

では、3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 111ページ、民生費の中の保健福祉総合センターの管理運営費についてお尋ねをしたいと思います。

これは総額予算で、四千六百何がしてございますけれども、そのうちの委託料、これが約千六百数十万円ですね。これは端的に申し上げまして、委託料のこの保守、施設の管理業務の点検の部分、この額が相当数占めているわけですが、これは新しくできたばかりの施設でございます。そうした中で、保守点検がこんなにかかるのは、ちょっとかかり過ぎてないかということでございます。エレベーターの保守点検も52万円、これも大きな金額ですし、どれを見てもかなりの点検の費用がかかっていると。

下の方のプールの関係については、私は素人ですからわかりませんが、全般的に見て、これは全部新品ですよ。そうして、1年なり2年は普通の会社ですとアフターサービスについて、保守点検はサービスでやりますよと。機具が傷んだ部分は部分的に、これは消耗品があればいたし方がないというふうに理解をしているわけですが、1年目が大事だと思うのですよ。どんどん点検の費用はかさんでいくのですから、古くなれば、新しいときに、これだけの費用を見るところというのは、もう少し予算書の見直しを図っていただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 3番岩崎委員の御質問でございます。保健福祉総合センターの管理運営費に關しましての委託料のところでの御指摘でございますが、確かに委員おっしゃるとおり、施設と設備については、要するにアフターといいますか、当然竣工引き渡し後は、一定期間の1年以内ぐらいの範囲でのアフターというのはございます。あちこちの例えば結露とか、そういういろいろな補修等、もしそれが施行上の問題、当然のことだと思いますが、ここに掲げている委託料につきましては、受水槽から煤煙測定まで、これまでの項目につきましては、公的にこういう検査をしなければならない、保守点検をして管理に努めなければならないという法的な定めでございます、その計上であります。

それから、エレベーター保守点検、それから自動制御装置、最後の分までの4点につきましては、これは安全面の観点からの予算措置をさせていただ

ているところであります。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 今、担当課長よりの説明でございますけれども、これ10点ほど項目ございませぬけれども、これ全部法的な基準に沿った、なるとういう予算になるとういうことで受けとめていいですか。それとも自主的に、これ点検するのは業者ですから、業者とお話し合いをなさって、この程度だなとういうことで見積もりを立てたのか。

それから、この施設管理するためには、入札を取り入れているのか、その辺もお尋ねいたしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（前田満君） 岩崎委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、今課長が申し上げました受水槽から煤煙測定までの点検項目等々につきましては、法律上の中で、こういう点検はしなければだめですよという形の中で項目が決まっておりますので、その項目を点検した場合の見積もりを徴取した上での基本的な予算措置をさせていただいております。

それから、エレベーターから自動制御装置、安全保守点検というところまでにつきましては、基本的には、まだほかに保守点検の必要な部分もございました。そういう中でも特に人命にかかわる部分、それから衛生面にかかわる部分、例えば水のろ過装置ですとか、そういう部分について、特に施工業者等々と打ち合わせをした中で、必要項目等を担当の方で掲げまして、それを見積もりを徴取の上で、ある程度の価格設定をしております。

それから、一番上の施設管理につきましては、当然3月の債務負担行為いただきながら、入札等で業者を決めていく形になります。

以上です。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） わかりました。入札でこの施設管理業務を委託したということ承知しましたけれども、命にかかわる危険性とかという部分のほかに、まだ保健福祉センターとしては、向こうのいすが出たり入ったり片づけたりする部分とか、どんちょうだあってあれ1,000万円以上するものだから、かなり重くて、落ちたら人命にけがをするようなものでないかなとういうふうに理解しているのです、あけたり閉めたり。ああいうものの点検のアフターサービスとか、そういう部分についてはどのような契約になっているか。

それから、今この10項目の中でも、アフターでできる部分があれば教えていただきたいなとういふ

うに思います。

委員長（西村昭教君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（前田満君） 今、岩崎委員の質問に答えたいと思っております。

まず、最初の御質問の可動席とそれからどんちょう等につきましては、まだそれぞれ岩崎委員おっしゃったように、まだ保証期間の中でございます。そういう形の中で、業者みずから点検に来ると、点検してその装置の可動ですとか、そういう安全性を確認した上での運営を図っていきたいと思っております。

このほかにということですが、一応この4項目についてのみを一応基本的には直接人に影響の与えるものとういうことで、今回掲げさせていただいております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 113ページ、軽費老人ホームのケアハウスの問題なのですが、3,000万円と、去年は2,915万円とういうことで、少しずつふえていくとういうような問題もある。中身見ると人件費と事務費、管理とういうような形になってきているのですが、これ一番初め建てる時の状態のときには、こんなもの合わないぞと、だからやめるべきでないかとういうふうな話を随分したことあるのですが、いや合うのだ合うのだとういうことで、段階的に3段階か4段階にたしかになっていると思うのですけれども、入るときのやつですね。そうすると、それを全部分けてきて、一番上が12万何ぼだが、ちょっと値段忘れてしまったのですが、それと下の方は7万円ぐらいからずっとあると思うのですけれども、それを頭割れしてきて、だからこれだけの人が入るから一応赤にならないと、だから進めていくのだとういう話だったと思うのですけれども、しかしこれ毎年毎年こういうふうな予算が計上されていくとうことは、もう全然普通の会社からすると、倒産していかねばならないのでないかとういう問題が出てくると思うのですよ。しかし、初めの計算では、そんなこと言っていたら、一番下の低い人ばかり入ってしまって、これ絶対採算乗らないぞとういう話を随分してきたのですが、いやそんなことならないのだとういうことで押し通されたとういう形です。今現在まで来ているのですけれども、社協の方では、当時はこんなの受けないぞとういう話だったのですが、丸抱えするから何とか頼むとういう形です。これ受けているかなと思うのですけれども、これからずっとこのままの状態これから続いていくのだなとういうふうになると思うのですよ。そのうちだんだん施設も古くなると、直してもいかなければなら

ないというふうなことになるていくと、これ一体どういうふうなこれからしていくのだろうかと思うのですね、うちの町として。

大変こういうような建物建てたやつに関する維持管理費というのは、たくさんこれから出てくると思うのですけれども、そういうところも十分に計算をしていかなければならないのでないかなと思うのだけれども、この辺どういうふうな考えているのかなと思うのだけれども、どうでしょう、これから将来に向けて。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 仲島委員の御質問にお答え申し上げます。

軽費老人ホームの関係につきましては、基本的に一般財源化というような中から、今ここの予算におきましては、町の財政負担の大きな要素になってくるわけでございます。そういう中で、このホームにつきましては、できれば町としては民間に移譲していくことがよいのではないかとこのように考えてございます。

民間に移譲しますと、国の方から現行の中におきましては、補助制度ございまして、補助制度の中で運営していくメリットがございます。町が運営していく場合におきましては、町がすべて見ていかなければいけないという点がございまして、この点、行政改革の改革事項の一つとして、民間にゆだねていくような中で、この事業展開を図っていくべきだというふうな方針をとってございます。

当初福祉協議会の方で受けていただけるような形で進めてきたわけですが、福祉協議会の方におきましては、こういう公共財産を持って運営するということができないというようなことが判明いたしましたので、この辺は断念いたしまして、民間の方にこの辺の運営をゆだねていくような、民間というのは福祉法人、そういうところにこのゆだねていくような方法を模索していきたいなというふうに考えてございます。

そういう面で、課題としては、その福祉法人がいるかどうかという点がございまして、先般、所管委員会でも町長の方から若干申し上げたわけですが、若干そういう動きもあるというようなことで、なるかならないかは、まだ確実ではございませんが、そういう方向にあるというようなことで、できれば町内でそういう体制ができるのであれば、そういうことにゆだねていきたいなというふうに考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 当然そういうふうな形になってくるのかなと思うのですが、現在うちの町で

受けてもいいというわけではないけれども、非常にやってみたいという形のまま、富良野のあさひ郷というところあたりが来ているのだろうと思うのですけれども、町長の考え方としては、これからラベンダーハイツも民間に移すぞという考え方があるのだろうと思うけれども、とにかくうちの町、スリムになっていかなければならない問題だと思っております。だから一刻も早い時期にやっぱり計画を立てて、何年をめどにそういうふうなことをするぞというふうな計画をしないと、将来的に考えるのだけ考えるだけでは、いつまで考えるのだから、10年先でも考える、20年先でも考えるというような形になると思うのです。その辺きちっとしたものがないとだめだと思っております。これから何かそういうことももう少し計画を立ててやらないと、もうここまでどっぷりと赤字にどん浸ってしまったら、どうにもならない問題になってくると思うのです。その辺も踏まえて、ひとつ助役さん、よろしく願います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 仲島委員の御質問にお答えします。

基本的には、18年を目標に進めようということで、今鋭意努力をしているということで御理解いただきたいと思っております。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 今のケアハウスの件の関連なのですが、一つ懸念されることが、最初当初建てたときというのは、これはこういう政策の中で行政でやってくれと。突然に町でやるとなると、切りますよと。これは今後民間の社会福祉法人に渡すと、100分の100の補助金を出しますよと。しかし、これが必ずしもずっと未来永劫続いていくという保証はない中と、もう一つ、先ほど同僚委員も先輩委員もおっしゃったとおり、施設の老朽化等々も必ず進んでいくわけですね。それに至る積立金のような基金をもつくらないまま、一方的に民間の社会福祉法人にすべてゆだねるとするのは、少し乱暴過ぎるのではないかなと。その辺をもう少し、18年にそれなりの示唆があるのであれば、そういったものもきちっと整備をした上で上程すべきと考えますが、いかがお考えか所信をお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 金子委員の御質問にお答え申し上げます。

基本的には、議員のおっしゃるとおりでございますので、そういう精査する面多分でございます。当然財産の関係でございますから、当然無償譲渡して

いくような形をとっていかないと、受け手がないなという点も大きな課題ございます。

それと、また建物の今の施設の改修だとかという点になってきますと、行政として、そういう改築に当たった場合について、応分の行政の負担ということを考えていかないと、受け手としてはなかなか見つからないだろうという、そういう面で、移譲するにいたしましても、大きな課題があるということは、私ども承知してございますので、それらを解決した中で、そういう方向に持っていきたいというのが考え方でございますので、御理解いただきたい。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ケアハウスの問題では、福祉法人がなぜ受けられないのかということ、継続できないのかということなのですが、今助役の答弁でしたら、いわゆる現行の社会福祉法人は、受けられないというような答弁だったかと思いますが、そのほかに別な福祉法人という形で受託できるようなところがあるのだというような答弁だったかと思いますが、聞き間違いだったら失礼かと思いますが、その経過は、実際もそういう具体的にそういう話が上がってきているのか。まだこの全体の問題で言えば、予算の措置の問題、財産の問題というのは非常に重要な問題ですから、町の財産ですから、それを単にどこかの中で進められているという話であっては、大変困るわけで、今の話で聞いたら、もうどこかに決まっているような話とか、受け手が出てきて、その話がもう既に進行しているような話ぶりですよ。とんでもない話だと思ふのですよ、もしもそうだとすればですよ。そこら辺はどうなのか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、私前段申し上げたのは、福祉協議会としては、公共の財産をもってやれないということで申し上げたわけでございますので、他の福祉法人においては、民間の福祉法人については、こういう事業経営をやる場合については、認められているということで御理解いただきたいと思ふます。そういう中で、国の補助制度も受けて、こういう運営はできるというふうなことでございます。

そういう面で、できれば町内でそういう立ち上げをして、福祉法人を立ち上げて、町のこういう公共的な役割を担っていけるようなことがあれば、町としては、そういう町内に新たな福祉法人ができることで、できればそういう中で移譲していった方が一番いいのではないかとこのように考えております。

そういう立ち上げがないとするならば、幅広い分野で、そういう町としての条件を出した中で受け手を探していくというのが、順序としてはそういうふうになっていくのではないかと、そういう方針で今臨んでいるところでございます。そこまで行くためには、移譲まで行くためには、非常に解決しなければならない課題もございまして、そういう点につきましては、今方針としてはそういうふうには持っていますが、具体の計画には至っていないということで、御理解を賜っておきたいと思ふます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうしますと、福祉協議会が公の財産持っていないということで、現行は持っていないのですよね。そうすると、指定管理者制度に移した段階で、財産もどこかのそういうところが条件が整うところあれば渡したいという答弁ですよ。現行の福祉協議会の、いわゆる今進めている条件の中では運営できないのか、もしも全く運営できないということであれば、財政の効率化上、いわゆるもっと安く受けてくれるところを探しているということですね、したら。今の現行の体制の中で指定管理者という形で財産渡さなくても、ちょっと勉強させていただきたいのですが、十分やれる条件あるのと思うのですけれども、そこはどうなのでしょう。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答えします。

福祉協議会におきましては、今の指定管理者制度はやれるのです。やれるのですけれども、そのときに、町としてはこの今の方式で一般財源すべて持ち出しをしてやらなければいけないという点がございまして。今福祉法人がやることによって、国の制度を受けて、この運営ができるところにひとつ町から離してやることによって、町としてのメリットがあるのでないかという点がございまして、今先ほどの仲島委員がおっしゃったとおり、行政として、こういう部分については民間サイドでできる分野だから、行政から離してスリム化していくべきでないかというのは考え方でございまして、そういう点なかなか公共的な役割を担っている面で、すべて民間というわけにはいきません。先ほど申し上げたとおり、建物の問題だとかいろいろな点がございまして、そういう面ではわかば、愛育園と同じような中で、行政支援ということは考えていかなければならない問題だということには思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、暫時休憩いたします。

事務局長（北川雅一君） 再開時間を3時5分と

いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 3時05分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質問はございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 111ページの保健福祉総合センターの関係でございますけれども、私がいちいちいろいろな人に何とかしてくれないかということは、可動席がありますね。そうすると、途中で入る人、途中で帰る人、全部下までおりていかなければならぬのです。それから、例えばトイレに行くときもそうなのです。子供が泣いたといっても、下までおりていかなければならない。それで、あそこ、機械上どうなるかはわかりませんが、できればあそこのところに2カ所ぐらいいすいすを、入り口から入ったらすぐ上られるようなことができないかどうかという町民の皆さん方から、二、三人からそういう声を聞いたのですよ。それで、一々下までおりてくるのなら、もう我慢するは、おしっこも我慢して、休憩時間までだとかといういろいろなケースがあるものですから、ましてや途中から入るといったら、みんな注目の中から上へまた上がっていかなければならないといったら、相当精神的にもあれだとお聞きしますので、機械上どうかということも含めて、ちょっとお願いしたい。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 11番中村委員の多目的ホール可動席の御質問であります。この件については、私も町民の方からもちろっとお伺いした点もございます。ただ、この構造上、安全面の上で可動席手いっぱいおろしたときの出入りを、その部分の取りつけみたい部分を施せばできるのかどうかという部分では、その設備の構造上の部分でちょっと製造元等も含めて、そういう安全性やなんかの部分も含めて、可能かどうかちょっと検証させていただきたいなと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、それはぜひ、ただ僕はつながっているから、その点があれば切っただけ椅子がかかるかということになると、いすも安全性考えれば、両脇にあれしてということもあれだけでも、それは課長、そういうことも含めて検討をお願いしたいと思っております。

それから、次によろしいでしょうか。先ほど法定点検の関係、それから安全関係の点検をある面でも

もしなくてもいいよということで、庁舎の関係についてもありましたので、とりあえず法定委託の関係等も含めて、法定の点検は何と何があるのだと、それから安全面の点検は何と何があるのだということのリストを提出をお願いしたいと思う。ですから、かみんばかりでなくて、庁舎の関係だとか、いろいろな施設の関係全部あろうと思うのです。そういうことで、それらのリストの提出をお願いしたいと思っております。

以上です。

委員長（西村昭教君） それは後ほどということ。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 112ページの老人福祉費にかかわって、託老所の運営補助という形で、今回10万円削減されているかというふうに思いますが、今後は18年度において、廃止というような項目が載っておりますが、この廃止されれば、当然収入がないという状況の中では、この託老所の運営というのはできないというふうに思いますが、この点は十分そういうことも考慮した中で廃止という形になっているのか、この点を伺っておきたいというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問でございます。託老所の運営の関係での補助金の関係でございますが、これにつきましては、当初開設が15年開設したときには、初度設備とか、要するに託老を、事業をやる上での条件整備とかという部分での運営費も含めて、町としてある程度軌道に乗るまでということと助成策を講じさせてもらいまして、昨年2年目を経過いたしました。今17年度、3年目でございますが、託老の運営につきましては、今現状としては、利用者の方には実費分の費用をいただいた中で運営しているというような実態でございます。この託老所の運営主体は、委員も御案内のとおりNPOで立ち上げてございますが、収益を上げるという目的ではございませんけれども、ある程度の、このNPOが運営するこういう事案については、一定程度自主、主体性の運営もその中でお願いできないかというようなことで、開設当初からそのようなことの中で協議をさせてきた経過でございます。今現状としては、もう少し会員やなんかも含めて、このNPOの資金力という部分で、もう少し自主運営的な発想でもってお願いできないかというようなことで協議をさせていただいております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) そうしますと、最終的にはこれは18年度予定という形になっておりますが、なくすということで受けとめていいのか、それともやっぱり一定の財政的な問題も考慮した場合、もしくは町がこういうものに対して、一定のやはりいろいろな形で支援はされておりますが、やっぱり一定の財政力がなければ運営できないという部分もありますし、一概に全部補助金を削減するというのは、いかがなものかなというふうに思いますので、この点はもう一度明確な答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 米沢委員の託老所の再質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、基本的にはできる限り自主運営でお願いしたいという基本でございますが、やはりそういう考え方のもとに、18年度を、補助金を段階的に削減していったって、18年度でもって廃止というような考え方でございますが、これについては今の資金計画等の部分見通しが立たない場合については、その辺も協議をこれからしながら見きわめていかなければならないと思いますので、基本的にはそんなような考え方で考えているところであります。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 十分協議していただいて、機械的な対応というのはやめていただきたいというふうには思いますので、その分を訴えておきたいというふうに思います。

次に、114ページ、115ページにかかわって、老人福祉費のいわゆる介護保険の低所得者利用負担軽減、在宅サービスの利用者負担軽減の問題でお伺いいたしますが、この事業所見ますと、廃止なのか、5年間で経過措置でやられてきた部分があるかというふうに思います。当初発足したときに、低所得者対策という形の中であったかと思いますが、これは廃止になるのですか、これは。現在は予算措置はされておりますが、これ廃止になるのかどうか。今年の利用実績というのは、まだこれからだと思いますが、今までは平成15年度においては、12人低所得者軽減という形で対象者がいたかというふうに思います。年々減ってはきていると思います。この分も非常に重要な部分で、この部分の継続というのも必要ではないかというふうに思いますので、この部分についてお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御質問でございますが、介護保険の低所得者利用負担軽減措置の御質問だと思っておりますが、これについて

は、この制度につきましては、介護保険制度が平成12年にスタートした段階で、その法が施行する以前から訪問介護のサービスを受ける方を経過措置として、介護保険がスタートしてから5年間だけは国の補助制度でもって、この対応を図るといったのがこの制度でございます。

ここに2万5,000円の計上ですが、これにつきましては5年経過しまして、平成16年度をもってこの制度終わるのですけれども、この2万5,000円の計上額につきましては、介護保険の給付期間といいますか、会計年度の期間が3月から2月までというようなのが一つの年度になってございます。その平成17年、本年の3月分の介護保険のこの制度でもって利用した方の利用料の負担が該当になってくるということで、その分の計上額でありまして、4月以降のこの制度は、もう既に廃止されるようなことになってございます。

委員が従来から御提言いただいておりますけれども、この低所得者対策という部分での御提言の中で、町独自で、この下の方にございますが、在宅サービス利用負担軽減補助ということで、補助施策をこの低所得者、要するに介護保険料の階層でいきますと、1階層、2階層の方を対象にした軽減措置の制度でございます。そんなような形で手だてをさせていただいたところでございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

それでは、第3款の質疑をこれで終了したいと思います。よろしいですね。

9番あります。それでは最後、米沢義英君。

9番(米沢義英君) 126ページの児童館の問題ですが、町では指導員をふやしたというふうになっておりますが、どこで人員がふえているのか、従来と変わっていない部分があるのではないかなというふうに思いますので、この点、どういう措置になるのか、この点をお伺いしておきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御質問ですが、先ほど中村委員の御質問の中でもお答えさせていただいておりますが、この中で賃金に代替厚生員という項目がございまして、ここに前年度までは要するに3人の厚生員の休暇やなんかのときの代替として、11万3,000円というのを東、西にそれぞれ同額の計上をさせてもらっていたのですけれども、この差額の5万9,000円が臨時厚生員という形で、これは放課後児童の特別対策ということで、1名の増員の計上をした部分でございます。

委員長(西村昭教君) 関連ですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 25名になりますと、相当対応という点では、1人配置ということでありませけれども、時間的な問題だとか、やはりそこで制限されては、そこに来た子供たちが十分やはりかかわって遊ぶこともできないという問題もありますから、この点はこういう予算措置の中では、解消されるという形で配置されたいと思うのですが、この点はよろしいですか、ちゃんと。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) ただいま25名というのは、ひとつ定員を定めて、定員を19名から25名というふうにしようとしているのですけれども、そのとおり、申し込みどおり25名になるかどうかわかりませんが、いずれにしても今よりはふえていくということが要望等からもわかりますので、ただ、今御質問では、ふえることによって、その施設のキャパ、スペースの問題やなんかの御質問だと思うのですけれども、この児童館というのは、一般の児童、要するに家庭に親がいるお子さんでも、そういうお子さんが自由に出入りして、そこで正しい健全な遊びだとか、そういうことを自由にしていくというのが児童館の施設なのですが、その中で両親とも仕事に就労していて、家庭にはだれもいないというお子さんが、親の保護者の申し込みでもって放課後児童対策ということで受け入れているのですが、そのお子さんは、それで一般の人と別なカリキュラムで受け入れているかといったら、そうでなくて、やはりそういう一般の児童と同じような、一緒になって遊びの指導をしたりしてございますので、その辺の部分については、施設の分では極端な支障はないのですが、ただ別な放課後児童のいろいろな行事をそれだけに、放課後児童対策ということで新たに事業ボリュームをふやした場合には、やはり施設の部分では、能力の面ではちょっと問題は出てくるかもしれませんが、現状の中でその放課後児童対策事業を実施していく上では、今のところは問題はないというふうに思っております。

委員長(西村昭教君) よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 124ページにかかわって、児童措置費の延長保育事業が新たに導入された部分があります。今回は、この内容等についてはどのようになるのか、時間的な問題、そして一定のおやつ代等は、こういった中では徴収されるのかどうか、この点についてもお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の御質問ですが、延長保育につきましては、次世代育成の行動計画で、全部の認可保育所で実施するという

ことで位置づけをさせていただいて、本年度予算化をさせていただいているのですけれども、その内容につきましては、現在午前7時半から午後5時半まで、10時間の保育を実施させていただいております。それを前後1時間30分さらに延ばす部分が、延長保育として今回位置づけをさせていただいております。それで、これについての当然通常保育を受けているお子さん全員ではございません。特定のお子さんでありますので、この方については、そのお子さんについては利用料をいただくような考え方でありまして、30分100円の考え方で徴収をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、その保育料の階層の所得の低い1階層、2階層の方につきましては、その今言う100円の半額でもって徴収する考え方で、そんなような料金の設定をさせていただきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 128ページなのですが、子供センターの施設管理の中で、お伺いしたいのは、今度いわゆる児童虐待や非行児童に対する支援対策という形で、上富良野町の要保護児童対策連絡協議会というのが新たに設置されて、この次世代育成の計画の中にも、こういったものが盛り込まれているかというふうに思います。非常に重要な問題で、やはり連携しながら、こういった児童に対するきちっとした連絡対応をとるという点では非常に大事だと思いますので、現行はこういうような状況がいろいろ町の発行している文書等を読ませていただきましたら、虐待的に思われるような方もいるというようなことも書かれておりますので、その現状と、今後これらの果たす役割というのは非常に大きいと思いますので、どういう指導体制の中で、いわゆる人員が配置されてこれに臨むのか、この点について伺っておきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 9番米沢委員の児童虐待と非行児童等の対応の部分での御質問でございますが、今児童虐待の部分で、新聞報道等にあるようなケースが上富良野町には、そこまでの深刻な状況はございません。ただ、やはりそういうふうな身体にちょっとそういう傾向があるような見受けられる部分のケースは、学校等からも意見寄せられてありまして、それは今現在は、児童相談所がその一つの中核的な窓口になってございますので、児相がかかわることになるのですが、町と学校とそういう三者でそういうかかわりを持ったケースはございます。

今後4月1日から、この児童虐待防止法、それから児童福祉法の改正によりまして、これらのそうい

う虐待の兆候でなく、事実の身体上の虐待が見られるばかりでなくて、そういうふうに虐待と思われるケースまで今度通告を、そういう発見した場合の通告というのが認められるようになりまして、その通告先が市町村が窓口というような形になります。これらについてのそういう通告があって、その対応の部分では行政が、当然市町村がかかわっていくような形になりますが、ただその辺は高度な専門的な心理的なものとか、いろいろな要素の部分については、当然にして上級機関である児童相談所も当然その中にかかわっていくような形で対応されることにはなりますが、いずれにいたしても、そういうケースをどういうふうに未然防止とか、あるいは地域社会に啓発、啓蒙を図っていくかというような部分で、この要保護児童対策連絡協議会というものを市町村に設けなさいというようなことで、ここで明確に位置づけされておりまして、そういう形で、今そういう機関を設けることで、今準備を進めているところでございます。その内容については、子育て支援の主幹にお答えさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 子育て支援班主幹、答弁。

子育て支援班主幹（田中利幸君） 9番米沢委員の児童虐待に関する御質問にお答えしたいと思います。

数値的な部分も御質問にありました関係上、数字をちょっと先にお知らせしたいと思います。

児童虐待にかかわる発生件数ではありませんで、相談件数として御理解をいただきたいと思いますが、平成11年3件、12年2件、13年1件、14年4件、15年度が11件、16年度については、まだ集計をしてございませんが、現在進行形で今相談が進んでいるケースも現在もあります。

こんな小さな町である上富良野町でも、虐待等にかかわる部分が、相談がやはりかなり多くなっている現状にあります。課長が御説明をしたように、昨年10月に児童福祉法が改正され、今年4月1日から施行されますが、この児童虐待にかかわる通告先を第一次的に市町村に持っていったのが、この法の特徴でありまして、市町村が第一次に対応する。それは夜間も土日も含めての児童の相談対応を図るということでございます。

国では、専門職員を置くことが望ましいということになっておりますが、なかなかそういう体制にすぐにはなりません、それにかかわるいわゆる児童虐待を早期に発見でき得る機関、保育所、幼稚園、学校、あと警察、病院、これらの関係機関が集まりまして、委員おっしゃるように、要保護児童対策連絡協議会というのを、この3月に立ち上げる予定でござ

います。その協議会の中では、いわゆる虐待を予防する、あるいは早期に発見する、未然に防ぐ、こういった体制を整えるべくマニュアルをつくりながら、チェックマニュアルをつくりながら連携を図っていききたいものだというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、歳出、第3款の質疑は、これで終了いたします。

最後になりましたが、先ほど梨澤委員の方から質問があった件に関しまして、答弁がまだ後でということでもありますので、それを答弁いたさせます。

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 先ほど梨澤委員の最初のときの質問だったと思いますが、老人福祉と子育てに対する予算の比率どんなになっているのという御質問でございましたが。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員の質問。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 大変申しわけありません。4番梨澤委員の御質問でございました。先ほどそんなことで、老人福祉費が、これは全部医療費も別、予算別全部含めて3億2,317万4,000円で、全体の町の予算の構成割合でいきますと4.4%、それから児童福祉費に関する予算では、2億1,368万9,000円、町の一般会計の予算規模に対して、2.9%の比率でございます。これには、失礼しました。このスタッフの人件費は含んでございません。職員給与費は含んでございません。

委員長（西村昭教君） それでは、ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

次に、歳出、第4款の136ページから153ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 151ページの衛生費の合併浄化槽整備のところでございますが、2年で55基を推進してきたということでございます。それで、希望が多くて抽選でやったということなのですが、その漏れた人を優先して、残して、町長の執行方針の中にも、今年も引き続き希望の要望にこたえながら事業を推進してまいりますとあるわけでございますけれども、その優先して残して、その次に今年の希望としてとるのですか、それともまた、全く新しく希望としてとるのか。それと、今年は何基ぐらいと考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 村上委員の御質問

にお答えをいたします。

合併浄化槽につきましては、平成15年、16年と実施してまいりまして、ただいま55件の設置ということでございます。

また、その間に希望者が多くおりまして、抽選をしてございます。その抽選に漏れた方につきましては、次年度また新たに申し込みいただいて、また多ければ抽選という形の中で実施してきているところでございます。

また、優先的というような御意見もありましたけれども、抽選に漏れた方、前々年度もずっと引き続いておりまして、その漏れた方の選考につきましては大変難しいということで、改めて抽選するのが一番公平だということで、そういう考えのもとから、抽選をさせていただいているところでございます。

17年度におまきしての設置の予定でございますけれども、27件ということで考えてございます。それも5人槽で27件ということの予算措置をしているところでございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 抽選に漏れた人はずっと漏れたということになりまして、希望をとってということになってますけれども、今年300万円マイナス予算になっているわけなのですよ。だから全然漏れた人を優先ということにはしないということでございますけれども、それの方が公平でございませぬか、ちょっともう一度。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 今漏れた方のお話でございますけれども、年々30戸ずつ程度の予算でもって実施していきますので、今年は、17年度の予算は27戸ですけれども、例年ずっと来てますので、何年か後には皆さん設置希望者につきましては、予定どおり設置されるのでないかなということで予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 関連でございますけれども、抽選に漏れた人は、また改めて申し込みするという関係なのですけれども、たまたま浄化槽をつける、そのために嫁さんをもらう、それであれば自宅に何とかそういう形にしたいのだという人がいたわけなのですよ、現実の問題。そうすると、漏れた人は、また次の年漏れたわというケースが考えられるので、そういう点でやはり、言うなれば漏れた人は次の年は優先というような、それぞれ事情があって早くということなので、そういう配慮ができないのかどうかということで、余りにも杓子で、僕は当事者から聞いたのですけれども、息子に嫁もらうのだ

と、そのためには、やはりある程度自宅を環境整備しないと、もう今の時代だからということだけでも、抽選に漏れたわという実態があるものですから、その点今後の取り組みとしてはいかがなものでしょうか。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 全くそのとおりで、予算をふやすか、やっぱり手だてをしないと、もうずっと永遠に続く人が出てくることも限らないわけですよ、そうすると抽選ということであると。やっぱりそこはもうちょっと現実的に対応するということが必要だと思いますので、この点をきちんと予算を増額する。今言われたことを実施するというような対応というのが必要だと思いますので、答弁願います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 今、中村委員の御質問ですけれども、抽選ということで今実施しているところでございますけれども、15年度の実績につきましては28基、それで設置希望者数といたしまして74名ございまして、新築が優先でございまして、新築が11名、改築につきましては、53名の応募でございまして、抽選をしたところでございます。

それから、16年度につきましては、30件の希望をとりまして、実績につきましては、7人槽と5人槽ありますので、27基ということで、新築が8基、改築が19基ということで、設置希望者数につきましては、54名の応募がございまして、それらを抽選によって実施したところでございます。

また、平成17年度の応募の概要でございますけれども、ただ、今のところ新築5件、改築につきましては28件の希望がありまして、現在33件ということの応募の概要でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

暫時休憩します。

午後 3時43分 休憩

午後 3時44分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き再開いたします。

助役の方から答弁お願いいたします。

助役（植田耕一君） ただいまの浄化槽の質問にお答え申し上げたいと思いますが、私細かい数字ちょっと状況わかってないのですが、今判断するには、今17年度の状況からいたしますと、33件程度という状況になってございまして、従来の方で

やりましても、2年の中で大体解消できるような状況になってきております。15年から生じておりますから、そういう面で希望者もだんだん減ってきている状況でございます。

今申し上げておりますのは、まず新築を優先させている状況でございます。当然新築の中で費用負担が今年度に建ててしまってから入れるということになりますと、効率的でないというようなことから、新築を優先させていただいている状況でございます。そういう中で、いろいろ抽選の方法について、希望者が多ければ、今言った不安の面があるかと思いますので、その状況を十分見きわめながら、また御意見につきましては、十分参酌しながら判断をしていきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 今、先ほどこれ300万円ほど減らしたということは、結局数減らしたというふうにとられるのだけれども、それだけ申し込みの数が多くても、抽選するほどでありながら予算を減らしたということは、100万円ずつにしても3基減らしたということだと思ふのだよね。だからできたこれは抽選なくなるまでそのままやってほしかったなという気がするのですけれども。ただ、この浄化槽、一般の方全員がこういう、わかっていると思うのですけれども、前に聞いたときには、余り少なくなると国の予算もなくなるというか、そんなこと聞いていたので、単独でこれまた、町単独でやっていくとなると大変だと思うので、そこら辺もう何年で切りますよとか、そういうことで見通しつけてやっぱりやっていかなかったら、だらだらだらだらということにはならないのではないかなというふうに思うので。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 渡部委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

27基ということで、5人槽、7人槽ということで、若干変動はございますが、基本的には町の当初の出発点におきましては、30基の計画をもちまして、補助事業を受けて実施するという予定になってございました。昨年度から道の方もかなり申し込みが多いような状況の中から、予算配分については、補助の分につきましては、30基から27基程度に落とすという状況になってきた経緯がございまして、そういう中で町も補助制度に沿ってやっていくことによって、財政の緩和策を考えてということで、27基に減らさせながら計画変更上げて実施を今後していくというような状況でございますので、その点御理解を賜っておきたいと思

ます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 141ページの住民健診の件でちょっとお伺いしたいのですが、健康診断の中に、住民健診、骨粗しょう症、ミニドックにかかる子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がんといろいろあるのですけれども、実は町民の方からの要望というのですかね、お電話をいただきまして、最近非常に多くなっているというのは、私もそのうちの年齢になるのだらうと思うのだけれども、前立腺の問題、それも一つ検査の方に入れてもらえないだろうかという要望が実はあるのです。富良野の方では、議会の方で話し合いして、それも健康診断の中に入れてというふうになっているそうです。だからやっぱりなってしまってから病院にかかるとなると、非常に大きな医療費の負担にかかってくるのだらうと思えますので、それを事前にやはり防ぐという意味合いも込めて、今回考えてみてもらえないだろうかという御要望がありまして、ちょっとおまえ聞いてみれというふうな電話がありましたものですから、ぜひこれはやっていただければありがたいなと思えます。これいかがでしょう。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） ただいまの件につきましても、私も相談受けたのですけれども、これ患部が患部ですので、なかなか受診できないと。受診したときにはおくれて入院、手術しなければならぬというのが悪い状況になるのですけれども、これ住民健診で対応して、早期発見していただければ、医療費の抑制にもなるし、本人も検査を受けやすいということですので、ぜひ検診の中でもってこれらの早期発見に対しての検査が可能であれば、この中で取り入れていただきたいと、かように思いますが、いかがでしょうか。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 前立腺がんというところで言ったのですけれども、今上富良野町でも脳血管障害という形の中で、疾患という形の中で、いわゆる加齢、年齢が高くなるにつれて、そういう病状が出るということで、最近脳ドック検診という形でふえてきております。そういう意味で、そういう対応も含めて、検討を受診の中に、健診の対象として入れるということも非常に重要ではないかと思えますので、上富良野町では、その部分については見ましたらやられてないような感じなのですが、その点についてもお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 今、仲島委員並びに吉武委員のお二人の御質問につきましては、前立腺の検査という取り組みについての御質問でございますが、これにつきましては、がん検診の中で血液検査という部分での位置づけで、この辺はちょっと費用の面やなんかでどんなになっていくのかというのありますし、もちろん受診者の方の御負担のこともございますが、それらも含めてちょっと見きわめてまいりたいと思っております。

もう一つ、脳ドック、それとその今前立腺がんにつきましては、ちょっとPRと言ったら変ですが、今旭川のがん検診センターで、費用が2,000円ぐらいかかるのですが、直接申し込みにより受けるようなことも可能になってございますが、町の方の保健カレンダーの方にも、それらについての紹介もさせていただいているところであります。

脳ドックの検診の部分については、岡崎主幹よりちょっとお答えさせていただきます。

委員長（西村昭教君） 保健推進班主幹、答弁。

保健推進班主幹（岡崎智子君） 脳ドックに関しましては、かなり効果が高いということはわかっているのですけれども、動脈瘤とか、全く自分自身に自覚症状がない時期に、脳の中の血管の膨らみとかを見つけたときに、かなり脳自体を手術するという事で、メリットと、逆に本人の自覚症状がない時期に脳をいじるということのデメリットと二つございます。それで一時期町の中でもやっていけないかということで考えた時期もあったのですけれども、それよりはやはり基本的な大元であるその脳の動脈瘤をつくる原因である高血圧を下げたいとか、肥満を下げたい、その辺に力を入れたいということで、ここ6年ほど生活習慣病の改善の取り組みをしています。その中で、町の肥満の状況とかも65歳以上の女性に関しましては、14.6%の方が肥満の改善を行っているとか、高血圧につきましても、10%程度の改善がされてきているとか、H6A1cといいまして、糖尿病の検査に関しましては13.5%程度の改善がされてきているということで、生活習慣を改善して、そういう動脈瘤をつくるような状態にならないという方に力を入れていきたいということを今後も推進していけたらということで、直接に脳ドックの方の取り組みに費用額をかけるということでは、今検討はしていない状況にあります。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） 一応前立腺ということになりますと、これは以前に私委員会でも、前立腺も一応がん検診、肺の検診ですが、それらに伴ってやったらどうだと。だから今この前立腺というのは、脳血管と今言いましたけれども、そうでない、とにかく

これ汚い話ですけれども、例えば尿が細くなってくると。これ今もう50歳、55、6歳から前立腺も出ます。富良野いっぱいなのですから。ですから、これはやっぱり公表して、とかくおしっこが細くなった方は、必ず検診に行ってくださいと。これ痛くもかゆくもないのですよ。それで、その細くなったの投げておいたら、最終はがんなのですよ。そのために今後やっぱり物すごい今食べ物のせいというか、何かで出ている。皆さんなりますよ。本当。これは本当に一日も早く皆さん診断を受けると。

やっぱり下もとですから、なかなか診断は嫌なのです。女の人なら何でもないらしいですけれども、私たちやっぱりかなり抵抗あった。でもやっぱりそれを把握させるように御指導していただいたら、物すごい費用なのです。一回前立腺手術しますと、70万円ぐらいかかっているのです。これがみんな医療費に入ってきています。70歳以上になったら、結局軽減がありますけれども、以上になってきたら、まず手術に90万円ぐらいかかるのですから、これみんな私たち3割なら3割払って、あとはみんな町で払ってくれているのでないですか。最後には還付金返ってきますから。そういうことですから、こういう点やっぱりもうちょっとお考えになって、主幹よろしく御指導いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 今のちょっとどういうふうな意味なのか、旭川の方にいけば費用としては2,000円でできるぞということなのですが、これは個人負担で勝手に行ってやってこいと、こういう意味なのか。私の場合は、町の方でこの一応健康診断受けるときの中に含めてもらえないだろうかなという感覚で恐らく町民の人は言っているのだらうと思うのですよ。そういうふうな検討はできないものなのかと思う、いかがですか。行ってこいではだめだ。

委員長（西村昭教君） 少々お待ちください。

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 仲島委員おっしゃるとおり、また小野委員も警鐘いただきましたけれども、本当に前立腺の疾病については、ふえているというのは事実でございます。その辺今後この住民健診の中にそのメニューとして入れられるかどうか、ちょっと財政面もございますので、ちょっとそういう面で検討させていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 149ページ、環境衛生費の中で委託料、バグフィルターのろ布分析の関係です。従来なかった形で、35万7,000円ということで計上をされております。これらの関係で、今なかったのになぜというようなことで、従来ダイオキシンのバグフィルターの入り口と出口ということで、恐らく年2回やっておられるだろうと思うのですが、その関係で、この予算計上した経過としてちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹(服部久和君) 11番中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、バグフィルターのろ布というものは、バグフィルターというダイオキシンを除去する装置がありまして、その中にろ布という長い筒状のものがたくさん入ってまして、それをその性能がどの程度のものかというのを確認する検査をするということで、今回この金額を上げてます。要するに5年程度耐用年数があると言われてたり、8,000時間もつと言われてたり、そのろ布自体の炉の使用状況だとか、いろいろな部分でどれくらいもつかはつきりしたものがないのですよ。それで、今年度約ろ布の交換してから5年程度たつものですから、一度検査して、ろ布の性能がどうなのかというのを確認するために、今回予算を計上しております。

以上です。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私もこのクリーンセンターのダイオキシンの問題で、いろいろあちこち勉強したり、研究したりしたので、とりあえずどのくらいのもって効果がこれからもまたあるかということであれば、了解をいたしました。

それから、次よろしいでしょうか。一般廃棄物の処理施設の設置地区連絡協議会の負担金なのですが、これ13年度から100万円ずつずっと来ております。現実の問題として、例のダイオキシンの問題があって、地区に対する関係等もあつたりしてということで理解はできるのですが、今の財政状況からいって、ある面でクリーンセンターに対するダイオキシンも安定した形になっているので、何とかこれの負担金を軽減する形をとっていただきたいと思いますということなのです。例えば下水道の終末処理のときも、おれらのところもあれだから、何ぼかしてくれだとかというケースさえ出てこないとは思いますが、現実の問題として、100万円ずつとあれしていって、これからはまだまだずっと続くということであれば、確かに施設は欲しい、しかし我々の近所に欲しくないというような状態の中で、

一時期風評被害等も云々ということもあつたので理解はしたいのですが、今後この財政状況からいって、若干やっぱり引き下げていく努力をやったり理事者としてやっていただきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 今の点に関連してお尋ねしたいのですが、確かに近くにお住まいの方、あるいは農産物等の風評被害というのは、一時非常に社会問題化した経過もございますが、この協議会に対する負担を町ではされているその根拠と申しませうか、例えばそこにそういうものが存在するということに対する町としての心配り、あるいは農地等から生産され、万が一その風評被害等が懸念されるようなことがあつては困るということで、そういう意味で地元対策費みたいな中身があるとしたら、近年農地が非常に流動化が激しくなつてきておりました、当時耕作されていた方ではない方がその付近の農地を耕作されるというような事態も実際起きておりますので、土地に対しての配慮があるのか、あるいは人に対しての配慮なのか、そこら辺も御説明いただきたいと思ひます。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、この協議会の負担でございますが、搬入に際しての周辺地域の農作業に支障を来さないような地域環境保全対策ということで計上させておりますが、この100万円の補助につきましては、今のところまだ期限は定めていないということでございます。

また、向山委員の農地等に対する他の方の耕作もしているということで、これにつきましては、土地に対してのお金なのかという御質問でございますけれども、今申し上げましたように、周辺地域の農作業に支障の来さないような地域環境保全対策ということの根拠としての支出でございます、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 中村委員、向山委員の御質問にお答えさせていただきますが、基本的にこれはクリーンセンターはあそこへ設置する段階において、地域の皆様方に迷惑料として、ある面に対応してきたという経緯がございまして、これはたまたま中村委員からも御質問ありましたように、ダイオキシンの発生が非常に多くなつたということから、金額的には増額要求をいただいて、それに対処せざるを得なかつたという経緯もございませうけれど

も、これにつきましては、あくまでも地域住民に対する迷惑料ということで、建設段階で設置された部分でありますので、あそこに設置がされている期間中は、応分の対応は継続していかなければならないと。

額につきましては、いろいろな課題もあるうかと思えますけれども、現状におきましては、地域住民の皆さん方のいろいろな御意見をお聞きする中で、非常に財政的に厳しいのはよくわかるが、この減額は認められないというお話も聞いておりますし、御案内のとおり、富良野圏域の私も5市町村でやっております環境衛生センターの、あの地域住民に対する保障も、同じような上富良野と同じような、向こうと同じような率で、同じような対応で地域住民に対する迷惑料として、言うならば建設期間中は、その約束どおり対処していくべきものであるし、途中で行政が地域住民との約束を破棄するというにはならないというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 町長の言うのもわかるのですよ。最初はあれ50万円だったのですよね。そして今度はあそこの道路も直す、それから草刈り機も買って与えますよというような条件が最初はついてたのです。例のダイオキシンの問題があって、地区の人たちが硬化をしまして、風評被害等もあって、それこそおまえのところから野菜送っているけれども、大丈夫なのかということまで言われたというようなことを聞きますから、それについては事情はわかるのですけれども、今もダイオキシンが安定をしているのだから、富良野のことも私も承知をします。あそこの下五区だか中五区、あそこへつくるときに、あそこの会館をつくれだとか、お金をあれだとかというようなこともいろいろ聞いておりますけれども、現実に僕はダイオキシンが安定したのであれば、地区の人とじっくり話をして、何とか100万円を80万円でも70万円でも、もしくは50万円でもというような最初のときぐらいまで持っていくようなことを町長先頭にして努力してくれないかと。課長としては、この問題で余り地域の人と物議を起さしたくないという心情はわかるから、ああいう答弁になったと思うのですけれども、我々からすれば、何とかこういう財政状況だから、少しは負担額を減額していただくような努力をしていただきたいという気持ちでございますので、その点も一応お含みおきをいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。いいですか。

15番（向山富夫君） よくないのだけれども。

委員長（西村昭教君） ちょっと答弁が。

15番（向山富夫君） さっきお尋ねした、そこに住んでおられなくても、そこで土地を利用してなりわいを立てている人が最近は出てきているので、そういう人はどうなのかということも。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 向山委員の御質問にお答えを申し上げます。

この協議会に対する負担金補助金でございますけれども、あくまでも日新地域の住民に対してということで、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 日新地区ということは、私も十分理解できます。ただ、町長がお答えの中にあつたように、やはり風評だとか、そういうような、あるいは同僚委員のお尋ねの中にも、そこで生産されるものが疑いを持たれるとかということになりますと、その周辺の土地でなりわいを立てている人も、日新地区に居住してなくても、私は重さとしては、そう変わらないのでないかなと思うものですから、もう一度お答えいただきたいのですが。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 向山委員の御質問にお答え申し上げたいと思えます。

非常にこの種の問題というのは、非常に難しいので、すばっと割り切れる問題でもないわけですが。特に設置の経緯からいたしますと、地域との協議を重ねてきた経緯の中から、地域として協議会を立ち上げていただいて、その中で町が公共施設を設置していることで、不都合があった場合については、その協議会と協議していくという中で来ております。

掘り下げて、そのいわゆる通い作が云々とかというような中で、この補助金を算定しているものでは初めからないわけでございます、あくまでもその地域の中での対応の中で、こういう協議会を設けていただいた中で、町としての対応を図っていくということでございます。

後に土地がかわって、通い作の人が出てきたというような点につきましては、当初あくまでも想定してございませんので、今御意見伺った中におきましては、今後の検討課題かなというふうに受けとめているところでございます。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） くだいようで恐縮ですが、東中の埋立地を利用させていただいたときなんか、ごみを積んで走る車が飛散させるごみも、もう周辺にすごく迷惑をかけていた姿私見ているものですから、今後あのクリーンセンターへ走る車の中からそういうごみなんか飛散して落ちたりすると、そこに生活している人もさることながら、

そこで土地を利用して耕作されている方が一番迷惑をこうむるわけですから、ぜひそういうことは、今後大いにこれだけ流動化が進んでくる中では起きてくると思いますので、配慮をお願いしたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 145ページ、環境衛生費の委託料の役務費、公衆トイレ清掃。公衆トイレいっぱいありますけれども、これは何月何日から開いて、それでこの清掃ですが、これは毎日やるのか、それはどこがやるのか、ここのところをお聞かせいただきたい。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げます。

委託料の公衆トイレの清掃でございますけれども、これにつきましては、神社のトイレということで、年間159日を高齢者事業団に委託しまして清掃を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 先ほども申し上げましたけれども、年間159日間の清掃でございますが、約2日に1回ということになりますけれども、冬場は少なく、夏場は回数を多くしているところでございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 公衆トイレいろいろあって、ここ言ったら神社だと、こっち言ったら山の上だったということで、ちょっとあれなのですが、これを一つにしても、清掃はまずとにかく毎日やっていただきたいということですね。

そして、これ私言いつ放しではないですからね、住会長、連合会の会議が23日にありますから、これ言いますから、そして町内会長に全部に言ってくれと。そして、町内会にあるトイレは全部点検をやりなさいよと、これ23日に言いますから、これを通してほかの担当もよく耳に入れておいていただきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 149ページのクリーン推進員の謝礼の関係です。これは上富良野町のごみの分別収集の段階で、いろいろ御意見が町民の担当者の中から出たので、それで最終的に5,000円を支出をするということになってきております。それで、今機械的に住民会、町内会で機械的に、あなたクリーン推進員だよということになって、3月の

末か4月には5,000円もらうということ。現実には、その職務を理解していない人がもう3分の2以上いるというのが実態なのですね。そうすると、地域の中でやっぱりクリーンな町内、まちづくりをするということになれば、本来的にやれば町が出してもいいのですけれども、もし許すならば、財政的な状況からいって、町内でやっぱりクリーンな町内をつくらうということであれば、この補助金の関係、謝礼の関係はなしにするか、もしくはもう一つは、クリーン推進員の研修会的な形をやって、うちの町内は、私はこういうことをやっているだとか、そういうようなことをやはり意見交換と研修会的なものをやって、なおその内容のある任務がレベルの高いものにしていくのであれば謝礼を払ってもいいけれども、ただ何もしないで、ある栄町の住民会の町政懇談会に行ったとき、私何やっていいのかわからないから何もしてませんよという意見も私聞きましたので、できればそういう点で、やはり清潔で明るいまちづくりということで、同じ5,000円を出すのであれば、そういう効果の上がる方法、それからもう分別収集とまちづくりごみステーションもあれしたから、もう町はあれしなくてもいいよということであれば、ある面で町内会単位でそういうことの検討をしていく方法で指導してはどうかという、この2点でちょっとお尋ねしたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） これが当初設置されたころは、まだまだ初めという形で、これからごみの減量化をこういうクリーン推進員の方中心になって、地域で進めてもらおうということの趣旨であったかというふうに思います。今一定のところまで来て、その体制がまだ十分とは言えませんが、一定軌道に乗ってきている部分があります。そういう意味では、やっぱりこれは廃止して、やはり別な用途に切りかえると。やはり啓蒙、啓発をしてもらおうような対策をとってもらおうというようなもう段階に入ったのではないかというふうに考えています。そういう意味では、もう既にこれは用なしという形で、その一方でリサイクルに対する補助金が減額されておりますので、やっぱりこういうものに振り向けるだとか、こういう用途の切りかえをやはり今すべき時期ではないかなと思いますので、この点についてもお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） まず、中村委員の御質問にお答えをさせていただきます。

このクリーン推進員につきましては、行政と住民のパイプ役ということで果たしていただいているの

ですけれども、従来毎年5,000円を支払っているところがございますけれども、これにつきましては、うちの担当として協議しているところがございますけれども、例年役員もかわるということがございます、特に4月になりましたら、その職務といいますが、それらについて、また協力を再度御依頼をしようということで考えてございます。

また、今後も謝礼につきましては、今後課題ということで、うちの方で整理、検討をさせていただきたいと考えております。

次の米沢委員のごみの減量化につきましては、この5,000円の廃止ということでございますけれども、今の中村委員にも申しあげましたように、今後の課題ということで整理をさせていただきたいというふうに思っております。

また、リサイクルについての御質問でございますけれども、資源回収団体の報奨につきましては、16年度でもって廃止をさせていただいたということでございまして、これにつきましては、7年度から実施してまいりました、ごみの減量化を目的として補助してきてまいりましたが、目的を終えたということで、廃止したということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ぜひ廃止の方向で検討していただきたいと思っております。

ごみの減量化については、それなりの補助団体がやはり貴重な回収古紙だとか、瓶の回収でやはり一定の団体を維持する財源にもなっています。そういう相乗効果がやはりあると私考えておりました、確かに一定のこの期間も来て、当初初めということもありまして、これを財源をもとに、やはりクリーンあるいは減量化をしてもらおうというそういうこともありましたが、しかし引き続き今のリサイクルという点では重要な位置づけだと思いますので、やはりこの点は削減しないで、今言いましたけれども、そのクリーン推進員の部分で削減して、こちらの財源に振り向ける、もしくは全廃しないで、やはり部分的に残すという対策がなぜとれなかったのかということをお伺いしておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

今のクリーン推進員の廃止の関係でございますけれども、これにつきましては、課題といたしまして十分検討させていただきたいと考えております。

また、資源回収団体の奨励の廃止でございますけれども、これにつきましては、平成14年からク

リーンセンターにつきましても有料化が図られまして、11品目の分別ということになりまして、その役割も終わったということで、資源回収団体の皆様方につきましては、大変御協力いただきまして、本当に感謝するところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 感謝しているのは大変よろしいのだと思います。

平成15年度の決算でも、やはり12万5,877キロという形で、やはり回収量がふえてきているわけです。そういう意味では、やはりこの効果というのは、お金もさることながら、やはりリサイクルという点でも、相当な相乗効果があるというふうに私は判断しております。そういう意味で、これをもしも一方的に減額、廃止ではなくて、もしもされるのだったら、減額という形の対処をやはりするべき貴重な大切なリサイクルのこの手段と方法だというふうに考えてますので、この点もう一度伺っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 今のこの資源回収団体の廃止でございますけれども、平成14年度30団体、平成15年度におきましても30団体、平成16年度も、今現在でございますけれども、今26団体の協力をいただきまして回収したということでございまして、大変御協力賜ったのですけれども、これにつきましては、先ほども申しあげましたように、分別もきちっとされまして、今現在11分類に分別もされまして、そのようなことから、今回行革の中でも削減、廃止というような形の中で廃止を考えたところでございます。

以上でございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） ごみの問題ですけれども、町内会で新しいごみのカレンダーが配付されました。問題は町内に入っていない人にはカレンダーが行ってないわけです。したがって、ごみを出すときには、町内に入っていない人は、指定のごみ袋ではなく、残飯も金物も不燃物もまざって出てくるという状況があります。こういう人たちに対して、町内で非常に頭を悩ませているのですけれども、どのようにしてこういう人たちに徹底するのか、町内会に加入していない住民に対しては、町内会は別に何もする必要はないのですけれども、その辺のところどう考えていけばいいのか、お伺いします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいまの御質問でございますけれども、町内に入っていない方のカレ

ンダーでございますけれども、たまたまマンションに入っている方につきましては、ごみの分別が悪いということで、もう何回もおしかり受けておりまして、町内会長さんをお願いしまして、できるだけそういう指導のもと、やっていただきたいということで御理解を賜っております、カレンダーにつきましては、マンションに入っている方につきましては配付しているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 町内に加入していない人たちのマンションに入っている人は、町の方でもって配付をしているのですか、その辺はどうなってますか。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 吉武委員の御質問にお答えいたします。

町内に入っていない方には、町からは直接は配っておりません。したがって、ごみのカレンダーを町内会に入っていない方は、役場の方に取りに来ていただくしか方法はございません。ただ、町内会の方で、町内会の皆さんが役場の方に、この人たち町内会に入っていないから、非常に出すマナーが悪いということであれば、担当我々やっておりますので、連絡していただければ、私たちが行ってお話しするということはできるかなと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 関連ではなくて、私の先ほどの質問で、僕と米沢委員手挙げたら向こうの方へ行ってしまうので。

一つはクリーン推進員の関係、今課長の答弁のように、毎年交代ということで、かわった人にはこういうことが任務ですよとやるということであれば、私はひとつもう今年はクリーン推進員の謝礼は最後ですよということを含めて、クリーン推進員の研修、意見交換会1回やってくださいよ。そして、来年度廃止をすると、そして地域の中でそれらについては十分明るい清潔なまちづくりのために、町内会ごとに努力をしてくださいというような方向をぜひ持って行ってほしいということで、そのことで町長もしくは助役さん、ちょっとお願いします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

クリーン推進員そのものの制度として、廃止の議論と、それから一般質問でも清水議員からありましたとおり、町内でもう万策尽きたような御意見もいろいろあります。そういう中で、町内会において一生懸命やっているところと、今御発言ありましたと

おり、役割として何もしてないところというようにばらつきがございます。御意見もありましたとおり、新しくその任命された方の会議を開いて、意見交換することが次の展開につながっていくというふうに思っておりますので、その辺新しく推進員になられた場合におきましては、そういう会議を開催して、その必要の度合いについて判断をしていきたいなというふうに思います。

基本的には、町内で推進員を置いてこうやってやっぱりやっていった方が秩序保てていいぞということであれば、自主的にそういう判断をしてもらおうということに持っていけば、一番理想な形になるうかと思っておりますので、そういう条件の中で、この謝礼の問題については判断をしていきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） ごみの問題で、出す出さないの問題ですが、うちらの町の町内も、実はそういうのは随分あったのですよ。だけれども、そのマンションであれば、大家さんが必ずいるわけですから、うちは全部大家さんに責任負ってもらったのです。もう町内会費からごみ出しから、全部責任負ってくれと、負わなかったらうちから出ていってもらおうと、大家さん金よこせというところまでやって、今のところはある程度徹底はしてきたと思うのですけれども。

それと、行政で言ってくるのであれば話しするでなくて、行政そのものに話が行ったときには、行政の方で大家さんに直接電話をかけて交渉すべきだと思うのですよ、僕は。何ぼ町内で言ってもだめなやつはだめなのですよ、実は。だからそういうところまで徹底していかないと、なかなかこれ難しいのかなというものもあります。

実は、うちらもちょこっと表へ出ていったら、何気なく車とまっているなと思ったら、どんどんどどこ投げている、ごみ。その日でないやつでも。おまえ何だと言ったら、全然違うよその町内から来て、朝出勤するとき、ついでに捨てていくのだと、ばかなこと言っているな、家に持って帰れと言って持って帰らせたことあるけれども、そういうのも実はいるのはいるのですけれども、ある程度そういうふうにして町内の方でクリーン推進員があるのであれば、それはそれなりに頑張らなければならないという問題もあるし、どこまで何をやるのだということわからないものだから、うちらの町内もただ役を受けているだけで、一遍も何もしないというのがほとんどだろうなというふうに思っております。

今中村委員おっしゃるように、そういうような話し合いもこれから十分に必要であろうと思うし、マ

ンションについては、大家さんに直接行政の方で電話かけるといところまで徹底していかないと、なかなか難しいのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 仲島委員の御質問でございますけれども、町から大家さんに直接という形でありますけれども、マンションにつきましては、特に中にはひどい人もいるのが現状でございます。町におきましても、今後広報、それから防災無線等で周知徹底を図るといことと、それから余り極端な人につきましては、町から周知徹底をするといことをこれから実施していきたいといふうに考えますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 関連になってくるかなと思ひますけれども、我々のところは、ごみは非常にうまくいったのです。やっぱりクリーン推進員になった人がうわっと言ひていったですよ。それから、大家何やっているとやひていったのですよ。そうしたら非常にうまくいひて、今もう非常にきれいです。きれいなところはきれいです、やっぱり。投げに來ないですね。やっぱりきれいにするのがいいのかなと思ひますけれども。

149ページの委託料、一般廃棄物、ここですけれども、私は紙は業者が回っているあれで出しているのですよ。ところが一般廃棄物で紙類になって、毎週ではなくて、週の月曜日に紙をうちなんかは出すのですよ。ところがあれは金目になるのですよね。業者があれで生活やひているのですから。それでこぼしておりましたよ。どうして行政が、そういうところの金もうけの手先になるのだといようなことを言われまして、ああそういえば、言われてみないとわからないものでして、そここのところはどのように、それこそまた聞かれたとき、お答えすればいいのですかね。

委員長（西村昭教君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（服部久和君） 梨澤委員の御質問にお答えしたいと思ひます。

紙につきましては、市場の中で価格変動が激しいわけですね。したがひまして、数年前までは一時期回収する人が全然いなくて、新聞紙がたまるような状況もあったかと思ひます。最近価格がよくなりましたので、皆さん集めますけれども、そういう意味では行政で集めるといのは、そういう状況になったときに業者さん集めに來ないと、ごみがたまるという状況を考えますと、行政が集めざるを得ないのかなと思ひておひます。

委員長（西村昭教君） 他にござひませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） クリーンセンターの維持管理費の問題でお伺ひいたしますが、年々この維持管理費の委託料がふえてくる傾向にあります。これは必要部分が当然あって予算化なされておひますので、その部分はわかるのですが、こういう委託部分の見直しといのは、料金設定の見直しといのはどのようになっているのか。

それで、今回この中には、公害関係測定器といのが15年度では800万円計上されておひました。焼却設備等の業務点検で680万円等が計上されておひましたが、今年度予算の中では、この部分といのはどうい変化、予算づけになっっているのか、もっと軽減できる分があれば、積極的に見直して圧縮するといことも一つの方法だと思ひますので、お伺ひいたします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

クリーンセンターの管理費の関係でございますけれども、まず管理費の計上につきましては、人件費部分と、それから公害関係測定費用の部分と、あと設備の機器等の保守点検整備の関係に分かれてござひまして、特に人件費につきましては、昨年と比較しまして2.5%程度の削減を図っております。

また、公害関係測定費用につきましては、若干の内容の変更もござひまして、前年625万7,000円に対しまして、629万8,000円という形の中で、1点につきましては、周辺の住宅の飲料水の検査項目が法改正になりまして若干変わってござひます。

また、機器の設備等の保守点検整備につきましては、排ガス測定機器の設備年次点検といことで、電子除湿機の交換が若干ふえまして、それら744万円から795万円という形の中で若干増えてござひます。

それから、そのほかに今回、従前薬剤につきまして、町で直轄で買ひてござひました。今回この委託費の中に入れることによりまして、薬剤費3%程度町が買ひより民間が買ひの方が安いといことでござひまして、薬剤につきましては、あわせの形の中に入れて、管理委託費といひまして、7,518万円の管理といひてござひます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

米沢義英君。

9番（米沢義英君） ここの148ページのいわゆるリサイクル率の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

近年、粗大ごみ等を他市町村からも受け入れるという形になっております。比較的ふえている傾向があるかと思しますので、今年度は大体予想はどのようになっているのかお伺いしたいのと、あわせてリサイクル率を高めるための施策として、いわゆる粗大ごみ等の修復して活用するという形も、他の広域連合の中ではやられております。確かに一定の修繕費もかかりますが、やはりそれを買ってもらって地域の中にまた生かしてもらおうということも、当然施設の延命にもつながる話でありますから、こういう部分を積極的にやる必要があるのではないかとこのように考えております。

また、不燃ごみ等においても、この中には貴金属類等も入っているというの見受けられます。その部分についても、やはり現場できちっと分類すれば、またそう多くはないにしても、やはり減量の対策にもつながるといふふうに思いますので、こういう対策をもっと推進する必要があるのではないかとこのように考えております。

もう1点、収集と関連ですからお伺いしたいのですが、今収集車が非常に逆駐車しているということが最近見られるのですよね。ごみ収集が左にあれば、そこを本来でしたら頭は左に向いていなければならないのですが、これは右側に向いていると、逆方向に向いているということが見受けられます。万が一事故が起きた場合等が心配されますので、やはりこういった業者に対しては、厳しくやはり指導しなければならないと。確かに簡単でいいのかもしれませんが、そういう問題ではないと思しますので、やはりこういった点も含めて、改善が必要だと思しますので、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢委員の御質問でございますけれども、ごみのリサイクル率ということでございますけれども、ごみにつきましては、他町村から受け入れしまして、実施しているところでございますけれども、平成14年度につきましては、19%のリサイクル率でございますけれども、15年度につきましては、48.68%ということで、かなりのリサイクル率になっているところでございます。

それから、不燃ごみの分類の対策でございますけれども、不燃ごみにつきましては、一部中富の広域に、プラスチックにつきましては中富で対応してございまして、それらのほかのものにつきましては、町の方のクリーンセンターで処理しているということございまして、これらにつきましては、年々量につきましては分別徹底されまして、量は減っているところでございます。

また、次の収集車の逆駐車ということでございまして、これらにつきましては、今後十分業者に対して注意を喚起してまいりたいというふうにして考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 153ページ、翁地区の飲料水供給についてちょっとお聞きしたいと思います。

ここでは、現状と課題では、1日最大給水量100に対して、最大160立方メートルの日があると。それで、今までの既存の配水池が67で、50立方メートル以上が必要だと、こういうことになっています。それで保健所で指摘があったということで、この電気系統だとか、ジアン注入ポンプだとか、こういうのは必要かと思えますけれども、私も月5回も6回もふるへ行くのですけれども、15年はすごく忙しかつたのですけれども、16年の白銀荘の入館率は激減しているように思われるのですよね。それで、この観光シーズンの最大使用料が160立方メートル多いとありますが、この日は何日ぐらい16年度はあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 少々お待ちください。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 14番長谷川委員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

足りない日にちが16年度で何日あったかということでございますけれども、これにつきましては、3日間でございます。これも水が少ないということで、相当な制限といえますが、そういうようなことを行いながら、そういうような日にちが発生した、そういうような状況でございます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 360日の多分5日ぐらい休んでいると思えますが、そのうちの3日間ですね。そして、本当に給水制限はしていると言いますけれども、それでも足りているのですよ、多分。足りていると思うのですよ。悪循環で、それをしなければお客さんが来ない、また来ないからしないとなると、悪循環でもとのカミホ口荘みたくなると、まただめになる可能性もありますけれども、本当に現状に必要なかと、今職員だって、去年だったか水足りないという言葉、本当に15年は聞きました、よく。でも、去年は余り聞かなかつたのですよね、私何回もふるに行ってますけれどもね。本当にこれだけのものが必要なのですかね。ちゃんと精査されて

いるのですか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 長谷川委員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

水の不足につきましては、3日間のふるによりまして、1日、2日、3日ということで計算をしました。この計算の中で、3日目においては、約26トンの水不足を生じている。これにつきましても、白銀荘の職員の方々が、相当苦勞しながらの節水を観光客にも求めながら、このような水不足を生じているということから、それを解消するために今回足りない部分、約26トンですけれども、このままの器ではなくて、その倍、水道でありますと設計基準などでは、当然その不足部分の倍の量を実質量として、そういうようなものをつくっていくということで、今回その50トンの貯水槽を計上させていただいている、そういう状況でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

まだこの4款について、まだ質問予定されている方おられますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。もしあれば、時間延長皆さんにお諮りしたいと思います。1名ですか。一応5時予定をしておりますので、4款を終了して終わりにしたいと思えますので、5時過ぎるので、過ぎれば時間延長皆さんにお諮りしたいと思いますので、もし質問の予定の方おられましたら、1名ですか。

それでは、4款今やっておりますが、5時を過ぎても4款は終了させるということでよろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） わかりました。それでは、質問を受けたいと思えます。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 144ページにかかわって、予防費のところでお伺いたします。

今上富良野町では、かみんを中心にした健康上富良野21という形で、推進費が昨年度からも計上されております。この間の中でも、上富良野町のやはり年齢が高くなるにつれて、肥満の度合いあるいは同時に高血圧症という形の中で、ふえているのだということが詳細に示されております。

この資料を見ましたら、糖尿病等についても、全国平均と合わせて脳疾患がやはりかなり高度に上っているということが示されております。そういう意味では、今後この推進費という形の中で、今年度の目標と、これに伴った医療費の抑制というのは、数値としてどのように押さえているのか、まずお伺いします。

それと同時に、この資料の中では、やはり40代

を境にして50代という形の中で、基本健診の受診率も低くなってきているということが示されております。確かに本人の自覚ということもありますし、そういった意味では、各種健診の受診をなささいという形の文書等もかなり流れてきております。そういうやはり思いを、やはり住民にも知ってもらおうという意味で、今後一層この点のやはり基本健診の受診率の向上をさせる、同時に肥満等についても改善させるという点で、非常に重要な上富良野の健康づくりで言えば、位置に示しているのだなというふうに思えますので、この点について、今後の対応と、ことしの目標、医療費の抑制に当たってのどのぐらいこういった推進されることによって抑制されるのか、この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 健康推進班主幹、答弁。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 町の基本健診につきましては、平成14年度が2,670人ぐらい受けていましたけれども、15年に有料化を図った時点で200人ほど減少しました。それで16年、今年度につきましては、ほぼ有料化の前の数に戻っています。それで、基本健診につきましては、自分の体の状態を客観的に見る唯一の方法だと思っておりますので、さらにこの部分の受診数については伸ばしていきたい。そして、その検診の結果が、自分の体の中でどういう状態をあらわしているのかというふうな、食べたものがどういうふうに分の体の中の血液データになっているのかという学習は、さらに進めていきたいというふうに思っています。

それで、この5年間ずっと行いまして、65歳以上につきましては、検診データについては、直接食べるものの中身が変わってきていることによって、血糖値、血圧、HDLコレステロールというふうにある程度直接食べたものが影響が出る数字につきましては、改善していますけれども、尿酸値とLDLコレステロールといいまして、自分の体の中で合成する部分につきましては、なかなか検診データが改善してこないというのが一つあります。

あともう一つ大きな課題として残っているのが、65歳以下の特に男性の検診データの改善が思ったよりも効果があらわれていません。女性については、どの年齢層についても改善が出ているのですけれども、男性につきましては、なかなかそのデータの改善に結びつかないということで、やはりそれと去年国保の方の協力を得まして、30代、20代の方の検診データの検査につきましてもさせていただきましてけれども、もう既にその年代で血液データにかなり変化が起きているという、これも男性についてだったのですけれども、ありましたので、やはり若い年代層から検診を受けて、自分の血液データ

が、自分の体の中をどういう状況をあらわしているかというのを進めていかなければいけないということ、やはり男性の改善に向けて、どうも男性については非常に生活習慣の改善が難しいというところが見えていますので、この部分を17年度についてはさらに進めていきたいなというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。
他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 以上で、歳出の第4款の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度とし、延会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

明日の予定につき、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 明日3月15日は、本特別委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集願います。

なお、本日の予定の日程が延会となりましたので、3月15日も引き続き議案第1号上富良野町一般会計歳入歳出事項別明細書の歳出、第5款の154ページから御審議いただくこととなりますので、各会計の予算書及び資料等を御持参願います。

以上です。

午後 4時57分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

平成17年上富良野町予算特別委員会会議録（第2号）

平成17年3月15日（火曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成17年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第 8号 平成17年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成17年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（16名）

委員長	西村 昭教 君	副委員長	向山 富夫 君
委員	徳島 稔 君	委員	岩崎 治男 君
委員	梨澤 節三 君	委員	小野 忠 君
委員	米谷 一 君	委員	岩田 浩志 君
委員	吉武 敏彦 君	委員	米沢 義英 君
委員	仲島 康行 君	委員	中村 有秀 君
委員	金子 益三 君	委員	村上 和子 君
委員	長谷川 徳行 君	委員	渡部 洋己 君

（議長 中川一男君（オブザーバー））

欠席委員（1名）

委員 清水 茂雄 君

早退委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収 入 役	樋口 康信 君	教 育 長	中澤 良隆 君
総 務 課 長	越智 章夫 君	企画財政課長	田浦 孝道 君
行政改革推進事務局長	米田 末範 君	町民生活課長	尾崎 茂雄 君
保健福祉課長	佐藤 憲治 君	教育振興課長	岡崎 光良 君
産業振興課長	小沢 誠一 君	税 務 課 長	高木 香代子 君
建設水道課長	田中 博 君	ラベンダーハイツ所長	早川 俊博 君
町立病院事務長	垣脇 和幸 君	関係する主幹・担当職員等	

議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	中田 繁利 君
係 長	大谷 隆樹 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 16名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。御出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、昨日3月14日が延会となりましたので、本日の日程を変更し、昨日に引き続き議案第1号上富良野町一般会計予算の歳入歳出事項別明細書の歳出、第5款の154ページから御審議いただき、以下さきにお配りいたしました日程を進めてまいります。御了承願います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 1日目に引き続き、議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算の歳入歳出予算事項別明細書の歳出、第5款の154ページから第6款175ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 155ページの労働者対策費77万円の予算でございますけれども、今富良野でハローワークをやっておりますけれども、この業務も緩和されまして、町でやれるようになったわけでございますけれども、この富良野の人材開発センター、ここではパソコン研修したり、町民が非常に喜ばれておりますけれども、こういった住民の就職サービス、こういったことも考えてみてはどうかと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小沢誠一君) 村上委員の御質問にお答えをいたします。

人材開発センターの負担の関係でありますけれども、これについては、中小企業が行う教育訓練の場ということでございます。内容的には、先ほど委員の方からお話のありましたパソコンの研修だとか、ホームヘルパーだとか、あと自動車の関係の整備訓練だとか、こういったものが行われてございます。町で行う部分についても、肩がわりをさせていただいているというようなことも実はございまして、負担をすところでございます。内容的には、道等の補助金もございまして、その残り分について、5カ市町村で負担をしているものでござい

す。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) それにつきましては、そのとおりでございます。それで、新しい発想といたしまして、そういうハローワークのような、上富良野町でもということを考えてみられたらどうでしょうかということをお願いしているのですけれども、いかがでございますか。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小沢誠一君) 村上委員の御質問にお答えします。

言われているのは職業あっせん、職業紹介の話だと思いますけれども、ここについては、そういう職業をあっせんするとか、紹介するとか、そういう場所でないということをおひとつ押さえていただきまして、ハローワークとは別な時限のものだというふうに考えます。

そこについては、ハローワークできちっと紹介されるものだと。行けば、ハローワークに申し出れば、そういう求職に結びつくというふうに考えるものでございます。

委員長(西村昭教君) 2番徳島稔君。

2番(徳島稔君) 私は173ページ、しろがねの問題でございますが、このしろがね土地改良区助成費ということで、1億4,384万7,000円、この辺と、次、しろがね地区事業負担対策(しろがね土地改良区借入分)と、1億3,989万9,000円、これ昨年から24億円借りた返済だと私は思っているわけですが、このうち5億3,000万円ぐらいは受益者ということで借り入れ、町が責任もっていると思うのです。そこで、この受益者の土地の流動化、どれぐらい進んで、どういふふうになっているのか、また、それ去年は8件とか9件とかと言いましたが、今どういふふうになっているのか、全部解決しているのかいないのか、その点も聞かせていただきたいと思っております。よろしく願います。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小沢誠一君) 徳島委員の御質問にお答えします。

しろがねの事業関係の償還金でありますけれども、これにつきまして、平成15年度に24億8,000万円の損失補償をいただいております。そのときに、その中に今お話のありました受益者負担分5億3,000万円、これらも中に含まれてございます。利息の関係もございました。法律どおりにお支払いすると、5%の利息がついてくるということございまして、こういうことから一括償還をしたいということで、北海道信連を通じまして、

1.38%の利率で改良区を通じてお借りをし、償還した経緯がございます。そのときには、離農者を含めて、29戸の方の土地の流動がなされてなかったということでございます。その後、うち26戸については権利移動が進み、流動化がなされたということでございます。今現在、3戸の方がまだ残ってございますが、これらについては、一つは受益者の方で死亡された方がございます。こういう方がおられますので、いまだ権利移動がされてない、流動化されてないというのが1戸ございます。

それからもう一つは、なかなか言いづらいのですが、悪質なケースがございます。というのは、お金もありながら、なかなか支払いに応じてくれない。こちらも督促を重ねているわけでございますけれども、そういうケースもございます。いずれにしましても、その悪質なケースについては、土地改良を通じて強制執行もしなければならぬというようなことも考えてございます。

そういうことで3戸残ってますけれども、土地がそのままになってますので、これらを何とかひとつ流動化したいというふうに考えるものでございます。

委員長（西村昭教君） 2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） 1点、しろがね土地改良区の助成費1億4,300万円、これはどういうふうになっているか、その点お願いします。

それと、その流動化して1件あるというけれども、これから先、それうまくあと1件だけそれ決着きちつしたら、この先あとはスムーズに行くのか行かないのか、また、そういうことが起きてくるのかこないのか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、この下に貸付金、しろがね土地改良区の償還事業円滑化資金というのが210万円あるのですけれども、これは何の意味か、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それで、このしろがね土地改良区を立ち上げたのはいいけれども、その点、また立ち上げたはいいいけれども、金かからないというわけにいかないのだから、その改良区を存続していくにはどれぐらいの経費がかかるのか、そしてまた、その土地改良区が金貸していることになるのですよね、受益者に。どの程度集金力があるのかないのか、名前だけのもので、集金はやっぱり全部町でしなければいけないのか、土地改良区が責任持ってやっていただけるのかどうか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。
産業振興課長（小沢誠一君） 徳島委員の御質問

にお答えします。

まず、この1億4,173万7,000円につきましては、下の5項目の総体をあらわしているものがございます。そういうことで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

私、3戸と先ほど申し上げましたけれども、その3戸が処理できれば、この先スムーズに行くのかということでありませけれども、15年度以降、このしろがね事業の、離農された方は別ですけれども、除きまして、これまでにしろがね関係者で、その後の離農はございません。したがって、この3戸を今処理といいますか、をすればスムーズに行くというふうに考えてございます。

その後については、想定できませんので、現状のものを処理することによって、この先スムーズに行くのではないかとこのように考えます。

それから、円滑化資金の関係でありますけれども、信連からお借りをしているということもございまして、毎年度11月25日が信連に対する支払いの時期ということでございます。中によりましては、負担金を忘れていたという場合もございます。土地改良区に納める分について、忘れていたケースと、こういういろいろなケースがございますけれども、そういうことがありますので、しかし時間は待ってられませんので、そういった意味の仮に立てかえをし、後ほど入れてもらうというような、それらをスムーズにするための円滑に進めるための資金ということで御理解をいただきたいと思います。

それから、改良区の今予算の状況でありますけれども、この償還金を除きまして、おおむね5,000万円程度の運営費で今やっております。賦課金その他入れまして5,000万円程度。この程度であれば、身軽なというか、職員数も少ないですし、経費的には、この程度で間に合うかなというふうに理解しています。

委員長（西村昭教君） 2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） 今よくわかりましたが、このしろがね土地改良区の円滑化資金というのは、この210万円、これちょっと聞いたら、聞き違いかどうか知らない、11月25日と。それでも、町はそんなことないと思うけれども、受益者が払ってない場合には、その迷惑できないから町で一応210万円立てかえて先に払っていると、ということだと私は聞いて理解するのだけれども、それ払ってない、11月25日といたら、農家にしたら組勘の整理時期でもあるのに、210万円そんなにしろがね土地改良区というか、しろがねの問題につきまして、町はそれほど心配らなければいけないのかと、私はこう思うのですよ。210万円立てかえ払いし

て、もう払う人いないだろうという予備金みたいに私は感じるのだけれども、そういうことないのかな。11月25日に間違いなく払ってくださいよといったら、それでいいはずなのだけれども、210万円もし払えない場合には、町で予備として210万円先に払ってあるよという意味かなと私は思うのですけれども、この点どういう考えで、この210万円というのは組んであるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 徳島委員の御質問にお答えします。

円滑化資金の関係でありますけれども、これはまず土地改良区が借入先の北海道信連との契約に基づいて行ってございます。先ほど申し上げましたように、その資金について、町が損失補償をしているという経緯がございますので、これは当然改良区が支払いおけると、町の方に当然そのことが出てきます。したがって、まず改良区において、信連の方に支払いをしていただく、それが第一でありまして、当然損失補償の関係から、町もかかわってきますので、何とかスムーズにしたいということでありまして、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） わかりました。非常にしろがねにつきましては、町も相当に気を配っておられるかなと、こう私は思いますが、この24億8,500万円借りたわけでございますが、これはいずれにしても、町は逃れることはできないと、こう思うのですが、5億3,000万円につきましては、受益者の負担でございますが、この受益者負担が5億3,000万円、これを皆さんの協力得て、土地の流動化もきちっとしていただき、スムーズに払っていけるような体制を私はつくってもらいたいと思うわけでございます。

それで、昔の時代と違いまして、これだけのお金をかけてしろがねかんぱいをやったわけでございますが、これが本当に非常に何十年たっても、ああよかったと言えるような、私はことにならなければいけないと思うのですよ。24億円もかけて、いやこんななら前の方がよかったとか、ああ水はこうだった、うまいこと言って水はこうなりましたと、水通して楽しんでいるだけで、使う人がないとか、非常に私は昔からこのしろがねにつきましては、疑問を持っているわけです。ただ土の下を水を通して楽しんでいるようなことでは、私はいけないのではないかと、私はこう考えているわけでございます。今の農地の使い方、仕事、価格、とんでもない私は方向を向いているのではないかと思います。

そこで、この上富良野町の七、八百町のしろがね土地の受益者に、非常に何十年たっても子供、孫の代になっても、これがあつたからよかったのだというような、私はことになっていかなければいかんと、こう思っているのです、ひとつこの先、もうやったものは仕方ないのですから、24億円のうち5億円も払って、皆さんが、受益者の人が喜んで払えるようなことになっていかなければいけないと思うので、ひとつその辺をよく踏まえて、農政課でこれから頑張っていただきたい、このように思うので、ひとつよろしくお願いします。

委員長（西村昭教君） 答弁はよろしいですか。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 徳島委員の御質問にお答えします。

委員言われるように、そのとおりでありますけれども、私どもとしまして、当然お借りしたものは払わなければならないと。ひとつありますけれども、その後に残るものとして、かん水施設を十分活用いただいて、農業経営において十分成果を上げられるような、そういう指導もしなければならないというふうに考えてますので、御理解をいただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） 今、課長しろがねかんぱい事業の中で、29名の中に、26名は終わったと、3名の方が残っている、これはわかります。そのうちの今死亡したので、死亡者が1人いると。こういう方はもう土地がなかったのか、土地も何もないので、これらは完全に町が負担していくのか、その点ちょっとお聞きしたいと思うのと、それからこれ強制執行手段をかけるのだというのも聞いておりますけれども、これらも早くから聞いているのだけれども、余り前進がないみたいなのだけれども、強制執行かけるのだったら、強制手段は早くやるのだということも考えなければならないのではないのでしょうか。これはもう春、去年から言っていることで、また今回もそういう御答弁、その点ちょっとお聞きしたいと思って。死亡した方は、土地も何もなかったのかということ。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 小野委員の御質問にお答えします。

土地はもちろんあります。保有されてございますので、名義がそのまま、死亡された方のままということでもあります。土地は動いておりませんので、そこで権利移動、流動化をしてもらうことによって、それは精算できるかなというふうに考えます。

それから強制執行、私口にしましたけれども、そ

れらをすべて調査をした中で、そういう手段に出なければならぬというのは当然でありますので、もう何回も督促状を出しても答えてくれない、そういう人が中におられるということでもありますので、これらについても改良区を通じて、そのような形になるかと思っておりますので、現実問題として、早々とはいきませんけれども、今年度中ぐらいにそういう運びになるかというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） 今言われたとおり、きょう言ったのですから、即やっぱり強制手段をとっていただきたいと思うのですよ。ちょっと手ぬるい分がありますから、これは課長御存じと思いますが、強制の手段をとって、きちっと1日も早いことをやっていただきたいと私は思うのですが、今度やれますかね。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 小野委員の御質問にお答えします。

それに、話し合いによって支払いに応じてくれれば一番いいと思っていますけれども、やはり最後の手段といいますか、最終的な手段はそういうことになるかと思っております。

委員長（西村昭教君） 次、どなたか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 161ページの農産物加工実習施設管理費なのですが、175万8,000円の中で、役務費を除く燃料費及び水道光熱費というのは、これは本来使用した方が受益者負担という原則を持つべきと考えますけれども、ちょっと終わってしまったのですが、さきの手数料の部分で、こちらの1,000円という科目計上しかしていないというのは、本来やっぱりおかしいと思いますし、使った方が使った分の使用料を払ってここを運営していくというスタイルはとれないのかどうか、お聞きいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 金子委員の御質問にお答えします。

確かに加工場の経費として、相当部分がかかっているわけでありまして、これらについて、内部協議もしております。それから、これらを利用されている方、推進協議会というのがございまして、これらの中でも、委員おっしゃられるような実費負担、当然だという話を聞いてございますので、平成18年度に向けて、体制を整えて使用料をいただくと、そういう手続にしたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 関連なのですが、その18年度からとかという生ぬるい考え方はだめなんだわ。そこで生産をして、それを売っているわけだから、利益を上げているのだから、それも話聞くところによると、行政の方に納めているという話もあるわけだ。ただで使って金残している、どういう神経しているのだということ。そんなものが、大体18年度からやるなんて考え方がたらくさいんだわ、早い話が。それびしっとやらなければだめだ、それは。即やるとかというような考え方でないと、そういう批判が非常に多い。

町の人も、あそこへ行って使おうかなと思ったから、いつも込んでいて一つも使えないと、一体どうということになっているんだという話も実際にある。そこら辺きちっとやらなければだめ。もう即やるというような返事もらわないとだめだって、それは。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番仲島委員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、担当課長からお話しありましたように、この施設の管理、施設の問題についてはいろいろな課題もございますので、そういったものを調整しながら、御指摘のように、使用料は的確に納入していただくというような指標をもって、今後の課題としての整備を図っていきたい。

それともう一つ、この施設におけるいろいろな課題がありますので、それらを精査しながら取り進めてまいりたいというように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私、実はこれ去年の予算でもお伺いして、そのときの答弁が、たしか農村部の御婦人の方の食育管理という答弁をお伺いしたのですが、もう既に前年度においても、その使用目的を逸脱しているところがあると思うのですよね。その部分に関して、今回この手直しがされてないというところに、やっぱり疑問を感じるのですが、町長その辺はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

もう違いますよね。本来の農村の女性の方の食育というか、食改善の目的のために、最初はこれを建てて、そのために、ここで例えば農村の女性の方がそれぞれの食事をいろいろお話をし合って、健康な食糧をつくって行って、そこで会話をするという目的から、もう既に逸脱している行為を行っているという実態があるのにもかかわらず、なお改善されていないという、この点についていかがか、お答えをお願いします。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) よく私自身実態がわからないものですから、もしもそういう実態があれば、きちっと精査しなければならないし、もしもこの農業支援、あるいは女性グループ支援という形の中で、間違い続けて、いわゆる地産地消という形の中で、進もうという方向であれば、それなりのやはり支援策というものも、当然なければならないというふうに思うのです。ですから、ごっちゃにしましてはだめで、きちっとやっぱりその実態がどうなのかという、その道理からやはりきちり見て、やはり支援するのだったらきちり支援しなければならない部分、やっぱり受益者負担ということであれば、その部分は当然でありますし、そういう目標と支援策があるのかどうなのかというところを聞きたいと思います。

近年では、地産地消と、旬ちゃんグループという形の中で、この施設も使っているという話もありません。そう原価もかなりかかっているという話もありますし、利益もそんなに上がってないという話もあります。そういうことも含めて、実態はどうかということも含めて、やはり今後のあるべき姿というものをきちっと明示すべきではないかというふうに考えておりますので、この点についてもお伺いしたいと思います。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。答えられる範疇で。

産業振興課長(小沢誠一君) 私、米沢委員の部分だけ、まず先にお答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、これは農村農業の食生活の改善というのが一つ大きな目的を持ってやってきました。

それから、地元でとれます地場産を使ったそういった食材を使って料理をする、そういった二つ大きな目的を持ってやってきました。

それからもう一つは、それらを使った中で、製品化をできないかということのも、ひとつ心がけてやってきましたけれども、その時期がある程度製品化に向けた芽が出てきていると、これも事実かと思えます。そういうような中で、私先ほども申し上げましたように、支援をする部分、あるいは使用料をいただかなければならない部分、当然分けなければならないと思えますけれども、その中で、やはり家庭においても同じように電気、水道、ガス、これらかかるわけですから、先ほども申し上げましたように、協議会がございますので、そこでお話を申し上げ、実費程度について徴収することについてはやぶさかでない、そういう意見もいただいておりますので、周知その他するには、それなりの期間を要しますの

で、私先ほど申し上げましたように、平成18年には内部協議もしてはありますが、これからそういう手続を踏みまして徴収をするというような方向に向かいたいというふうに考えています。(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 5番小野忠君。

5番(小野忠君) 今、課長いろいろと申し上げたようですが、これは平成15年度分の決算委員会においても指摘した事項なのです。燃料費だけでも、とかく15年は100万円以上使っているわけなのです。これは電気、水道、ガス、灯油代。そして、これらがどんなふうに使われたかということで、あつとき決算委員会でも指摘した事項あるのです。とかく私物化しているという部分もありました。それで、まずこのガス、電気を使って、みそをつくったりものをつくって売っていたというのもあったので、それはだめだよと、そういうことは絶対してはいけないということもある程度あったはずなのですけれども、でも今見ますと、今年は予算がふえているわけなのです。そして、これ燃料費が、16年はどのくらいかかったか知りませんが、一応15年はこうなっている。そして、私物化しているではないかという御意見があったはずなのです。その後改善されたと思うのですが、それは改善されてますか、そこら辺ちょっとお聞きしたい。(「関連」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 8番吉武敏彦君。

8番(吉武敏彦君) この施設を使うためには、だれでもいつでも自由に使えるのか、それとも申請があって許可して使っているのか、もし申請があって許可しているものならば、どういう人がどのようなものをつかっているかというのがわかると思うのです。だからそういう人たちを調べてみれば、大体もう傾向わかるのですから、早く対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長(西村昭教君) 課長の範疇の答弁をお願いします。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小沢誠一君) 金子委員の御質問にお答えします。

先ほど、関連の部分で申し上げましたけれども、内容的には地元の食材を使ったそういったものの製造、生産というようなことをしてはありますが、先ほど申したように、何点かの目的を持ってやってます。しかしながら、維持管理費もかさんできますよということでもありますので、18年度は生ぬるいというような話もいただきましたけれども、この辺を整理しながら、ひとつ進めたいというふうに考えて

います。

それから、小野委員の御質問にお答えをしたいと思います。

確かにそういう意味では、経費もかさんできてますけれども、決して私物化をされているというようなものではございません。申請に基づき使用をいただいているという状況でございます。この辺は、ひとつそういうことで御理解をいただきたいと思えます。

それから、吉武委員の御質問にお答えします。

今申し上げましたように、申請に基づきまして使用いただいていると、それが一つの事実ありますけれども、内容的には、やはり農村部の女性の皆さん方が非常に多いというところをえ方をさせていただきます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 助役の方になると思うのですけれども、その使用目的、最初の当初の目的は、それは先ほど同僚委員からも言ったように、大事に残していく部分というのは理解しました。しかし、現状として同じ製品を、商品というか、つくって、現状に町の入札にもかかわっておりますよね。その中で、それをなりわいとしている地元の業者、当然原価率変わってきますから、圧迫しているわけですよね。それであれば、この経費部分も本来は入札価格に乗っていると加味しなくてはいけないのではないですか。私の言っている意味わかりますよね。それを逸脱した行為だと私は思うのですけれども、それは本来の使用目的でもなければ、確かに製品をつくって、地産地消というところから製品化することはずばらしいことですよ。だけれども、それをやっぱり越えてしまったことだと判断するのですけれども、そういった行為の防止策というか、本来それできちとなりわいとしている業者と同じ土俵に乗せるということも、ここの管理費が町で持っている、それでやるということがやっぱり僕はおかしいと思っているのですよね。その点についてもお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） この農産物加工実習施設の取り扱いでございますが、ただいま担当課長の方から申し上げましたとおり、申請に基づく許可行為として認めてまいりました。それで、基本的には地産地消という観点から、無料というような取り扱いをさせていただいて現状参りました。そういう中で、純粋に農家の皆さん、生活改善の中で、食生活等を改善しようという中で純粋に使われている方を本来の目的ということで考えていたということから、無料の措置をとっていただきました。そういう中

で、たまたま一団体の方が、いわゆる販売につなげていたという点がありまして、今御指摘の点があるかと思えます。そういう面につきまして、やはり一般の商売されている方と、公共施設を使って商売されている方、ここの区分をきちっとしなければいけないというのが、皆さんから御指摘いただいている内容だというふうに思っております。

そういうことで、私どももその地産地消の中で、多目にと申したらいいのですが、実体的に商売につなげている部分についても認めてきた経緯がございますから、そういう中で、これはやはりきちっとすべきだという点で、今回の予算の査定においても、その辺をきちっとすべきだという点で、所管の方にはそういう取り扱いを明確にしていくべきだというふうに指示をいたして、今年度、17年度間に合わないのですが、18年度からそのような取り扱いをしていきたい。

内容的には、一般の農家の方と話し合いなんかもさせていただいた経緯がございます。なかなかその辺のところを理解をいただけないという点がございまして、双方対立したような中の話し合いになってきた経緯がございます。そういう中で、やはりこの辺のところを一方の受ける側においては、地産地消の中で、町としてそれぐらやってもいいのでないでしょうかというような主張で食い違いを生じております。こういう点、やはり許可する町として、その辺のところを整理を図っていかないと、解消ができないのではないかというようなことございますので、その点、担当課長の方からもお答え申し上げておりますとおり、明確にしていきたいというようなことで、本年度その対策に取り組みたいということでお答えさせていただいているところでございますので、時間的に手ぬるいという御批判もあるかと思えますけれども、一応基本的には、条例の中では基本的には料金をもらうということになってございまして、この辺のところを明確に、どういう場合にもらうのか、その辺のところをきちっとしていかなければいけないだろうということで、そういう課題もありますので、その辺検討させていただく時間をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私、何度も言っているように、例えば施設の目的も当然理解してますし、それから地産地消として、農家の方が販売することが悪いと言っているのではないのですよ。これは大いにすべきで結構なのですよ。ただし、この目的ではないものを使ってやっていくということがおかしいのであって、もしも理事者側がそう考えているのであれば、この施設はこの施設、それから地産地消

のそういう工場のラインというのは、その製造する人たちが出資して、それを支援するという形が本来の形であって、これをこのままずっと放って置いているということがやっぱりおかしいのですよね。

そして、先ほどから私も言ってますけれども、ここで生産していることは物すごく素晴らしいことです。それは私も理解します。だけれども、それが同じ入札の土俵に上がってきて、原価も加味されないというところがおかしいのではないかと私は先ほどから言っているのですけれども、その点よろしく答弁をお願いします。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、同僚委員が言っているのは、厳密に生産の原価が、あそこを使っているから無料だ、それで今度は学校給食センターに入って、地元の業者がそれで太刀打ちできなくて、そのグループの皆さん方の製品が入っているのですよ。これは事実なのです。そうすると、この条例の施行規則、使用料の減免第10条、町が主催をする行事と講習会等は全額免除します。それから（2）で、町民が条例第3条に規定する事業というのは、一つは地場農畜産物を用いた加工実習、加工技術の指導・普及、加工技術に関する情報の収集と提供、その他研修会、講習会、最後に町長が特に必要と認めた事業活動というのですけれども、この施行規則の第10条の2号、町民が条例第3条に規定する事業に使用し、営利を目的とするものを除く、全額とはっきりなっているのですよ。ですから、これがもうずっと15年度の決算特別委員会でもこのことが指摘をされて、そのまま放置をされてですよ、現状ではそういうふうに地元の業者も民業を圧迫するような形、言うなれば生産コストがぐんと安いわけですから、ですからこんなことがあっていいのかというのが、今同僚委員が言っている指摘なのです。それを、まだ待って18年度までやるということ自体、もう本当に必死にみんなが事業の見直しをしなければならぬわ、補助金交付金等が削減されるわ、必死に耐えなければならぬと言っているのにね、こんなことでまだ1年放置をすること自体が僕はおかしいと思うのです。ですから、先ほど昨日見ました公民館の使用料85万円、それがそのまま前年度並みになっていること自体、もうどこかがそういう点の意識感覚が、皆さん方にないのではないかと気がするのです。そういう点で、やはり現実にこういうようなことがぶつかっているのだから、であれば使用料を取るものは取る、そしてそれだけのまた活動するという一つのこの農産加工場実習の目的なり、事業なりでも合致する面があるわけですから、その点をやっぱり的確に判断して、場合に

よっては、もう6月の定例にでも、これらのことはぴしっとあれするというような形でしていかないと、もうだめですよ。そういう点で確認をいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子委員と11番中村委員の御質問にお答えさせていただきますが、この問題については、先ほど金子委員がお話ししたとおりなのです。当初は、これは趣味の会の皆さん方だとか、いろいろな方々の女性グループの方々、女性と断定するわけではありませんけれども、そういうグループの方々が、食の改善のためにいろいろな研究をしたり、いろいろなものをつくって対応しようやということを目的として、この加工実習施設をつくったと。そして、そこでいろいろやっているうちに、あるグループの皆さん方は、地産地消と、地元の農畜産物の販売を促進する、そういうようなことからいろいろな研究を重ねていって、その販売でき得る製品の製造に着手した。そして、一生懸命やってきた結果、そういった一つの道筋が整ってきた。

私はこのグループの方々に、もう卒業しなさい、ここから卒業しなさい、そして皆さん方がやれる施設を皆さん方で作ることを考えなさいや、そのかわり行政が、金子委員が言ったように、行政が支援できる部分、あるいは国や北海道の助成対策がとれる部分、そういった部分を行政は対応しながら、支援できるものは支援するわというふうにもお話をさせていただいてきた経緯があるのですけれども、なかなかそうなりますと、我々のような小さいグループでは、ひとり立ちしていくにはなかなか難しいというようなお話等々もあるわけでありまして、今この農産物加工実習施設のこの設置条例上からすると、中村委員のおっしゃるような対処をしなければならぬと。今までのように趣味の会的な形の中では、ある面で減免措置をとっていたということではありますが、これからそういった部分につきましては、実費は負担いただくような、卒業でき得ないのであれば、経費の実費はいただくような手法で今後対応していかなければ均衡はとれない。

それと、もう一つ大きな私として認識しておりますのは、この町が一つ一つ管理運営をするということが、いろいろな部分もありますので、この施設の管理運営につきましては、協議会が協議した中で、使用の日程調整だとか、いろいろなことをやっているわと。町が直接管理していないというような部分もありますので、これらにつきましてはの対応についても、見直しをかけて検討をしていかなければいけない課題もあるのかなというふうにも思っております

ので、これは議員皆さん方から言われておりますように、今まで何度も調整をさせていただきながらも、相手のあることで解決できない部分と、町としても地産地消と、そして使用のグループの皆さん方が、農畜産物の加工によって営業展開ができる研究を重ねてきて、その対応しているという部分についても、これは自力でやれるように対応するためのある程度の支援策というものも講じなければならない。こうして支援していくべきであるという、その両面が今重なっておりますので、これをいかにして切り離していくか、あるいは同じ施設がなくて、同じところでやるというのであれば、それ相応の経費を負担をいただくということの対応等々も含めて、十分相手側と協議を重ねていかなければいけないというふうに思っておりますので、いましばらく、今まで私ども2年間、この課題について担当課の中に入って調整をさせていただいてきておりますが、なかなか解決つかないでいる状況でございますので、かといって、いつまでも長引かすわけにいかないので、早急に解決に向かって努力したいというように思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 町長も苦しい答弁をしているのだからと思うのだけれども、地産地消でやるのならやるのでいいのですよ。きっちりしたものつくってやっていくべきだと思います、それは。その施設をもう少し充実させるという感覚でやってくれるのなら、それでいいのさ。ところが、何回も何年も何年も指摘されながらでも、いまだに解決できないということは、怠慢だと思うのですよ、行政の。緊張感が足りない。1回ぐらい言われても、ここだけ過ぎてしまえば、あとはいいのだという感覚でこういう予算委員会やっているから、いつまでたっても解決がつかないと思うのです、僕は。

だってみそでも何でもそうだ、うちの業者がいるわけだから、かなうわけがないんだわ、入札なんかしたら、そんなもの。

かま焼くあの問題でもそうですよ、あれ。町民はみんな自宅で金使ってやっているのに、公民館に行ったらただでやるとは、一体何事だと言われているのだから、僕らの場合は、だってそういうことも全部精査していかないとだめなのです。ただそこに座って、答弁だけしてればいいという理屈になるからこんななるんだ、いつまでたっても。こんなもの許される問題でない、早急にやらなければだめだ、町長。しばらく待ってくださいなんか待てないんだ、もう腹立って。

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 条例というものについて

ちょっとお伺いをしますけれども、条例で規制をしますけれども、条例に違反しても罰則規定がないから、まあただ後で話し合いで解決していくと、そういう考え方なのですか。条例違反に対しては、どのような態度で臨むのか、その辺のところをお聞かせください。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、同僚委員の質問もありましたけれども、最終的に使用を申請し、許可されているのですね。実際に今条例を見ますと、ここに備考の中にあります、営利を伴う使用料は、基本使用料の5割に相当する額を加算した額とするということになっているのですね。ですから先ほど僕は6月の定例でどうのこうのとやったけれども、現実にはこの条例と施行規則を遵守して、皆さん方の今意見をあれすれば、もうこれはちゃんと粛々と取れる制度なのです。そういうことになっているので、これはもう現在は施行規則等をびしっとそのまま運用してやるということになったら、僕はすぐやれると思うのですね。ただ、町長の言うように、その方といろいろ協議をしなければならぬというのが延々と続いているということ自体は、やはり管理者としてどうかということが問われて、それからもう一つ、営利を目的とする者は、全額するということですから、そういう点では、僕はもうこの規則からいって、すぐそのまま皆さん方にお話をし、やっていけるというようなことを私は考えますので、これ1時間1,000円ですね、農産加工場は。ですから、営利を目的ということになれば、1,500円ということですからね、そんなに大きな負担にはならないのでないかなという気がするのですけれども、それらも含めて、やはりきちっと関係者と協議をして、速やかな条件整備をして、条例、それから規則に沿った形でやっていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩して自由討議としたいと思います。

午前 9時54分 休憩

午前10時03分 再開

委員長（西村昭教君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど各委員の方からいろいろな意見が出ておりましたが、一括して助役の方から答弁をお願いします。

助役（植田耕一君） いろいろと御指摘を賜っております。私どもも、そういう点十分踏まえているところでございますが、町長先ほど申し上げておりますように、いろいろな課題点もございまして、そ

の辺のところなかなか整理がつかないというところで、申しわけないなと思っております。

当然今条例ございますから、その条例の中で、今言った御指摘の点等踏まえまして、早急に条例を整備した中で提案申し上げ、今年度中にその解決を図っていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

委員長（西村昭教君） この件については、これでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、他にございませんか。

10番 仲島康行君。

10番（仲島康行君） 163ページ、後継者対策補助というやつが、ことして3万5,000円、去年は230万円近く金あるのだけれども、どうしてこういうふうな形になったのかなど、内容的に。そんなこともうしなくてもよくなったぞというふうになってしまったのか、その辺の事情をちょっと聞かせてほしいな。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 仲島委員の御質問にお答えします。

農業後継者対策の関係でございますけれども、中に要素として二つあります。一つは、新規就農として、酪農家を目指し今就農したケース、これにつきましては、1年間に限り1カ月10万円ということで、120万円支払いをしたというそのケースがございます。

それからもう1点は、新学卒者あるいはUターン者に対して、就農祝い金として、1人10万円を支出した経緯がございます。その分が10名予定してましたので100万円と、もう1人の方については120万円ということで、その金額が落ちている内容になってございます。

委員長（西村昭教君） 10番 仲島康行君。

10番（仲島康行君） それは今後ともないのかどうか、就農就業等これから非常に大切な問題でないかなと思うのですよ。だから後継者の問題というのは、東中あたりはどうかかわからないけれども、非常に後継者が少ないということで、江花あたりから畑を借りて行っているというような問題が出ていると思うのだけれども、そういうふうなところには、もう少し力をやっぱり入れていくべきでないかなと思うのですよ、僕は。ただ単に減ってしまったからやめてしまったのだというのではなくして、今後そういうふうな考え方があるのかないのか、そこら辺ちょっともう一つ聞かせて。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 仲島委員の御質問にお答えします。

16年においては、たまたまおられませんでしたけれども、今後におきましても、新規就農者対策要綱ございますので、新たに就農される方については同様の措置をとりたい、今後も続けてまいりたいというふうに考えてございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番 米沢義英君。

9番（米沢義英君） 廃止するということをやっているのですよね。新規就農者の、続けていくということはどういうことなのですか。よく僕その関連性がよくわからない。

それと、今のこの経営支援という形で、Uターンや新学卒者に対しての経営、あるいは学習強化を経営講師に基づいて、農業の方針に基づいて行うということなのですが、やはりそういうことも大切ですが、やはり特別な意気を持つそういう後継者、新卒やUターン者に対しては、きっちりとしたやっぱり対策を、一方でそういった財源の対策もやっぱりとるべきだということに思いますので、この点はどういうふうになりますか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 混乱させましたけれども、一つは新学卒者、それからUターンされる方々に対しての就農祝い金については、廃止をさせていただきまして、それにかわる激励の仕方をしよう。というのは、経営の研修会、あるいは営農技術に対する研修会と、そういうようなものでひとつ激励をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、新規就農者、土地を持たれて農業につくという方については、従来どおり支援をしたい、そういうことでございます。ただ、今後についても新学卒者、それからUターン者につきましても、親元に入って恐らく農業経営を続けていかれる方がありますので、こういった方については、一般の方が農業されているのと同じに、そういう資金の面、いろいろな面で従来どおり支援はしていかなければならないというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 9番 米沢義英君。

9番（米沢義英君） 言っていることがね、違うのですよね。廃止なのですよ、やっぱり。その今までやってきた新学卒者に対して、Uターン者に対しては廃止なのですよ。だから、それを別なメニューで支援するということをやっているだけであって、私の聞きたいのは、今まで継続してきたものをなぜ廃止するのかということを知りたいわけですよ。

新規就農者には、従来どおりやって、新学卒者やUターン者については、廃止で別なメニューで行うということなのでしょう。それだったら、新規就農

者については、もう廃止して、Uターン者や新学卒者に対して、その手だてをとるといことが、僕でしたらいいのではないかと、両方あった方がいいのですけれども、もしもお金がないというのだったら、そういう対策もとらなければならないし、せっかく戻ってきて、ここに定着して農業やりたいという思いがあるわけですから、親の思いもそういう子供たちに対しては、大いに応援してやりたいという思いがあるわけですから、そこをやはり今充実させる必要があるのではないかということを行っているわけです。

それで、その学習の強化や研修の強化という点では、例えば僕が後継者で就農したとしますよね。そうしたら、そういうどこか勉強に行きたいと、外国へ行ってでも勉強してみたいと、酪農の勉強してみたいとか、そういう場合はどういう制度があるのですか、したら。学習だとか、地域でどういう学習の制度を取り入れて、その経営指導だとか、学習、いわゆる耕作に当たっての、そういう技術指導だとかというのは、どういう形態でやられるのですか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 私申し上げたのは、新規就農者については、ひとつこれまで従来どおり取り扱って行いますと、これが一つあります。それで新学卒者、あるいはUターン者については、就農祝い金をこれまでお渡ししてきましたけれども、そういうぐあいにして激励をしてまいりましたけれども、その方向をひとつ変えたいということがあります。その中身は、経営管理、こういったものの研修、あるいは営農技術の研修、そういう方へ振り向けようとするものでございます。

研修を、これから海外含めて研修される。国内もそうありますけれども、そういったものについては、国内外の研修の制度というか、そういうものもありますので、活用をいただきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） それでしたら、従来と何ら変わらないのですよ。そういう制度使うのだったら、もう従来の制度ですから、やっぱり従来の枠を越えて、やはりそういったUターン者や後継者に対しては、学卒者に対しては、きちっとした対策をとってほしいというのが農家の人たちの思いですよ。

確かに、その一時金という形で10万円だったのですけれども、これもやっぱり新規就農者のように、1年間100万円、月10万円でも5万円でもいいですよ。そういう制度を実現してほしいという思いがあるのです。それまでそういう制度があっ

て、そういうことを言われていたのに、今までやらなかったわけですから、もっとそこを充実しなさいということを行っているわけですよ。そういう制度を充実しないで、今までただお金をあげる式のものではだめだったということで、反省はいいのですけれども、その反省に立って、どうだったのかということを知ったら、また従来の国内外の交流の制度使って行きなさいということですから、それだったら何も意味ないわけですからね、もっとやっぱり独自の、農業の町だと言っているのですから、それに付随するやはり重点政策をきっちりとする必要あるのではないですか町長、そこどうなのですか町長、もう1回。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢委員のこの件であります、これ一般質問で委員と意見交換させていただいて、私の考え方と委員の考え方の相違があるなというふうに私は認識いたしたところであります、基本的に私といたしましては、一時金、お祝い10万円はいいと、これ10万円いただいたら、背広の1着やそこらつくれるかもしれませんが、それで新規就農の終わりということではなくて、今の第5次農業振興計画の中では、新規後継者が居つための施策としての農業経営基盤の整備だとか、あるいはいろいろな部分の中で対応して整備して、後継者が居つような農村形態をつくっていきこうやという第5次農業振興計画の位置づけの中で、そういった方向に資金を割り振りさせたと、いただいたということで、限られた財源の中で、あれも広げ、これも広げということはできませんので、そういったことで、こちらの部分については、そういった事業の展開の中で、第4次農業振興計画の中では、そういった祝い金制度の問題だとか、そういうようなものが取り上げられて実施されてきていたけれども、第5次では方向変換されて、農業経営基盤を整備して、担い手が居着くような農村形態をつくり上げたいというようなことが主体となった、第5次農業振興計画に基づく対処をさせていただいたということでございます、今回も農業予算につきましては、お話しさせていただいておりますように、厳しい財政の中でもありますけれども、対前年度比、若干ではありますが、プラスさせていただいて、農業振興施策の展開をさせていただいたということで、ひとつ御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 関連でなくてもいいですか。

委員長（西村昭教君） はい。

15番（向山富夫君） では、別な項目でお尋ね

いたします。

159ページにあります農業振興審議会の関連でお尋ねさせていただきたいと思いますが、農業振興審議会の役割というものは、転作制度が始まって以来、そればかりでございませぬ。総合的に上富良野農業のかじ取り役を審議されている組織かなというふうに認識しておりますが、昨今、御案内のように水田については、転作の調整だとか、あるいは面積の割り振り、そういった作業については、制度が変わりまして、現在町が主体で運営しております上富良野町水田農業推進協議会というところで、ほとんど水田の1,900町歩にかかわる方向づけ等については、そちらの方で現在審議がなされて、方向づけがされている実態かなというふうに思います。

それで、現在あるこの振興審議会の役割と、かなり重なってしましまして、振興審議会の役割として、非常にその位置づけが不明確と。逆に言えば、推進協議会が、本来振興審議会の方で審議をしなければならぬ部分まで足を踏み入れざるを得ないような、そんなちょっといずい関係にあるのでないかなというふうに現在思われますので、今後それらとのかわりを、どういうふうに整理されていこうかなというふうに考えておられるかお尋ねしたい点と、直接関連はございませぬが、一緒に答えていただける範疇かなと思いますのでお尋ねいたしますが、次のページの161ページの3行目に、町の米麦改良協会負担金が計上されておりますが、私も仕事柄、この存在は、もうかなり以前から承知しておりますけれども、実際この活動の内容を拝見させていただくと、何か形骸化してしまつて、果たして実効がある協会になっているのかなというようなちょっと疑問がございまして、当然これらにかかわります関連機関との関係もあろうかと思つても、もしこちらあたりが整理できるのであれば、少し改善の方向に見直してはどうかということと、二つまとめましたけれども、ちょっとお答えいただきたいと思つております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 向山委員の御質問にお答えをいたします。

農業振興審議会の役割でありますけれども、これにつきましては、本町の農業全般にわたつて審議をいただくと。その中で、課題によっては、町長が諮問をし、審議会から答申をいただくというような形も一つあるものでございます。その中から、全般的に審議をいただいているということとでございます。

その中で、水田ビジョンがこのごろ出てきておりますので、今お話しのように、水田農業推進協議

会、これらは転作も当然含みます。その中で、いろいろな施策について審議をし、また実践に移されているというか、移していただいている団体だというふうに受け取つてございます。

これらについては、国、道からも認められた団体だということとありますので、私はこういったビジョンの関係もございませぬけれども、これからいろいろなこと、将来に向けては担い手の関係なんかの位置づけやなんか出てきます。国においても、これら秋に向けてというようなこともございませぬけれども、こういったことも含めて、水田農業推進協議会におきまして、やはり取り組んでいくべきものの一つだというふうに考えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1点、米麦改良協会の負担でありますけれども、これまで優良品種のそういった普及等に努力をいただけてきた、そういう団体でありますけれども、米麦につきましては、既に民間に移行したというようなこともございませぬ。そんなことから、17年度において、その辺は見きわめた中で、御指摘の整理できるものについては、整理したいというふうに考えてございませぬので、御理解をいただきたいと思つております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ぜひ整理できるもの、要素がございましたら、そのように進めていただきたいと思つております。

それと、最初の振興審議会と推進協議会とのかわりですけれども、推進協議会がある程度振興審議会の部分にまでかかわつて、これからいくことについては、認知されるということと理解していいのかなと思つてますが、少しそこから関連していくのですが、実はそういうことでこれから、皆さん御案内のように、平成19年以降、その推進協議会が恐らく主体となるのであろうと推測するわけですが、上富良野本町においても、その協議会の中で、将来の担い手となる上富良野の農業者を、名前を特定してピックアップしていかなければならぬ非常につらい作業が今後起きてくると推定されます。

それで、そういう中で、そういう今後の担い手として認められた方々は、今まで以上に厳しいというか、シビアな経営を求められて、そして本町の農業を守つていく担い手になっていくのかなというふうに期待しているわけでございますが、残念ながら、そういう過程の中で、私はやはりそういう経済原理の中で行こうとすれば、当然条件不利地の地域にあるような農用地については、やはり手を出す人がだんだんいなくなるというような現象が、これは起きざるを得ないと思つております。

そういうことで、町の農業を守っていくという観点から見れば、過般の一般質問で同僚議員が中山間地の問題を取り上げておられましたが、お答えの中では、対象面積が少ないとか、線を1本、道路1本隔てて云々というような御答弁もございましたけれども、むしろ私はそういう残念ながらはじかざる得ない、そういう条件不利地を救うための手だてとして、逆に条件の整ったところは担い手事業等で十分救っていただけますので、むしろそういうところから漏れざるを得ないような地域を、中山間地事業をぜひ研究していただいて、それらと併用して上富良野の農地全体が守れるような仕組みにぜひ検討していくべきかと思いますが、お考えをお尋ねしたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） この間の答弁では、わずか6%程度を対象耕作面積でしたということで、これは公平の負担からいっても、不公平なんだということをおっしゃっております。

今のほかの制度の中で、それではこういう問題というのはたくさんあるのですよ。しかし、なぜそれぞれの個別の制度をつくるかという、それぞれの商業なら商業振興、福祉なら福祉の向上のための条例や施策を展開するわけです。ですから、必ずそういう不平等の問題だとかというのは、必ず出てきているわけです。だけれども、やっぱりこの町全体のことを考えたら、農業のことを考えたら、商業のことを考えたらどうなのだという立場で条例を起したり、政策を展開するのだと思うのですよ、皆さん方も。私は思っているのです。そういう意味では、今回の中山間地域の、やはり6%だけれども、中富、富良野聞いたら全体指定されているのですよ。逆に全体指定しているものだから、逆に中山間地の傾斜地の方々から、不公平でないかという声が出ているというのですね。ですから、私は根本的に上富良野町の農業の推進のあり方というのは、違っているのではないかと。

本来こういう制度があれば率先して生かして、4分の1の確かに地元行政の負担になるかと思いますが、そういう制度を生かして、こういう人たちの傾斜地や、あるいは後継者対策という形の中で、やはり推進するのがやはり役割だと思いますが、これはどういうことなのか、どうしてそういう状況になるのか、それと同時に、町の持ち出しというのも含めて、やはりあったとしても推進すべきだと思いますので、町の負担分はどうなるのかということも含めてお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） まず、向山委員に対して答弁お願いいたします。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 向山委員の御質問にお答えします。

まず、米麦改良協会の負担でありますけれども、これらについては、先ほど申し上げましたように、17年度の分を見きわめて、十分見きわめた上で整理できるものはしたいというふうに考えてございます。

それから、農業振興審議会あるいは水田協議会との関係でありますけれども、これらについては、私先ほど申し上げましたように、水田農業推進協議会、いわゆるビジョンの中におけるそういった協議会ということで、国あるいは道から認められた団体だということもございまして。そんなことから今後、お話にありましたように、担い手等の問題あるいは農地の流動化問題いろいろ出てくるかもしれません。中には、年齢要件、担い手の要件として面積要件だとか、それから所得の要件だとか、そういうようなもの出てくるかもしれませんけれども、この中で認知を私はされて、団体が認知していただいて、その中で協議を進めることがいいのではないかとこのように考えます。

委員長（西村昭教君） 米沢委員のお話は、中山間地のお話だと思うので、一般質問でも町長答弁しておりますので、町長の方から答弁お願いいたします。中山間地の関係、お願いします。

町長。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山委員と9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、渡部委員の一般質問でお答えさせていただきましたように、我が町におきましては、各自自治体におきます特別対策を国が講じております、7法の適用の一つも受けていないということから、例えば中富良野町さんの場合は、過疎債の指定を受けているということから、この中山間地の調査費につきましても、多くの国費、道費等の補助対策が展開されると。我が町は、一切それらが受けられないということから、この6%、我々当初スタートの段階でいろいろと図面を切って、いろいろな想定をさせていただきました。東中の水田地帯であれば、19号周辺の9線かいわいの農地周辺ぐらいいまかなというようなことや、あるいは畑作地帯では、面積要件は今回は緩和されていますが、前回は団地形態が面積が少なく対象外になるわというようなことで、そういうようなものを大体集計してみても、耕地面積の6%ぐらいいかならない状況下にあるのと、航空写真を必要とするということで、当時の試算で、5,000万円から7,000万円ぐらいの航空写真の費用がかかるというようなことで、そ

れだけの財源投資をして、先ほど米沢委員の御質問のように、中富良野町のように、全体的に認知されるようなことであれば、大きなメリットがあるわけですが、一部分の対応の中にあっては、全額単費で対応して、それなりの効果が出てこないということと、もう一つは、境界になったところの適用対象になったところとならなかった農地と極端な差は、目で見て耕作不便な状況かどうかというものがある極端な差がない。そういう状況の中で、一部は認められ、一部は認められないというような周辺の均衡性等々も加味しながら、その施策で対応するよりも、基盤整備等々全般的な農業振興施策に対応していくべきではないかという判断に立ちまして、中山間地の申請はせずに、それ相応の農業振興施策の展開を、第4次農業振興計画に基づく対応をさせていただいてきているというのが現状であるということと御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 関連ですか、別に。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 中山間地の考えについてお聞きしたわけですが、私はその当時、町が試算をした状況と、現在は相当さま変わりして、コスト的にもそれだけのコストを必要としない実態に現在は変わってきているのではないかなというふうに、そういう思いもあります。

それと、やはり今町長が具体的に、その場所まで示して説明していただきましたけれども、まさしくそういうところは、私の見る目からいたしますと、基盤整備だとか、土地改良事業だとか、そういうことに非常に、乗っていくことが非常に困難な地域であるのが現実ではないかなと思うのです。それで、わずか数%の地域であっても、平場の地域ですと、先ほど私申し上げましたように、さまざまな今の国の制度で整備をしたり、あるいは利用する手だてが準備されておりますけれども、特にそういうすそ、そういう言い方失礼ですが、山のすそに位置したような条件の不利地については、本当に取り残されていってしまうような心配が、これからも顕著に起こってくる気がするのですよ。

それで、ぜひ当時の中山間を研究した当時と、今は相当さま変わりしていると思えますので、ぜひそういう地域の農地を守っていくための方法としてのこの事業として、中山間地をぜひこれから検討、研究をぜひしていただくような位置づけにしてほしいと心から願っております。

町長お答えの中にありましたような、道路1本隔てて云々という、そういう部分も農水省の国会答弁なんか聞いておりますと、それはやっぱりそういういざさがあるので、それは柔軟に地域の状況を見て

対応するように農水省も指導してますというような国会答弁も見たような気がいたしますので、そういう杓子定規なところは大分ニュアンスが違うかと思えますので、ぜひ前向きに検討するような位置づけにお願いしたいと思えますが、御答弁願います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今、同僚委員も述べられたように、やはりこういう制度があるにもかかわらず、やっぱり使えないというジレンマの声が聞こえてきているのですよね。なぜ上富良野町は、そういう適用をしないのだということなんですよ。やっぱりこういう制度があれば、いろいろこのメニューの中身も町自体で考えて、限定されている部分もありますし、また、独自でやはりいろいろな草刈りやらいろいろなメニューを選択しながら、地域の農業の振興に役立っているという部分も、他の町村では実際聞かれているわけです。やはりこういう制度を活用してこそ、その中山間地のいわゆる国が進めている不利な条件をやはり補正して、その条件生かすということ、やはりこういう趣旨に沿った制度の活用というのが、今町でも求められているというふうに思います。

確かに基盤整備という点では、これは従来からの課題でありました。そういう基盤整備も本当に大変だ、重要だとは思いますが、なおかつそういう制度に、またこういう制度がありますから、こういう制度を積極的にやはり今こそ活用して、そういう農業者の願いにこたえるべきだし、そういう声に耳を傾けるという行政が今必要だと思いますので、この点についても答弁を求めます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 今の中山間地の問題で、この間の質問させてもらった。その背景には、実は振興課の主幹あたりがかなり調べているというか、上川支庁まで行って、そういった説明も聞いているし、今回調査費の航空写真にしても、以前は6,000万円、7,000万円といったのですけれども、何か一千五、六百万円ぐらいでできるというような話も、そういったことから今回質問させてもらった。そこら辺は、町長聞いているのかどうか、ちょっとわからないのですけれども。

平等というか、不平等という話もあったのですけれども、実は管内の中でも、全部が上限50%個人に入る。これは全部がそうでなくても、ある町村によっては、100%地域で使っているところもあるんですよ。それ、どうしても不平等だと言うのであれば、全額地域で使ってもいいだろうし、そう

いった方法もあるということを知っていただきたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 向山委員、米沢委員、渡部委員の御質問にお答えさせていただきますが、まず中山間の問題については、スタート当初はそうであったと。ですから、これを取りやめて、耕地整理等々の基盤整備等々の対応を図っていくということで、向山委員も御承知のとおり、その地域から耕地整理をやるということと地域の皆さんに声をかけて、米沢委員にもよく聞いておいていただきたいのですが、地域に耳をかさないのではなくて、地域に奨励をして何とか対応してくれと、このままの耕地ではいかんぞと、基盤整備をしないとだめだぞということで、2年間待ったことによって、今は島津地区が、こういうように今北海道の財政事情の中で揺れ動いているという現実があるわけです。私としては、中山間地というのは、こういうふう資金出しかかって、こういうような状況になるから、それよりもこういったことに進めていこうという手法をとって対応してきているということで、それが地域の皆さん方と町のお願する部分とがかみ合わなかったという残念な結果として、今向山委員の心配されている取り残された地域があるということでありまして、これは何としても、この対応をしなければ、将来の上富良野の水田農業におきます未整備地域の課題というのはいつまでも残ると。しかし、現状では、今富原地区進めて、今これから島津地区を進めていく中で、同時進行というのはなかなか難しい課題がございますので、それらの中で十分検討していかなければいかんし、地域の皆さん方の理解を得なければいけない、私はそういう気持ちであるところでありまして、ひとつそういった対応と、連動してともにやっていくということは一番いいのですけれども、財政状況からすると、あれにも手を出し、これにも手を出すと、今年度も1億2,000万円ほど農業予算につきましては増額させていただいておりますけれども、これで十分だとは思っておりません。そういう中であって、その財政運営をさせていただいたということを知っていただくと、この中山間地につきましては、これからまた5年間延長されるということでありまして、担当の方からの報告聞きましても、また、今国の状況からしても、5年を補償するぞという何ものもないと、いつ取り消されるかわからない部分もなきにしもあらずというような報告も聞いておりますし、今の国の状況からすると、5年間例えば対応したとしても、その先は続かないということであれば、5年間のために相当の調査費を傾注して

対応するというよりも、限られた財源をうまく利用した中での制度を利用して、基盤整備等々の暗渠排水等々の対応を図っていくということで、私は進めさせていただきたいものだなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） その基盤整備という点では、確かにそういう制度もあって、振興計画の中にも、また従来からもずっとそういうものは早くやってほしいという声が出ていたわけで、それがたまたま今回そういういろいろな制度の活用という形で出てきているのだろうというふうに思うわけですよ。そうすると、やはり本来そういうものは、僕の町長と若干違うのかもしれませんが、延長線の話です。それは、町長の基盤整備というのは。これは新たに、さらにそういったやっぱり傾斜地の不適正を是正するというものも含めて、やはり何らかの農業者に対する一定のこの生産費が高くなっているという状況の中で、そういうものを少しでも和らげて緩和しようという、やっぱりそういう目的の中山間地の直接支払い制度ということですから、そういう制度をやはり、いま一度もう1回活用する方向で検討するべき時期ではないかと。

確かに5年も過ぎて、また延長という形で、その5年も確かではないという形もあるのかもしれませんが、やはり今この自治体でも、もっと延長してほしいという声も上げてますし、やはりその制度の持っている有利さというのも実施して、やはりわかっている分あります。そういう意味では、もう一度再検討し直すという考えはございませんか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ちょっと米沢委員、現状と私の考えと違うのですが、その中山間地が出てきたことによって、その地域のその整備をしなければいけないと。そのときに、パワーアップ事業という新しい事業と重なって大体出てきたわけです。ですから、これはこういうことだからやめて、そのパワーアップ事業の耕地整理を取り進めていこうということで、地域に声をかけたら、地域は要望しているのに、町はせんという米沢委員の御質問ですが、町はしてくれということで、進めれということで対応したのですが、そのことに2年間かけて、地域の意見集約を待ったわけですが、最終的には、そのことによってとりつくしまなくて、今進めております富原地区、島津地区の皆さん方の事業をおくらすことになった。

そういう結果になったという状況にあるわけでありまして、基盤整備というのは、そういうこ

とで、その関連してこれをやめて、これを取り進めようということを進めてきたと。継続してきた事業ではありません。そういうことをひとつ御理解いただきたいのと、中山間地につきましては、さきの一般質問でもお答えさせていただきましたように、これから5年間継続するか、あるいはどうなるかというような部分もありますし、何度もお答えさせていただいているような状況下の中で、中山間地の対応につきましては、現時点で考えを持っていないということで御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 163ページの農業情報センターの運営費でございますが、ことは100万円減になっておりますけれども、これは設置されて8年、9年目を迎えているかと思うのですけれども、私の記憶違いでしょうかね。私6年目迎えさせてもらっておりますが、毎回この農業情報センターの管理運営について、しっかり農家の人にとって大切な情報センターだから、活用をしっかりと考えるべきではないかということをお願いしまして、当初1,000万円ぐらい負担しておりましたが、今度800万円になりまして、600万円になりまして、昨年550万円、ことし450万円と、こういふことで、中には機種が古くなったから聞こえづらからということ、返すわという人だとか、離農された人は外すとか、それから要らないわと、こういう人もいたりしまして、その間農協が合併いたしました。合併しましたら、この運用は変わるかと思っ、取り決めが変わるかと思いましたら、全く変わりません。そのままでございます。

今度、第5次農業振興計画ができました。でも、ただ予算が100万円カットされているだけで、何らこれについての取り組みは変えられたのかどうか。時代が今変わって、情報も自分でとれるような時代になりました。ここの運用を見ますと、ここの事務員さんというのは、農協の高い職員の方を使っているのですね。だから昨年も申し上げました。これ臨時の人なんかで対応すれば、もっと安く運用できるのではないかと、こういうことを申し上げたのですが、どういった部分がこれ改善されて100万円ぐらいの、ことしは450万円の予算になったのでしょうか。ちょっとそここのところ聞かせていただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 村上委員の御質問にお答えします。

農業情報センターにつきましては、先ほど、今るお話のあったとおりでありますけれども、どの部分を改善したかと申しますと、これは御指摘のと

おり、農協の職員を充てまして、農業に関する情報その他、農業者の皆さんにひとつ提供するということがありますので、その辺が一つ。その人件費を下げた分が一つであります。

それからもう一つは、機器の保守管理の部分で一つ節減をさせていただいた。合わせまして100万円節減したものでございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 時代変わって、情報は自分でとれるような時代になってきましたので、同僚委員が、第5次振興計画も5年ではちょっと長いのではないかと、3年にしたらどうかというふうな一般質問でありましたけれども、こんなに年数たってますしね、1回情報センターはどうなのかということ、これにかわるものがないのかどうかということ、また考えていただきたいと思うのですけれども、そういう取り組みについてはどうですか、どのようにお考えになりますか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 村上委員の御質問にお答えします。

確かに平成8年の導入ですから、機種の古くなってきている、それは一つあるかと思っております。しかし、パソコン等で今農業情報なんかはとらえられるという部分もありますけれども、この機種しかいじれない、いわゆる結構高齢と申しますか、そういう方もおられると。

切りかえの時期がひとつ大切なことになるかと思っておりますけれども、現状ではパソコンなり、そういったもの全員の方が使えれば、それも一つの方法かもしれませぬけれども、いまだに使えない方がおります。そんな中で、現状においては、もうこういう節約、節減をしながら対応する方法を今考えています。継続したい。

その中において、いずれ更新をしなければならぬ時期が来ますので、そこにおいては、御指摘のようにどこかでパソコンにかえるなり、新しい機種にかえるなり、そういう方法をとりたいというふうにご考えています。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 農家の方が、一生懸命汗水たらして働かれまして、そして年収が450万円とか500万円とかという新聞の記事で見たのですけれども、こういう情報センターにかけているお金、これことし450万円ですけれども、やっぱり農家の人にとって、しっかり運用されている方もいらっしゃるかもしれませんが、やっぱりこれは1回廃止と言ったら、また極端かもしれませんが、思い切ってこういう情報センターにかわる

ものがないかどうか、節減、恐らくまたこれ来年350万円くらいになるのかななんて思ったりだんだん、1,000万円から始まってますからね、それで私、毎回これ申し上げて450万円になってますけれども、そういったことではなくて、かわるものとして何かないのかということをお考えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 村上委員の御質問にお答えします。

基本的には、私はこれにかわるものあれば、それはかえることがひとついいかと思います。しかし、情報については、気象情報はもとより、市場の価格だとか、それから価格動向、あるいは各農協さんの部会の情報だとか、いろいろなことがこの中に入ってますので、即廃止できるというようなものでは、私はないと考えております。その中におきまして、それにこの仕組みにかわる方法があればということで申し上げているのであって、当然機種も、いずれはこの機種もだめになるというか、使えなくなる、そういうふうには考えますけれども、それにかわるものとして、今後も検討したいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他に質問がありますか。それでは、暫時休憩して、その後質問受けたいと思います。

暫時休憩いたします。

事務局長（北川雅一君） 再開時間を11時15分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時15分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御質問ございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 先ほどの農業情報センターの関係で、課長の答弁を聞きますと、一応人件費の引き下げ、機器の保守の関係ということでございますけれども、15年度の決算委員会で、農業情報センターの収支決算書というのが提出をいただいているのです。そうすると、14年度からの繰越金が8万8,460円、しかし15年度の決算では、次年度繰越金が5万3,806円という金額になっています。実際に収入の部は、町が600万円、農協が600万円、それから組合員の利用料金が530万円ということで、総体で1,700万円になっています。この中で一番大きく出るのは、情

報分析費で450万円、それから機器保守料で520万円、センター人件費で487万円ということで、先ほどちょっとお話の出ていた、職員は1.4人分ということで決算を受けていて、現実に100万円も減らすということになると、人件費が487万円で、機器保守料520万円、これを半額にするということではなくて、基本的には、この53万8,000円の繰越金も含めた形で、ある程度減額をしたのかなという気がするので、その点が1点お伺いをいたしたいと思います。

極端に言えば、平成14年から言えば、610万円が450万円ということですから、約25%減ということなので、これらについてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 農業振興班主幹、答弁。

農業振興班主幹（水島雅夫君） 11番中村委員の質問でございますけれども、人件費、職員の分ですけれども、1.4人分をさらに人数を絞っていたいて、縮減していただいたということです。

それから、点検保守料ですけれども、機種は一応耐用年数を経過したということで、かなり保守管理料が減額になると。そういう実態から、こういう金額で御提案させていただいているところでございます。

委員長（西村昭教君） もう少し詳しくということですね。

農業振興班主幹、答弁。

農業振興班主幹（水島雅夫君） 済みません、人件費、一応15年度の決算で487万2,000円を375万円ということで算定させていただいております。

それから、機器保守ですけれども、524万3,000円くらいですけれども、これを大体415万円ということで抑えさせていただいております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、電気料なんですけれども、15年度の予算では48万円、しかし15年度の決算では1万8,128円で私のところに資料があるのでございますけれども、この電気料は17年度の予算計上ではどういう金額になってますか。

委員長（西村昭教君） 農業振興班主幹、答弁。

農業振興班主幹（水島雅夫君） 電気料は、この費用も大体2万円で算定させていただいております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 166ページの農業振興費の農地流動化対策ということで、今年度で最終的

に、この農地流動化の促進事業が終わるという形になっていますが、将来的にはこういう制度というのは出てこないのか。当然今後この農地については、やはり未耕作地等、あるいは後継者がいないという状況の中で、ますます農地のやはり賃貸等の問題、流動化という問題は、大きな問題になってくると思いますので、この後の対策というのは、現状ではもう既に農地流動化というのは、もう終了したという判断のもとなのか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、16年度と17年度、2カ年をもって、この事業に取り組むわけでありましてけれども、内容的には、平成13年からずっと今まで農地が流動化しなかった部分があると。それらについて、未流動化面積が370ヘクタールぐらい実はありました。それを16年をもって、おおむね不利地や条件の悪いところが一部ありますけれども、100ヘクタールぐらい今残っている感じになってございます。その100ヘクタールについて、この17年度をもって取り組めば、おおよそ集積ができるのかなというふうに考えています。

今後、さらに予測はされますけれども、具体的に幾らが出てくるのだというようなことは、全くつかめない部分があるかと思えます。その中において、これはこれで一応今年度をもって終了し、さらにそういう状況を迎えた中においては、ひとつ取り組みが必要かなというふうに考えます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ぜひ今後も、こういう問題というのは発生というか、状況として変わり得ることありますので、この点は十分今後気をつけて、さらに十分な対策をとるということでお願いしておきたいというふうに思っています。

次にお伺いしたいのは、170ページにかかわる林業振興という形で、整備活動支援という形で予算が、これは18年度でこれも終わるという形になっております。

今国の方では、こういった地域の森林地域活動交付金という形の中で、その他にもいろいろメニューがあります。町それぞれの自治体で、独自の森林の活性化方法を検討すれば、それに対応できるような交付金制度ができるというふうに聞いておりますが、こういう交付金というものにかわって、これが同一なのかちょっとわかりませんが、森林整備に当たった将来の活用方法という点で、町ではそういう制度を使った活用方法考えておられるのかどう

なのか、この点についてお伺いします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

まず、農地流動化につきましては、私先ほどお答えしたとおりでありまして、状況に応じて取り組まなければならないというふうにはひとつ考えてございます。

それから、林業整備地域活動支援の話でありますけれども、これについては、国あるいは道、市町村で、これらの民有林でありますけれども、森林の持つ公的な機能を持続させていくというようなことが目的でありまして、現在1,260ヘクタールぐらいの対象にして行っています。これについては、当然木材生産のこともありますけれども、やはり国が申し上げてますように、水路の保全あるいは大気の循環、地球の温暖化防止、こういったものもやはり整備をすることによって、より持続的にできるということもございまして、当然19年をもちまして終了するわけでありまして、またメニューその他が変更になって出てくる可能性もございまして、こういうものにおいては、取り組みも今後しなければならないというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今の担い手の問題についてお伺いしたいと思えます。

158ページの関連になるかと思えますが、いよいよ18年度から始まるのかなと思えますが、いわゆる担い手対策という形で、一定年齢制限や生産者で22年までには後継者がいる農家、または認定業者、集落への及び生産法人化されていること等々、あとその他用地面積等の一定の面積の要件に該当した農家については、認定されるという形になるかというふうに思います。

現時点においては、地域の実情に応じて認定農家の制限が厳しいということで、最近緩和されておりますが、この後が、やはり北海道においても、上富良野町においても、懸念されるやっぱり問題が今出てきています。そういう意味で、この年齢制限されてしまえば、やっぱり農業をやっていけないという方もいます。確かに一定の年齢来たら、後継者がいないという問題もあって、そういう条件になっているところもあるのですが、やはり国、この根本はやはり生産における価格が低迷しているところに大きな問題があると思えますので、やはりこのところを根本的に直さなければならない問題だというふうに思っています。

この認定農業者のやはり緩和措置というのは、絶

対これから上富良野町の農業を続けていく上でも必要条件だと思いますので、この点についてどのようなお考え持っているのか。

この町からもらった説明書を読んでいましたら、ごく限られた方になってしまいます。そうすれば、当然後継者がいないという方があれば、自動的にそこから排除されてしまうというような心配も当然出てくるわけですから、この点、やはり要望としてもっと改善していく必要があると思いますので、担当者としては、こういう国が示した要件の中で、上富良野町の農業者が残れるというのはどういう、何戸ぐらいになるのか、もっと改善する必要があると思いますので、そこら辺の認識、課題、問題点どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

担い手、いわゆる認定農業者に関することだと思いますけれども、この件につきましては、現在法律に基づいて、農業者が認定農業者の申請をすれば、それに照らし合わせて市町村長が認定農業者として認定するという運びになりますけれども、このことについては、今後予定されています農産物の直接支払い制度、こういうものに結びついて発展していくと、そういうようなことが考えられます。そこにおきまして、絶対条件はこの秋ごろに明確になるというふうに考えてございますけれども、現段階におきまして、市町村長が認めるわけですから、その現在ある営農類型に基づいて申請していただければ、当然申請をするということになります。そこにおきましても、当然町はPRしなければなりませんけれども、現状においては年齢制限、こういったものはございません。それから面積要件、これらもありません。あくまでも農業者自身が将来に向けて、5年間の中でありますけれども、どのような取り組みをする。いわゆる改善をして、所得をどのように上げるかというところが、ひとつ一番大きなことになるかと思えますけれども、その中において進められるわけがあります。

本町におきましても、現在217戸ぐらいしかおりませんけれども、これをさらに、今のうちと言ったらおかしいですが、これから示される制限の設けられないうちに、私は認定農業者として、ひとつ町もそういう認定するように取り組みたいと考えております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 説明では、制限前に認定農業者という形で申請すれば、その後は自動的に、こ

の制限が出てきたとしても、それは認定農業者として受けられるのだという話かというふうに思えます。確かにそれは大切なことだというふうに思えます。しかし、それでもなおかつ恐らく現状では、まだこの認定農業者になり得ないという方も、当然出てくるのだろうというふうに思えます。そういった方においては、生産意欲が特にないわけでもないだろうし、また、年齢という形が将来の不安、あるいは生産者価格が不安という形の中で、そこになかなか結びつかないという問題もあるかというふうに思えます。

私の言いたいのは、そういう人であっても、この線引きをすること自体に、やはり貴重な生産者ですから、問題があるのではないかという認識をしているわけです。そういう方も、本当に生産して貴重な上富良野の農業生産の担い手であるわけですから、ここに線引きをするというところに大きな問題点があるというふうに思えますので、当然その宣伝して、こういう制度の前にといいことも大切だと思いますが、一方でそういう方の該当されないという方においても、すべてがやはり認定者として、やはりこういう要件求めなくても該当できるような、そういう制度の改善ということで要請する必要があるのではないかというふうに思えます。

もう一つお伺いしたいのは、農業振興計画書の中にも、いわゆる生産、所得を上げるといって、いろいろな1類、2類、3類という形の中で、いわゆる生産の形態を決められて、こういう生産の形態があれば、ここまで所得がありますよという形で書かれておりますが、単純にいかないにしても、やはりこういう農業のやはり営農計画に基づいた指導や技術指導というのは、どういうふうに関今後この農業振興計画に基づいてやられようとしているのか、この点もあわせてお伺いしておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 1点目の認定農業者の関係でありますけれども、これはいずれにしても5年間を認定するわけがあります。私が申し上げているのは、何も改善をしない人が、これは認定を受けることについては、これはできませんよと。何らかの所得を上げるとか、それから生産性の向上を上げるためにどうするかという改善が見られた中で認定をするわけがあります。これまで、先ほど217戸の方についてお話し申し上げましたけれども、すべての方が何らかのそういった申請をされている。改善をする中での申請をされている。これにつきましては、すべて町長として認定をした、そういう経緯がございます。今後においても、その点だけは、私は変わらないものだというふうに考えていま

す。

それから、線引きでありましたけれども、そういうことでひとつ御理解をいただきたいと思います。何らかの改善計画をとっていただきたい。

それから、農業振興計画に基づく指導の件でありますけれども、これらについては、当然私も町だけでできるものではありません。農業改良普及センター、あるいは農協さんの指導を受けながら当然やらなければならない部分だと考えてございます。これについても、農業振興計画に沿った中でひとつ指導を今後も心がけるよう努めてまいりたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうすると、現状の制度に従って、自動的にこれから認定しない方については、自動的にこういう制度から外れてもらってもいいというようなニュアンスかなというふうに思うのですが、生産意欲に結びつかない農業者ということで、レッテルが張られるということになるかというふうに思いますが、私長く食糧を生産されてきている方すべてが、やはり意欲が失われたというふうには見受けられないのです。もしも意欲が失われたというふうに判断するならば、今のやはりこの国の政策の食糧の自給率、やはり各法、価格政策のここに問題があって、そういうものがやはり農業者を、この生産意欲を駆り立てない、こういった部分にもなっているのだらうと思います。

確かに、個人で一生涯懸命努力されている方もいます。個人努力だと言えば、それまでだというふうに思いますが、しかしやはり食糧を生産するという点では、だれもが等しく生産者という立場からすれば、そこに線引きを持ってくるところに問題があるというふうにお考えになりませんかでしょうか。私はその点で、もっと自治体としては、こういった問題に対しては声を上げる必要があるのだらうというふうに思いますので、この点について、町長はどのようなお考え持っておられるのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） いつも申し上げているところでありますけれども、やはり意欲ある農業者、意欲ある商業者、そういう方々に対して、行政がどのような支援をして、その生産意欲を助長していくか、販売意欲を助長していくかということが大切であるというふうに思っております。

すべてが国の政策が悪い、町の行政が悪い、だからこうだということではなくて、やはりみずからが意欲を持つ。生産意欲を持ち、経営意欲を持つ、そういう方々につきましては、農業認定者として認定で

きるわけでありますから、そういう意欲を持っていただくように、いかに助長していくか。委員が心配されているように、そういうところで外れていく経営者をなくすように、どう努力していくかということは、今後その施策の中で十分指導、あるいは説明の中で努力をしていかなければならないのかなというふうに認識しております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 関連でございます。

私、12月に認定農家の方をふやすべきだということで、認定農家になれば、道とか国からの補助が受けられるからということで申し上げたのですけれども、その中で、本人が高齢のためにちょっと難しいというのと、それから資金がちょっと大変だと。資金は何か70までに借りたとしても、返さなければいけないと。そうすると55ぐらいで15年で組むとしても、そこら辺が難しいものがあったり、それから後継者がいないと。この三通りを分析されて、どのような実態があるのか、分析してほしいということを申し上げたのですけれども、その後何かわかったことございますでしょうか。どのような見通しなんでしょうかね。

それと、なれない人はどうするのかということ、今同僚委員のあれで、改善とかしない人、そういう意欲のない人はどうだということはちょっとわかりましたけれども、3カ月ぐらいたっておりますが、その分析状況というのはどうなのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 村上委員の御質問にお答えします。

これ認定農業者、昨年で申し上げれば、ことしに至っては90戸ほど伸びたこと、これは一つ分析してますけれども、基本的には、さきの米沢委員にもお答えしましたけれども、今のところは年齢要件とか、制限は余りないというか、そういうものはひとつないということでありますから、緩いというか、制限が緩い。その中において、一つ制約があるというのは、何らかの改善をしていただかなければならないと、これが一つ重要なところでございます。その中において、認定を申請するに当たりまして、今委員からこういうあるいは後継者の問題、資金の問題、いろいろ御指摘ありましたように、そういう悩んでいる方もあるかと思っております。これにおいても、私どもとしては、その辺も相談しながら、認定農業者になられる方の相談業務もありますから、そういった中で相談をしながらこれまでも取り進めてまいりましたし、今後もそういう方向で取り進めようということ考えてますので、できるだけ多く

の方々に、これは認定農業者になっていただきたいということを考えています。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 159ページ、農業振興審議会の関係でございます。

先ほど同僚委員の方から、農業振興審議会の関係の中に、一つは3番目に水田農業確立対策に関するということがあるのですが、現実問題として、水田農業の推進協議会の方が先行した形で進んでいるということでのお話がありましたけれども、今回報酬が3万8,000円ということでございます。

ちなみに、14年が17万6,000円予算計上して3万2,000円、15年度は17万6,000円計上して3万4,200円、16年度は同じように17万円計上しているわけです。そうすると、いかにこの振興審議会が、もうちょっと多くの回数を開こうという意図があって、この報酬を計上したのではないかというのが一つあります。しかし、今度農業振興審議会の条例の第2条に、審議会は町長の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、意見を具申するものとするということになると、町長が諮問をしてないのに審議会が開催されているのか、普通一般的には審議会というのは、この所掌事項の第2条では、町長の諮問に応じてということであれば、1回や2回では終わらないということをやっているのかなという気がしますけれども、現実の問題、1回限りの会議の模様を歴年見ると受けます。そうすると、単なる協議する場であって、町長の諮問に応じた審議会ではないのではないかと。言うなれば、条例と大分逸脱しているのではないかという気がいたします。

一般的に、町長の諮問に応じてということになると、答申をすれば、その任務を解かれるということになっているけれども、現実にはこの振興審議会の条例第4条、委員の任期は2年となっているのですね。ですから、この所掌事項の中に、審議会は町長の諮問に応じ、また、そのほかということでは何か入っていればいいのですよ。全然入ってないで、答申、諮問に初めて活動する。答申したら、それで終わるのが任期が2年になっているし、それから年に1回ちょびちょびちょびとの会議しか開催されていないのですね。ですから、僕は有効的な有機的な農業振興に対する対処ができない状態になっているのではないかと。ですから、先ほど同僚委員が言った水田の関係についても、私どもの方が指導的な形で進んでいってというようなことになってくるのではないかと。できればこの審議会のこの条例を、

やはりじきじきに適用できるような、町長の諮問ばかりでなくて、課長としたり、どうしようかということになるときに、有機的な条例の改正をして、そしてこの予算が16年度は17万円だけれども、どのくらい使われているかわかりませんが、そういう経験から、今回3万8,000円しか計上しなかったのではないかと思います。その点で、条例の関係、それからこの条例の運用が適切でないから変えて、やはり適合した形の農業情勢に応じた形でできるような方法をしていかなければならないのではないかと思います。その点課長のお考え方をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 中村委員の御質問にお答えします。

まず、予算の減額等について、まず最初に申し上げます。

これについては、これまで農業研修視察ということで、道内の研修を、農業振興審議会の皆さん方に研修をしていただいていたと。それを17年度以降取りやめをするということで、ここで減額になってございます。現状の数字かと思えます。

農業振興審議会につきましては、さきに向山委員にもお答えをさせていただきましたけれども、基本的には、上富良野町農業の全般について審議をしていただくということでありまして、過去に、今きょうも出ておりましたけれども、農地の流動化対策についてどうだと、そういう諮問もしてございまして、町長の方から諮問してまして、答申もいただいたということになってございます。そういう意味では、課題に応じまして今後も諮問をし、あるいは回答をいただく、そういうことになるかと思えますけれども、現状においては、回数をふやす考えもございませんけれども、その中で、全般にと申し上げましたけれども、課題に応じてひとつ審議をいただくと。その中から、そういったものも取り上げて諮問をしたいということでございます。毎年度、1度だけ内容の説明をさせていただいているものでございます。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 課長さんね、事実をはっきり言った方がいいと思いますよ。研修旅行の例え平成15年、旅費が18万1,000円あるのですよ。それが9,000円しか使っていないんですよ。研修旅行に行くというのは、報償費で17万6,000円で、そのうちの3万4,000円しか使っていない、報償費が。そうすると、今課長の言う研修旅行の除いたというのであれば、今みたいな答弁にな

らないのですよ。現実には、決算ではそうなっているのですよ。ですから、あくまで僕の言う、報酬がそうなっているよということですからね、旅費は旅費で別にちゃんと残額残っているのですよ。だから17万6,000円のうちのということではなくて、例えば平成15年、旅費は18万1,000円計上しています。それから、報酬で17万6,000円計上しております。決算の中でそういうふうに出てきているのですよ。そうすると、その研修旅行が中止したという理屈でこうやって残ったということにはならないということなのです。

ですから、今回3万8,000円ということであれば、僕はその旅費がどうのこうののではなくて、審議会の1回分ということで取り押さえていきたいのですけれども、もう1点はやっぱり、この条例の所掌事項のことをぴしっと変えないとだめでないかということなのです。

前、町立病院の運営審議会の関係もあったのですね。町長の諮問に応じてということが、何もなくてずっと2年間何回も会議やっているのですよ。ですから、それは直すということになって、それと同じように、今現実には何でこんなに減るのかなということで、それぞれ内容を分析したら、そういう結果なものですから、ですから条例を現状に合わせた形にするということで押さえて、あと農業情勢に応じた形での確かな審議会を開催するというような含みを持たせて、2年間という任期を確立しておいた方が僕はすっきりすると思いますが、その点いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 中村委員の御質問にお答えします。

私、予算の過去に、たしか私の記憶では、皆さん方の都合で行けなかったという、これはあります。そのとおりです。そういうこともありますけれども、私申し上げたのは、17年度予算において、それらもひとつやめましょうということで、予算において減額した部分がございます。

あと、委員御指摘のとおりだと思いますけれども、農業について、審議をしていただくのはこの機関しか私はない、現状のところ。そういう意味において、毎年度定期的に必ずやるのが、本当にいいのかどうかという問題もありますけれども、町の予算も含めてでありますけれども、現状において、委員さん皆さん方がどういうぐあいに、そういう課題や何やら持ってられるのか、そういう聞くところの場でもあるし、また、町としてこういう課題があるから、ひとつ諮問をしたいということでありますので、そういったことも含めて、諮問もしない年もあ

りますけれども、そういった中でひとつ取り進めていたという経緯があります。

今後も、この機関しかありませんので、私はそういった全般において審議していただくのも一つだと思っています。さらに、先ほどほかの委員からお話しもありましたように、個々のものは審議していただくところはありますけれども、全般についてどうだというのは、これしかないということで御理解いただきたい。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 課長の言うのわかるのですよ。全般的に農業政策等も含めて、振興策を審議するのはここしかないということであれば、町長の諮問に応じてということではなくて、状況に応じてやれるのだということで、この審議会条例をきちっとやりやすいように変えた方がいいのではないですかということなのです。ですから、単なる3万8,000円でなくて、僕はもう10万円でもいいと思うのですよ。状況に応じて何回もやらなければならないということであれば。ですからそういう速報性がこの審議会にないものだから、水田農業振興審議会の皆さん方がどんどん自分たちの現状に合わせてどうするかということで審議されて、本来的にはこの業務の中に入っているのですね、3項目の中に。水田農業確立に関することということで。ですから、僕は条例を変えて適宜やれるような方法にした方が僕は一番ベターでないかなという気がするのです。この条例の町長の諮問に応じてということだけでとどめると、がんじがらめで動きがとれなくなるし、1回限りということで、定期的にということではない方法をやっぱり考えていただきたいということで、この予算の流れを見た場合に、そう感じたので御提言申し上げただけでございますので、その点ちょっと助役、こういう今条例の現状の中からはなっているのですね、何とかそういう幅の広い有効的にすぐ能動的にできるような審議会にしていかないと、時代に取り残されるおそれがあるし、それから言うならば、それぞれ農業専門のそれぞれの分野の方が、またどんどんどんどん進んでいくということで、それぞれ横の連携もとっていかなければならない中核の審議会だと思うので、その点ちょっと助役の見解を聞きたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

中村委員の御指摘のとおり、今日のこういう情勢の中で、他の協議会だとか、そういう点もございませぬ。たまたまそういう状況の中で、そちらの方にシフトしている面が多々あって、この農業振興審議会

の役割という点が、総括的な中でやっているところではございますけれども、今言いましたとおり、そういう中で、ここが程度総括的に町長の諮問に応じることでなくて、この審議委員の皆さんが全体を見渡していただけるような中で、いろいろと御意見を賜るといような中で、今の状況の中におきましては、諮問という限定した中でございますので、この辺につきましては、御提言のとおり改善の方向で考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 167ページの富良野広域串内草地組合負担についてお尋ねいたします。

まず、ちょっと私も勉強不足なのでわからないので聞きたいのですけれども、設立はいつか、それと昨年の実績、町の実績、それとここで扱っている総数、それと1頭に対する酪農家の負担、すべて運送費だとか、1日幾らだとか、何日置くと幾らかかるとかということをお教えいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 長谷川委員の串内草地にかかわる御質問にお答えします。

まず一つは、5カ市町村の広域でやっているということで、ひとつ御理解をいただきたいわけでありまして、昨年の頭数申し上げますと、1,145頭であります。これは各沿線の相当分でありまして。

それから、上富良野町だけ申し上げますと、昨年は261頭であります。もう少し詳しく申し上げますと、乳牛で135頭、それから肉牛で126頭、こういう内容になっています。

あと、それを私どもの今負担してます、その数字で割り返してもらえれば、1頭当たりがどのくらいについているのかということがございます。

さらに、これにプラスすることの、この経費の中には、その放牧だけでなく、過去におきまして事業を行った償還金だとか、そういったものが入ります、すべて。ですから、1頭当たり何ぼにつくかという話については、それらを入れてすれば、この数字で割っていただければ、1頭当たり出てくるかと思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） いつできたか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長。

産業振興課長（小沢誠一君） 53年に完成いた

しまして、54年から、昭和であります。昭和53年に完成いたしまして、昭和54年から受け入れを行ってございます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 昭和53年からと、27年間続いていると思われませんか。この間ずっと1,200万円ぐらいずつの負担をしてきたと。これ非常に多額な投資になると思いますが、やっぱりこれは相当な、261頭ですか、去年の実績において。そういう上富では1,200万円から出している。

それと、さっきのちょっとあれですけども、1頭に対して、酪農家は何ぼずつ負担しているか、ちょっとそれが抜けてましたけれども、それに対して、本当にこの効果が出ているのですかね。その辺ちょっと聞きたいのですけれども。出てないことはないと思っておりますけれども、本当にそれだけのことがやって効果があるのかどうか聞きたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 長谷川委員の御質問にお答えします。

基本的には、私は昭和54年ぐらいから始めてございますけれども、飼料基盤の確保というのは、これは一つ重要なポイントであります。何かと申しますと、当時は面積も少なく、それから多頭飼育をしていく上においても、なかなか飼料の確保ができなかった。現在においてもそうであります。確立された酪農家においてはそういうことも、放牧しない、そういう方もいるかもしれません。

それともう1点でありますけれども、串内放牧に出すことによって、いわゆる育成牛の時間の省力化できる、そういうことも一つあります。大きくは、そういうことで進めてまいりました。

過去においては、頭数がなかなか伸びなかったというのは、そういうところであったかと思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 1頭当たり。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 1頭当たり1日何百円という話になります。しかし、放牧期間によって毎日変わるわけですから、1日当たり何百円と。詳しくは、（「250円」と呼ぶ者あり）教えていただきました。250円であります。1日250円ということで、放牧日数を掛け算しまして計算するものであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 飼料基盤の確保が難しかったと。それで現在結構農地が流動しなくて困っ

ていると。耕作農地も、放棄される農地もあるのでないかと懸念がありますよね。これからずっと続けていくかと思われませんが、1,100万円ずつといったら、毎年10町歩ぐらいずつの土地が買えると。これで27年今までやったとしたら、270町歩の、もう土地が買える。これからまた27年やると同じぐらいのものが買えると。そういうことを見ますと、もうそろそろ所期の目的を果たしているような気もするのです。その辺はそういう串内組合の中では、いつまでも続ける構想でいるのか、そういう目的で達せられたり、飼料基盤の確保ができたときにはやめるとかという、そういうあれはあるのか、お聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 私も串内議会の議員の1人でありまして、議会選出の議員の皆さん方と参加させていただいておりますが、広域でやってまいりました、この事務組合制度で対応したこの串内牧場でありますけれども、発足当時から5市町村が共同して牧場の造営に当たったと。今なお、その造営をした資金の返還をしている最中というようなことでもありますし、それぞれに地域におきましては、この串内牧場を有効に利用して、畜産振興に対応しているということでもありますし、我が町におきましても、今お答えしましたような頭数の利用を促進していると。これでもう少しきてきて、造成した分の償還が少なくなってくれば、この負担額も軽減されてだんだんだんだん減ってくるということで、今1,100万円ぐらいですが、当初はもっともっと多額の負担をしていた。

これから、そういうようなことでもありますので、今委員のおっしゃるように、そろそろもうその時期が、解散する時期が来たのでなからうかなという御意見については、今のところ串内牧場事務組合としては、そういう考え方は持っていない、5市町村ともに持っていないということで御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

昼食時間となりましたが、まだこの5款、6款について御質問ございますか。なければ、これで質疑を終了して昼食休憩に入りたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、5款、6款についての質疑は、これで終了いたします。

昼食休憩に入ります。午後1時から再開いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（西村昭教君） 昼食休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、歳出、第7款の176ページから187ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 179ページの商工会運営費の中のところでございますが、ここに3万円の中茶屋の家賃が補助として入っているかと思っておりますけれども、この中茶屋の活用につきまして、ちょっと御質問したいと思います。

この設置に当たりましては、空き店舗対策ということで、店舗の活用と商店街活性化の目的で設置しました。ここは、商工会と運営管理はNPO法人の上富良野のたんぼの会がするのだということであつたと思うのですが、住民の方の作品展示だとか、体験だとか交流されておまして、それから地場産物の販売等、これらが行われていると思うのですが、高齢者の方のコミュニティの活動の場としてということで、NPO法人たんぼの会が、週2回ここを利用してということになっていたかと思うのですが、これが今1回は活用されておりますが、ちょっと場所が狭いということで、それで今身障者センター、今度子どもセンターにかわりまして、そこで何か日曜日、警備の方にかぎを借りて、かぎをあけていただいて、そして利用するのだと。こうなりますと、余分にお金が、あその施設は土曜日、日曜日は身障者センターのところは使わない施設になっておりますので、そこをこのNPO法人のたんぼの方が場所を、中茶屋が狭いということで使っているということを知っているのですが、これらの現状につきまして、どのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 村上委員の御質問にお答えします。

これを空き店舗対策ということで、中茶屋を昨年開設してございますけれども、運営については、NPO法人ではなくて、商工会ということでとらえていただきたいと思います。

一部託老所を含めた、そういったものをNPO法人で活用されているということで、ひとつ御理解をいただきたいと思いますけれども、いかんせんお借りしている場所、限られたスペースでございます。私も行って見てみますと、託老所の関係については、5人プラスNPO法人の方が二、三名ついて、七、八名で活用されていると。確かに狭いというよ

うなこともございます。限られたスペースの中で、あくまでも利用していただくということでありますので、その辺はひとつ、これは経営運営の主体であります商工会とも協議しながら進めているものでございまして、あとほかに、週2回という利用でありますので、ここだけの活用ではありませんので、ほかについては活用をいただきたいというふうに考えてございます。

それから、あと数字については、野崎主幹の方から、今活用方法については申し述べます。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（野崎孝信君） 今の和室の部分で、託老所の部分ですが、今村上委員おっしゃるとおり、当初2回だったのですが、週1回ということで、実際は運営されております。その経過につきましては、線路から西の部分、線路から東の部分ということで、通われる方の利便の面もあって、週1回になっているという経過でございます。

参考までに、和室の部分、ただいま狭いわけであります。託老所、NPOでは週1回、そういったその他の団体でそれぞれ毎月少ない月で4団体、多い団体で、NPO入れまして9団体、延べで2月までで49回、合計の利用回数で114回利用されている実態にあります。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 町長の施政方針でも、中茶屋を拠点として、地域の住民や高齢者などのコミュニティの活動の場としてやっていくということをやったってらっしゃいますし、この中茶屋を設置するに当たっては、これらNPO法人のたんぼぼの会の方とも、つくるに当たっては話し合って決められたと思うのですが、ただこの場所が狭いというか、使いにくいからというので、日曜日その使われていない施設を使って、わざわざそういう、また、そういう余分な経費かかると思うのですよ。警備員の方が日曜日わざわざかぎを持って行って、そこをあけてそこ使っているということ。ここはまた、これらは今度母子通園センターだとか、子どもセンターにかわるわけですし、だからこのたんぼぼの会の方も、何と云うのでしょうか、使いにくいからということで、何か日曜日は20人ぐらいいるのだということで、水曜日は8人ぐらいで、水曜日はあそこを使えるというのですけれども、そうしましたらね、週2回中茶屋を利用しているのですけれども、3回にでもして、せっかくそこを託老所のような形で、ここを運営管理してもらおうかということで始めたと思いますのでね、そういうことでちょっとたんぼぼの会の方にも考えていただくように、ここを使っ

ても、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 中茶屋の活用に当たっては、十分NPO法人、いわゆるたんぼぼの会と話し合ってますし、その中での活用ということで私も認識してはいますが、何せ先ほど申し上げましたように、限られたスペースの中で行っていると。入る人も限られてきますので、そういう意味では少し、目的が少し違うのかなと。週2回に今してはありますが、週1回に今してはありますが、その回数においては、当然商工会とも話ししなければなりませんし、活用がそうやって増していくのであれば、一つの手段かなというふうには考えます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 179ページにございます商業振興費についてお尋ねしたいと思いますが、商業振興条例が本年度末で、一応申し込みは一区切りして、明年度末をもって完結するというので伺っておりますけれども、ちなみに、現在まで取り組まれてまいりました32件というふうに報告いただいておりますが、その御利用いただいた業種ごとになるべくわかりやすい、例えば飲食とか、医療の販売とか、仮にそういうできれば具体的に業種別にその利用していただいた中身を、まずお知らせいただきたい。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（野崎孝信君） ただいま向山委員の御質疑であります。これまで13年度から16年度まで事業を行っておりまして、これら4年間の事業の個性化支援、いわゆる店舗の新築等ありますが、これにつきましては、合計で20件であります。

今お尋ねの内訳であります。小売業の方が7件、飲食業の方が8件、サービス業の方が5件、これで合計20件でございます。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ありがとうございます。

それで、一応一区切りをするという方針のようでございますけれども、町長にお尋ねいたしますが、これまで取り組まれてきて、1億円程度の事業費になるうかと思っておりますけれども、商業振興を図るという面で、数字の積み上げの事業評価というのは、まだ時間を要することかと思っておりますけれども、今日まで取り組まれてきた経過の中で、町長として事業評価をどのように今現在認識されているのかということをお尋ねしたいのと、その先、私は商業振興のために、私の見る目では、立派なきれいな店もできたりして、それなりのもう我々町民に目に見える

形で利活用されてきている事業なのかなというふうに評価できるわけですし、こういう事業ですから、当然区切り区切りというのが必要でしょうけれども、また、さらに商店街の振興策のために、新たにまた今までの事業を土台として、さらに違う形で発展させていくような政策をお持ちかどうか、そこも含めてお尋ねいたします。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

商業振興条例、時限立法で推進させていただきまして、それぞれの皆さん方の努力をいただいて、この事業の成果があらわれてきたというふうに認識いたしております。

それぞれの店舗の改築、あるいは新築等々によりまして、町並み形成も変わってきている。また、商店街の活性化のための一助にもつながってきているというふうに認識をいたしておりますし、これからの中心市街地づくり、あるいはにぎわい地区づくりの中においても、これらの事業が生きてくるものというふうに、その成果を認識いたしております。

ただ、基本的には、外見は直したけれども、中身が変わらないというふうな店構えではないわけですから、これからの外見を、店舗を改築あるいは新築することによって、顧客の利用しやすいような店舗にして、そしてまた経営する方々が顧客に対するサービスの対応を図って、内と外から改革することによって、商店街の活性化に寄与していただけるものというふうに思うわけでありまして、そういったことにつきましては、ソフト面につきましては、また今後も商工会の中心とした対応、あるいは商店街を中心とした推進に期待をいたしているところでございます。

そのような点からして、ハード面の対応につきましては、その成果があらわれてくるものというふうに期待をいたしておりますし、そう認識をいたしております。しかし、これにつきましては、先ほど来御質問にもございましたように、時限立法として対応いたしましたので、この時期をもって終了をしていきたいというふうに思っているところでありますが、これからの中心市街地づくり、あるいはにぎわい地区づくりの中で、また、いろいろな手法の中でこういった部分についても対応を、行政的な支援をも図っていくことによって推進され得るものが出てくるであろうと。そういった場合においては、今回のこの事業のような形になるのか、また変えた形になるのかは別としても、今目指しております、将来に向かって目指しておりますにぎわい地域の、あるいは中心市街地づくりの中においては、何らかの

また手法が生まれてこなければならないというふうに認識いたしております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 大枠の部分では、町長と考えを共有できるわけでございます。それで、こういう政策というのは、私なりに思うに、やはり継続して、例えば明年新規の申し込みは、もう今年度終わって、ハードも明年度で終わるといってしまうという流れ、私としてはこれ継続して、形が変わることは構いませんよ。もちろん新しい施策を展開されることは望ましいのですが、要するに途切らさないで、やはりそういう活性化、その商店街を、商店の方々の活性化を図っていくというお手伝いというのは、これ1回途切れてしまうと、なかなかまた再びというのは大変だと思いますので、ぜひその途切らさないで、形は変わっても、こういう趣旨を変えないで、継続してぜひいただきたい。ましてや、これから自立してまちづくりをしていこうとすれば、今以上に町外からいろいろお客さんを迎えるような、そういう機会もふやしていかなければならなくなると思いますので、当然そういうことになると、やはり小ざれいと申しましょか、感じのいい店構えが連なっているというのは非常に好感を持たれるわけですから、ぜひ形は変わっても、この精神を生かした事業を継続していただくようお願いしたいと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、委員と同じ考えです。しかし残念ながら、これすべて単費で対応しているというような財源措置の中で、なかなか財政運営が難しいというようなことで、今回こういう形で、当初から5年間という一つの期限を切った形の中で取り進めてきた事業である。そして、その事業を見きわめた中で、継続するか継続しないかということにつきましては、事業効果等々も見きわめて対応していこうということでスタートいたしておりますので、その事業効果については、今委員のおっしゃるとおり、私は先ほどお答えさせていただきましたように、相当の成果を上げてきている。これをまた希望者を募って継続していくということは、重要であるというふうに認識いたしておりますが、全額が単費ということの課題を抱えていて、しからばその削減策をどこで求めて財源を確保するかということもございまして、いろいろな面で一時中断する判断をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 7番岩田浩志君。

7番(岩田浩志君) ただいまの関連で質問ですけれども、この事業は平成13年度より、5年の期限立法ということで制定され、年度当初予算1,500万円とお聞きしております。その中で、17年度で終わるはずの事業でありましたけれども、このように駆け込みで申し込みが4,400万円にも及んだということは、当然予想されたことではないかと思えますけれども、その点について、まずお伺いいたします。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小沢誠一君) 岩田委員の御質問にお答えします。

事件立法というようなことも一つありましたけれども、15年度、6年度において、その辺の見込みを立てたわけでありましてけれども、結果的には予想を超えるものが出てきた。17年に希望されている方申し上げますと、今12件出てきています。これを町の財政状況のことも勘案しまして、2カ年、これは当然商工会の皆さん方のひとつ努力というか、協力も得なければなりません。そういうこともございまして、2カ年に分けたと。今年度は予算については2,900万円、18年度においては、ひとつ1,500万円、そういうぐあいに予定してございます。

委員長(西村昭教君) 7番岩田浩志君。

7番(岩田浩志君) 確かに商工業においても、何らかの支援策は確かに必要かと思われましてけれども、ただこの現在の財政状況を考えたときに、1事業所に最高500万円と、率も1,000万円を超えれば、500万円まで5割負担ということで、本当に大きな補助金という点では、ほかの補助事業並びに事業の見直し等も考えたときに、果たしてこの事業だけこのように増額していいのかという気がいたします。

また、その陰で、昨日も質問の中にもありましたけれども、敬老祝い金の削減並びに北の大文字だとか、本当に事業の根幹を揺るがすような削減をなされている中で、このような事業が進められることは、本当に理不尽だなという感じすらいたします。その辺について、もう一度お答えをお願いいたします。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小沢誠一君) 岩田委員の御質問にお答えします。

確かに条例の制定過程、こういったものも確かにあるかと思えます。そういうことで、5年という定めをしたところでございます。私は、この条例、現在も生きていますから、誠実にやはり履行しなければならないというふうには考えます。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

5番小野忠君。

5番(小野忠君) 179ページ、これちょっと英語で、口ちょっとごもりますけれども、リフレッシュマイタウンかみふらの補助ですか、これはもう終わってもいいのではないかなという気がするのですが、今後これもまだずっと補助、団体として認めていくのですか。もう大体終わりに来ているのではないかと思います、その点ひとつ御答弁いただきたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 商工観光班主幹。

商工観光班主幹(野崎孝信君) ただいまの小野委員の御質疑であります、リフレッシュマイタウンについては、平成2年からということで、ここ十数年たちまして、当初30万円の補助金からスタートしまして、その後20万円、そして15万円、今回10万円ということで予算計上させてもらったわけですが、会の仲間、異業種交流ということで、約54名の方の会員がありまして、いろいろ上川管内の異業種交流という、当時はそういった交流もございましたけれども、そういった交流がだんだん少なくなってきたのも現実であります。そういった観点から、団体とも話し合いをさせていただきながら、自主的な活動の方に向けて、町の補助金の依存というか、補助金の事情からいっても、その辺を考慮していただくようなことで、今後話し合いを進めていきたいと思っております。

委員長(西村昭教君) 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 182ページの観光協会の運営補助という形で、今各団体の補助金が削減されております。財政基盤が一定ない中での運営ということで、かなり協会の運営も大変だということを聞いております。そういう意味では、一定の財政基盤をつくるということも、みずからもやっているとありますが、こういった部分での行政等の考え方について、お伺いしておきたいというふう考えております。

委員長(西村昭教君) 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹(野崎孝信君) 今、米沢委員の御質疑であります、観光協会の財源においても、極めて厳しい中で、会計の中には公益の会計、それからトイレ等の受託の事業、それとオーナー会計ということで、大きな三つの柱の事業ございまして、町の補助金が入っているのは公益の事業ということで、パンフレットですとか、旅行業者のそういうPR等、そういったものであります、その他の部分で運営の中において、今積立金等もありますが、だんだんと少なくなっているのが現状であります。そ

ういった中で、御質疑のありましたそういった基盤づくりということで、新しいものというとなかなか難しいわけですが、以前ですとお土産等を販売していたわけですが、なかなか売れ行きというか、卸の量が少なくなっているということで、これらも廃止しました。そんなようなことから、基盤となる収益が少なくなっている。

今、現実において収益の柱としましては、受託事業の部分、それとラベンダーのオイルを絞っている部分。これが株式会社三光さんの方に、その年によって大きく異なりますが、多い年で100万円を超えるオイルの量があるということで、これら経費そんなにかからず、おおむねその8割程度実質収益になるというふうに聞いておりますので、今貴重な財源として、大きなものとしては、そういったものが一つの自主的な財源になっておりまして、あとは会員、一般の方と賛助会員合わせまして、約220名少いしますので、そういった方々約257万円の会費収入、そんなようなことで、あとは補助金、自主財源ということで、財政基盤的には非常に弱いというのが現状であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） いろいろとこうい部分に対する委託だとか、そういった部分の手当がなされれば、一定収入もふえる部分があるというふうに思います。そういった部分のやはり見直しという点も含めて考えておられるのかどうなのか、この点についてお伺いしておきたいとします。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（野崎孝信君） 今御質疑のありました委託の収入のふえる見込みなのですけれども、現実ではふえる部分よりも、逆に減っている部分があります。委託側の方の経費の見直しということで、そういった部分、今まで人件費が見れた部分が、人件費が独自で見えなくなった分、そういった分公益会計の部分で少しふえたりとか、そういったことでありまして、ふえる見込みは今のところございません。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ふえる見込みはないけれども、あとは努力すれということだと思っておりますが、そういった部分も含めて、将来的にやはりこういった部分の相手のやっぱり手当というか、支援というもの必要だと思いますので、その点十分検討していただきたいというふうに考えております。

次に、同じページの観光行事という形で、今790万円、これは今のラベンダーまつりと一緒になった運営という形になっておりますが、近年産業まつりという形の、やはりそういった地元の産品を大い

に売り出そうということ地域でやっております。

上富良野町では農協でのもの等もやっておりますが、もう一層こういった部分でのやはり地元の人たちが、やはり地域の産物を季節になったら売れるというような展開というの、今までもやられてきましたが、さらに充実する必要があるのではないかと、いうふうに考えておりますので、その点改善できる部分がないのか、伺っておきたいというふうに思います。

同時に、地域のお祭りなのですが、上富良野神社にかかわってなのですが、ここに露店商等が今出てきて、出店して実際やってきております。今後、やはりそういった部分に、地元の商店やいろいろな地元のやはり少年団とかいろいろな団体があります。婦人会だとかいろいろな団体、そういったところが出店して、そこでやはり地元のお金をまた落としてもらうというようなお祭りの中身も、これ一方的に言っても相手がいることですから、なかなか簡単にはできない部分もあると思いますが、やはりそういう流れをつくるということも一つあるのではないかと。やはりここへ行けば、子供たちも安心してやはり地元の知った人がたくさんいて、いろいろなものが出店しているということであれば、防犯上からも安全という形もありますので、そういった事業も今やってはどうかと。

美幌なんかでは、この部分の許認可の手続も行政がやって、一万七、八千円で手続は全部やって、あとは地元のいろいろな団体が出店すると。それでテントなんかは行政が手配して、そこで運営しているという形もあります。一定の時間もかかったということありますから、そういう流れも、やはりお金が地元へ落ちる、流れを変えるという点でもいいのではないかなと思いますので、こういった工夫というのも、これから一層上富良野町においては必要ではないかというふうに思いますので、この点あたりもどうかと思います。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 米沢委員の御質問にお答えします。

先ほどの観光協会のものについては、できるだけ支援できる体制があれば、できるものがあれば、そういうぐあいに取り組みたいというふうに思います。

それから産業まつり、こういうものでありますけれども、現在農協において農業まつりを開催されてございまして、私どもも行政も一緒になって今やっているわけでありまして、この農業まつりを、昨年から行われております花と炎の四季彩まつりの中でも合体した中でできればいいということ

で、商工会を通じましてですけれども、呼びかけた経緯はございます。しかし、実現がしなかったというのが現実でございます。そういう中から、ことしにおいても呼びかけはできればしたいなど。一緒にできれば、これも一つの方法かなというふうに考えています。

それから、露店の話が出てましたけれども、神社まつりはちょっと別にいたしまして、花と炎の四季彩まつり、こういった中に合わせまして、商工会におきまして希望をとりながら出店をしていると、そういう現状でございますので、これらについては、これまでと同様変わらず取り進めたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 産業まつり等については、ぜひいろいろと呼びかけていただきたいと思いますので。私後段の方については、いろいろな少年団だとか、いろいろな団体ももしもそういう部分に入れるのであれば入る、あるいは今の神社等のお祭りにおいては、やっぱりそういった部分の改善できるのであれば、露店商を排除して、そういった地域でできるかどうかということもありますが、やはりそういうことも視野に入れる必要あるのではないかと。やはり露店商ということであれば地域から、地方から来ますからお金が当然持っていかれます。それだけかわるやっぱり店の出店の内容等も、地元でやるということでは工夫しなければなりません、そういう工夫というのも、今後一層必要になるのではないかなというふうに思います。もう1回、この点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 米沢委員の御質問にお答えします。

私ひとつここで区切りをさせていただきたいのは、神社まつりについては、答えることをちょっと差し控えていただきますので。

その他については、現状においても手をつなぐ親の会、こういった方々の出店があります。これらについても、当然呼びかけをいたしまして、引き続きしていただくように努めたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうであれば、広くいろいろな団体の方がいますので、もしも神社まつりができないということであれば、そういった方向で検討、呼びかけているのはわかっているのですよ。わかっているけれども、それではその幅広く呼びかけなさいということでは言っているのであって、やはり露店商の問題で言えば、聖域なのかわかりません

が、なかなか言いづらい部分あると思いますが、美幌等では実際地元のいろいろな諸団体が、やはり地元でやっているという、秋まつりだとかという点ではありますのでね、やっぱりそういう事例なんかも参考にしながら、やはり中に地元の人たちを呼び込むというような考えをつくっていかなければ、まずまずそれでなくても地元商店にお客さんの流れが来なくなってきているという事情もありますので、やっぱり多様な形態の中で流れを変えていくというような手法というのも、今必要だというふうに考えておりますので、これ以外にもいろいろ手法はあるのだらうと思いますけれども、これも一つの対案として私はどうかなというふうに考えておりますので、見解を。

委員長（西村昭教君） 神社に関しては、ちょっと行政とまた別なので、そういうことで区分けした。

9番（米沢義英君） 神社まつりということになっているけれども、それは何ほどもできるはず。

委員長（西村昭教君） いやいや、それはわかります。

9番（米沢義英君） 神社と言わなければいいんだよ、おまつりで。

委員長（西村昭教君） どうしても答弁要りますか。

9番（米沢義英君） いや、いいです。

委員長（西村昭教君） わかりました。では次。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 183ページの富良野・美瑛広域推進協議会の負担金ですけれども、ほかのこれらの部分の負担金の見直しが行われて、負担金が少なくなっているのですけれども、この負担金というのは、全く昨年と同額なのですけれども、少し少なくするとかというふうにはならないのでしょうか、お尋ねします。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主査、答弁。

商工観光班主査（藤田敏明君） 村上委員さんの答弁をしたいと思います。

富良野・美瑛広域推進協議会負担につきましては、もう10年来設立されてからたっていると聞いてございます。その中で、何年か前にも負担金が下がっているようでございます。今この協議会については、個々の単体でいわゆる観光活動、PR、宣伝等をするよりも、むしろ広域で観光をPRした方がより効果的で、成果が上がるのではないかなというふうなことで、この分の補助金については、減額しないでこのまま進めていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

12番金子益三君。

12番(金子益三君) 済みません、ちょっと1点確認だったのですけれども、この執行方針の中にもありますし、説明書の中にもある、新たに観光シーズンの6月から8月の間の土日、祝日と町内の観光地を回る周遊バスを走らせるというところの予算化がされているのですけれども、これは予算かからないと理解してよろしいですか。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小沢誠一君) 金子委員の御質問にお答えします。

予算組みについては、観光協会補助という中に含めてございます。その中におきまして、新たな取り組みといたしまして、観光協会が事業の主体となるわけでありまして、目的はあくまでも要するに観光客を1人でも多く誘致して、経済の波及、経済効果を高めていきたいと、この辺はひとつ最大の目的になるかと思っておりますけれども、そういうことで、現在6月から8月までの3カ月間の土曜、日曜日でありますけれども、ひとつ今の考え方では、駅前を発着にいたしまして、観光八景だとか、それからあるいはそういう名所のところをひとつ周遊して歩こうと、そういう計画であります。

委員長(西村昭教君) 12番金子益三君。

12番(金子益三君) それは、そうしたら事業主体は観光協会にすべて一任というか、委託をして、収益性のことも全部そちらの観光協会の方に一任ということなのですか、それとも収益性は無視して、あくまでも観光重視ということなのか、ちょっとその点お願いいたします。

委員長(西村昭教君) 産業振興課長、答弁。

産業振興課長(小沢誠一君) それぞれ計算してはありますが、初年度、ことしスタートさせて、どの程度採算がとれるか、ことになってきますけれども、ことし実施して、その辺を見ながら検討しなければならないと思っています。内容的に採算がとれるのかどうか、そういうひとつ部分ありますけれども、そのほかに観光客を多く誘致できれば、これもまた一つかなと。その部分では、確かに経済的にというか、採算はとれない部分もあるかもしれませんが、ほかの部分で経済効果が高まれば、それはひとつやる意味があるということで考えています。

委員長(西村昭教君) 13番村上和子君。

13番(村上和子君) 185ページの十勝岳温泉地区振興対策費、ここの部分でございまして、今回四つの温泉が連携しまして、冬の観光をどうしようかということで、今富良野・美瑛人になろうとやっていっているのですけれども、上富良野も

やっと上富良野人になろうということで、この四つの温泉が立ち上がりまして、いろいろ冬の観光に取り組んでいらっしゃるようですけれども、よく町長、民間がそういう主体性を持ってくれば、行政としてもということをおっしゃいますが、ここ今旭岳で1万2,000人ぐらい、全国のクロスカントリー大会を、合宿を行われてやっております。これ温泉使ってやっているのですけれども、岩手とか青森とか、全国からも選手が合宿に来ているわけなので、こういったことも、四つの温泉郷が今立ち上がって、冬の観光をどうしようかということで、やっとその気になってやろうとしているところですから、行政もクロスカントリーの大会の合宿、この四つの温泉が手を組みましたら、ワックスルームなんか、どこか温泉のところつくってもらえばできるのでないかと思うのですよね。そうすると、またそういった人方が、温泉のところを四つ利用していただくと、冬の観光としてはあれでしょうし、またそういった方が市街の方に食事をするとか、いろいろな方面でにぎわいができてくるのでないかと思うのですけれども、そういったその行政としても、せっかくこういう今四つの温泉郷が何とかしようということで、この冬の観光立ち上がってやっているわけですから、そういったアドバイスというのでしょうか、指導というのでしょうか、クロスカントリーの大会でも、この山、景色もいいわけですしね、条件としてはあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(西村昭教君) 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹(野崎孝信君) 今の村上委員の御質疑であります、十勝岳地区の四つの民間施設が連携をとってということで、ことしからいろいろやっていただいているわけですが、その中で、スキーのクロスカントリーの合宿の中で、そういった宿泊もという御意見ですが、クロスカントリーにつきましては、旭岳、御存じのとおり十勝岳の温泉と同じぐらい標高の高いところ、そしてあそここのところにおいては、特設のクロスカントリーのコースがございまして、長さも7.5キロぐらいあるということで聞いております。そういった場合、うちの町に置きかえてみますと、そういう条件を満たすということになりますと、十勝岳温泉の中でも限られた場所になるのかなと。そういったことで、町のスキー連盟の方でも、自衛隊の町のクロスカントリーも盛んというようなことがあって、冬の間横断道路が閉鎖されてます。この横断道路を使って、今も自衛隊の方が使われているという話も聞いております。そういった中で、発展的にそういったもう少しスキーの合宿の誘致ですとか、民間温泉業者四つの

宿泊の受け入れ、そういったところ、そういった受け入れ態勢の問題もございますので、そういったことを含めて今後検討して、できるだけ温泉施設、特に冬場は閑散期になりますので、そういったことをいろいろと一緒に考えていきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 一つ、富良野・美瑛などで観光業者、それから旅館業者等がそれぞれ基金を出し合って実施をされたということで、その評価等は富良野新聞でも出ておりました。現実には富良野も、ある喫茶店のところで、ピアノのあれをやったということで、その業者さんが、もうグランドピアノ入れるのに窓枠をも外して、そしてやっと入れた。しかし、現実には聞きに来たお客さんが非常に少なかったというようなことで、何か気の毒だったというようなお話も承っているのですね。現実には、自主的にそれぞれの業者がやるのがいいのですけれども、やっぱりそれらに対する宣伝がまずかったという反省も何かそのグループの皆さん方が言っていましたので、今後やっぱりやる段階で、やはりそういうアドバイスを十分してやっていただきたいなという気がするのですね。

いずれにしても、町民の皆さん方がせっかくアンサンブル聞きに行くという、何か有名な方が来られたということで行ったら、何か寂しかったということでございますので、それはそういうことでお話を申し上げておきたいと思えます。

それから、今関連でクロスカントリーの関係で、たまたま一般質問等の経過の中で、できるだけ旧白銀荘、あれを使わせていただきたい。

それから、今戦車連隊が冬期間あそこで練習をされております。ただ、10月から11月が一番クロスカントリーの合宿やなんかのピークの時期なので、もう12月から1月といたら、それぞれ大会でも皆さん方がそれぞれ行かれますので、それでスキー連盟や体育協会でも、そういうことで何とかあその旧白銀荘を使わせてもらいたい。当然あそこはワックスルームなんかもつくろうと思えばつくれるので、ただ旭岳と比べると、宿泊があち点在としているのですね。そういう点で非常に難しい面もあるけれども、何とかそういうことで行こうという今スキー連盟、体育協会、それから山岳会で運動を今盛り上がってきていますので、とりあえず雪解けてから白銀荘を見て、どういう修理をするかということも含めて、町長との約束では、余り金のかけないようにということなので、自主的に我々の方でやるような段取りはしていきたいと思えますけれども、そういう点で環境庁の関係だとか、営林署の関

係だとかというような関係で、何とかそういう面での支援をお願いしたいということが2点目。

それから、もう1点よろしいですか。観光協会の運営補助の中に、人件費等も入っております。それで、ひとつ町が補助している団体の、例えば商工会の事務局長、それから観光協会の事務局長だとか、それぞれの補助団体の事務局長さんの給与の体系がどうなっているかということで、余りアンバランスがないとは思いますが、そういう関係で、今すぐとは言いませんけれども、何とかそういう資料が提出されるのであれば、お願いしたい。

言うなれば、補助して、それぞれの経験年数とかいろいろあるかと思えますので、それらも含めて、当然吹き上げ温泉の関係等もあろうかと思えます。そういうことで、その点資料出るならばお願いしたい。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 中村委員の御質問にお答えします。

まず、1点目のピアノ演奏会の関係でありますけれども、これらについては、確かにそういう宣伝不足だとか何かいろいろなことあったかもしれませんが、そういうことを開催するというのであれば、当然行政としても、これは宣伝、PRに努めなければならないというふうに考えますので、観光協会も含めて、連携してこういうことをするというのであれば、ひとつ支援はさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の旧白銀荘の活用関係でありますけれども、これ昨年の議会だと思えますけれども、町長においては、解体、取り壊しをするというようなことで回答してございますけれども、当然今回予算には見てませんけれども、解体を、取り壊すことについては何ら変化はないというが、変わっていないということでございます。

もし仮に町長お答えさせてもらいましたのは、維持管理費がいずれにしてもかかってくるということでありまして、そういうことにおいて、活用される団体あるいはところが、そういった費用も全部負担をしていただければ、これはひとつ活用の方法かもしれませんということで考えてございます。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主査。

商工観光班主査（藤田敏明君） 中村委員の1点目の質問にお答えしたいと思います。

富良野・美瑛人になる6日間のお話かと思われませんが、ことし初めて民間団体、実行委員会を設立いたしまして、ことし初めて2月1日から6日にかけて、南は富良野、北は美瑛までの間バス

を走らせながら、パスを発行して観光客を誘致する、そして冬の遊びを十分楽しんでいただくと、そういう企画でございましたけれども、当然これにつきましても、うちも行政としまして側面から応援いたしまして、当然うちの上富良野町の雪まつりにも参画いたしまして、また、PR等もやってきたわけでございますけれども、そのピアノのコンサートにつきましても、なかなか浸透しなかったというのが現実でなかるうかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、資料請求、後で出していただけますか。いいですか。

助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員のいわゆる事務局長等の給与の関係でございますけれども、ちょっと時間いただきたいのですが、たまたま個人情報との関係でございますので、できれば補助大体何割とかという形の中で、大体昔は公表していたのですがけれども、大体昔の感覚でいきますと、ベースとしては大体400万円前後で均衡とれるようにということ取り扱いをさせていただいております。基本的に、それぞれの団体の活動内容がちょっと違います。特に観光協会の場合は、収益事業等やってございまして、その辺の関係の中から、補助率等につきましては若干の変動が、差があるというような状況になっておりますので、そういうことで御理解いただければと思います。

こちらから、その団体の給与を公表するということは、一たんお断りを申し上げて、了解をいただいてやらなければいけないということになってございますので、その点で御理解賜っておきたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 体験観光の問題についてお伺いいたします。

近年、体験という形でいろいろな農業体験やものをつくる、あるいは史跡を体験するという形で多様な組み合わせがあります。上富良野町においても、こういう流れをやはりより早く察知、やっぱりつかんで、そういう流れの方向に組み込むということが必要ではないかなというふうに思います。

いろいろな学生さんたちが農業体験してくるだとかという情報もありますし、そういう意味で具体的な一歩を、やはりどういうふうにするのかというような組み立てをしなければならぬのではないかなというふうに思います。ただ観光といっても漠然と、今は汗を流しているいろいろなものをそこで習得して、やっぱり地域の人たちと触れ合うということが

今叫ばれておりますので、こういった方向性はぜひ検討してほしいと思いますが、この点。

それと、先ほどの白銀荘の問題なのですが、解体とって一向に解体はされないでいるのですが、今の話ですと、全面的に、解体するまでなのかわかりませんが、そういう使用する団体があれば、そこを使用しているよというような課長の担当の話ですけども、そういうことでよしいのかどうなのか。壊すと言っておきながら、それを活用をまたするというので、どちらがどうなっているのかということをお伺いします。

委員長（西村昭教君） 商工観光班主幹、答弁。

商工観光班主幹（野崎孝信君） 1点目の米沢委員の体験観光の部分ですが、当然今の体験観光が主体となって、ただ見るだけの観光ということでは、人はもう来ません。そのようなことで、町のそれぞれの個人の方、民間施設のそれぞれの観光施設においては、当然体験観光ということを取り入れてやってきています。

また、新しく土の館、北海道遺産に指定されたこともあります。昨年からは修学旅行の受け入れもさされまして、実際にトラクターに乗って農業への理解を深めるといっても、実はことしもやられる予定ということで聞いておりますので、そういった分含めて連携をとりながら、そちらの方にも力を入れていきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 米沢委員の御質問にお答えします。

原則、解体、取り壊しということでありまして。仮に使えるとしたら、その期間ということ考えてございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、第7款の質疑をこれで終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

次に、第8款の188ページから第9款217ページまでの質疑に入ります。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 209ページ、島津公園管理費のことでちょっとお伺いします。

この島津公園の古いトイレが、去年の15年の決算委員会のとき助役答弁の中で、古いトイレは解体すると、これ建設課長も御存じだと思います。これがこの中の予算に入っているのかどうかお聞きしたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 小野委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

島津公園の二つくみ取りのございまして、そのうちの一番奥にあります1個を今回取り壊すということで計上させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 211ページの日の出公園管理で、日の出公園委託しているのだと思うのだけれども、夏は真っ暗なのです。冬は電気がこうこうと、人の通れないところ電気こうこうとついている。五つぐらいついているのですかね、こうこうとついている。だれも散歩してないです。何もいんだから。こういうふうなところ、やっぱりきちっと管理して、夏はやっぱり明るくした方がいいと思いますよ。その辺のところ、確認しておりますか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今外灯が冬、閑散期であるのかかわらず、こうこうとついているということで、これにつきましては、ちょっと確認不確かなどということもありますので、今後よく検査、点検させていただきまして、そのような利用のないところにつきましては外灯につきまして、検証させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 日の出公園に至る道路の話になってしまっただけなのですから、ぱつぱつとにかく明るいのですよ。あれ一つ置きぐらいに、中富良野あたりは、町の中スズラン灯半分消して半分つけてというぐあいにやっているのですよね。あれ一つ置きにというような感じ、見ればわかると思いますから、その辺もちょっと考えていただきたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 道路河川班主幹。

道路河川班主幹（松本隆二君） 今の質問に答えます。

東2丁目の照明は、片側12時半で一応消えるようにはセットしております。ですから、12時半から朝までは、片側は消しております。今そういう状況です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 193ページの除排雪経費ですけれども、今年度2.5回から1.5回、1回ぐらい減らすのだという計画ですけれども、これはどうしても行政でやってくれるのが当たり前という体質が残っていますのでね、これは町民の苦情が出

ないように、労力で協力してもらおうということをしつかり啓蒙させていただきたいと思います。恐らくこれ、昔ほど除雪の状態を見てましても、いろいろされているかと思うのですけれども、そこら辺どうでしょうかね。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 13番村上委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

この除排雪につきましては、従来2回とか、降雪量によっても違いますけれども、その辺で排雪しておりますけれども、最近特にとみに町道への排雪、これは町道の所管としての排雪はいいのですけれども、個人的に今雪の除雪機が性能もよくなりました、あと農家の方々からのトラクター等も借り上げされているということで、かなり機動力が増しております、そのせいか、かなりの町道に排雪をされているというのが実態でありまして、これは我々といいたしましても、かなりのそこに時間と労力を要しているということから、そういうことのないように、冬期前に広報などでも呼びかけていきたい。そのようなことで、排雪経費も軽減をさせていただきたい、そういうふう考えております。

この予算の中におきましても、経費の節減ということもありまして、事実回数につきましては、1回ぐらいは減じたような形になっておりますけれども、特に交差点等危険を伴うところにつきましては、以前にも増してきちっと対応を図っていきたいというふう考えております。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そういう方もおられるのかもしれないけれども、そういう機械持っていない人も多いのですよね。やはりこの削減ということであれば、これは本当に補正組めばいいということになるのでしょうかけれども、補正組むのだったら、最初からやっぱり2回、現行どおりの予算をやっぱり組んでおいた方がいいのではないかと思います、その点についてお伺ひいたします。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

自然が相手でありますけれども、回数が1.5回とかどのぐらいという、回数にいたしますとそうありますけれども、量が問題でありまして、手法など、それなりに創意工夫を重ねながら、日常生活の安全を優先に考えた排雪、除雪などをやっていきたいというふう考えております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 一生懸命やられているとい

うことはわかりますし、そういう意味では、この生活道路ですから、やはり現行のせめてやっぱり2回体制という形で予算を計上すべきだというふうに思っていますので、この点は確かに経費の節減という形の中で出てきた問題だとは思いますが、やっぱりこの北海道という事情もありまして、こういったところについては、予算をきっちり確保するということが必要ではないかと思っておりますので、この点町長はどのようにお考えでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

除排雪の関係、それなりの予算措置をとということでございますけれども、総体といたしまして、町として財政の厳しさという点もございます。そういう点で、町の財政のPRということでは、ちょっと語弊があるかと思っておりますけれども、そういう中で除排雪の方もこういうような措置をしているということで、町民の御理解をいただく中で、この厳しい中を町民ともどもという中で予算措置をさせていただいているところでございます。

今、課長が申し上げましたとおり、交差点だとかそういう点の支障のないような形で、できるだけその辺のところを交通の円滑化を図るような中で対応していこうというようなことで、内部でもそういう対応で行こうという考えでございますので、その点酌み取っていただきまして、御協力をいただきたいなと思っております。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） ちょっと関連になるのだと思うのですが、除雪、排雪というのはうちの町進んでいる方だと、私は実は思っております。よそに行くとまだまだひどいところたくさんありますけれども、ただ、減らすのはやむなしとしても、最低限歩道だけはきっちりはいしてほしいのですわ。それはもう一緒くたにしてしまって、歩道もはかないとなると、みんなどうしても車道に出てしまうという問題が出てくるので、最低限の歩道の除雪というのは徹底していただきたいなと。特に学校付近だとか、そういうところというのは非常に子供さんが出てきて危ないなというふうな、何回か私も見ておりますので、その辺を考慮していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 10番仲島委員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

歩道の除雪につきましては、これは児童の通学の安全確保等、また日常生活等もありますので、これにつきましてはきちんと対応してまいりたい、そ

のように考えております。

委員長（西村昭教君） ほかに。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 同じ関連でございますけれども、今回の除排雪経費の予算計上をちょっと分析しますと、総体的に800万円ぐらいが減額という、前年度予算対比で、その中で見ていくと、一応町道の除雪ということは、前年と同じように大体3,400万円のペースでいっております。15年度は3,200万円、14年度は3,200万円です。ですから、ただここで一番金額的に減っているのは、除雪費の重機等の借上げということで、昨年1,786万8,000円の予算で、今回1,014万2,000円ということで、これはひとつ16年度、除雪のグレーダーを2,764万円ぐらいで買った部分のことなのかなということで、まずこの700万円近く除雪用重機等の借上げが減額になっていた理由を1点お尋ねをして、それからまた続けたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

除雪用の重機の借上げのところが大きく金額落ちている。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、排雪の回数で車等の減額につながったものでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） そうすると、排雪回数を2.5回から1.5回というのは、あくまで排雪ということととらえておいて、除雪は従来どおり実施をされるということで考えておいてよろしいのですね。はい、わかりました。

それからもう一つ、先ほど申し上げた交差点だとかいろいろな角地の関係、言うなれば見通しが悪いということもあるので、そういうところある面で重点的にやっていただかなければ困るということでございますので、その点のお願いと、それからもう一つは、いずれにしても地域である面でこういう排雪の関係が減った、そのために何のために減ったということも含めて、地域でそういう問題がある程度一つの共通認識で排雪に対する見方といいますか、言うなれば余り町道へ出さないというような方法のできれば単なる広報でなくて、町内会長やなんかのお集まりをいただいて、十分理解をいただくという方法をしていかないと、両面でしていかないとだめではないかと思っておりますので、その点いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 中村委員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど私申し上げました、広報等での啓蒙とかという話もありましたけれども、これにつきましては、住民会長さんなり、そこそこの町内会長さんですか、そういうところにおきましても、場所が大体集中してというか、毎年同じような場所に、同じような利用の排雪をされているということで、その辺は個別にもお願いをしたい、そのように思っております。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君）きのうもトイレのこと言ったら、神社のトイレだけですよということで、これ見たら、委託料、児童公園環境整備ということで、これトイレも入っているのではないかと思うのですよね、児童公園の。それで、トイレやっぱり毎日清掃していただきたい。やらないのならやらないで、住民会へ任せてほしいのですよ。もしくは町内会で。やりますから、ラジオ体操も子供らと一緒にやろうかなということやれますし、こうやって見ると委託料も、これ委託料も必要なのでしょう、向こうはね。その辺の兼ね合いかなと思うですけども、やるのならやっぱり、トイレはやっぱり毎日やっていただかないと、その辺のところ管理よろしくお願ひしたいと思うのですけれども。

委員長（西村昭教君）建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君）4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほどの児童公園のトイレを毎日きれいにする、そのことは大事なことでありますので、毎日きれいにさわやかな感じに持っていくように指導してまいりたいと考えております。

委員長（西村昭教君）他にございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君）213ページ、町営住宅管理費のここでちょっとお伺いしますが、これ町営住宅入居者選考委員会というのがあられるのですよ。一応これに載っておりますね。これで1軒1軒空いたときに、選考委員会を開いてやっているのか、この点をお伺いして1点。

これページ数。

委員長（西村昭教君）一問一答ですから。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君）5番小野委員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

町営住宅の入居選考委員のことでございますけれども、人数は4人でございまして、今回入居を選考するという議題もありませんので、今回16年につきましては、開催する予定はございません。

委員長（西村昭教君）5番小野忠君。

5番（小野忠君）215ページ、これは家賃滞

納者少数訴訟、これが一応予算30万円とられておりますが、前回からこの家賃については、随分御議論があったと思ひます。それで、ここで細かくはもう聞きませんけれども、何とか家賃の収納率を上げていただきたい、その辺はどのようにお考えになっているのか、それだけお聞かせください。

委員長（西村昭教君）建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君）小野委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

家賃滞納者の少額訴訟のところでございます。それともう一つ、滞納額の徴収に努めるということでございます。これは訴訟も視野の中に入れて中で、それと連帯保証人の関係もありますので、その辺と合わせまして、徴収率の向上に最大限度力してまいりたい、そのように考えております。

委員長（西村昭教君）13番村上和子君。

13番（村上和子君）213ページの町営住宅管理費のところの町営住宅管理人9人の手当てですが、18万4,000円、金額的にはそう高い金額ではないかもしれませんが、高い安いではないと思うのですね。それで、全く昨年と同じ18万4,000円ということになっております。

昨日もクリーン推進員の方の役割なんかが出ておりましたけれども、この管理人としてしっかりやっていたらいい方と、そうでない人もいらっしゃるのかなということで、例えば私公営住宅の方のところに行きますと、ガラスが割れたのだと。そうすると、私住宅管理人の方に申し出てくださいということで言いましたら、いやその住宅管理人の方がどういう方なのか、どなたなのかかわからないと、それで役場へ電話したのだと、こういうような話もありまして、今度公営住宅の家賃の収入の補助が一般財源化されるので、町営住宅の管理人を置く制度なんかも、今度どうなのでしょうかとと思ひまして、例えば条例改正しまして、こういった方が家賃を滞納されている方の家賃をいただいたりするようなこと、そんなふうなことにはならないのでしょうか。この町営住宅管理人の条例にいろいろたってはありますけれども、少し見直しをしてはどうか考えるのですけれども。

それと、手当てが昨年と全く同じで、いろいろところで見直しされているのですね。手当なんか下がったりなんかしているのですけれども、ここは全く同じだということと、この管理人さんの今置いてあります方の仕事というのでしょうか、何か少しこれ制度を考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君）4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君）今のところ、管理人という

の、これ大体2万円ぐらいですけども、町内会長、町の中は2万円ぐらいですよ、大体ね。1万5,000円から2万5,000円の間ぐらいかな。大体2万円ぐらいなのです。そして、町内会長は、その町から委託受けている。私もこれ見て、たしか町内会長そういうの知らないと思うのです、こういうことは。町の金が来ているのですよというの知らないと思うのです。そして、だれがやっているのかというの、今おっしゃったように、やっぱりわからないものがある。そしてやっているのが案外、失礼だけれども、役場の職員にずっとお願いしているというような、そういうようなものもあるということですね。だから、やはりちょっと1回見直したら、おっしゃったように見直しが必要でないかというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹（菊地昭男君） ただいま村上委員さんがおっしゃいました質疑の件でございますが、公営住宅の管理人の手当についてでございますけれども、現在9団地ございまして、宮町団地、東中、緑町、富町、東町、泉町北団地、泉町南、扇町団地、西町と9カ所ございます。そして、管理人の方に管理人手当といたしまして、均等割で1団地当たり6,000円と、あと戸数割りということで、昨年と同額の18万4,000円の予算となっております。

それと、管理人の仕事としましては、団地内の環境整備、あと除雪等の指導に関する団地内の円満なる運営等の指導、それと共用経費等ございまして、これの取りまとめ等を管理人に委託、やっていたところでございます。

それともう1点ありました、管理人の方に家賃の徴収をとということでございますが、これについては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） その町営住宅管理人の方が9名いらして、18万4,000円払われているということはわかっているのですが、その手当がなぜ昨年と同じような予算になっているのかということで申し上げたのでして、それと、その町営住宅管理人のお仕事も条例を見ましてわかっております。その周辺の草刈りだとか、環境整備だとかいろいろ役割がうたってあります。ところが、そこに入らっしゃる人が、どういう人が町営住宅管理人になっていらっしゃるのかもわからなくて、だからしっかり管理人としての役割が果たされていないので、そういったところをしっかりと役割が果たされるように取り組むべきではないかということをお願いして

ているのですが、いかがか。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 関連でお願いします。

この管理人がおりますけれども、先ほど管理人の仕事の内容について聞きましたけれども、実際は管理人が清掃とかそういうものやなくて、実際は高齢者事業団に委託して清掃してもらっているのが実情でないかと思うのです。それと、やっぱり手当を払って、それで高齢者事業団にまたお金を支払ってと、二重な経費を使っていることになるのではないかと思います、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹（菊地昭男君） 1点目の村上委員の御質問でございますけれども、管理人の手当の件でございますが、見直し等を考えておりましたが、年間経費にしまして均等割で6,000円、これについては、本来であれば、若干単価的には上がってくるのかと思いますけれども、従前ずっとこの金額で来てますので、管理人も変わってきてますので、それで従前どおりお願いしているというのが実態でございます。

それと、先ほど吉武委員さんがおっしゃいました、高齢者事業団と管理人に二重経費ではないかという話でございましたけれども、これにつきましては、団地内の草刈りについては高齢者事業団でございます。管理人に清掃等は、費用的には入ってございません。以上です。（発言する者あり）

失礼いたしました。入居者が管理人の名前をわからない、一部の人はそう考えているのかもしれませんが、入居時点で管理人はだれだれですという話はしてございます。

管理人の変更時点についても、一応管理人でありますという看板をかけて、うちの方から管理人がかわりましたという通知をすることになっております。管理人の変更については、周知してございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 条例の64条では、町営住宅の管理人の取り決めがきちっと載っているのですよね。町営住宅の環境美化にきちっと整えるための職務あるいは、公営住宅が壊れて修繕すべき箇所等の報告、入居者との連絡事務を行うなど、やはりこういう仕事がきちりやられているかどうかということだと思っておりますよ。これは町長が、その職員のうちから任命したりだとかという形になってますので、こういう事項がきちりやられていれば、何ら問題ないと。たまたま入った方でも知らないとい

う方、大勢の中ですからいるかもしれません。そういう意味では、きちっと知らなければ周知するなど、そういう具体的な手だてをやっぱりとるということが必要だと思いますので、やはり管理されている管理人のどこなのかということがわからなければ、やっぱり住宅の故障、あるいは修繕がしたくてもわからないということ、直接役場にかければ受け付けてはくれますから、そういうことも含めて、きちっとやられているかどうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

公住の管理条例の中での管理人の責務というか、職務というか、その辺につきましても、今後各責任者にきちっと周知徹底をして、そしてまた団地ごとに、こここの管理人はこの人ですよ、こういうような職務の内容も、こういうようなことがあったら、こういうふうにするということを再度書面をもって周知徹底を図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 210ページの見晴台の公園整備の問題についてお伺いいたします。

ことしから、この地域の整備が始まるようになっております。町はこの部分において、いわゆる地元の産品が置けるような、まあそういった出店できるような、その環境整備も進めたいということをおっしゃいます。一方で、お金がないということで、維持管理費等の削減も行われるという形になっております。見晴台等におけるいわゆる地元の産品が展示できるような整備という点で、果たしてここがいいのかどうかという点でも、疑問持っているものであります。そういう意味では、やはりこういったものがどの場所がいいのかという点で、やっぱり住民にもやはり公表して、その場所等の選定に当たっても、どの位置がいいのかということもよく聞く必要があるのではないかと感じています。

やはり住民にしてみれば、通過型という形で、そこへ出店した方については、何らかの恩恵があるけれども、町の中には人が入ってこないという形になる可能性も当然起こり得るわけです。どこで線引きするか、どこで妥協するかという問題もありますが、こういった問題も含めて、この見晴台の整備のあり方というものについての、もう一度再構築する必要があるのではないかなというふうに考えますので、この点についてお伺いをします。（「関連」と

呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 見晴台について、関連で質問させていただきますが、諸般の情勢を見きわめますと、こういう新しい事業に取り組むに当たっては、何か町民に、ああそうかと、うんそれなら大いに期待をしたいものだというふうには、本来胸に響いてくるものがある、そういうものが、それが新しい事業の取り組みではないかというふうには私は感じているわけです。

残念ながら、今回のこの見晴台公園の計画につきましては、私の胸にはそういうふうには伝わってきません。いろいろ事業計画の概要等も見させていただいておりますけれども、目的の中にも地域情報の発信や地場産品のPR、あるいはさまざまな活動を展開して、地元経済の波及を図るといったようなことが事業目的にもなっております。しかし私の見る限りでは、計画平面図等を見ましても、そういうような地場産品PRの活動、あるいは地元経済への波及をここから発信するような、そういうようなスペースもないように私は判断しますし、ロケーション的にも、私も何度もあそこを通りますから、そんな町を一望できるという立地でもございません。確かに山は見えますけれども。

それと、今これだけの1億円の投資をするに見合うだけの、少なくとも何年後にはこういうことを確認して、さまざまな具体的な計画を立てて、それによって波及効果が町の経済に及ぶというような姿も、私にはほとんど見えてきておりませんし、どうも私は今この事業に取り組む必然性は、どうも感じることができないと。

さらに、もしこのロケーションが、町長が言われているように、町としては重要な位置づけの地域になるのだとしたら、私としては、ではこの計画を立案する、企画する中で、例えば町長よくおっしゃいますけれども、これからは民間の力によって活性化を図っていくというようなことを申しますが、例えば今回のこういう大きな事業に取り組むに当たって、例えば観光協会の皆さん方あるいは商工会の皆さん方を交えて、こういう計画を立てた経過があるのかどうか、そこら辺も私もわかりませんし、本当にそういう将来を十分見据えて、さらに具体的に経済の波及効果が、こういう形であらわれてくるだろうというシミュレーションがあればお聞かせいただきたい。

また、なければ、取り組む価値もありませんので、あると思いますので、お聞かせいただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 今お二方の御質問に、私の方から前段、事業に至る経過若干もう何回か説明してありますが、あえて説明を加えさせていただきたいと思いますが、御案内のとおり、あそこは現在国におきまして、あの場所にトレイを置き、トイレとあわせて国道の駐車帯を設けたところでありまして、大いに利用の用に供しているというふうには思っているところではありますが、その後、特にこの237については、シーニックバイウェイのモデルルートとして非常に高い評価を得ながら、そういう位置づけされているところがございます。

先般も、富良野大雪ルートということで、正式なルート名称もついたところでありまして、沿道の各種の団体を通じまして、その気運を高めるような実態にあるところがございます。そのような国の動きの中で、特にあその場所については、トイレがあることと、駐車帯が若干利用の提供には十分でないということもありまして、簡易的な駐車場の設置ということが国からお話がありまして、その事業化が、この16年度に国の予算の中で進められているところでもあります。

それにあわせて、地権者との問題もありまして、町にお話がありまして、町におきましても、その隣接する土地に並行しまして、公園等の整備をしましょうということで取り進んだ経緯がございますので、そういう経過の中で、今米沢委員の方から、あの場所もいかがなものかということで、場所の選定も含めましての発言ありましたが、前段そういうことが経過の中にあることを、ぜひこの機会に再確認をお願いしたいと思いますし、あとはこの上富良野町におきましても、大きく観光行政に寄与、取り組む姿勢を町としても出さなければならないというようなこともありまして、先ほど来申し上げてますように、この地を利用した経済効果の起点となるべく諸計画を立ててございますので、経過につきましては、そういう経過があるということをお前段私の方から申し上げておきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

あと、なお経済効果、それから住民との交わりの中で、いろいろな意見をどう吸収するかについては、それぞれまた担当の方から御説明申し上げますので、その点ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査、答弁。

都市建築班主査（辻剛君） 今お二方の委員の御質問にお答えしたいと思います。まず経済効果という部分ですけれども、これにつきましては、整備後あるいは整備の前から、その公園の運営方法について、当然創意工夫したような考え方に立って、

整備後の運営をまず考えていかなければならないものというふうには思っております。

具体的な経済行為というものが、どれほどその町にあるのかという部分については、数値的に示すことは、今の段階では難しいというふうには思っておりますが、その根拠となっている部分でございますけれども、国においては、今回の島津駐車場、あその島津駐車場の整備においては、交通量センサスという調査を行っておりまして、その数値を使用し、その整備の規模でありますとか、そういうことが基本になっている数値がございます。これによりますと、島津駐車場の近傍にも調査地点がありまして、1日当たりの通行量、その数値につきましては、平日で8,980台、休日で1万1,795台と。これは調査時期が全国的に決まっております、9月下旬から10月上旬ということで、うちの町的にも、時期的に見ても観光のピークを越えた時期であります。夏場については、さらに多いものと推測できるわけですが、現在既存の駐車場というのは、皆さんあそこを通ったときに感じられると思っておりますが、大型トラックの利用が大変目立っております。ただ、今回国で予定してまず整備では、普通乗用車の駐車スペースというものが明確に区分される。

また、先ほど企画財政課長の方からもありましたが、シーニックバイウェイ事業、これが平成17年度から本格的に行われるということで、この事業との連携によって、あその場所の利用というものが大幅にふえるものと見込んでおります。このこと自体が地元経済への波及に大きな可能性をもたらすのではないかと考えています。

それで、あその場所を、先ほども言いましたように、創意工夫が必要なのですけれども、駐車場を利用される方々に、上富良野の地域資源であります十勝岳の景観ですとか、その提供でありますとか、あと公園内に時間を消費する場としての工夫を施した上で、地域のPR、地域情報の発信、これらの活動を積極的、丁寧に行って、観光を初めとして農業、商業、そういう地元産業への波及にぜひつけていきたいと思っておりますか、いかなければならないというふうには考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 御質問の中に、住民とのコンセンサスということでありまして、これにつきましては、ことしの予算の中に計上させていただいております実施設計、この中におきまして、町内の公益法人も含めまして、商工会、観光協会等今後実施設計の中で十分協議、検討させていただきます。

と、そのように考えております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 何か伝わってきませんか。要するに、これだけの事業を新たに組み込むわけですから、当然整備が実施がなされた後はと、また維持費も発生してくるわけですし、今説明ありました将来に向かっての構想も、例えば、いや実はそうは思っていたけれども、厳しい財政情勢の中で、例えば農産物のPRをする、建家も計画はしてみたけれども、今はちょっと無理だとか、さらにここ多機能化、機能を多く持たせることが望ましいと考えても、これもまた金がなくて、将来はそういうふうに臨みたいのだとかというような、私今のこの計画書を見る限りについては、ここから何も伝わってこない。ですから、そこまでもしそういう町の経済に、あるいは観光に寄与する自信というか、そういう見通しが立つのであれば、そういう地場経済への波及も、この先にこういうメニューも考えていると。それで、それらを一体的に形になった暁には、必ず町の経済にいい影響を与えると、そこまでやはりきちっと教えていただかなければ、何かこう理想を掲げられただけでは、伝わってくるものが非常にないのですよ。課長が今お答えになっておりましたが、民間とのそのコンセンサスの問題にいたしましても、スタートしてから相談するということになりそうですよ、それでは。私も計画、これだけの1億円もかける事業に、事前にそういう一番上富良野の観光を担っていく観光協会だとか、あるいはサポートしていく商工会だとかという方と、このまず場所がいいか悪いかも含めて、私は当然そういう協議が、町の将来を左右することですから、あってしかりでないかな。役場サイドだけで、たまたまその開発の事業がここに位置づけされたから、何かそれに引きずられて、この場所になったような印象を持たざるを得ないのですが、もう一度お答えいただきたい。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 米沢義英君。

9番（米沢義英君） この間の質問の中でも、いわゆる産直、直売所の設営についても、この事業が防衛庁の補助事業で行うということで、それですぐそういう計画が出せない。整備し終わった後に2カ年で整備するという話ですから、その後はどうなるのかということでは、おぼろげな話で終始して終わるという状況になってきています。今これだけいろいろ予算の中で削減が行われて、本当にそれぞれ住民の切実なものまで削減されるという状況の中で、こういう必要性というのは、長年の懸案事項でもありますから、必要な部分は一定理解もできますが、しかしこれだけの予算が削られる中で、そう

いった説明もきちっとされないままで見切り発車という形、ただこの道の予算が、国の予算がつくからという形の中で、防衛庁の補助がついたから、町の持ち出しも少ないというだけでは、当然納得できる話ではありませんので、やはり真剣にこれやる以上、管理運営についても、やはり町がやるのか、公がやるのか、民がやるのかということでは、民がやりたいと話があったり、本当にはっきりしない部分がたくさんあるわけですよ。そういった部分のやっばり再点検、見直しというところは、まだ必要ではないかというふうに思いますので、この点についても伺っておきたい。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山委員、9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

もう何度もお答えさせていただいておりますが、ここににつきましては、先ほど来担当の方からお答えさせていただいておりますように、今回のシーニックバイウェイの指定を受けたこの237花人街道を中心とした中で、良好な景観を見る視点場づくりというような部分から、選定された中でたまたま国の方は、道路を管理しております旭川開発建設部の方は、あの地点を見きわめて、そしてあそこにありますトイレ並びに駐車帯の拡幅をしていただいて、駐車場整備をしていただけるということで、その事業を推進していただけるということになったわけですが、そういう方向の情報をお聞きした中で、すべての用地を開発建設部が対応するのではなくて、必要な部分ということで、残された部分につきましては、町といたしましては、あの地域というのは、非常に景観からしても、あらゆる面において重要な拠点であります。

さきの一般質問等々でもお答えさせていただきましたように、町の玄関が駅であると同時に、近代の自動車社会、車社会におきましては、車社会の入り口玄関というものをどのようにつくっていくか、それから先ほど担当から説明しましたように、多くの車両の通過と、あるあの地点に開発建設部が駐車場をつくって、景観を見る視点場づくりをしていただく。そこに集まる人たちの対応をただ見てさよならではなくて、次の段階として、町は防衛施設庁の補助をいただいて、基本的には1,200万円ほどの一般財源、町の財源を繰り出すことによって、あの地域の大きな、今旭川開発建設部がどれぐらいの予算規模で整備していただけるかは承知いたしておりますけれども、先ほど来お話しありますように、一億数千万円の事業を町の単費で対応でき得ると、そしてそこに多くの観光客の方々がおいでいただけるような、そしてすばらしい景観を見る視点場づく

りができ上がる。そこに集まる人たちを、これから町としてはどうするか。

今の図面におきましては、あそこに建物等々の建設を考えてはおりません。前にもお答え申し上げましたように、景観条例等々の関係もございますし、また、加えて今町が進めようとしております景観条例に基づく基本計画の中においても、そういうような景観を阻害するような大きな建物をあそこに建設する予定には、全く考えておりません。今の整備を図った中で、簡易的な景観を阻害しないような形の中で、そこに集まる人たちに、我が町の観光のPR、あるいは地場産品のPR等々をいかに対応していくか、そこらあたりの対応は、基本的には観光協会さんが請け負っていただければなというふうな考え方を持っておりますけれども、そういったことを含み置きながら、先ほど担当の方から御説明申し上げましたように、これから早急にあれが完成した場合、どのような対応を図って、どのようなものをして現場づくりを整備をしていったらいいかというふうなことをこれから煮詰めていきたい。まずは、視点場づくりとしての景観の良好な場所として、国が整備していただけたところに、町として1,200万円ぐらいの多額の財源ということですが、確かに1,200万円というのは多額な財源ですが、そのことを、その対応することによって、何億という仕事を国にさせていただける。そしてあそこの整備をしていただけた。そして、次の段階として、あそこで我が町の観光のPRあるいは地場産品のPR等々の対応を図りながら、先ほど申し上げたように、車社会におきますあの我が町への玄関口として、道道留辺薬線を利用した形の中で、町の中にいかにそこにとどまっていた方がいい方を入れていただけるようなことをしていくか、これはこれから行政と民間の方々と力をあわせて、その対応を図っていくことによって、地域の振興に、また中心市街地との連携の中で、その対応を進めていきたいというふうに思っているところであります。基本的には大きな事業でございます。ただ、委員がおっしゃるように、それだけの1億円からの金あるなら、別なところに持って行って使えばいいじゃないか。しかし、ここにこれをするから補助金がつくのであって、別なところへ持って行って、それがまた同じように補助金がつくという確定ではございませんので、ここにつく補助金、一般財源の1,200万円というものが、非常に厳しい1,200万円相当、基本的には537万2,000円という予算であります。これは50%は特交で見ただけだと、50%は単費で見なければならぬ。それらの分見て

も、一千二、三百万円の部分は、一般財源で出さなければいけない。しかし大きな事業をしていただいて、それをこれから行政と民間の人たちとの力をあわせて、そこに集まる人たちをいかににぎわい地域、中心市街地の方に町の車や社会における町の車の玄関口として、どう整備していくかということは、これからハード面の整備を国にさせていただいて、ソフト面の対応を十二分に体制整備をしていく。そして、そのことによって日の出公園への流入をどうするか、十勝岳温泉地域への入り込みもどうするか。さきにも御質問ありましたあの地域周辺にあります観音さんだとか、あるいは今北海道の遺産として指定を受けた土の館との連携をどうしていくか、そういうふうな部分を、それを拠点として、今後知恵を出していかなければならないなというふうに、これから大きな理想と方向に向かって花開いていけるものというふうに私は認識、理解をいたしておりますし、そういう期待を持って、あそこの整備に取り進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたい。

あの場所をみんなで決めていかないと、確かにそのとおりであります。これは長い年月、道路管理者である旭川開発建設部が、この地域、十勝岳連山を含めた景観の中で、あの場所が一番いい場所だという選定をしていただいた。

この話を進めたときに、隣の町長さんやらなんかが、十勝岳の景観は我が町から見る景観が一番いいのだと、なぜあそこにつくるのだと、我々の町にどうしてつくってくれないのだという上川南部地区の協議会の中で発言をした首長さんがいらっしましたけれども、そういうような中で選んでいただいた。そして、我が町も確かに財政的に厳しいが、1,300万円か1,200万円相当の、17年度単費では540万円ほどの単費を捻出しなければいけない。これから先、また780万円ほどの借金を町が払っていかねばならないということにはなりませんけれども、そのことによって、あれだけのところに大きな駐車場を国がつくっていただき、そして町が整備しようとするところも防衛予算で対応していただけるということでありますし、加えてこれからあそこには、私といたしましては、大きな建物を建てるのではなくて、小さなプレハブ的な景観を阻害しないような、何らかの対応を図りながら、先ほど来申し上げているような部分をどう対処するか、ソフト面の対応をどうするか、これをこれから先ほど担当からお話しありましたように、住民の皆さんや多くの組織の皆さん方と協議して、大きなその成果を、あの開発がよかったと言える成果を上げるように努めていきたいと思っています。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町長は簡単に言われますけれども、本来こういうものができた時点で、そういう計画を詳細に示していただかなければ、やっぱりならない部分があるのではないかと。この委員会のときも、そういうことを言いました。

私そういうものがはっきりしない中で、ただそういう経済的な効果という点で、確かに地元の経済的な波及ということで考える点ではいいと思いますが、やはり根本となる、やはりソフト面での町長の言葉かりれば、ソフト面でのどういう経済的な効果があるのかということも含めて、やはりどういつながりを観光に求めるのかということも含めて、そういう計画が一切ない、ただこういうことをやりますよと、将来的にはおぼろげでこういうことをやりすよというだけの話だからあの問題なのです。やはりそういうことがきちと早く、早急に提示して町民に問いかけるような、そういういつまでできるのですか。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） それも、今同僚委員がお尋ねしたことも、全く再確認させていただきたい項目です。

それと、町長以下委員の皆さんも、全道かなり広く行動される機会があるかと思えますけれども、本当に真剣に考えたらですよ、この駐車場ができて、少し展望台ができて、それでその上富良野の町へ観光客が足を踏み入れてくれる期待は、もう全道、全国さまざま方法でその観光客の誘致の事業展開している中で、もう破綻していつているところいっぱいあるわけですよ。まだまだもうすばらしい投資をして、すばらしい仕掛けをしていてですら、その事業の成果が十分に出せてないところがいっぱいあるわけですよ。それで上富良野だけここに駐車場ができて、ちょっと見晴らしがよかったら、私はそんな簡単にその入り込み客がふえてくるなんていう期待は、私としては到底持てるような状況ではないのですが、何回も同じようなお尋ねになりますけれども、これも含めてお答えいただきたい。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 町長にあれですけども、これ開発と防衛事業、それからシーニックパイクウェイ事業、これに乗っていけないようなだったら、何考えているのだということになりますよ。やめることですよ、結局。これに乗り切らなかつたら、もうやめようということですよ。ということになるのですよ。ところが、けさの新聞を見ると、富良野は。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 2時59分 休憩

午後 3時20分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

いつごろそのような打ち合わせをするのかということでございます。これにつきましては、関係すると思われる商工会、観光協会、またはNPO等諸団体との打ち合わせということで、今後国土交通省の事業の進捗状況を見ながら、連携をとり打ち合わせをさせていただきたい、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 向山委員の御質問に私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、他のいろいろな事例が今述べられたところでありますが、本町におきましては、先ほど来言っているように、当町あるいは地域の特性を十分生かした中で取り進める。その内容については、町長が申し上げたとおりでありますし、私ども町としましても、他の例いろいろと拝見させていただいてますが、成功事例、失敗例等もありますが、私どもの地域の特性を十分生かした中で、後戻りのないように一步一步着実に進めていきたいと思っておりますし、そのことが最終的に地域の中の消費の拡大、あるいは雇用のそういう場につながればという期待を込めて、ただいま申し上げましたようなことで取り進めをしてまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） この点については、最後にしたいと思いますので。

やはりこういう、これだけのものをもう建設するというのであれば、この後できない事業だというふうに思います。やはり中心は、町をどれだけやっぱりPRできるかという拠点づくりということで、私は押さえたいというふうに思っています。

それである以上、冬、夏の運用方法の問題、あるいはこのほかのやっぱり名称等も町民からも一般公募しながら、やはり町のこの一つのシンボリックな位置づけという形の中でのやっぱり押さえをして、それで地域の観光の拠点もどう整備していくかというやっぱり一連の連動性がなければ、こういったものというのは生きてこないわけで、こういった指針と

というのは、今担当の方のおっしゃったことというのは、よくわかるのですよ。町長よりもやっぱりわかりやすかったですよね。そういう意味では、やはりもっとこういった、今不況の中での地域経済を立て直すという側面、そう波及的な効果というのは、そう来ないにしても、やっぱり持続的に地域の観光や上富良野町をやっぱり見てもらうという点でのもっと発信拠点としての位置づけをやはりもっと明確にすべきだと。そういった位置づけというのは、もっと薄い部分があるのではないかなというふうに思いますので、こういった押さえというものも含めて、対応等について、もう1回お聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

町長が言ったことに尽きるわけでございますけれども、一つには国の方のこういう大きな投資をしてくれるという大きなチャンスでもございます。そういう中で、町としても防衛の補助をいただいて、こういう公園整備ができるということで、一時的な整備ということは、ひとつできるわけでございます。

二次的には、今委員の皆様方からいろいろと御心配いただいているような中で、この地域をいかに生かしていくかということが大事でないかというふうに思っております。

今、米沢委員がおっしゃるとおり、厳しい状況の中で、こういう財源を使ってやるということでございますので、いかにこの地域を生かしていくかということが、今後にかかっているというふうに思っておりますので、行政としてもその辺、町民の皆さんの御意見賜った中で機会を、こういうものを生かしていくようなことで、それぞれ御提言賜ったことにつきまして、町民との話し合いの中でも取り上げながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございますか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 今の関連なのですけれども、一つ確認をとっておきたいのですけれども、まだ開発局との事業の内容とか、そういう接点もないように聞かれました。ぜひこの図面はまた、これは仮の図面だと思いますけれども、そういうときはちゃんと開発局とコンセンサスをとって、そしてここからここは開発局だ、ここからここは町だではなくて、同じような整備をできるような、一体的にありますけれども、一体的なものをつくるという、ここからこう柵をつくって、開発がやったところだとかそんなことではなくて、きちっとコンセンサスを

とってやっていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 14番長谷川委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

国土交通省が進めるものと、町が進めていくものとの図面でよくわかるように、一体化されたもの、区別がないように見やすい図面の提供ということでございます。これにつきましては、うちの方がまだ実施設計も行っておりませんので、その分はできておりませんけれども、これにつきましては、実際今回計上させていただいております実施設計の中で、開発の行っております実施の図面と整合性を持った中で計画をさせていただきたい、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 見晴台公園の関係で、私のところにこういう投書が来ております。

国道の観音様のところに駐車公園をつくる計画があるとお聞きしましたが、本当に必要なのでしょうか。国の補助はあるとは思いますが、どうせ町民の大切な税金を使うのでしょうか。町民のための駐車公園でなく、観光客のためのものですね。いろいろな補助金や負担金を削り、住民会の運営も難しくなっている中、半年以上雪の中に埋もれる施設が、本当に整備が必要なのでしょうか。私たち町民には理解できません。

今の時代、スローライフと申しますか、ものをどんどんつくるのではなく、今ある施設を有効に利用し、年間を通じて町民が穏やかに安全な生活ができるものを考えてほしい。よろしく願いますということで、その前段ではまたいろいろ書いてありますけれども。

私町長の言う町民とともに町をつくるという観点からいけば、この事業の計画段階で、やはり観光協会、商工会、農協、それから住民のコンセンサスを得るための事前のものがあって、そしてある面でのこういう要望、ああいう要望が出てきた段階でやるというのが、まあ言うなればともにつくるまちづくりではないかなという気がします。

今回いろいろな値上げの問題から見ていくと、全然町長の言うことと、全然逆な形でみんな来ているというのが実態なのです。それで、今打ち合わせの予定がどうだったか、事業の進捗状況見ながらというような言い方をされたり、それから建物の建設は考えていない、簡易的な施設で地場産のあれだとか、雇用の場だとかと、言うなればこういうことを含めてこういう関係団体、関係住民と話し合いをして、その中でというのが僕は進むべく、とるべき道ではないかなという気がします。ただ、いろいろな

背景があるのも事実だろうと思います。

それで、今課長の方から、実施設計の段階で国土交通省と打ち合わせをするということですか。できれば、私はもしこれがもうゴーサインでいたし方ない、やるという決意しているならば、事前にこういう関係団体と1回話し合いをしてくださいよ。そして、意見を聞くものは聞く、それからこちらからお願いすることはお願いする、そういう段階を経て、やっぱり国土交通省との調整に図っていただかなければ私はだめだ。言うなら、こうなったからこうでお願いしますという方法では、もうだめな時代になってきているのですよ。そういう方々の協力を得なければだめなのですよ。そういう観点で進めていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

今中村委員から、一町民のというようなことも私も十分踏まえまして、今また委員の方からも御意見ありました点につきましては、当然実施計画これからということになりますので、開発局との中で事業のスムーズな執行という点がございますので、その前に、やはり町としてどうこの公園のあり方どうあるべきか、そしてどう生かしていくかという点で、幅広く御意見を賜る中で、そういう機会をつくって、その実施設計前にそういうことをやって、そして実施設計の中でその辺のところを生かしていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） どうもありがとうございます。

これ、大分昔の話なのです。自民党で要望出して、そして宗男トイレとも言っているのです。でき上がる時、これでは小さいと言って、私が言ってだめだと大分やったのです。骨折ってくれた道議のところまで担当課長が行って、これでということで、今の状況になってきて、非常に思い深いものがあります。

それで、これ先ほどもちょっと言いましたけれども、開発と防衛事業、それからシーニックバイウェイ事業、これに乗ってというようなことでもって、同僚委員も言ったように、やはり話し合いが必要だと思います。そして、富良野市が、さっきもちょっと言ったのですけれども、富良野市はけさの新聞で、駅に道の駅を置くということなのです。それで道の駅というのを置きますと人が来ます。ただ、その道の駅を置くためのいろいろな準備は必要になってきます。そういうことについてもやっぱり話

し合いするべきではないのかなと思うのですよ。

あそこの南富の向こう、占冠、占冠もちょっとしたところなんだけれども、やっぱり道の駅といったら、子供連れでどつどつと入ってきて、それから向こうの日高、日高は国道から外れた中にあるのですよ。ここもやっぱり人で人でいっぱいなのですね。道の駅という名前がついただけで。ですから、これをやっていくのであれば、道の駅というところに行かなければ、ちょっとそのせつかく画竜点睛を欠くというか、仏つくって魂入れずというようなことになるのでないかと。

町長のお話聞いていると、何かあちらの深山峠の方のというようなことも言われていると。しかし、深山峠はトラックでもって大分景観が、それも削減されているというようなところがあって、やっぱり今シーニックバイウェイですよ、これ。これに乗ってちょっと名前変わりましたよね。富良野景観何とかかんとかということでけさ出ておりましたけれども、これに乗って、そして道の駅という、これは一歩踏み込むのですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ここの立地条件的なことからいきますと、道の駅におきましては、今開発がそういうことで推奨しているわけでございます。そういう中におきましては、民間サイドでの24時間体制でできるような施設整備がなされないと、道の駅の指定というところに持っていけない状況でございます。そういう点からいたしますと、そういう民間がいるかどうかという点も未知数でございます、それが1点と、それからこの立地条件的には、今景観という点で、ここをいかにその景観条例に沿った中で整備をしていくかという点がございまして、道の駅ということになりますと、施設が出てきて、景観を損ねる面が出てくるのでないかなという点がございまして、ここにそういう道の駅という構想を持つていくのは、ちょっと時期が早いのでないかなというふうに思います。

そういう中で、先ほどもいろいろ幅広い御意見いただいた中で、この辺の整備を、活用計画を図っていくことの方がいいのでないかなということで考えているところでございますので、道の駅構想で最終目標にしていくということは、現段階では考えていないということで御理解いただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 済みません、何度もこの

見晴台のことになるのですけれども、先ほど以来、町長いろいろ先の構想等々を、広がり等々を言っておられるけれども、やはりこの間の町長のとられてきた観光であったりとか、そういったものに対する執行方針が、今までは観光等々に軸足がなかった。この見晴台公園が国の事業と重なってくるところに、一緒にあわせて抱きあわせ事業でやるということで、相当な同僚委員からの反発もあるのかなと今思っております。

先ほど以来、各担当の課長や、それから助役の答弁等々聞いて、どうせつくるならば、本当にすばらしい夢のある広がりのあるものにしていただきたいと思ひますし、またもう一つ確認しておきたいのは、先ほど以来地産地消であったりとか、それから町中への入り込み等々のその玄関ポータルという場所にするとすれば、今後において、例えば町内業者であったりとか、それから団体であるとか、そういった人たちがこの場で積極的に活動しようと、そういう話し合いの中から出てきたときの対応については、どのようにお考えなのかを確認しておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 都市建設班主査。

都市建築班主査（辻剛君） 金子委員の御質問にお答えしたいと思ひます。

今のところ、町内の事業者さんのこの場所への進出ですとか、そういう部分での今のところの考え方といたしましては、ここの公園設置の目的の中に、地元産業への波及という部分はありますが、それとあわせて、景観に配慮した施設というようなことも考えておりますので、その辺で公園の設置目的からいたしますと、個人の店舗を出して、そこで商業行為を行うとか、そういうようなことは、ちょっと今の時点では考えにくいかというふうに思ひます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 214ページにかかわって、公営住宅の維持管理の問題についてお伺いいたします。

今回、泉町北団地が整備されて、今1棟、2棟、3棟目という形で建設されました。1棟目が、もう既に内壁が崩れてきて、雨漏り、すが漏りという形がもう出てきています。私はこれは単なるすが漏りだとか、湿度の差だとかでなくて、もう既に施工管理上のやはり問題点があるのではないかなというふうに考えております。これは御存じだと思いますので、ただ簡単に修繕するのではなくて、その至った原因について、きっちりと調査して究明して、その

上で、もしも明らかに施工管理上問題があるというならば、それなりに対処しなければなりませんし、その点現状をどのように押さえて、今後どのように対処されようとしているのか、お伺いしておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主査。

都市建築班主査（狩野寿志君） 今の9番の米沢委員の御質問にお答えします。

現場の方、言われましたとおり調査いたしまして、その対処をやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 209ページ、公園費の中央コミュニティ広場管理費の中の駅前駐輪場の管理の関係でお尋ねを申し上げたいと思ひます。

駅前駐輪場の管理ということで、13年度からずっと16年度に行くと、大体管理費が委託料が40万円台でずっと推移をしております。今回25万9,000円ということで、63%ぐらいの減になっております。その理由について、ちょっとお尋ねをいたしたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹（菊地昭男君） 駅前駐輪場の委託料の関係でございますが、これにつきましては、冬場の除雪費の関係と、12カ月の。（発言する者あり）

駐輪場の管理でございますけれども、これにつきましては、高齢者事業団に管理を委託してございまして、管理の時間数の減によって、今回昨年の41万4,000円から、25万4,000円という160日間の管理日数で計上したものでございます。1日当たり2時間の管理でございます。掛ける160日間、単価につきましては、770円でございます。（発言する者あり）

これについては、日数の減でございます。

以上でございます。（発言する者あり）

委員長（西村昭教君） 少々お待ちください。

都市建築班主幹（菊地昭男君） 失礼いたしました。後ほどちょっとこれについて説明させていただきますので、御了承願ひます。申しわけございません。

委員長（西村昭教君） 詳しくきちんと出すということですから、説明をするということですので。しばらく時間をいただきたい。

他に質問があれば受けます。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 委託料だけでなく、これに関連する質疑は、一応保留をしておくというこ

とで、後ほどその機会を与えていただけるということでよろしいですね。

委員長（西村昭教君） はい。

11番（中村有秀君） はい、了解。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 195ページの南3条通り改良舗装の件でちょっとお伺いしたいのですけれども、これは斜線までのところの予定の金額なのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

どこまでの場所の計上しているのかということですが、旧国道までのところでございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これで8款並びに9款の質疑を終了いたします。

先ほど中村委員の方の質問に対する答弁は、後ほどいただきます。

ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

次に、歳出第10款の218ページから277ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 223ページ、教職員住宅の解体でございますけれども、ことしは1棟2戸を解体するというので、106万1,000円計上されておりますけれども、私一般質問しましたときに、教員住宅は、今現在73戸あって、将来的には20戸ぐらい減らすのだと、こういうふうな御答弁いただいたのですが、第4次総合計画いただいていますのを見せさせていただきましたら、この7ページに、教職員住宅建てかえ事業ということで、22年まで8戸廃止して、6棟10戸は建設しますと。

それから、次のところで、平成21年までに教職員住宅建てかえ事業、26戸解体ということで、それからその下に、教員住宅改善事業といたしまして、平成10年から21年度まで44戸、これは浴室とか洗面所とかいろいろ、玄関、外壁等を改修すると、こういうふうな計画になっておりますけれども、どう考えましてもちょっと26戸解体、廃止するとすれば、大体44戸改修して、10戸建てると、54戸ぐらいになるのですけれども、この総合計画は立てていらっしゃるのと、ちょっと合わないような感じがするのですけれども、この計画につきましてちょっと御説明いただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の、教員住宅についての御質問にお答えさせていただきます。

先般の一般質問でもお答えした数字につきまして、総合計画との整合性でございますけれども、当面教育委員会として取り組んでいこうというのが、73戸を53戸にするという取り組み。それで、総合計画は、2年ないし1年のものということでございまして、当面18年度から20年度までの目標として、53戸にしたいという計画で整備を進めてまいります。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） それでは、この平成21年度までの計画、これ26戸解体廃止というふうな計画になるのではないのでしょうか。ただ、これ解体して建てかえする建てかえ事業とこうありますが、そこら辺の整合性、もう一度済みませんが。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 2点目の御質問でございますけれども、当初は建てかえという形で、共済住宅事業といいますが、新築も考慮した中で、こういった確保したいという計画もありますけれども、諸般の事情から、53戸へという形に現在は抑えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） それでは、この26戸解体と、解体廃止と、こういうふうにとらえていいのですね。そこをちょっと確認させていただきます。それでよろしいのですね。そういうことであれば、わかりました。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） 21年までの目標として、26戸を解体ということになるかと思えます。

他にございませんか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 221ページ、一番下の方です。負担金補助及び交付金、上富良野高校の教育振興会補助、これは高校に振興会補助を出すのでしようけれども、これは内容、使用の用途についてお伺いします。

その次、上富良野高等学校落成記念事業補助、これは補助金出すことはわかりますけれども、この記念式典はどこが主体でやられるのか、これ道立高校ですから、小学校や中学校と異なるかと思えます。これについてもどのような内容で、どのような方を招待されてやられるのか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 3番岩崎委員の高等学校振興対策についての御質問にお答えさせていただきます。

補助金として、上富良野高校振興会補助280万円でございますけれども、これにつきましては、高等学校の教育振興会を補助団体といたしまして、入学準備金あるいは間口維持対策、研修活動等の補助を280万円を計上している部分でございます。

それから、校舎落成記念事業補助金200万円でございますが、これにつきましては、昨年校舎が落成いたしましたして、17年度中にはすべての外構工事とか体育館も完成するということから、校舎落成記念事業、協賛会が発足いたしましたして、10月15日を目標に記念事業を実施しようということで計画をしているところでございます。

町として、この道立高校であります。町にとって唯一の道立高校であります上富良野高等学校の校舎が全面改築したということに際しまして、その記念事業として、記念事業の中身といたしましては、モニュメントであるとか、あるいは体育館のどんちょう、周辺整備のベンチとか、そういった整備をいたしたいという事業に対しまして補助をするものであります。

以上です。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） この二つ目の部分ですけれども、これは記念事業、この中には今言われたような整備も入るわけですけれども、そういったものについては、道の補助金のグラウンド整備とか、体育館周辺整備の予算の中でできるものでないかなというふうに判断をいたしまして、この200万円というのは、私は式典とか祝賀会に使うお金かなというふうに思うのですけれども、今の説明ではちょっと何か施設の方にも使う、その辺の判断ちょっともう一度お願いします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 再質問にお答え申し上げます。

ちょっと言葉足らずで申しわけございません。記念事業といたしましては、記念祝賀会を初め、ただいま先ほど申し上げましたモニュメントとかということもございまして、それらの包含した事業の中の補助ということでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） ただいまと関連をするのですけれども、一つは今教育振興会の補助の関係280万円、これは二つに分かれているのでしょうか。入学支度金の関係と振興会の事業と、それを今僕は岩崎委員がそれを聞きたいと思ったのだけれども、

それをまず教えていただきたいと思います。

それからもう1点は、振興会の組織のあり方なのです。教育委員長が会長になっているのです。本来的に教育委員会は、上富良野の全体のそういう管理監督する立場なのに、その中に入って、私去年の総会に行ってみてびっくりしたのですよ。教育委員長がもう会長になっているのですから。ですから、それは僕は変えていかないとだめでないかということでお話を申し上げたのです。というのは、去年のその振興会の決算状況、おととの決算状況を見ると、全くでたらめな部分が多かったのです。それをやっぱり通したところが、やっぱり委員長がそういう立場だから、まあまあということに僕はなっただけではないかという推測をするのです。だからそれらの関係の教育委員会として、教育長としてどうするかということと十分教育委員長と話をしないと、それであれば例えばですよ、唯一の道立高校といたって、ここには一つしかないのですから、それはそれでは中学校の何かの事業に教育委員長が会長になるかという関係も出てくると思うので、そういう点は責任の度合い、行政の度合い、管理の度合いを明確にする必要があるのです。これらについては、教育長が教育委員長に指導するというのも、またあれかもしれないけれども、やっぱり組織としてはおかしいのではないかという気がしますので、その点ちょっと明らかにしていただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 今の質問は2点ですね。

11番（中村有秀君） はい。

委員長（西村昭教君） では1点、教育振興課長、答弁お願いいたします。

教育振興課長（岡崎光良君） 中村委員の1点目の御質問でございますが、280万円の内訳として、御指摘のように200万円の準備金が入ってございます。これも振興会を通じて入学された世帯に補助するという、支援するという形で、準備金が50名分見てございます。それは200万円でございます。そして振興会の活動事業として80万円を計上してございます。280万円ということでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 中村委員の2点目の教育振興会に関する御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この教育振興会につきましては、背景といたしまして、やはり高校の存続というような問題、昭和61年ごろだったと思いますが、そういうことも含めまして、この会がつけられたと感じております。そういうふうなことから、この上富良野高校をいかに

町を挙げて存続していくかというようなことが背景にあって、町の全体といいますか、道立高校でありますので、教育委員長、それから町長等も顧問になっておりますけれども、あと町の社会教育委員だとか同窓会、また上高のPTAなどが一堂に会して、いかに上富良野高校を存続していくか、そして上富良野高校が特色ある地域に根差した学校にしていくかというようなことでつくられたものと思っております。そのような意味から、この会合において、教育委員長が会長として、それは当然義務教育でありませぬので、その中で高等学校の存続というような意味から、教育委員長がその会長として、今会を運営をしているというふうに認識をいたしているところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、まず振興会補助の入学支度金の関係なのですが、50人分で、お1人4万円ということで、従来5万円、それから4万5000円、4万円ということで下がってきたということで理解してよろしいですか。

それでは、今後言うなれば上富良野からよその高校に行っている関係の人たちの子と比べると、よそはもう通学費もかかる、いろいろな諸条件で行っているということで、公平な部面からという関係があるので、基本的に今の行財政改革の中で、この金額を一気にゼロというわけにはいかないけれども、将来的に下げる方向、それから下向きゼロに近づける方向で、行革の関係では考えておられるかどうか、お尋ねを申し上げたいと思います。

それから、やっぱり振興会長の補助金を町からもらう関係もあるからね、その点やっぱり町長と同じように顧問になるのならいいけれども、やっぱり会長になるということであれば、やはり適切ではないのではないかと。ということは、先ほど申し上げたように、運営の事業費の中身を見ると、非常にあれもやる、これもやる、しかしあれも中止、これも中止、これも中止というような実態があるわけですから、それがそのままのみに総会に出されているという実態を見ますと、有効にその事業費が適切に使われているかという疑問を感じるものですから、そういう点で、やはりびちっと監督をするという立場で意見を教育長や教育委員長がやれる形にしておかないとだめでないかという気がいたします。その点では、また再検討を、今教育長の言う答弁で、一つの流れがあるからということだけれども、ひとつ今後これらについて、改善の余地があるのかなという気がいたします。

それからもう1点、振興会の事業の80万円、これについても、内容的にはもう上富良野高等学校が

自主的にやらなければならない問題が相当数含んでおります。そうすると、これについても、今後行財政改革の中では、どう対処していくかということで、当然行政改革の事務局では、その事業の内容もある程度把握はしているだろうと思っておりますので、その点も今後の考え方としてお伺いしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の振興会の関係でございますが、時限立法で、本来的には16年度までが基本でございました。教育委員会といたしまして、現在の諸情勢から、3年間延長をかけていただきたいというような状況の中で、3年をもって継続するという形の中で終わらせていただくということで考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 1点目の助役の方からお答えいただいたとおりであります。ここでちょっと御理解をいただいておりますのは、道立高校の公立高等学校適正配置計画がございません。そのような中で、担当の教育委員会といたしましては、この配置計画の中で、旧第三学区といいますが、富良野圏域の中で、一間口減が実際に平成19年度までということであつたわけでございます。そのような中で、富良野高等学校、それから上富良野高等学校、緑峰高等学校という形の中で比較をいたしますと、やはり出願状況やなんか見ますと、上富良野高等学校がことしたまま51名になって、29名の減ではあります。やはり緑峰高校、また富良野高校よりも一間口減の対象になりやすいという状況にあります。さらに、ことし51名になりましたが、中学校の卒業生が146名ということで、そのうち我が町に51名が行っていただいているのですが、来年度は統計的には96名の数字で、50名が減になってしまいます。ということを考えますと、その二間口のラインであります42名を確保するということが、非常に大変な時期が来年度も到達するというようなことから、今助役が答弁いただいたのですが、3年間、やはりここが一番校舎は新しくなったけれども、一山は越えましたが、大変な時期だという危機感を持っていることから、教育委員会としては、3年間継続させていただきたいということで、3年後については、またできる限り行財政改革に沿った形の中で進めたいというふうに考えております。

2点目の振興会の関係であります。この規約等では、もう充て職になっている規約になってございます。そのような中から、今委員の方から御指摘をいただいて、そういうことは検討すべきでないかと

いうことを御意見賜りました。そのようなことから、本当に教育振興会がどうあるべきなのかというようににつきましては、再度検討を進めていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 行政改革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 中村委員の高等学校の振興会の80万円にかかわります御質問でございましたけれども、これに関しましては、当然にそれぞれ補助事業を担当いたします教育委員会で、それぞれに検討を加えていただきながら、権能の中で今後の行革の財政改革の方針のもとに御検討いただくということでお進めをいただくことで御了承賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、教育長の方から卒業生、就学卒業生が17年から18年が非常に減るということで、ここにデータがあるのです。上富良野高校で出されたやつ。富良野地区が上川第三学区ということで、富良野高校5学級、緑峰高校4学級、上富良野高校2学級、南富良野1学級ということで、ここから1間口減になるということで、例えば平成17年、今年度516人卒業生がいるのですね。平成18年は458人に減ってしまいます。それから、平成19年には479人で若干ふえます。しかし、こういう関係で、当然今この施策が生徒数がふえるというようなこと、もしくはこれ以上減らしたら間口減になるという危機感があるのは十分承知しております。しかし、現実に少ない財源でどうするかということで、上富良野高校の維持ばかりでなくて、上富良野からよそへ通っている子供のことも、ある面で考えていかなければ、税を公平に使うということであれば、ある面で施策的にやらなければならないということについては理解ができるのですけれども、現実の問題として、上富良野高校に行けば、4万円か4万5,000円もらえるから上高に行くのだという生徒がどれぐらいいるかということデータをとってみると、ほんのわずかです。それは親が喜ぶだけで、子供たちはやっぱり一つの目標に向かって、この高校へ行きたい、あの高校へ行きたい、スポーツやる子はこの高校、あの高校ということが現実の問題としてあります。しかし、とりあえず今年度51名ということになったのと、それから新校舎ができたから、3年間はこの入学支度金は維持したいということであれば、それはそれなりに了承をいたしますけれども、基本的にこの3年の延長で終わらせていただきたいという気持ちで、言うならば平成18年、道教委の間口減の関係から、その推移を見守りながらということで、とりあ

えず進めていただくより仕方ないなということで理解はとりあえずいたしましょう。

それでもう1点、上富良野高校に特色のある学校ということでございます。それで、今の状態であれば、何も特色がないのですね。上富良野高校へ行ったら就職率がいいだとか、それから何かの技術的なことを身につけるだとかということで、それで教育長の教育方針の中にも、それらが載っているのだけれども、具体的に我々に見えてこないし、それから町民や、それから今中学生を持つ親たちに、上高に行けば、こういうことで有利だ、就職に有利だとか、専門学校に行くのもこっちの道があるだとか、それからスポーツの面ではこういう面があるだとかという、何もないのでそういう人材がやっぱり富良野なり、旭川に、特にスポーツの面では行く傾向があります。そういう関係で、特色のある学校づくりということでは、教育長自身、道立高校だからということの観点があるけれども、教育長の教育方針で載っておりますので、どういう特色のある学校づくりを教育長としては、この文章の中に入れたかということでお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村委員の上富良野高等学校の特色ある学校運営についてのお考えがありますが、私は現在でも上富良野高等学校は、それなりの特色を持っているというふうに考えております。と申しますのは、やはり2間口というのは、非常に生徒数からすると少なく、スポーツでも団体競技やなんかというものは、なかなか野球やなんかやってしまうと、ほかの競技がなくなる。そして、40名でも男子と女子とかという形で3学年やなんか考えると非常に少ないと、団体競技をやる上では、そういうようなことで、非常に中途半端なところがあって、なかなか大変だなということは感じているところであります。

その中で、特色ある学校づくりということでありますが、上富良野高等学校と申しますのは、やはり就職に強い学校づくりを進めるべきだなというふうに考えています。と申しますのは、やはり就職に強いということは、企業なり雇用される側からすると、健康で規律正しく、礼儀がしっかりしていて、そういうようなお子さんをやっぱり望むのかなど。そういう意味で、上富良野高等学校につきましては、ちょっとこういう言葉不適切かもしれませんが、非常に最近落ちついてきて、そういう意味では、町民の人からも高い評価を受けるようになってきてございます。

また、その中で、公務員試験やなんかにかかるという生徒もかなりふえておりますので、そういう特

色あるものを、やはり上富良野高等学校にはつくっていくべきということで考えております。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 関連で質問したいと思えますけれども、道立高校の振興ということで、教育長にお尋ねをいたしたいと思えますけれども、そういうふうに生徒数が減少していくのは、これ時代の推移でいたし方ないというふうに思えますけれども、そういう小規模校とは言いませんけれども、生徒数の少ない学校は学校なりの特色を生かした教育方針があると思うわけでありまして。例えば、東中なんかもう生徒数が減って、野球とかそういう団体競技ができないというようなことで、ソフトテニスであるとか卓球、これらそういう2人、3人で総体で4人いればチーム、練習試合もできますから、そういう少人数でもやれるようなそういうスポーツを取り入れて、また芸能にしても、東中は中学生は獅子舞を主流にやっております、去年の暮れでしたか、ことしに入りましてでしたか、上川教育局長の方から表彰をいただいたことが教育委員会も御承知のとおりと思えますけれども、この表彰していただきました教育局長は、東中中学校の卒業生で、明治大学を経て今道教委の方に入りまして、今上川教育局という段階で、私どもも地元の同窓生が上川教育局ということで、名誉的なことだなというふうに理解をしていると。そういったようなことで、小規模校でもそういう取り入れるものがたくさんあるわけでございまして、そういう面に適応したものを取り入れて、そしてこのソフトテニスは皆さん御承知のとおり、富良野沿線では優勝して、上川あたり行っても優勝、準優勝といったような成績をおさめておりますので、そういう特色を生かした芸能であるとか文化、またスポーツ、学習においてもそうですけれども、そういうことをもう少しお考え願いたいというふうに思います。御意見をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 3番岩崎委員の御質問にお答えをさせていただきます。

生徒数に応じてのやはりスポーツとか文化活動、そういうことは当然必要だと考えております。その中で、やはり今幅広いスポーツであれば、いろいろなスポーツがありますので、子供たちからすると、その野球はやりたい、でも野球がないから上富良野高等学校には行けないとか、そういうこともやはり起き得るのかなど。その中で特色あるスポーツやなんかをつくるという、クラブをつくるということは、非常に大切なことだと考えておりますが、やは

りその規模に応じたその文化、またスポーツのそういうクラブ活動やなんかは、ぜひ上富良野高等学校でも推奨をしていただきたいというふうに考えておりますので、またそういう御意見については、学校等にもお話をさせて、また我々として援助、支援等ができる分野があれば、してまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 教育長の教育行政執行方針で、最初の方になるのですけれども、だれも言わないから一言いっておけば、少しは役に立つかなと思ひまして、私所管ではないから、本来学校の卒業式とか入学式行っていないのですが、行政、住民会長ということで声をかけていただきまして、上富良野高校と、それから上富良野中学校卒業式見せていただきました。それで、中学校の卒業式で特に感じたのですよ。よかったなというのがあるのですね。開基百年のときの大地讃頌、開基百年のときは100人で歌ったのですよね。ところが、これを300人で見事に調和のとれたすばらしい合唱を聞かせていただいて、大変感動しました。すばらしいなこと

で、校歌もまた非常に皆さん大きな口あけてよかったですね。

ところが、一番最初にある国歌斉唱なのですよ。国歌なのですよ。これやっぱり私が言っておかないと、教育長も言いつらいでしょうから、6月の議会でもやりますから。

それで、国歌で歌うのは、本当来賓と校長ですよ。あとぶっとうして、先生の方もこうやって見たのですけれども、やっぱり全然口も開いていない。比較すると異常ですよ、やっぱり。校歌と国歌とのこれね、異常状況です、あれは。あれ異常とらなかつたら、ちょっとうんというふうに思ひますね。

このとき、校長室で控えのところで、教育委員長が、国歌はちゃんと歌うのでしょねということ、校長にちょっと声をかけたりしておりましたですよ。それで、これ歌っていないのですよね。歌っていないというのが現実なのですよ。こここのところ、教育長はどのように受けとめて、どのようにお考えになって、どのようにされるのかなど、その辺のところお聞かせいただきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

中学校卒業式での国歌斉唱についての御意見を承りました。私といたしましては、久しぶりに中学校の卒業式に参加をさせていただいて、率直に言って

非常に感動をいたしました。それは整然と、また厳かにそして規律正しく卒業式が行われたなというふうに感じたからであります。

国歌につきましては、学習指導要領の中で教えることになっておりますので、今後も校長を通じて学習指導要領に基づいての指導の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

本町における実態といたしましては、卒業式、入学式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、100%実施というようなことで、状況にあります。

また、声を出して元気よくというような部分につきましては、確かに国歌と校歌との歌の種類とありますが、そういうこともありますので、確かに校歌は元気よくという感じが受けました。

また、国歌については、少し元気がないのかなというふうには受けとめているところではありますが、いずれにいたしましても、このたびの中学校の卒業式につきましては、子供たちと校長、それから先生方、そういう信頼関係が見えた感動的な卒業式だったのかなというふうに受けとめているところがあります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 教育長のおっしゃるとおりで、非常によかったのですけれども、国歌のところはちょっと受けとめ方違うなど。私が国旗、国歌を私言っているのは、私日本人何か狂ってきているのではないかなという感じ受けるのですよ。いろいろなニュース見ていて、ここにびしっと上がりましたけれども、だからうちは、議会はびちっと正常なのですよね。

それで、これ小学校に入ったら、何回も言ってますけれども、小学校に入ったときから始まるのですよ。先生が歌ってない、来賓が歌っているということで、きょろきょろきょろきょろという、あれで小中高と行っているのですよね。そういう人格形成がなされるのですよ。先生といたら、やっぱり非常に影響力大きいのですよね。その先生が歌っていない、いやどうなるのだらうなという、それが今の日本をつくって、教育成果じゃないかと思えますね。

日朝サッカーのときに、日本のサッカー選手歌ってないのですよ、国歌を。北朝鮮の方は、大きな声上げて、やっぱり共産主義国家だから、胸張ってがっど歌っておりました。しかし、日本の選手は、あれ黒人選手が1人前にいたのですけれども、この人は歌ってましたね。帰化した人なのでしょうかね。日本の代表だったのだから、これは歌っておりましたけれども、この辺のところは、日本本来育っている日本人が、この国歌を歌わない。

もう60年前以前の話ということにならないと思うのですよ。教育委員長も、歌ったからってどうということではないでしょうねと、こう教育委員会の委員長も言うておりましたよね。

そういうことで、これもいじめにもつながってますから、ずっと。世界は、いじめは教育受けるほど減っているのです。日本は、上がっていくに従っていじめふえているのですよ。これは精神科の先生の統計で言うておりました。そういうことにもつながりますから、これ私がこうやってこの委員会で見ましたから、ですから教育長もこの辺のところは、教育長として法制化されたのが99年ですものね。1999年、日の丸・君が代を国旗・国歌と定義した国旗・国歌法が成立したとありますから、これ法律で、ただ強制はしないとありますが、教育委員会では国旗を掲げて国歌を歌いなさいとやっているのですよね。国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すると、こうやっております。ですから、このように今後とも、これは言い続けなければだめです。ぼっと言って終わりというものではありません。やっぱりずっとずっと言い続け、今こちらで、私が国歌のこと言ったら笑い声聞こえましたですけれども、全くばかの一つ覚えみたいなことでぐらいに今やらなければならない。

東京では、石原慎太郎知事は厳しく今、厳しくではなく、法律どおりやっていって、それが今徐々に浸透しようかなという状況に来ているということは、教育長御承知だと思いますので、今後教育長のお考えというものを聞かせたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

国歌につきましては、先ほどもお答えをさせていただきましたように、学習指導要領の中で子供たちに教えることになっております。その校長等を通じて、また校長会等も実施をしておりますので、そういう機会を求めながら徹底を図っていききたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 275ページの委託料について、ちょっとお聞きしたいと思います。

ここで給食配送回収運転業務も委託されておりますが、何人で配送して、運転手は委託しているのですから、それは構わないことですが、273ページに給食配送者代替運転手ということで、またこれ町の方で賃金として払っていると。この辺どうということなのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 14番長谷川委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

配送車代替運転手の賃金につきましては、文字どおり代替の運転手を雇用すると。配送業務が町の雇用2台ございまして、町の職員で行うもの、それから委託で行うもの1台ずつあります。その町の雇用の職員が病気等で休んだ場合に、そういった場合に雇用して運転に当たるということでございます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） この配送業務というのは、すべてを委託しているわけではなくて、部分部分で委託しているということなのですか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） ちょっと言葉足らずで申しわけございません。2台の配送車で2系統に別れて配送をしてございます。そこで、委託は1台の系統の分の委託でございまして、業務委託です。残りの1台分の業務は、施設職員がやってございまして、代替賃金も必要になってくるということでございます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 多分この委託業務は、1車をすべて任せてやっているということですね、そうしたらね。290万円でやれるのでしたら、職員を使わないで、全部委託した方がよろしいのではないかと思います、その辺どうなのですか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 現在行っておりますのは、一部の業務委託というようなことでございまして、委員御指摘のように、さらに拡大というような話も、今後十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。現在のところは、この1系統のみの配送委託です。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） いろいろなことありましたけれども、やはりやれるものはやると、身軽な行政にしていくというか、やっているのですから、半分は。290万円でやれるのですから、そうしたら2台も同じ値段でできるような気するのですが、その辺はどうなのですか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 14番長谷川委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今2系統があって、1系統は委託をしている。1系統については、職員がやっているということなのですが、この職員につきましては、ボイラーの技術者であります。ですから、ボイラーやなんかが一応終わった段階で、御飯やなんかとか、副食ですか、でき上がったときに、そういう時間帯を見て配送を

するというところでやっております。

そして、今課長の方から答弁させていただきましたが、今ボイラーやなんかにつきましても、そういう資格の要らないボイラーに、平成17年度なるというようなことも予定がされていますので、そういうときにつきましては、また職員の適性配置をもって、今委員が言われたような委託にしていくというようなことも今後検討を進めたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 231ページのスクールバスについてお伺いします。ここではちょっと結論出ないと思いますので、検討していただきたいと思えます。

西小学校の児童の通学ですけれども、往路についてはタクシー4台、これはこれでいいのではないかなと考えていますが、復路について、EコースからG2コースまで5コースあります。西小学校を出る時間が14時40分が2台、14時55分が2台、それから中学校が16時、5分違いのおくれの16時1台になっております。これをよく見ると、各コースに同じ人が乗るようにダブっているのですね。これをもうちょっと精査すれば、1台ぐらい減らして、4台で運行は可能ではないかというように思いますので、これを一つの表にしてみました、そのように考えられますので、よろしく検討してみてください。どうですか。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 8番吉武委員の御質問でございますが、これは通学ハイヤーの借り上げの件につきましてですけれども、下校におきましては、一斉下校というようなものもありましたり、そういった時間の差がありまして、上級生、それから下級生というふうに乗って乗っていているところですが、今後とも学年児童数の動向、それから下校の時間等あわせて、やはり経済的に済むように考えてまいりたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） よく見直してやってください。

特認校について、ちょっとお伺いします。特認校というのは、私よくわからないのですけれども、特認校というのは、他府県あるいは他の市町村から受け入れてやるのが建前ではないかと思うのですけれども、同一町内において、同一の町内の子弟が通うというのは、ちょっと拡大解釈ではないかというような私は感じがするのですけれども、この点についてはどのようにお考えなのですか、お伺いします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいまの特認校の吉武委員の御質問でございますが、教育委員会では通学区を設定しておりますけれども、それにとらわれずに、小規模校で伸び伸びと通うということをおねらいといたしまして、そういった特認校を江幌小学校に指定したのが、平成3年の要領で取り扱ってございますけれども、この点につきましては、やはり基本的な考えといたしまして、そういった小規模校で自然環境に恵まれた中で学びたいという保護者の希望がある場合において、町内の学区にとらわれずに選択といたしますが、希望できるという、そういった希望があった場合に限って認めるということで、こういった扱いを今後とも続けていくというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 小規模校で、父兄が希望するというところでございますけれども、それでは清富小学校に行きたいというときには、特認校として認めてもらえるのかどうか、やっぱり他の小規模校の学校については、どういう扱いになるのか、お伺いをします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 先ほど申し上げました特認校の取扱要領に基づきまして、江幌小学校1校というふうに指定してございまして、これをふやすということにはなりませんので、清富という希望には添わないかと思えます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） ただいまの関連でございませぬけれども、特認校の取り扱いでございませぬ。

本来特認校というのは、親、子供の意思をもって自分で通うと、これが本来の趣旨でございませぬ。そういう点からいたしまして、昨年バスの路線変更、時間変更ありまして、現実としてバスを利用できると。17年度においても、16年から比べるとかなり減額した経緯にあると思えます。そういったことも含めまして、今後、私の聞いた限りでは、2年でこのハイヤー制度を廃止したいというふうに伺っていますけれども、ただいま課長の答弁ですと、このまま続けたいという御意見でしたので、その辺を明確にさせていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 7番岩田委員の御質問にお答え申し上げます。

特認校としては、この要領に基づきまして存続を

し、町場からタクシーを利用して通学している状況にありますけれども、この点につきましては、御指摘のように、平成16年10月の町営バスの運行の見直しによりまして緩和されてきたということがございます。そこで、教育委員会といたしまして、保護者とも懇談をいたした中で、見直しを検討しているということも伝えてございまして、17年度におきましては、里仁を経由していたりという借り上げハイヤーの路線を設けておりましたけれども、見直しをいたしまして、駅前から学校までの1本の路線に絞ったところでございます。そこで、駅まで送ってもらうとか、路線バスを利用するという児童も17年度からは出てくるわけですが、将来的には、この特認の通学のための借り上げハイヤーにつきましては、見直しをしていくという考えでございます。

特認校制度は存続をしていくと。それは、やはり原点に戻って保護者の責任で送ってもらうとか、路線バスを利用するといったことを今後は考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） ただいま明確な何年度に廃止というお答えが得られなかったのですが、その辺に関してはどのようにお考えか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 7番岩田委員の御質問にお答えをさせていただきます。

明確な年度については、まだ定まってはございませんけれども、PTAの役員の方々との、また学校も含めてであります、話し合いの中では、やはり今あるということが前提で通ってきているという事情もあります。そのようなことと、もう1点は、やはりバスは通るようにはなりませんけれども、三十数分間乗っているというようなことで、低学年につきましては、非常に体力的にも大変なのかなというようなことも勘案しまして、おおむね二年後にはというようなことで、地域、またPTA、それから学校とは話し合いをさせていただいているところであります。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 255ページ、公民館管理費の関係です。需用費の光熱水費の関係でございます。歳入の関係で、公民館の使用料金のことで若干申し上げましたけれども、光熱水費の関係が平成16年の予算は228万6,000円なのです。今回は200万4,000円ということで、28万2,000円の減なのです。現実に、4月から9月まで

ということで休館をするけれども、一部図書館ともあれだということですが、この28万2,000円の前年度予算対比では、余りにも少ない金額でないかなという気がいたします。そういうことで、この28万2,000円のみ減額ということは、どういう理由かということでお尋ねしたい。というのは、今度は公民館の清掃費だとか、それから警備費、警備の費用は28万9千300円で、これ76万1,000円減額しているのですね。

それから、清掃の方も、11万5,000円減額しているのですよ。そうすると、現実にそれぞれ委託をするところはぴしとやっていて、それ以外のところは疑問が感じるので、とりあえず答弁はよろしいと思います。とりあえず、この予算計上する段階で、十分その内容をあれした形でやっていただきたいということで要望だけしておきます。言うなれば使用料の85万円の関係があったので。

それで、次よろしいでしょうか、委員長。

委員長（西村昭教君） はい。

11番（中村有秀君） 261ページです。郷土館の一般管理費の中で、文化財保護という形にもなるかと思いますが、従来教育委員会の予算で、名跡由来看板を設置をしておりました。平成11年度に4万9,770円、平成12年度に25万2,000円ということやって、その後ずっと予算はゼロなのですが、現実にそれぞれの場所へ行ってみると、もう完全に消えかかったり、判読不明というようなことがもう大半がそうなのです。そんな関係で、これらについて、せっかくなので、それぞれ由来があるところがございますので、何とかもうちょっと耐用年数があれば金がかかるのか、基本的にそういうことを考えて、とりあえずまだたくさんあるのだと。今ある設置したところの下の土台はちゃんとしているので、そこを何とか、当年度は無理にしても、それらは検討すべきでないかということで、答弁をお願いしたいと思いません。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

まず、名跡由来板の関係ですけれども、今年度、16年度整備をある程度いたしました。その中で、まだ御指摘のとおり見えにくいところとか結構あるのは、その回った中で見ておりますけれども、今年度、17年度の予算の中では計上はしていませんけれども、次年度以降について、再度見直して整備を進めていきたいなというふうには考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） ちょっと学校の食育ということで、考え方を聞かせていただきたい。

学校の学習活動費の中で、235ページ、またがっているのですけれども、体験学習農地機械借り上げ謝礼という、これは西小と、あと東中の小学校、中学校ということで載っているのですけれども、ほかの学校は載ってなくて、どうなっているかちょっとわからないのですけれども、これなぜこういう話をするかという、この間ちょっとテレビで、東京のある小学校のことをやっていたのですけれども、今非常に子供たちの食生活が不規則と申しますか、それによる肥満だとか、あるいは生活習慣病というか、糖尿病にまでなっている子供たちがいる。うちの町はどうなのか、ちょっとあれなのですけれども、そういう傾向になってきている。

そこで、子供たちの食べ物というか、それを見ると朝御飯食べない。学校の給食は40%残す。うちの町は、どうなっているかちょっと聞きたいのですけれども、そしておやつは食べる、そういうことによって夕食は余り食べない。そして、あと寝前におやつ食べて、おやつ食べると、油っこいもの食べると腹にもって、次の朝また食事は食べられない。そういう繰り返して、非常にそういった子供たちが病気がちというかな、そういう肥満だとか、そういうふうになってきている。それを解消するために子供たちを、東京でも農地持っているところあって、そこへ連れて行って野菜に触れさすというか、ダイコン抜いたり、そして極力野菜を食べるような教育の仕方をした。それで、1カ月でがらっと食事が変わったというのです。極力給食にしても、野菜を取れ入れて、野菜を極力とるような食生活にした。そうすると、御飯やなんかも全部食べるし、どんどんおやつも減ってくるし、そうすると朝御飯もしっかり食べるようになる。それで1カ月でがらっと変わったという、そういう事例をテレビでやっていた。

そんなことで、そういった食に関する教育というのか、そこら辺はどう、うちの町はどうなっているのか、ちょっと聞きたいなと思いますが。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 16番渡部委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、前段でありました体験学習農地、西小学校及び東中小学校等の御質問であります。これらにつきましては、今総合学習ということが進められてございます。その中で、体験をより子供たちにしていただいて、生きる力を学んでもらうというような目的で、西小学校とか東中小学校では、そのようなカリキュラムを組んでいるのだというようなことで

ここに上がってきています。

もう一方、今食育ということの重要性についてのお尋ねであります。今委員が言われますように、知・徳・体、それに食育というのは、非常に大切であると言われてきています。実態といたしましては、40%の給食を残すとか、また朝御飯を食べていない、また偏食がひどい、それから食べれない食物もあるとか、いろいろなことが今子供たちの中で起きてきています。そのようなことから、給食センターを中心に、やはり安全で安心な食物を提供して、それを給食を食べていただくというようなことで、地場産品、地場の野菜やなんかについても極力取り入れた中で給食を提供しているところであります。

そのようなことから、いずれにいたしましても、やはり今家庭での家庭教育力が若干落ちてきていると言われておりますので、その食べものやなんかについても、そのようなことが言われておりますので、ぜひ給食を通じながら、この食育の大切さを学んでいただきたいというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） そういう考えであれば、非常にいいのですけれども、ただ子供たちばかりでなくて、やはり親にもやっぱりそういった教育、それで地産地消という絡みもあるのですけれども、今教育の絡みなのですから、親に対してというか、これはよく社教センターあたりで講演だとか何とかあるのですが、そこら辺もやっぱり食糧というか、今の食の安全だとか、そういったことの講演だとか、そういったもの消費者に伝える場というか、そういうのをぜひやってほしい。

今、輸入食品がかなり入ってきて、その中で実態はどうかということをしっかりわかっただけならいざ知らず、中国あたりから入ってきている加工食品なんていうのは非常に食品、防腐剤とありますが、あれがかなり使われているのです。結局塩漬けといても、水に浸かってない状態で3年も4年も横浜に置いてあるような状態、それを使って日本の食品加工業者が漬け物つくったりされている。そういう実態というのは、やはり専門家にきちっと教えてもらわなければならないとか、そういうことが必要ではないかなと思うので、ぜひそこら辺も検討していただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 16番渡部委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど述べましたように、教育委員会では非常に子供たちの食の大切さを感じているところであります。子供たちの食の大切さといいますのは、今委員がおっしゃられましたように、やはり親のその食に対する考え方やなんかも、やはり変えていかなければならないというようなことは強く感じているところであります。

今御提案ありました講演会等につきましては、文化講演会等も開催を予定しておりますので、このようなテーマも内部で十分検討した中で実施すべきかどうかを今後判断していきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） まだ質問される方もあろうと思いますが、予定の時間も参っておりますので、あすこの款につきまして続けたいと思います。そういうことでよろしいですね、まず。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それで、先ほど中村有秀君の質問に対して、答弁がまだされておられませんので、その件について、まず答弁をいただきます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事が午後5時以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長とすることに決しました。

それでは、先ほど中村有秀君の質問に対しまして、答弁がまだなされておられませんので、そのことについて答弁をいたさせます。

都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹（菊地昭男君） 11番、先ほどの中村委員の駐輪場の管理費の減額の理由について御説明申し上げます。

16年度につきましては、2時間240日で41万4,000円計上していたわけですが、今年17年度につきましては、2時間160日として25万9,000円計上したところであります。

以上です。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 160日というのは、契約はいつからいつまでかということ。それから、前年度はいつからいつまでだったかということをお願いたします。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹（菊地昭男君） 16年度につきましては、5月1日から3月31日でございます。17年度についても、同期間を予定してございま

す。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 先ほどの答弁では、160日ということで、そうすると5月1日から3月31日までということで、土日除いて、冬休みも除いてというようなことで160日なのですか。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹（菊地昭男君） 1日2時間、一月に20日間という設定で委託をかけております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 20日間ということであれば、この期間であれば10カ月だから、200日になるのだけれども、土日が除かれての話かどうかということ。

委員長（西村昭教君） 都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹（菊地昭男君） 土日除くというが、その1カ月の間で20日間という設定をしてございます。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 4時58分 休憩

午後 5時01分 再開

委員長（西村昭教君） 再開したいと思います。

資料がすぐそろわないようなので、あした最初にこの件について答弁をいただくということで御了解いただきたい。中村委員、いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういうことで、御協力のほどお願いします。

それでは、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度とし、延会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

明日の予定につき、事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） では、明日3月16日は本特別委員会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集願います。

なお、本日の予定の日程が延会となりましたので、3月16日も引き続き議案第1号上富良野町一般会計歳入歳出事項別明細書の歳出、今の第8款の一部分と、歳出、10款218ページから審議をい

ただくこととなりますので、各会計の予算書及び資料等を御持参願います。

以上であります。

午後 5時02分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

平成17年上富良野町予算特別委員会会議録(第3号)

平成17年3月16日(水曜日) 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成17年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成17年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成17年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員(17名)

委員長	西村 昭教 君	副委員長	向山 富夫 君
委員	清水 茂雄 君	委員	徳島 稔 君
委員	岩崎 治男 君	委員	梨澤 節三 君
委員	小野 忠 君	委員	米谷 一 君
委員	岩田 浩志 君	委員	吉武 敏彦 君
委員	米沢 義英 君	委員	仲島 康行 君
委員	中村 有秀 君	委員	金子 益三 君
委員	村上 和子 君	委員	長谷川 徳行 君
委員	渡部 洋己 君		

(議長 中川一男君 (オブザーバー))

欠席委員(0名)

早退委員(0名)

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収 入 役	樋口 康信 君	教 育 長	中澤 良隆 君
総 務 課 長	越智 章夫 君	企画財政課長	田浦 孝道 君
行政改革推進事務局長	米田 末範 君	教育振興課長	岡崎 光良 君
町民生活課長	尾崎 茂雄 君	保健福祉課長	佐藤 憲治 君
税 務 課 長	高木 香代子 君	建設水道課長	田中 博 君
産業振興課長	小澤 誠一 君	ラベンダーハイツ所長	早川 俊博 君
町立病院事務長	垣脇 和幸 君		

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	中田 繁利 君
主 査	大谷 隆樹 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 17名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。御出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は、17名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、昨日3月15日が延会となりましたので、本日の日程を変更し、昨日に引き続き議案第1号上富良野町一般会計予算の歳入歳出事項別明細書の8款209ページ、駅前駐車場管理の件、その後歳出、第10款の218ページから御審議いただき、以下さきにお配りいたしました日程で進めてまいります。御了承願います。

以上です。

委員長(西村昭教君) それでは、きのうの答弁の資料がそろっていないということで一時中断しておりました、8款の209ページ、駅前駐車場管理についての答弁を求めます。

都市建築班主幹。

都市建築班主幹(菊地昭男君) 11番中村委員の昨日の駐車場管理の答弁の中で、管理期間を5月1日から3月31日までと答弁いただきましたが、これは4月1日から3月31日の12カ月の間違えでございます。訂正したいと思います。

また、管理日数でございますが、4月1日から11月30日までの160日間と冬期間の45日間、12月1日から3月31日の45日間でございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) それでは、4月から11月30日までということで駐輪場の関係、そしてあわせて160日ということの理解でいいのですか。

委員長(西村昭教君) 都市建築班主幹。

都市建築班主幹(菊地昭男君) そのとおりでございます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私はちょっとこれを見た限り、駐輪場の条例並びに規則に沿って、長期放置自転車の関係で、従来この駐輪場の管理人に任せていたのを、一応役場でするようになったので、こう

いう形になったかなと思ったのですが、いや一応理解をいたしました。

それで、調査札等つけるのは、全部役場の職員がやるということで理解をしてよろしいのでしょうか、その以降の処理等も全部やるということで理解してよろしいのでしょうか。

委員長(西村昭教君) 都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹(菊地昭男君) 調査札等についても、自転車の管理の中で調査札については町の職員の方で、私たちの方でやることとしております。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) それでは、昨年長期放置自転車がありまして、その自転車の調査をいたしました。町の答弁では、警察でも教えてくれなかったということだけれども、私は道警本部へ行って調べたら、そういうことができるということで、それらのわかった台数は何台ありますか。

委員長(西村昭教君) 都市建築班主幹、答弁。

都市建築班主幹(菊地昭男君) あれ以降に判明した自転車につきましては、盗難として警察の方から通知を受けた自転車が3台でございます。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 私聞いているのは、防犯登録をして、皆さん方は警察は上富良野交番に聞いたら教えてくれなかったという話だったでしょう。それで、私が道警本部に確認したら、自転車法というのがあって、自治体等から照会があれば教えますよということだったから、そういう照会をしてわかった台数何台かということを知っているの、学校の方は学校で登録すれば、学校は上中は全部何年度の赤はどこ、青は何年生と全部登録あるから、それは教えますということだったから、ただ僕は道警の方は、上富良野交番に聞いたら、できないよということだったから、それは調査をした結果、何台わかったか。というのは、私一番心配するのは、もうとりあえずわからないから処分しようということで、町費で全部前回やったわけですから、そういうことのないように、原則的には、もう所有者が処分をするということを確認していかないとだめなものですから、そういう点で最大限のやっぱり所有者の調査をやって、その上でどうしてもということであれば、やむを得ないと思いますけれども、その点をちょっと確認をしたかったのです。

道警の調査してないのならしてないのでもいいんですよ。今後するということであれば、それでよろしいですし、本来的にはそうすべきだということなのですから。

委員長(西村昭教君) 建設水道課長、答弁。

建設水道課長(田中博君) 道警の方の調査依頼

につきましては、こちらの方から依頼いたしまして、今ちょっと台数はわからないのですけれども、まあ1台か2台だと思うのですけれども、そういうようなことで、あとうちの方で所有者が何とか判明したのについては、所有者に連絡とりまして、昨年の12月ごろだったと思いますけれども、引き取りをしていただいております。

今後につきましても、そういうような所有者の判明に最大限努力いたしまして、町の方から処分台数をなるべく減らすような方向で調査等を綿密に今後とも行っていきたい。そういうような自転車がありましたら、調査をしていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今課長の答弁で、1台か2台ということですが、道警本部では、10年間防犯登録の記録は持ってますよと、照会あれば教えますよということでございますので、やはりできれば確にやっていただきたいのと、それから前回は1,650円も処分費を出してということでございますので、そういうことのないような形、最終的に調査をし、学校、それから自転車販売店、それから道警等もやって、やむを得なければ、そういう措置もあるかと思えます。

それで、あともう1点、放置自転車でどうしても引取がないということで、富良野市でやっている公用自転車の扱い方、基本的にそういうものがないかもしれないけれども、富良野市は現実に15台あるのですね。ですから、そういう関係で廃棄通告を、処分通告をして、その後ということであれば、そういう方法が一つあるのかなということで、ひとつこれらも含めて検討の中に入れていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） それでは、歳出、第10款の218ページから277ページまでの質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 245ページの私立幼稚園の就園奨励費、ここのところ960万円の予算でございますけれども、昨年2歳から入園できるようにしてはどうかと私申し上げましたら、即対応していただきまして、2歳特区ということをやったいただきました。本当によかったと思っております。

それで、その2歳児の入園という状況はどうだったのか、ちょっとお聞きしたいと思ひまして、よろしく願ひします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 13番村上委員の

御質問にお答え申し上げます。

私立幼稚園であります高田幼稚園の就園につきまして、昨年度において特別区の申請をしてございます。通常の入園は3歳、4歳、5歳ですが、年度において3歳に達する場合において、早期に入園できるという特別区の申請をいたしまして認定を受けてございます。

そこで、今年度の状況といたしましては、その誕生日によりまして、今年4月以降に3歳になる、ということは4月1日現在では2歳ですが、4月以降に3歳になる児童の申し込み、幼児の申し込みは、7名というふうに聞いてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 関連でお伺いいたしますが、この行に私立幼稚園特別活動振興補助という形で載っております。前年度より20万円ばかり減額されているかと思いますが、この中では、いわゆる行財政改革の中で、この私立幼稚園の特別活動振興補助の廃止等はうたわれておりません。

一方で、わかばに関する部分では、将来的にはもう年度を決めて廃止するというふうになっておりますが、こういう一方で廃止されて、一方では残るといっているかと思うのですが、この点はどういうような状況の中でそうなったのか、どちらにしても補助金との関係だとかいろいろあるのかもしれませんが、幼稚園、保育所限らず、やっぱり子供を財政的に、また支援して環境をよくするという点では、同一の性格を持っております。それぞれの所管の部門が違うというだけありますから、ここはどうなっているのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 少々お待ちください。

行革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますが、幼稚園の就園助成と、それから御質問の保育にかかわる関連の補助ということで、性格的に内容が変わるものでございまして、これらにつきましても状況に応じながら、それらの内容精査をしながら、今後も補助のありようというものについて検討を加えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 幼稚園の就園特別活動振興補助という形で、一方でわかばの方が、将来もう廃止ということ決まっているのですよ。保育と幼稚園のそれぞれ持っている性格は違いますが、どちらも支援するという点では同じ性格だと思ひま

す。いろいろ活動、運営する上でのやっぱり補いという点で、この間わかばに対しても、私立幼稚園にしても援助してきたのですよ。ところが、その財政改革の中身見ましたら、一方の方が全額将来的には廃止すると。一方は、その廃止もしないで残すと。私は廃止すれというのではなくて、そういう必要なものは、きっちり予算化して残すべきだと。また、そこにテーマに上げること自体が、減額する部分はいいですよ、財政的に。全く廃止するということに問題があるのではないかということ聞いております。

委員長（西村昭教君） 米沢委員、ちょっと今所管、本来保健福祉課が所管いれば答弁もう少しははっきりできると思うのですけれども、後ほどその今の件については答弁するというので、ひとつ御了解いただきたいと思います。

次ございませんか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 255ページの図書館の整備、今年やっと整備やるわけですけれども、今までは2階にありまして、どちらかといいますと、本を借りて帰る方が多かったのではないかなというふうに思うのです。今度は、2階から1階に図書館ということでなりますので、閲覧室がありまして、その横図書室で、その奥が絵本コーナーと、こういうようになりますと、お子さんも従来と違って、ここで読書してというような形で、人も多くここにいるような状態になるのでないかと思うのですけれども、入り口が正面のところは1カ所しかございませんで、横の方に物品を入れる入り口はとってあるのですけれども、こうなりますと、入っていくのも出るのも1カ所だけだということで、裏口というのを少し考えてみてはどうかというふうに思うのですが、今現在高齢者事業団入っているところの横もあくようにはなってますけれども、それは一般の人がそこに図書を利用して、読書している人がそこを通るということにならないと思いますので、そうしますことによって、何かあった場合に、常時そこを裏口となると、また管理大変だということをしぐ頭に思い浮かべられるかもしれませんけれども、地震とかそういうこと起きた場合には、入り口が出るのも入っていくのも1カ所というのはどんなものかなということ。

それと、その裏口を出ますと、ちょうど裏口に郷土館がございます。そうすると、そういう企画である施設の連携といいましょうか、今回は図書館の整備ですから、それはまた別個の話になるかと思うのですけれども、その裏口をつくることに対して、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、いかが

でしょうか。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 13番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

現在整備しております図書館の整備計画でございますけれども、1階の部分に2階の図書を全部おろしまして、1階部分に図書館を全部そろえるということで今計画をしております。

今御提案いただきました裏玄関の関係でございますけれども、建物本体については、今回の改修では手をつけられないことになっておりますので、現実的に防犯上の問題もございますし、それから管理上の問題等もございまして、現在の段階では、その裏口をつけるということは、ちょっと検討していない状況にあります。ただ、先ほど申されました非常口の関係ですか、それらについては、既存の玄関と、それから今高齢者事業団が使っております出入り口が簡易なものがございまして、そちらも含めて非常口の対応ということでは使用していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 今度奥の方が絵本コーナー、それから図書室、こうありまして、やっぱり今までよりお子さんとかが利用されるのが多いのではないかと。地震とか、あそこところは古いですので、何かそういうことがあった場合に、玄関一つで表からだとどうなのかなということをお心配するわけなのですけれども、非常口をということで、それではわかりやすい非常口を用意されるということでしょうか、ちょっともう一度お尋ねしたい。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 村上委員の質問にお答えいたします。

現在非常口については、表示はされております。ただ、幼児の絵本コーナーが一番奥の方にあるということになるので、その辺についてはどうかということですが、この件につきましては消防法の関係もございまして、安全に配慮できるように、その非常口の指示等が見やすくわかるように、誘導ができるように手配していきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 223ページの教員住宅の関係です。前回一般質問の関係であられたのですけれども、通告をしてないということもございまして、一つは教員住宅の本来の目的外に、教育長の特認事項で、今5軒入っております。そのうちの2軒

は、教職員に準じたという形で理解はできるのですが、それでも、その3軒の関係の方でそれぞれの事情を聞きますと、事情が十分理解はできるのですね。

それで、酪農ヘルパーの皆さん方が何人が毎年おられるということで、ずっと酪農ヘルパーの利用組合の補助で40万円、35万円、今年度は30万円の予算、18年度は、行革の中では廃止をするということになってます。そうすると、関係者の皆さん方、できるだけ酪農ヘルパーの皆さん方が受け入れやすい条件整備、当然家賃等はそれぞれの形で支払うということになっているのですけれども、そういうケースの場合、教育長の特認ということでやっていただけるのか、もしくはあくまで教育財産から町への財産移行してやれるのか。現実の問題、特認ということでやれるのであれば、そういう方法で、ぜひ2戸程度確保してほしいという要望が強くあるわけなのです。それは、もう中は特に改造とかということは整備しなくてもよろしいというお話もありますので、できれば特認でやるか、それとも町に移管してやるかといういろいろなケースがあるかと思えますけれども、現実の問題として、東中にも過去1戸入った経過も私聞いております。ヘルパーではないですよ。その住民の方がということでございますので、そういうことも含めて、できれば前向きな形でお願いをいたしたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今、先ほど委員からありましたように、5軒あって2軒につきましては御理解いただいていると。あとの3軒につきましては、今清富地区で子供さんがいるというようなことを条件に、学校存続の問題を中心に特認をいたしているところであります。そのようなことから、今酪農ヘルパーでのというお話でありますので、これらにつきましては、また教育委員会としての判断もあるかと思えますが、町部局の方からそのような要請があった段階で、また検討させていただきたいというふうに考えていますし、また過去にも火災等があって、臨時的に入っていたというようにもございしますので、そういう点につきましては、融通性を持ってやってはいきたいと思っておりますが、この酪農ヘルパーについては、また内部で調整させていただきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 259ページ、これブックスタート及び読み聞かせ普及謝礼金ということで

5万4,000円予算計上されております。これ昨年も5万4,000円とりまして、昨年講師を呼んで、私も聞かせてもらいました。聞きに行ってきたのですが、また今年も同じような、講師を呼んで話を聞くということはよくするのですけれども、これ果たして何年ぐらい、今年でこれをあれしてあれなのか。

前にも週休5日制に取り組むときに、3年か5年ぐらいそれに対するいろいろなやりとりしまして、これよく講師を呼んでお話を聞くということはするのですけれども、その後の取り組み、そのリーダーシップの人がいらっしゃらなくて、なかなか父兄の方に、これ私去年聞きましたので、今年あたりはもう講師を呼んで聞くという方法ではなくて、やっぱり父兄の方にこれに取り組んでいただくようにするべきではないかと思うのですけれども、いかがでございますか。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

ここに上げておりますブックスタート及び読み聞かせの普及謝金でございますけれども、これらにつきましては、図書館で今開催しております読み聞かせですとか、あと幼児の健診のときに行っているブックスタートというか、読み聞かせのときの謝礼でございます。講師を呼んで講演会を開くというようなものではございません。

お母さんたちに普及させてはどうかという点ですけれども、これらについても、今度新しく図書館できて、読み聞かせコーナーというのもできますので、それらの中で普及推進を図れるような普及活動といえますか、講演活動、講習活動等を取り組んでいきたいなというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 違う形で、今度は図書館ができるので、そこで読み聞かせとかのことをやるということで、取り組みが違うわけですね。ではわかりました。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 224ページ、25ページのいわゆる特別支援、教育指導助手の問題で、今年もまた配置されましたが、学校等の要望では、3名ぐらいの配置もしくは2名ぐらいの配置という形で要望があったと思います。現状は、そういうような要望にこたえられるような人員配置になっているのかという問題と、それと現状はそれぞれの学校で上小、西小、東中小というふうにあるかと思えますが、どのようになっているのかということをお伺い

いたしたいというふうに思っています。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢委員の特別支援の質問でございますけれども、上富良野小学校において、ことばの学級の幼児の部分の支援のために1名の配置を考えてございまして、小学生の部の教員の配置というのは、国の制度によりまして2名の配置がなされてございます。ことばの学級の支援として、1名助手を配置しようというふうに考えてございます。

ことばの方の4月以降の見込みですけれども、継続、それから新規等含めまして、50名の幼児が対象になってくるというふうなことで、それを内訳としては上小が40名、西小9名、江幌、清富が1名ずつということで、対象者として考えてございません。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 現場へ行って聞きましたら、いわゆるそれぞれの多動症や知的障害、自閉症という形で、それぞれのケースがばらばらです。マン・ツー・マンでやはり対処しなければならないという形で今なっております。今フリーの先生や、学級数が変われば、その要因も変わりますので、そういったところで対応したり、そういう先生がいなければ、おのずとやっぱり1人の先生に対する負担が、指導の負担がふえるという感じになってきております。そういう意味では、現行の指導員の配置で十分なのかというような疑問点を持つものですから、この点については、相当現場に至っては苦慮して、やっぱり動き回る子供等もおりますので、そういった点の改善という部分で見れば、もっと必要な人員配置というのが、もう1人ぐらいふやす必要があるのではないかというふうに考えていますが、その点はどうなっているのでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、制度的なことではありますが、西小学校でそういう学級が3学級あると、4人の先生の配置がなされます。そして、その1人の先生の1学級の児童生徒数につきましては、8人で1人の先生という一つの基準がございます。その中で、今、米沢委員の方から御質問を受けたわけですが、やはり今言っているように、重度でマン・ツー・マンに近い形で見なければならないというお子さんもいらっしゃいます。そのようなことから、今の公立義務教育学級の職員定数では、足りないというようなことがありますものですから、財政的には厳しい折では

ありますが、無理を言った中で、その西小学校に1名の特別支援指導助手、それから上富良野小学校に1名の指導助手というようなことで、この段階をもって、我々の方としては、十分、不十分の尺度もあるかと思いますが、ある程度の万全は期せられるものというふうに理解しているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） お金もない中で一生懸命やってらっしゃると思いますので、その点は一定評価でき得るのがあると思います。それで、問題は、来年度から始まるいわゆるこの制度の改正の中で、やはり一般の児童をどう教室を同じにして勉強するという形になるかというふうに、まだ決まっていないのかわかりませんが、そういうことになれば、やはりそういう子供を抱えて、なおかつ40人や30人見なければならぬということになれば、現状でも大変なのに、さらに大変になるという問題が出てくるのだらうというふうに思っています。やはり親御さんにしたら、そういう一般の子供たちと勉学をともにするという点では、これは評価できるけれども、しかし、まだ現状の中では、そういう児童に対する加配、先生の配置の問題だとか、こういった部分がまだ不透明でわからない状況の中では、やはり心配だという声が聞かれているわけです、上富良野でも。

こういう子供たち、放課後どうしているのかということになれば、お母さんが早く戻ってきて、やはりこういう子供たちの面倒を見ると。本来であれば、こういう子供たちのやはり別な放課後対策というのも、当然視野に入れた感じの中で取り組まなければなりません、まだまだ制度上の不備があってできないという問題もあります。そういう問題も含めて、やはり行政としては、そういう現場の問題点がありますよという形の中で、やはり必要な措置は、人員的な問題、早急に画一的にやはり今一般の生徒と同教室で勉強するということは、まだまだ困難だと思いますので、そういう課題、問題点があると思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今特別支援教育のことのお尋ねと思いますが、特別支援教育支援制度につきましては、平成19年度が予定されているということで、今国会の方で議論されているというふうに認識をいたしております。

そのとき、目的といたしましては、やはり障害を持った子供たちが、一般社会の中で、普通学級の中でいろいろな子供たちと交わった中で、やはり自己

を高めていくというような目的が一つあるかと思
います。

そして、また一方、今委員がおっしゃったよ
うに、その子が本当に普通学級でなじめるのかど
うかという課題も確かに存在するものというふう
に認識しております。

また、教員の配置につきましても、今法律が
まだ通っているわけではなく、その中でどうい
うような配置になるのかというようなことも不
透明であります。そのようなことから、私ども
といたしましても、どのような体制で、その平
成19年度を迎えたいのだろうかというような
ことで研修会、講習会等も今来年度の予算の中
に盛り込まさせていただいて、微々細々にわ
たっているいろいろと研究を深めてまいりたい
というふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そういう現場の意見も聞
くということで、当然保護者等の意見も聞く
ということで、そういう予算化されるというこ
とで理解してよろしいですか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 当然学校の御意見、
また保健福祉課だとか一般行政の方の意見、
また教育関係者の意見、それから今そ
ういうお子さんをお持ちになる保護者の御
意見等も当然承っていかねばならない。た
だ、その配置やなんかにつきましては、今
もとの方が確定してませんので、そうい
うことも見きわめながら検討させていただ
きたいということで、御理解を賜りたい
と思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 259ページの司書
講習受講負担のこの13万円でございま
すが、これは図書館にすることによって
司書を置くのだということで、その資
格を取ってもらう費用かと思うので
すけれども、今いらっしゃる職員の中
からこういう資格を取ってもらって配
置をするということでしょうか、ちょ
っとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 13番
村上上委員の御質問にお答えいたします。

図書館司書の講習の関係でございます
けれども、現在のところ、現在町に
いる職員の中から1名を派遣して
講習を受けてもらおうという計画
であります。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 何歳ぐらいの職員の方と

思っておりますでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上委員の御
質問にお答えをさせていただきますが、当然
4月1日に向けて人事異動等もございま
す。そのような中で、受講者を確定して
いかざるを得ないというふうに考
えておりますので、今の段階では何歳
ぐらいということ、我々の立場では
ちょっと言えないところございま
す。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） なぜこうい
うこと言いますかということ、これ
資格取ってもらいますと、ずっと
定年まで、専門職になりますから、
定年まで行かれるのではないかと
思ひまして、また都度かえるとな
ったら、また資格取ってもらわな
ければいけないとなるので、そ
ういうことを私申し上げている
のですよ。そういうことを心配し
ているのです。だから若い方がそ
こにつきますと、これ資格取って
もらいますね。そうしますと専門
職になりますから、私一般質問
でも人事異動で、ずっと長くいら
っしゃる方もいらっしゃるという
ことで、それで何歳ぐらいの方、
この方専門職になりましたら、
定年までいるということになる
のではないですか、そこら辺の
ことをちょっとお尋ねしたいと
思ってお聞きしているのです。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上委員の御
質問にお答えをさせていただきますが、
図書館司書の資格つきましても、
現在職員の中で1名持っている者
もでございます。そして、その中
で、また1名新たに養成をしてい
こうとしています。

それで、その取った者がずっと一
生そこにいるのかということにつ
きましましては、また後ほど入っ
てきた職員の中でも、またそう
いう資格を持っている者もいる
かもしれませんが、そういうこと
も含めて、これから考えていか
ねばならない問題だと考えて
います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 253ページ、
青少年健全育成問題、これは
ちょうど夏休み終わるころ、
これ会がありまして、高田幼
稚園の園長先生ですかね、
会長が。それで、お茶1杯
出せなくて申しわけありません
が、忌憚のない御意見を
ということで会議を進めら
れて、ちょうどそのころ、
日の出公園で花火をぶん
投げるわ、油ばらまくわ
というようなそういう
ようなこと、夏休みの
期間でありまして、
そういうようなお話し
したのですよ。これは
中学生ぐらいだろうと、
こっちの方は高校生
ぐらいかもしれない
というようなこと
言いましたら、要する
に取り消せ

と言うのですよ。ここの会議はそういうことを忌憚なく、腹藏なく話し合う会議でないのかなということでしたら、取り消してほしい。高校生だとか中学生と言って、そういうことは言わないでほしいという、こういうことですよ。これ見れば、青少年と言わなければならないのかなと思うのですけれどもね、だけれども実際には耳に入ってくるのは、高校生でないかというぐあいに入ってきているから、忌憚のないところでやったわけなのですよね。この辺の会議の会長さんも大変だと思いますね、進めるのに当たっては。だからこういうところは、本当に忌憚のない意見がそこで出されれば、情報の共有ということにつながりますからね、その辺のところも、ただ集めて任せてということではなく、そういうことを理解していただいて会議を進めるというところに配慮が必要ではないのかなと思うのですが、まずこの1点お聞きします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この上富良野の青少年健全育成を進める会でのことかと思いますが、この団体につきましては、やはり青少年健全を自主的にといいますが、そういうような形の中で、いろいろな関係者が集まって組織をしている団体であります。そのような中で、当然いろいろな御意見やなんかがあるかと思いますが、そういうものを生かした中で、本当にこれからの上富良野町の青少年の健全育成に向かってのいろいろな話し合いをすることが目的で、また、行動を行うことが、この会の趣旨だと理解しておりますので、また、そのようなことで会長の方とも忌憚のない意見が出し合える組織にするように、我々の方としても話し合いをしていきたいというふうに考えています。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） そういうことでお進めいただきたいと思います。

一つお聞きしておきたいのと、もう一つはちょっと重なるのですけれども、一つは携帯電話ですよ。この状況をちょっとお聞かせいただきたい。小中高ですね。その辺のところの、どういう状況にあるかということ、それと会長さんが、お茶も出せないで済ませないというような、そういうようなことを言うことで、見ると35万円ということなのですけれども、ほかへ使っているから出せないのかもしれないのですけれども、121ページにやっぱり青少年問題協議会というのがあるのですよ。やはり、これは情報の共有ということでは一本化して、まして今財政難なのですから、こんなあちこちあち

こちつくるのではなく、一本化して、みんなで情報を、その関係しているところが情報を共有することにはならないのでしょうか。

教育長にこれは、今一本化ということはあれでしょうけれども、町長おりますね。助役もおりますから、その辺からお聞きしたいと思うのですが。

以上です。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） それでは、携帯電話の方の所有率につきましては、実はまだそのような調査を上富良野町ではしてませんということで、今何割ぐらい保有しているのかというようなことについては、掌握してないということで御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 行革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 青少年問題協議会とのかかわりの御質問でございますけれども、御承知のように青少年問題協議会につきましては、条例設定による諮問機関でございます。これらについては、進める会につきましては、任意の団体ということがございまして、この分を同一にするのはちょっと難しさもあるかなと思ってございます。

今後それらの連携というものをどうしていくのかということ、それから附属機関としてのありようというものについて、検討を加えていく状況になってございますので、今後またそれらについては、研究を進めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 233ページから237ページの各種上富良野小学校から清富小学校までの学習活動費について何点かお伺いしたいのですけれども、本年度教科書が全面改訂される年になっておりまして、この中の恐らく学校図書になるのか、一般教材になるのか、どちらかちょっと判断しかねるのですけれども、教職員がそれらの指導要綱について教える、いわゆるとらの巻のようなものがあると思うのですけれども、それが各学年の担任の先生すべてに行き届くような措置がされているのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 金子委員の御質問でございますけれども、今年度、17年度に教科書改訂がなされまして、そのための指導用の教職員が持つ指導書につきましてはですけども、17年度の予算において計上してございますけれども、その考

え方といたしましては、これまでは学校の希望をそのまま計上していたといいますが、複数のクラスがある場合は、そのクラスごとに置いていたりもしている状況ですけれども、17年度の予算の考え方としましては、必要最小限の指導書の確保、配置ということで予算を計上してございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） その必要最低数というのは、恐らく予算がないから、各学年で1冊にしてくれとか、それからそういうようになったと思うのですけれども、やはり学校教育というのは、これは子供のためもありますし、それから、ひいては上富良野町の将来の大事な子供のための教育の場というのは、やはり学校の予算を削減するというのはいかがかなと、私大きく疑問を感じますし、また近年の学校の学習要綱というのは、非常に多種多様になっておりまして、それに対応する教職員も、その学校内の時間ではなくて、家に持ち帰って、自分たちでみずからどういうカリキュラムを組んで勉強していくとかということを切磋琢磨されているわけでございます。それを予算が少ないから満度に与えられずに、各学年に1冊とかいうやり方はいかがなものかと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 12番金子委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今御質問にありましたように、教科書が改訂になって、指導書等の問題であります。今何年か前にも教科書が改訂になりました。そのようなことから、うちもそれ以前までは、先生に1冊ずつというような実態ありましたが、今の財政的な状況もありますので、本当にどれぐらいの求めに応じたいのだろうというようなことで、沿線各市町村の実態等も調べさせていただきました。その中で、やはり近隣町村、中富良野、富良野等につきましても、学年に1冊というような状態になっているというような把握をいたしまして、そのような状況の中から、やはり校長先生、教頭先生とも会議等でお話し合いをさせていただいて、これである程度は満足できる姿だなというようなことで予算編成をさせていただいたところであります。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 教科書改訂というのは、毎年毎年あるわけでもないですし、たしか3年に一遍でしたか、たしか3年に一度だと思っております。ですから、こういうものは計画的に予算化できるはずだと思うのですよね。ですから、いわゆる沿線の他の市町村がそういう状況であるから、上富でも右

倣えで、いわゆる教育部分の削減をするというのは、私は国家百年の計である教育の部分の削るというのは、やはり上富良野町の姿勢として、私は問題があるのではないかと思うのですけれども、やはりこのような部分は、恐らくそれは教育長がおっしゃって、校長、教頭と会議を煮詰めて、満度はできないけれども、満足いく姿であるというのは、やはり予算権を持っているこちらからの押しつけであり、実際の教育現場の各担任の先生や、そういう学校の指導要綱を本当に必要としている先生の意見というのは、そこには反映されてないですよ。ですから、やはりそういったものというのは、他の部分を削ってでも、私は教育費のところを削って、このような姿になるというのは非常に残念に思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 12番金子委員の御質問にお答えをさせていただきます。

当然1人に1冊当たっていくことが望ましいのかなというのは、望ましいという価値観から言えば、望ましいというふうに思います。ただ、その中で、当然冊数をそのような形にする前に、校長会やなんかで話し合いもしました。そして、それをやはり現場にも落として、そして意見やなんかも集約した中で、これぐらいであれば、やっぱり我慢できるという段階で、我々としては圧力的なことではなくて、吸い上げて予算編成をさせていただいたというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 他に。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 271ページの社会教育総合センター等警備のところですが、昨年より138万7,000円増の金額になっております。これ見ますと、今年やることとしてステージ点検、これが、これは任意の点検になっておりますけれども、今年やる予定で組まれておりますが、これ4万8,000円ぐらいですので、この138万7,000円増になる金額ですけれども、この警備員というのは何人配置してらっしゃるのか、また、そのステージ点検ですけれども、これは任意点検になっておりますけれども、何年ぐらいでやろうとしてらっしゃるのですか。

今度かみんができて、今年も成人式はかみんでやりましたし、ちょっとまた費用なんかはちょっと違って来るかと思っておりますけれども、こういうものは使っても使わなくても、ある程度の任意点検は必要かと思うのですけれども、いかがでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

まず、ステージ点検の方ですけれども、今年実施することになっております。年数ですけれども、2年か3年に1回くらいはしていこうということで、今年がステージの点検の年に当たっております。

かみんの方を使うということで、回数が減るのではないかということですが、構造自体が常時浮いているといいますが、乗っかっている状態になってますし、あと文化祭のときには、また上げて使うということになります。そのときに、機器の不都合等が発生すると使用できなくなったり、安全上も問題がございますので、点検していきたいということでございます。

あと警備員の人数でございますけれども、夜間は2人、昼間は、朝なのですけれども、朝6時半から午前中が1人ということになっております。あと、土日についても、2人体制で進めていくように考えております。

それと、138万円の増加ということでございますけれども、これについては、今年予算の中で減額はしているのですけれども、増加しているところが、ちょっと僕の方で把握できないのですけれども、どこの分か、済みませんけれども、もう一度御呈示ください。

委員長（西村昭教君） 後ほど。

ふえているという質問です、今村上委員言われたの。ふえてないということなのですか。どこでふえているのですか。

ページ数、271ページでいいのですか。どこの部分がふえているということなのですか。

13番（村上和子君） 警備、社会教育総合センター等の警備のところ、535万3,000円が昨年と比べて、違います、間違えました。マイナス138万7,000円で、だからマイナスです。済みません。マイナス138万7,000円になっておりますが、警備を何人配置されて、変更されたのかどうかということをお聞きしたかったのです。済みません、そういうことです。

委員長（西村昭教君） 先ほど答弁のありました人数については、御理解いただけたと思うので、それでよろしいですか。

13番（村上和子君） この減っているところが、警備員が配置を変えたのかどうかということ、138万7,000円マイナスになっているのですけれども、この減らした、逆です、済みません。逆、減らしたところは。

委員長（西村昭教君） 変化があったかどうかということですね。

13番（村上和子君） ええ、警備費が1人減ったのかどうか、済みません、申しわけありません。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 村上委員の御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターの警備ですけれども、人員を削減しております。昨年度までは、午前中2人と、外の清掃等とかで2人とかという配置の時間もありましたけれども、それらについて1人にしました。

それと、今まで中で喫煙していて、夜の警備とかも2人で回らないと安全上ちょっと確保できなかったりとかということもあったのですけれども、全館4月から禁煙の方向で進めていこうということで今取り組みまして、それに合わせまして、警備の人数も削減したという形になっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 138万7,000円減らしたところが、警備員が減らしたのかどうかということでございますので、そういうことで、はいわかりました。

委員長（西村昭教君） 他に。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） なかなか質問の焦点というの絞るの難しくて、お尋ねします。学校図書で、これ。

委員長（西村昭教君） ページ数、済みません。

4番（梨澤節三君） 233ページです。学校図書、これで書道というのが書写になっているのですよね。これは全国的な話だからどうかとは、お答えできるかどうかわかりませんが、本来道と名がつくと、礼儀に始まり礼儀に終わるとい、そういうようなものも付加されていくのですよ。その書道が書写になっていると。

それから、あと高校とか何か行けば、中学もあるのかわかりませんが、茶道、華道というようなものもあるのではないかと、思うのですけれども、これ茶道なんていうのは茶話会とか、華道なんていうのは花生けとかと、そんな形になっていくのですかね。それで、焦点を絞って言えば、書道が何でいつごろからこの書写になったのかお聞きします。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

その書道が書写に変わったというのは、何年ごろからかということにつきましては、ちょっと残念ながら知識がありません。そういうことで、調べさせていただきたいと思いますが、この表現につきまし

ては、学習指導要領の中で、当然書写というようなことで示されているものと理解しています。ただ、その経緯等につきましては、わかりかねますので、御容赦いただければと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 高校の件なのですが、何ページですか、高校は。高校で学校敷地内全部禁煙なのですね、高校。そうしたら先生が、門の道路に出てたばこを吸っている状況が出ていますよね。その辺について、私生徒が吸っているのかなと思ってびっくりしたのですよ。それでこう行くと、ネクタイ見えてきたのですね。そうではないのですけれども、いかがかなという感じ持つのですけれども、どのようにお考えになりますかね。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきます。

上富良野高等学校が多分全面校舎内が禁止になったのは、10月1日ぐらいからだったというふうに感じています。道立高校の中で、道教委の方から通達があって、敷地内も校舎内も全面禁煙だということは、校長の方からも聞いております。ただ、今言われた中で、見苦しいとかという御意見も確かにあるかと思いますが、喫煙権も確かにそこに存在はするのかなということも感じますので、休み時間中に先生たちが行っている、そして敷地外で吸っているということは、非常に見た感じは余りよろしくないのかなとは思いますが、そこら辺については、校長の管理責任といいますか、判断だと思しますので、そのような質問があったということを高等学校の方にも伝えたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 答弁いいのですけれども、私冬寒いときにですよ、外でこういう格好で吸って、遠くから見たからあれですけれども、学生服が何かわからなかったのですけれども、そばへ行くとわかったということで、健康管理、たばこ吸うこと自体健康管理おかしいのですけれども、それに気遣うことは、やめれば一番いいのですよね。だけれども吸いたい人はやっぱり出て、それでかぜでもひいてということになりかねないということもあわせて、答弁よろしいですから、あわせて言っておいてください。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 250ページの社会教育総務費、251の中間あたりでございますけれども、三つほど名称が余り聞きなれないということで、ちょっと内容の理解がしがたいので、その趣旨と内容について説明願いたいと思うわけですけれども、

負担金及び交付金の中で町民芸術劇場、これもいつごろからここに示されているのかも、町民芸術劇場ですね。

それからもう1点、町民音楽啓蒙推進実行委員会、これらの内容について。

それから、一問一答ですけれども、関連で同じような名称の質問ですので、257ページ、やはり中間の方で、負担金及び交付金の中で、北海道舞台塾inふらのそらち負担とあります。この3点についてお伺いしたい。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 3番岩崎委員の御質問にお答えいたします。

まず、251ページの方の町民芸術劇場の内容でございますけれども、これにつきましては、町民に生の芸術文化に接していただくということで、幼児から大人まで、それぞれの階層に分けまして、毎年学校と、それから公民館等で演劇、それから落語等の講演会を開いているものでございます。

それと、次の町民音楽啓蒙推進実行委員会負担ということでございますけれども、これにつきましては、昨年度といいますか、16年度まではジョイントコンサートということで、教育委員会のそれぞれの消耗品等の中で予算組みしていたのですけれども、17年度から実行委員会をつくって予算の中でやっつけようということでございます。

中身につきましては、例年9月の頭というか、初めごろに実施されております自衛隊とそれから中学校、高校等の吹奏楽部の合同のコンサートの実行の経費でございます。

それと、257ページ、北海道舞台塾inふらのそらち負担ということでございますけれども、これにつきましては、富良野で演劇工房がございまして、そこに道の方から補助金が来て、実行委員会を立ち上げて、芸術文化を広めていこうということで、富良野地域、それから空知地域で芸術文化を広く深めていこうということで、道の補助金をいただきまして、富良野が中心となって活動を続けているものでございます。その中に、上富良野も一緒に加わりまして、舞台塾の負担金を出しております。

昨年の16年度の実施の内容ですけれども、昨年6月の末に、「天国への階段」という演劇を公民館で実施しております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） この町民芸術劇場というのは、町民が主体でこれに出演するのか、それともよそから呼び込んで招致をしてやられて、それとも今言った関係、両方が存在するのか、もう1回お聞き

したいと思います。

それから、町民音楽というのはわかりました。去年もパンフレットといいますが、新聞折り込みで入りまして宣伝しておりました。

それから舞台塾、これ公民館でやった。舞台塾、ふらの演劇工房でしたか、どこかデージー食品の裏の方から回っていったところにあるということは、1回この議会でもお知らせしておりますから、場所は覚えてますけれども、実際に見たことはございません。何か今の答弁では、上富良野の公民館でやったと。この辺のあれはどういうことが、お尋ねします。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 岩崎委員の御質問にお答えいたします。

まず、町民芸術劇場の関係でございますけれども、町民芸術劇場につきましては、演劇をしてくれる方、それから落語をしてくれる方を町に招聘いたしまして、それぞれの学校、公民館等で講演をいただいております。町民は観覧するというだけでございます。

それと舞台塾の方の関係でございますけれども、先ほど申し上げた演劇につきましては、たまたま上富で巡回してきた中の1回でございます。上富で実施したものでございます。

全体としましては、富良野と、それからそれ以外、深川ですとか滝川ですとか、それらの地域で数が全体で10講演以上、ダンスですとか演劇のフォーラムですとか、多彩に演劇にかかわる講演会、それから研修活動を続けているものでございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 257ページのふらのそらち負担ですけれども、これにつきまして、昨年度実施したということ。今年も予算を組んでいるということは、今年もそういう計画されていることで、ちょっと関連で、ここには出ておりませんが、富良野につくった演劇工房に関しては、上富は負担とかそういうことは、ふだんのあれはないということで理解してよろしいですか、答弁願います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 岩崎委員の御質問にお答えいたします。

演劇工房に対する負担金でございますけれども、上富良野町としては負担金は出してございません。あくまでもこの舞台塾の講演会といいますが、活動の負担金を出しているだけでございます。（発言する者あり）

今年も計画しております。内容につきましては、まだ4月以降に集まりまして計画するので、まだ内容は決まっておられませんけれども、今年も実行いたします。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 271ページ、B&G海洋センター管理費、このところの885万2,000円、この金額でございますけれども、昨年も29万7,000円ふえた予算で855万5,000円だったのですが、今年も全く同じような29万7,000円増えた金額で予算が組まれております。これは説明書見ますと、海洋体験クルーズ引率と、こうなっておりますけれども、全く一昨年も29万7,000円上がった金額で組まれておりまして、今年も全く同じような予算計上になっているのですけれども、これ、かみんのプールができましたし、かみんのプールとは使用目的が違いますけれども、ここの利用者もちょっと減ってきている、当時から見ると。昨年私何回か行きましたけれども、減ってきているのではないかと思うのですが、全く同じ、昨年も29万7,000円上げまして、今年も29万7,000円、全く同額の金額上がった金額で885万2,000円組まれているのですが、これちょっと御説明いただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 今の件終わらせてからお願います。

社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

昨年と同額になっているのですけれども、中身としまして、273ページの一番上の方に、備品購入費というのが32万7,000円ほど計上されております。これは、あそこについているストーブなのですけれども、設置当初からずっとつけておりまして、老朽化がしておりまして、非常に故障等も発生するような状況になっておりますので、そのストーブを取りかえようということで、32万7,000円が今年計上しております。

それと、B&Gの海洋体験等についてですけれども、これについて、今年はまだたま沖縄と、それから小笠原と二つあるのですけれども、小笠原の方は参加者がなく、それからまた沖縄の方もたまたま都合が、子供たちの行事の関係で参加がなかったので、非常に子供たちの精神といいますが、健全育成、心身ともに発達させる中で、非常に海に対する理解を深めてもらう中で、非常に有意義な活動だということで、あわせて計上しております。昨年に引き続き計上しております。

それと事業の中身ですけれども、同額に近い数字になっておりますけれども、運用の時間ですとか、それから開会の時間を早めたりとか、遅めたりとか、期間を延ばすような形で利用の向上を図っているところがございます。

それと、かみんができてから利用者が少なくなったのではないかということなのですけれども、それについては、現在はまだ把握していないところにあります。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） かみんのプールができましたら、まだできて新しいですから、これは使用目的違いますし、でも多少ちょっと影響がかみんで歩こうかなという、あちらは保養浴でございますけれども、こういったものも少し今年は関係するのかなと、利用につきまして。

B & Gのプールに私何回か行ってますけれども、減ってきていることは、かなり利用者が減っているなど。子供たちで団体で使われていて、もうそうになったら、もういいやと一般の人が遠慮して帰ってしまうようなケースもよく見受けているのですよね。だからそういうことで、それにもかかわらず、今備品購入だということで、ちょっとわかりましたけれども、全くその同額の金額上がったもので計上されているものですから、そこ確認したかったのです。

委員長（西村昭教君） 他にございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 265ページ、体育指導員活動費の関係でお尋ねしたいと思います。

体育指導員が20名ということで90万9,000円、昨年の予算で見ると99万7,000円なのですが、体育指導員の定数は25人以内ということになっているのですね。それで、今25人の方を任命をしているのです。この任期が、平成16年の4月1日から平成19年3月31日までだったのですね。そうすると、今の25名を20人にするのかということなのですが、25人を20人に、今任期中だけでも、減らすということで理解をしていますかということですか。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 11番中村委員の御質問にお答えいたします。

体育指導員の人数でございますけれども、平成16年、本年度から20人に削減しているところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 去年の10月の決算特別委員会の附属機関の資料には、ちゃんと25人に

なっているでしょう。浅田千佳子さんから竹谷さんまで。そうすると、一応5人、途中任期だけでも減らすということで理解していいの。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

体育指導員の任期でございますけれども、平成16年3月31日で切れておりまして、新しく平成16年4月1日から20人に変更しているところでございます。15年度については25名、16年度については20名で行っているところでございます。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私のところで、昨年10月の決算特別委員会の附属資料の中には、任期平成16年4月1日から平成18年3月31日まで、そして25人の名前が全部出されているのです。だからどうなのかということでお尋ねしているのです。

委員長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩を解いて再開します。

社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

今見せていただきました資料につきましてですけれども、当方と、それから書類作成の方との不手際のところで記載が間違っていたということで御理解いただきたいと思います。

今回というか、16年度からにつきましては、20名に人員を削減しまして行っているところでございます。

20名の資料につきましては、後刻委員の方にお渡ししたいと思いますので、御了承いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） そういうことで、よろしいですね。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 230ページ、231ページのことばの教室の指導員の問題ですが、前からも言っておりますが、このことばの教室の指導員のボリュームというのは、年々高まってきております。そういう意味では、いわゆる正職員化にしても十分値ある指導されているというふうに思っていますので、この点。

それと、ことばの教室、これも特別支援にかかわるわけでありまして、日ごろからこういう子供たち

を日常的にやはりサポートし得るコーディネーター的な要素を持った指導の配置、あるいは専門職の配置という点で、先ほどの子育て特別支援と同じなのですが、やはりそういった部分の上富良野町の日常的な支援、親が抱えている問題等の悩み等々というのが、もっと恒常的にどこかでやっぱり集約されて、それを丁寧に介して指導できるというような体制という部分では、まだ不十分な部分が見受けられると思うのですが、現状ではそういった日常的、生活あるいは子供の疑問点なんていうのは、その都度解消できている部分もあるかと思いますが、そういう体制というのは、現状ではどのようになっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問がありますが、ことばの教室についてであります。ことばの教室につきましては、御承知のように、幼児の部分のことばの教室と、児童の部分のことばの教室がございます。便宜上と申しますか、上富良野町としては、今上富良野小学校を拠点として幼児のことば、それから児童のことばの指導を上富良野小学校を中心に行っているところであります。その中で、このことばの教室の果たす役割は非常に大きなものがあるというふうに認識をいたしているところであります。

御承知のように、児童の部分の指導につきましては、当然学校の先生が当たるというようなことで、学校の先生の配置の中で、今現在行っているところであります。

なお、幼児の部分につきましては、町の嘱託職員というような身分の中で運営を行っております。そんな中で、今やはり親御さんとの相談、それからそういうものを恒常的、日常的に行える体制につきましては、今後特別支援教育との絡みもございまして、そういうことも含めて、やはり相談体制については、児童の部分については学校、そして幼児の部分については、また嘱託職員の方でというような体制づくりを、そして学校やなんかとの連携も図っていかねばならない問題だというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 正職員化については、できないということですね。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 今幼児の部分の嘱託職員の部分だと思っておりますが、今のところ、今の嘱託職員ということで考えております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そういった部分についても、十分今後検討する値があると思いますので、その点を申し上げておきたいというふうに思います。

次に、232ページにかかわって総合学習の問題であります。近年ゆとりある教育という形の中で、この予算づけがずっとされて、一環としてされてきました。こういった部分の現場等の意見聞きましたら、余りある予算はそんなに今ですからありませんが、小中学校においても、この部分の予算というのは、現状ではほぼ変わってないというふうに見受けられます。これで十分な予算の位置づけという点ではどうでしょうか、各学校からは、もうちょっと増額してほしいというような要望も、時にはあったかというふうに思いますので、この点は今年度の予算配置では、どのようになっているのかお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 小中学校におきまず各予算の中でも、この財政事情を踏まえまして削減を進めているところですが、御指摘の総合学習につきましては、今後も充実を図るということで削減をいたしておりません。昨年と同額を計上し、充実を図ってまいりたいと考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 同額だから、現状で足り得るのかということを知りたいのです。

委員長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 特に大きな増額要望というのは承っておりませんが、この状況の中で16年度を推移してございまして、充実した活動を図られているものと考えております。

委員長（西村昭教君） 関連ですか。

それでは、暫時休憩して、その後受け付けたいと思いますので、暫時休憩といたします。

事務局長（北川雅一君） 再開時間を10時50分といたします。

午前10時29分 休憩

午前10時50分 再開

委員長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 273ページのパークゴルフ場管理費のところでございますけれども、昨年に比べまして152万6,000円ふえていますので、この理由をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 13番村上委員の御質問にお答えいたします。

パークゴルフ場の委託料金が増加したということでございますけれども、これはパークゴルフの利用料の収入がございますけれども、それと実際にかかる経費との差額を委託料ということで、今のところ委託という形になっております。

昨年と比べまして、昨年度まではいろいろ大会等がございます、収入がかなりあったのでございますけれども、今年度につきましては、大きな大会も今のところ予定されていないような状況がありますので、町外者の収入が大きく削減といいますが、減るということで、逆にこの委託料の方が増加したということになっております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君）今のちょっと関連なのでございますけれども、収入が下がったから委託料をふやすと、委託する意味、そういう委託するときは契約するのですか。これ以上収入が下がったら、それを補てんします。損失補てんするのですか。そんなやり方するのですか、役場として、行政としては、富良野の厚生病院の協会の損失補てんと同じになるような気がするのですけれども、そんなことでしているのなら、委託している意味なくなっていくのでないですか。

委員長（西村昭教君）社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君）14番長谷川委員の御質問にお答えいたします。

今の説明ですけれども、ちょっと不十分なところがあつたと思うのですけれども、パークゴルフ場の管理に当たりまして、約1,000万円近いお金がかかっております。人件費、それから草刈り等そのような経費になっております。

その中で、昨年度までは料金収入が約850万円ぐらいあつたのですけれども、その残りの分を補てんというか、委託料の形で出していました。不足する分を出していたという形になっております。

今年度につきましては、それらの諸経費、人件費等も含めて経費の節減を図つたのですけれども、それをあり余るほど料金収入の方が見込めないということで、このような形で増額した形になっております。

あわせて、その委託する意味がないのでないかということですが、実際に町でやりますと、1,000万円近いお金は計上されるというようなことになっておりますので、その差額分を料金収入で全部賄うといつて賄うことはできないので、その差額分を委託料という形で払っております。

以上です。

委員長（西村昭教君）よろしいですか、長谷川委員。

より詳しくということで、助役、答弁。

助役（植田耕一君）長谷川委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、このパークゴルフ場につきましては、独立採算性ではございませんので、料金収入の中で運営していくということは、初めからございませぬ。当然維持管理費に要する費用というものを見積もって、その中で料金収入が受けた差額について町が補てんする中で委託をしているということでございますので、基本的に料金収入で運営をしていくという方針ではございませぬので、その辺御理解賜っておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君）他にございませぬか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君）269ページ、日の出スキー場、今子供たちがパソコンとか、そういうのにのめり込んでいって、屋外スポーツというのは余り出ないのですよ。特にこの寒くなると。

日の出スキー場に行きますと、スキー場整備はよろしくない。日曜日行くと雪が降って積雪している。その10センチかこれくらいあるかな、それを滑っておりています。小さい子供も低い方に行つて楽しんでいるのだけれども、整備されていない。圧雪車あるでしょう、ラトラック、あれが機能していないですね。日曜日というときも、人が来るときにもそれが整備されていない。

これ委託料でいって、それとも整備できないようなぐあいに削つているのか、そういうことだつたらいかがかな。リフト回さないで、昔のように歩いて登つて斜面つくつておるという形にした方がいいのでないのかなということにもなつていくのですが、その辺ちょっとお答えいただきたい。

委員長（西村昭教君）社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君）4番梨澤委員の御質問にお答えいたします。

スキー場の整備の関係でございますけれども、10センチぐらいの厚さ、積雪ぐらいですと、ラトラックのつめの厚さが10センチから15センチぐらいありますので、それでつめがかつちやいて下の積雪が少ないときですと、路盤といひますが、地面が出てしまう可能性もありますので、なるべくそういうときには行かないようにしているの、不都合なところというか、使いにくいところもあると思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

あと、大量に積雪が来て、アイスバーン、それからこぶ等ができたときには、管理していただくよう

に手配はしてございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 答弁それではだめですよ。私が言っているのは、スキーができるようにやりなさいと言っているの。その積雪があった上に雪が降った。降雪があった。10センチというのは、例えばの話だからね、これは。それから、後ろにローラーがついているのだから、つめでやったってローラーでやっていけば何でもないはずなのです。だからそれをやらせなければならぬと思うのですよ。私が言うのは、それを動かすほどの委託料ですね。それも削ってできないのかと。できないならば、いっそ歩いて上がって斜面をつくって滑るようにした方がいいのではないのかということ言っているのです。その辺お金のこと内容わからないから、その辺のところはおたくらおわかりだから説明してくださいと、こういうことなのです。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 梨澤委員の御質問にお答えいたします。

今御指摘いただきましたスキー場を快適に利用できるように整備せいということでございますので、今年度については、もう先週の日曜日で終わってしまったのですけれども、来年度に向けては、住民の方が安全に利用できるように整備できるように手配していきたいと考えております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 総合学習の問題で233ページ、より具体的に言いたいのですが、人を頼むと、当然お金や、それにかかわるものが必要になりますよね。教材等もそれにかかわって必要になります。そういう部分で、平成15年度からこういう部分の予算はふやしてほしいという現場から意見が出ているわけですよ。それで現状ではいいということでおっしゃっているけれども、下ではそういうふうになっているのだということで、どういう認識なのかということをお伺いしたいというふうに思います。

これは予算委員会ですから、私たちは住民のいろいろな声を届けるためにこに來ているわけですから、確かに予算がないということもあります。しかし、それはわかると同時に、その上で住民の要求を一步でも近づけるために、私たちはここで議員として発言したり、疑義があれば質問することです。その問題に対して委員長に申し上げたいのは、配慮は必要かというふうに思いますが、しかしその前提となる根本的なその問題で私たちがやって

いるわけですから、それを抑制するという発言ではありませんか、確認しておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 私も先ほど申し上げましたのはちょっと誤解があったかもしれませんが、なぜ減らしたのだという質問ではなくて、どういう部分をどういう理由で減らしたのだという質問であれば理解できるのですけれども、そうでない部分が質問の経過の中であったものですから申し上げたということで、今米沢委員の言うとおりに私も理解しておりますので、その点誤解のないようお願い申し上げます。

教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

この総合的な学習につきましては、ほぼ定着が図られてきているところであります。そのような中で、この総合学習が意図する意味というのは、非常に大きなものということで、教育委員会としては認識をいたしております。

その中で、当然学年ごとのカリキュラムに沿って、この総合学習が各学校ごとのアイデアとか考え方でも進められております。そのような中で、当然予算やなんか不十分であるというような現場の声やなんかも確かにあろうかと思えます。

また、そういうようなものにつきましては、我々も真摯に受けとめながら、どういう事業内容、そして予算の必要性やなんかを助案した中で、平成17年度につきましては、このように予算編成をさせていただきましたが、今後につきましては、また現場やなんかの評価、意見等も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 次、別な問題に移らさせていただきます。244ページの中学校におけるいわゆる40ページからだと思えますが、今国の方では、性の問題あるいは薬の麻薬等の問題、食育等についても、学校教育の中でやはり位置づけて、きちりとやはり心身を健全な状況の中で、小さなうちからそういう問題を認識してもらおうという取り組みが進められております。この間、一定部分、昨年だったかと思えますが、性に対する教育も行われてきてはおりますが、しかしまだ位置づけという点では弱いというふうに思えますので、今後こういう取り組み等について、やはりきちり位置づけるということが、より一層大事ではないかというふうに思えます。

今ドラッグという形の中で、安易にやはり薬が手に入るという形にもなっております。性の感染についても、恐ろしいということが言われています

ので、こういう部分の強化を今後この17年度の予算の中には、位置づけされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

前段で性の問題とか麻薬、また、このようなことは時代背景からして、非常に大切だというふうに認識をいたしております。その中で、先ほど総合学習の御質問がありました、やはり中学校等におきましては、その中で健康教育とか、総合学習の中で第1学年やなんかでは、当然性の問題等についての学習とか、そういうことが計画もされています。そして、これらにつきましての予算につきましては、先ほどお答えをさせていただきました総合学習の中で予算化をしているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 生涯学習の問題で、252ページから3ページにかかわってお伺いいたします。

今国の方では、地域の子供たちの居場所づくりという形の予算を計上して、地域の子供たちがやはり放課後安心して暮らせる、また社会との交流がその場でいろいろな形で、次世代の違う形で交流ができるという形の予算がつけられております。

上富良野町でも、昨年度から取り組まれたかと思いますが、この文部省の生涯学習の居場所づくり教室の中でも、上富良野の進めている居場所づくりが、やはり先進的だということでも紹介されてきております。そういう意味では、貴重なやはり体験の場所、居場所づくりという形でつくられてきていると思います。

これに伴って、当然それに必要な予算というものも確保というものの必要かというふうに思いますが、今年度こういう居場所づくりの推進に当たっての予算の確保は十分できているのか、その点、また今後進める上でのやはり課題等があれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この地域子供教室、子供の居場所づくりにつきましては、平成16年度から文部科学省の補助をいただきながら、これは実行委員会が受けるわけですが、それに町の単独費も上乘せした中で事業展開を図ってきております。その中で、やはり放課後の児童の安全・安心でいる場所をつくるということが、まず最前提であります、そのようなことにつきましては、ほぼ目的を達成しているのかなという

ふうに考えているところであります。

ただ、16年度につきましては、巡回型というような形の中で、各校に1週間に1回程度の形で回っておりまして、平成17年度には、この巡回型に事業をアップするような形の中で、固定型ということも含めながら、さらに子供の居場所づくりを進めていきたいというふうに考えているところであります。

そのような中で課題等、予算につきましては、国からの委託料、それから町の予算は50万円というようなことで、十分な金額なのかなというふうに我々は受けとめているところであります。

課題といたしましては、やはりこの地域子供教室というようなことで、子供の居場所、安全・安心、そうしたときに、町全体で考えていったときに、やはり福祉部門との連携とか、それから児童館との連携、そういうようなものも、やはりまち独自のそういう対策と申しますか、一体性が今後やはり必要になってくるのかなというふうに受けとめているところであります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 267ページの女性スポーツ協議会活動費補助5万円、これ女性スポーツって何なのかなと今ちょっと考えていたのです。それで、私は若いころであったら、確かに女性の参加はよくないから、そういう面を出されてという意味でここにつくったのかなと。いつごろこれつくっているのかなと。

それと女性スポーツと言いますけれども、私なんか高齢者のスポーツでパークやったり、ミニバレーやったりしておりますけれども、パークなんかで女性が、もう平均的には女性の方が上手ですし、ミニバレーでもこの前協会の主催でやったのですけれども、1位になったところは、混成だけれども、男性1人に女性3人、男性2人女性2人というところが負けているのですよ。女性の多い方が勝っているのですよね。そういうことでいって、女性スポーツって何だろうかな。ずっと前のやつを来ているのでないだろうか、任務終わってないのかなと感じ受けるのですけれども、その辺のところお聞かせいただきたい。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 4番梨澤委員の御質問にお答えいたします。

まず、女性スポーツ協議会の補助金でございますけれども、発足は平成元年ころだったと思っております。そのころから発足して、現在も活動を続けておまして、サークルとしましては、先ほども言わ

れておりまたミニバレーボールがほとんどの団体を占めております。その中で、女性の方々の平成元年ころですので、なかなか女性のスポーツの団体というか、サークル活動を体育館ができた機会に立ち上げていこうということで、この会が発足しております。

今まで毎年団体の方々に研修に行かれたりですが、今年もありますけれども、ミニバレーボールの大会を実施したりですとか、というような形の中で現在も活動を続けてきております。

以上です。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 233ページの上富良野小学校の整備のところの整備計画策定調査費160万円でございますが、これにつきましては、教育長は執行方針の中で、改修がいいのか、新築するのがいいのか、しっかり調査をしてということで、これは私調査費かなと思っているのですが、そうしますと、これ17年度予算編成に向けた行財政改革の取り組みのところを見ますと、上富良野小学校改築基本設計策定業務と、こういうふうにならわっているのですが、私はこれは調査費であって、改築がいいのか、また新築した方がいいのか調査をしまして、これはた別個にまた実施設計費というのは、また組まなければいけないのではないかと思うのですけれども、このいただきましたところには、もう改築というふうなこと書いてありますのですけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上委員の御質問にお答えをさせていただきます。

上富良野小学校の校舎の整備の将来像についての件であります。名称につきましてといいますか、中身といたしましては、やはり今委員が言われたような調査費というようなことでとらえていただければなと思います。と申しますのは、今後調査をした中で、いろいろ比較をした中で、今後上富良野町として上富良野小学校をどう校舎整備していったらいいのかというようなことを判断できるような調査資料をつくりたいと。それに基づきまして皆さんの、議会も当然でありますし、教育委員会、それから関係者やなんかの御意見も賜りながら、どちらの方法を探っていくのかというようなことで、今後の設計とか、そういう段階には今後移っていくというようなことで考えてございますので、中身としては、そういうことで調査費というようなことで御理解いただければと思います。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 270ページのB&G海洋センターのこの期間を縮減するという形で予算化されておりますが、これ実際今利用しているいろいろな団体等に聞きましたら、縮減というのはどうなんだろうという声も聞かれています。今上富良野町の少年団は、中富良野町に行って利用しているということもあります。そういう場合の広域で利用料等の減免などしてほしいという話も出てきておりますし、やはりこの期間を縮減していいものかという疑問もありますので、この二つの点についてお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの御質問の中でもありましたけれども、ちょっと私の方の説明がわかりにくかったのかなということで、再度説明させていただきますけれども、期間としては、10月の初めまで延びております。短縮したというのは、1日の中で開いている時間を朝午前中10時からとかという使わない日を11時にしたりですとか、春先の早い時間、夜遅くまで使わない時間については8時まででやめるというようなことで縮減を図って、期間については昨年より延ばして、10月の頭まで富良野の大会あるまで延ばしてございます。

利用の実績といいますか、今委員が御指摘されましたように、実際に利用の実態見ますと、富良野の大会まで練習に中富良野の方に行っているという実態もございましたので、それらをカバーするといいますか、配慮するような形の中で、細く長くというような形で予算を組ませていただいております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうしますと、やはり一定時間と、1時間かそのぐらいの差だと思っておりますけれども、そんなにそのぐらいだったら通常十分あけておいても対応できる部分かなというふうに思うのですよね。そこら辺はどうなのですか。

もしも、その利用時間等の変更があるとすれば、それに合わせたいろいろな見直しということも当然出てくると思うのですが、この点についてもお伺いしておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 米沢委員の御質問でございますけれども、縮減1時間ではどうかということなので、延ばしてはどうかということなのですけれども、厳しい財政事情の中で、なるべく利用の多い時間帯といいますか、ほとんどない時間帯もございましたので、それらについては委託をしておりますので、当然人件費が発生してきますので、

で、それらの部分について、人の泳いでない時間については、縮減したというような形で御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうしますと、そこら辺は十分やっぱり住民にも説明しなければなりませんし、また、いろいろなこれ問題で出てくると思いますので、そこら辺は臨機応変だとかという形で言われてますから、十分利用できる環境づくりという形でつくってほしいと思うのですよね。別に延ばせとは私は言っていないので、現状でいいのでないかということを行っているわけですから、ぜひこの点、利便性を欠くようなことがないようにしていただきたいと思います。

中富良野に行っている団体等については、やはり向こう町外という形で行って料金高いのかなと思うのですが、広域連携という形の中で、そういう見直しはできないのかというような声も実際あります。上富良野と中富良野だとかということで、これは行政上いろいろなその後の発生するいろいろな問題もありますから、単純にはいきませんが、そういった点についてもお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 先ほどB & Gのプールの管理と、それから利用の状況を住民に周知せということでございますけれども、それらにつきましては、プールが開館するまでの間に広報、それから掲示板等を利用して、利用者には不適切な扱いにはならないように十分配慮してまいりたいと思います。

それと、広域で中富良野等のプールについて、同一料金でできないかということでございますけれども、これらにつきましては、広域の教育委員会の会合がございますので、それらの席の中で課題として提供していったらいいなというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 241ページの心の教室相談員についてお伺いいたします。

前年度は道からの補助もありまして、64万円あったのですが、今年度は48万円と。道の補助がなくなったのはいたし方ないかと思いますが、町として、この心の教室相談員でなくて、もっと高度と言ったらおかしいですけれども、スクールカウンセラー、こういう制度もひとつ導入する必要もあるのではないかと思います。不登校だとかいじめだとか、本当に困っている生徒を救い上げる、そういう制度も導入されるべきではないかと思ひます

が、その辺どうお考えですか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 14番長谷川委員の御質問にお答えをさせていただきます。

心の教育相談員につきましては、4年ほど前から上富良野中学校において、それなりの効果は上げています。そして上富良野中学校も、その不登校、いじめ、そういうもの、潜在的なものは確かにあるかと思いますが、そういうものがないのも、この心の教育相談員を置いているからだということで認識をいたしております。

スクールカウンセラーという御質問であります。今当然各学校に、ある程度の規模の学校には、養護教諭が配置されています。そのような中で、子供たちの健康管理、心の健康管理というものは、当然行われておりますので、今のところはこの養護教諭、また心の教育相談員等に対応できるものというふうに考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 今、2001年から国ではスクールカウンセラー制度ができて、指導しています。そして今年、2005年には47億円の予算がつけられて、すべての国の公立中学校、3学級以上ある公立中学校には、その制度を適用できるという制度ができています。だから今養護教諭と言いましたけれども、やっぱり常勤するのではなくて、そういう手だてをしておかなければならない、そして生徒も先生も父兄も、そういう本当に困ったときに手だてができるように、現に見えてないですけども、やっぱり不登校だとか、そういうのがあるのですよ、現に。だから、そこでちゃんと啓蒙してあげるとか、PTAだとかそういうところにも、ちゃんとうちにはスクールカウンセラーというのがありまして、心の相談もできますよ、専門員もこういうところでやれますよというような制度もつくっておく必要があると思うのですけれども、その辺どうですか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 14番長谷川委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、いろいろと子供たちの心の悩みとかということの方が非常に大きく取り上げられています。そのような意味から、スクールカウンセラーということも承知をしているわけですが、この上富良野町において、この心の教育相談員の存在意義と、このスクールカウンセラーの意義等も考えあわせて今後検討せざるを得ない、していくべき課題だということ認識をいたしているところであります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 261ページ、郷土をさぐる会運営補助というところですけども、これできた当時大変よく頑張ってやっておられました。それで、私は研修に行ったところあたりは、はじ、土に師匠と書いた方が、この方が郷土史家ということで案内をしていただいたのです。この方は西暦600年ごろの日本武尊のころの時代の名前がずっと続いている方なのです。それで、そういうところは神社あたりに宝物館とか、そういうようなのが保管されていたりして、非常に歴史大事にしているということで、これは私非常に大事だと思うのですが、これで郷土史家、そういう名誉的なもの、そういう道をお考えになってはいかがか。会ということではなくて、こういう財政難のときですから、会も必要でしょうけれども、郷土史家という名誉的なものでもってこれを引き続くというような、この辺もう少しお考えになってされてはいかがかなというように思いますが、どうでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 4番梨澤委員の御質問がありますが、郷土をさぐる会と、その中から郷土史家というような御質問がありますが、郷土をさぐる会は、まさしくこの郷土史家の集まりだというふうに私は認識をいたしております。

今委員のお話によりますと、そういうことではなくて、やはりそういう名誉的なものでもいいので、そういう人たちを認定するような制度とか、そういうことも含めて考えることはできないのかという話であります。

やはり郷土をさぐる会に、中心に活動していただいておりますので、このようなことも含めながら、また会とも相談させていただきましますし、また会以外でもこのような適当な人がいらっしゃるのか、そういうことも含めて、また、こういう呼び方が本当にいいものだろうかということも含めて検討させていただきます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） この郷土をさぐる会、もう20年やっているのですよ。20号も発刊されました。それで、開基百年というものが一つの基本であったのでなかるうかと思うのですが、もう出ていることは、大体同じことが書かれてくるのですよ。ただ、お人が書くことが違うというだけで、大体同じようなことが出ているのですよ。

それで、この郷土をさぐる会というものは、もう20年でひとまずけりをつけて、そして次に新しいものがあるならば、新しいものを予算づけて、そ

れでやるということが教育委員会の使命でないかなと思うのですが、ただずるずるずるずるこの郷土をさぐる会20年来ているのですから、もうこれらは一たん来年度はもう廃止して、新しい郷土というものをつくれるものを考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5番小野委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

御承知のとおり、郷土をさぐる会は任意団体であります。そのようなことから、この任意団体がいろいろと活動をした中で、今まで書籍も発行をしてきているところでもあります。

歴史のとらえ方ではありますが、やはり入ってきた当時の、上富良野町ができた当時の明治30年ごろから大正、また昭和と、それから平成というような形の中で移り変わってきてございます。そのような中で、やはり10年前のことも歴史の一つだと思いますし、そのようなことをやっぱり記録やなんかで残していただけるということは、この郷土をさぐる会の活動というのは、本当に貴重な活動をされているなというふうにとらえているところでもあります。

前段で話しましたが、あくまでも任意団体でありますので、任意団体の中で、今後どうしていくかというのは考えられるべき問題なのかなというふうにとらえておりますので、御理解賜りたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） 確かに任意団体のことはわかります。でも、これは一応例えばさぐる会は、1冊2,000円で販売しているのですよ。それでこれ一応4万5,000円運営委員会費だとして出している。これらは必要ないのではないですか。2,000円で販売しているのですよ。ですから、こういうもう小さいもの、例えば前回いろいろありますけれども、さぐる会にしても何してもみんな廃止したのですから、これらもやっぱり来年度はこういうことは、販売すればいいことなのですから、スポンサーつけてもいいのだし、これはやれるのですよ、スポンサーつければ。ですから、来年度もこのままの状態で行うのかやらないのか、それちょっとお聞きしたい。

委員長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5番小野委員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどお話をさせていただきましたが、上富良野町の歴史を残すという仕事につきましては、教育委員会の大きな仕事でありますし、また郷土館の大きな仕事だというふうに認識をいたしてございます。

その中で、郷土をさぐる会の方で、その歴史保存、資料保存の活動をされていることにつきましては、改めてお礼を申し上げたいと思っているところであります。

今の補助金の問題につきましては、有料頒布をしていることから、要らないのでないだろうかという御質問であります。先ほど申し上げましたように、やはりこの郷土の歴史を残すというようなことで、教育委員会としては少ない補助金であります。今後も見直しはしていかなければならないとは思いますが、そういうことで今のところ考えているところであります。

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） そうしたら、一応来年度は考えになって、見直しも考えてみるというふうに考えていいのですか。わかりました。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、ここで質疑を終了いたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

次に、歳出第111款の278ページから予備調書295ページまでの質疑を行います。ございませんか。

2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） 284ページ、職員の給与でございますが、この給与に関しましては、2,000万円ぐらいふえているわけなのです。それで、私はお聞きしたいのは、これは生活権でございますから、下げれとは言いませんが、どういうことになって、職員がふえたのか、またどういうふうになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

時間外につきましては、昨年より約400万円ぐらい減っておりまして、3,300万円ぐらいのが2,800万円ぐらいになっているわけでございますが、職員の給与につきましては、1,800万円ぐらいふえているように思いますので、このふえたことにつきまして、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それで臨時職員でございますが、今年は昨年より多いのか少ないのか、その点2点ほどお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 2番徳島委員の給与費がふえているということでの質問にお答え申し上げます。

御指摘のとおり給与費、給料で1,300万円ほど、それから職員手当で900万円の減、それから

共済費で1,300万円、それから負担金で1万9,000円ほど、合わせまして1,711万円昨年度から見てふえてございます。

ふえた中身につきましては、給与の明細書288ページにつけてございますけれども、これに内訳が大体網羅してございます。

主なものといたしまして共済費の増、これが昨年の年金関連法案の改正によりまして、10月から年金の負担金上がりました。これに伴います増が約1,300万円ございます。

それから、給与の普通昇給に見合う分が約1,300万円ございまして、それから寒冷地手当等の見直しによる減が約600万円ほど、そういうものもろもろ相殺いたしまして、総体で1,700万円ほどの増となったものでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。答弁漏れでございます。

臨時職員につきましては、それぞれ各課単位に見直しを図っていただき、なるべく減員をする方向で取り進めている現状でございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） 臨時職減らすという考えはわかりませんが、臨時職の職員、昨年は何名でどのくらい賃金、臨時職の賃金払っているのか、17年度に向かってどのように考えておられるか、その人員と金額わかればひとつ、16年度のどれぐらいの人員を使っておられるか、また臨時職の給与はどれぐらい払っておられるか、また17年にはどのぐらい臨時職を考えておられるか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 数字で具体的にお知らせ願いたいということですね。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） 16年度につきましては、まだ現年度予算執行中でございますので、まだその数字出てございません。決算委員会なりのときに示したいと思っております。

また、17年度につきましては、これからのことでございますので、予算書でのまだ精査、数字出してございませんので、今ここで数字お知らせすることは難しいと思っております。

委員長（西村昭教君） 予算出しておいてわからないということないでしょう。

総務課長（越智章夫君） ちょっと時間をください。

委員長（西村昭教君） 少々お待ちください。

若干時間がかかりますので、後ほど答弁をいただ

くということで、徳島委員、そういうことでちょっと御了解ください。

それでは、他に質問ございませんか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 委員長、ちょっとお願いがあるのですけれども、ここで特殊勤務手当について質問したいのですけれども、特殊勤務手当がいろいろな会計にもありますので、全般的に聞いて、質問に答えていただきたいのですけれども、よろしいですか。

委員長（西村昭教君） 給与ということですね。範疇ということですね。

14番（長谷川徳行君） 特殊勤務手当です。給与費明細、ほかの会計にもあるのですけれども、よろしいですか。

委員長（西村昭教君） はい、わかりました。

14番（長谷川徳行君） 今、地方公務員の特殊勤務手当の見直しが新聞等で出ています。大阪市等でも、いろいろな重複した特殊勤務手当が与えられて、多大な市民とか町民に迷惑をかけていると。そういうこともありますので、また、この特殊勤務手当というのは、地方自治法の25種類の手当のうちの一つと、著しく特殊な勤務につき、また危険、不快、不健康な勤務、そしてそれが給与上特別な考慮を必要とし、給料で考慮することが不適當なものであるという、こういう自治法に定められておりません。

そういうことでありまして、町においては、この特殊勤務手当がそういう回数とか日にちとかできちっとやられているのか、それとも一月何回とかとやられているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 長谷川委員の特殊勤務手当の質問でございますが、町におきまして、特殊勤務手当何回か見直しを図ってございまして、職員で特殊勤務手当出る場合は、ほとんど時間において出るもの、例えば野犬掃討の手当、これは回数で出しております。それから、町税等の督促に対する手当、これにつきましても、回数において出しております。

あと、月額で出しているものといましては、重車両の手当が残っているぐらいで、一般職員につきましても、ほとんど見直しをかけて残っていない状況でございます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 特殊勤務手当につきましては、給与条例と同じように、別個に条例を起こさせていただきますまして、その中で規定をさせていただきます

て、そういうものを回数だとか、出る支払いの内容についても示しているところがございますので、条例の中を見ていただきたいと思います。

予算措置については、今この288ページの中で計上しているところがございますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 重車両のという答えがありましたよね。これが月額で出ているということですから、それはやっぱりこの法的というか、あれから言いますと、やっぱり1回とか1日とか乗ったものに対してとかということになっているような気もするのです。それで、別に危険でも不快でも不健康でもないし、そのような気もする。その辺の考えはどのようなのですか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） この特殊勤務手当につきましては、国家公務員等他の地方公共団体との中で、どういう勤務に対して特殊勤務手当を出すべきかという点、時代の変遷をたどってきてございます。そういう中で、条例の中で一たんお認めをいただいて支給している実態でございます。

今日、状況が非常に厳しい状況を迎えている中で、この特殊勤務手当につきましても、行政改革の中で、今委員の御発言あるとおり、時代が変わった中で、こういうものは不適當ではないか、こういうものの中には存在してございますので、この点改革の中で、廃止の方向というようなこともひっくるめて検討を今させていただいているところがございますので、その点御理解を賜っておきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 条例で定めていると言いますけれども、大阪市だってこれ条例で定めているのですよね。それでも勝手に解釈しているいろいろなものをを出していたのですよ。だからそういうことは、解釈の仕方ではできるのですから、やっぱりきちっと、見直しではないのですけれども、そういうことをきちっとしていかなければ、早急にしなければならぬと思うのですよね。その辺どうですか。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番長谷川委員の特殊勤務手当についてお答えさせていただきますが、正直申し上げまして、私就任してこの特殊勤務手当、当たり前の職務をしていて、それを業として採用されていて、それをしたから特殊勤務だというような部分で物すごくあったわけです。それで、第一次行財政改革におきまして、この特殊勤務手当というところに大幅になたを振るいまして大改革をいたしまし

た。

そして、また第二次行革におきましても、この部分に手をつけて、今もう大幅な削減をいたしております。しかし、今なお、今助役が言ったように、今なお昔ながらの流れの中で、私自身もゼロにし切れない部分が継続して今もある。これはもう改革していかなければならない。今期の行財政改革の中で、3段目の特殊勤務手当についての改革を取り組んでいきたいというふうに思っております。

御指摘のとおり、私自身として判断して、まだあれだなど、先ほどお話しありましたように、運転乗務員として採用されていて、こうだという手当だとか、あるいは薬剤師として採用されていて、薬を扱うからどうだとかというような、まだいろいろなまだゼロにできない部分の手当が、少額ではありますが、大きくは削減してますけれども、残っている。これらについては、これからの改革の中で御指摘のように対応していきたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 次でもいいですか。

292ページの定年退職及び勸奨退職にかかわる退職手当です。この支給率の備考の欄ですけれども、国の制度では、勸奨退職に1～2号級の特別昇給を適用していません。また、我が町ではしていません。この辺のお考えをお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 長谷川委員の退職時の特別昇給の質問でよろしいですね。

この特別昇給につきましては、国ではこの制度を廃止に向かってございます。当町でも、共済組合が今年の9月末をもって廃止を、負担をかぶるのを廃止する予定でございますので、当町もこれに向けて、この制度の廃止をしていきたいなというぐあいに今検討しているところでございます。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 検討でしょう。廃止はしなければならぬのではない。何のためにこれあるのですか。いっぱい給料もらっていて、僕らそんな気するのですよね。ちゃんと普通に働いていて、普通の退職金でいいのではないですか。なぜそうやって上げてやる。それは子供がまだ乳飲み子がいるとかね、そんな経済的、60になってこれから子供つくらんだとかという職員がいっぱいいるのでしたら、これは仕方ないですけれども、もう悠々自適であれしているのに、国の制度でもない、いろいろな地方公共団体でも、これはやめてきているのではないですか。十分検討するのでなくて、こういうのはもう

ぱっぱぱぱやっていかないとね、だめだと思うのですよね。

私は、給料もらっている人をとやかく言うのでないけれども、やっぱり皆さんも思っていると思うのですよ。それはもらったうれしいですよ。けれども、おかしいなと思ってないですか。思ってなかったら、僕は本当におかしいと思えますよ。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 今まで共済組合の方で、この1号俸の負担見ていただきました。先ほど言いましたけれども、共済組合の方でも、この制度を9月いっぱい見るのをやめるということで決まっておりますので、これに向けて、当町においてもこの制度を廃止をしていくということでの検討をしたいということでの答弁でございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 共済にも掛けているのか、共済だって町で掛けているのですから、半分はね。それでやっぱりそこでやめたら、こっちもすぐやめるべきではないですか。何その検討しなければ、何を検討するのですか。ちょっとわからないのですよね。僕はこういうのは、即やめていくべきだと思うのですよね。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番長谷川委員の御質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりです。今は共済金の掛け金の中でこの制度が生きているわけです、共済組合の中で。ですから、うちだけやめても、掛け金はそのまま納めていかなければ、北海道町村会の共済組合連合会が、この制度を今総務課長言うように、9月ごろ、共済組合も運営上厳しくなってきたので、我々町村会で運営しているのですが、この制度もうやめようや、国もやめているのだからやめようやという調整を今しているわけです。ですから、共済組合がやめれば、当然にして我が町もやめる。今町だけやめなさいと言っても、その分の掛け金は納めているわけですから。わかりませんか。

共済組合の掛け金を負担している中で、共済組合制度の中でこの制度が生きているわけですよ。ですから、うちの町だけやめても、掛け金が安くなるわけではない。わかりますか。だから今その共済組合、北海道町村職員共済組合連合会の制度として生きているわけです、今。ですから、その制度を今やめようかと言っているわけですから、それがやめれば、当然にしてうちの町もやめると。下からやめても掛け金は安くないという、そこを理解していただきたい。

委員長（西村昭教君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 今の関連なのですけれども、これは1号級というのが、一体どれぐらいの金額分に相当するのかを資料として教えていただきたいなと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 金子委員の質問にお答え申し上げます。

1号級で約3,500円、手当額で約十六、七万円になろうかと思えます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 288ページ、これ前から言われていることなのですが、住居手当、これ見ると92万7,000円減なので、292ページの方に行くと住居手当7,000円ということで変化してないのですよ。特殊勤務手当というのは、これは特殊勤務の人たちで、一般職は関係ないのですけれども、今度は一般職に関係してますね、これ。そうということで、国の方は幾らかといたら、2,500円、町が7,000円。これ前から言われているのですけれども、これ見直しされていない。なぜ見直しをしないのかということですよ。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） この住居手当につきましては、今まででも何人かの委員さんに一般質問等でもかなり質問あったところがございますけれども、手当につきましては、国と準拠してございません。これにつきましては、町の職員につきましては、持ち家を推進するということから、今までこの見直しは図っていなかったところがございます。

国においては、ここに書いてあります2,500円で5年間という制度でございますが、これもこの沿線といいですか、職員それぞれ他町村の絡みもございまして見直しが今まで図られてきていないところがございますけれども、これからにつきましては、当然こういうことにつきましても見直しを図っていかねばならないものとは考えてございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今292ページの住居手当の関係です。私は何回も言っているのです。給与で国家公務員に準じて皆さん方下げていって、何で住居手当、今そういう官舎がないだとか、いろいろなへ理屈をつけてますでしょう。現実にはそれ以外の一般公務員は、みんなこの給与で来ているのです

よ。極端に言えば、今道は3,000円ですよ、持ち家。富良野は8,000円から6,000円に下げているのですよ。そういう私は言ってますか。一遍に7,000円から下げれば、ゼロにすればと言わないけれども、段階的に下げていく方法を考えなさいと、そうしたら行財政改革なんか何出てますか、住居手当、一切出てないでしょう。それは自分たちの仲間の権利を守るために、もうちょっと町民の感覚で僕は考えてほしいと思うのですよ。

国家公務員は5年間2,500円で、あともうゼロなので。皆さん方は最初から退職するまで、建ててから7,000円出るわけですから、それでは上富良野の町民の多くの人たちが自分の持ち家あれするために建ててあれして、そうやって住居手当のもらう人がどれだけおりますか。部隊の方々は2,500円5年間もらって、それで終わりですよ。本当に自分たちの立場を守るために、行革の中にも何も出てこないというのが、本当に担当の中で何をやっているかと言いたいぐらいなのです。

私は、今まで我慢をしてきました。平成13年度にこの問題を提起したのですよ。その後何も行われない。

それから、行財政改革の中では、全道レベルは大体出てるから、そうでないというような返答をしているようですね、議事録を見ますと。言うなれば、横並びにしながら考えているのです。だから国家公務員の給与そうやって下げられたのなら、国家公務員に準じてやるといような姿勢が、やる、それでは7,000円から5,000円に急激な変化をさせないためにするだとかという手だてをしてもいいのですよと私は提案をしたのです。それが、依然5年たっても同じように、しかし、表だけはこうやって出している。

官舎がないだとかいろいろな理屈つけているけれども、国家公務員全般見ると、上級の管理職にある者は、上級公務員はちゃんとあるけれども、末端までそんなことはないのですよ。

それから、上富良野町民のそういう立場の人たちも考えてみたら、これはもう早急に手をつけなければだめだという判断しています。ましてや共済組合の上部がどうのこうのという縛りは一切ないわけですから、もう早急に取り組むようにやっていただきたいと思えます。

委員長（西村昭教君） 行政改革事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 中村委員の御質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃるとおり、給与費にかかわりましては、今全般含めての見直しを早急にそれぞれ検討を加え

ていく状況になってございまして、スケジュールの中でこれらについては十分しんしゃくしていきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村委員の御質問に関連して、行政改革につきまして御説明申し上げたいと思います。

御案内のとおり、この部分については何度も御指摘を受けておりますが、今のところ手直しをしておりません。しかし、私といたしましては、総体的な人件費の枠の中で、常に申し上げておりますように、ラスパイレスが104だったと。これを節減する部分に、大きなたを入れて今日まで参りました。ここの部分は、ラスパイレスとはちょっと関係しない部分であります。ですから、正直言って、あれも減らし、これも減らして一挙に減らしていくことはいいことですが、職員にしてみれば、それも耐えられない部分があるわけですから、私はここの部分以上の減額をしてきております。ですから、それらの部分が、今ラスパイレス指数が98ぐらいにまで下がってきた。これで一つの対応が整ったので、これからの改革の中で、それまでも特殊勤務手当だとか、超過勤務手当だとか、そういった部分の削減の手直しもやってきました。しかし、そういう大きなところをやってまいりましたけれども、ここは手つけてなかったと。これについては、御指摘のとおりであります。

しかし、これからの改革の中で、これどころか、もっともっと改革をしなければいけない。私は今の皆さん方のお手元に配付させていただいております平成20年までの財政見通しの中で、人件費は15%削減しなければいけない、そういう認識でこれからの計画を立てていきます。ですから、ここの2,000円や3,000円どころでなくて、もっともっとの削減を、人件費の削減をしないとならないわけです。少なくとも、15%の人件費の削減を図っていく。そのためには、人員削減することでどれぐらいの削減効果があるのか、それに不足する分は、今100もらっているものを70になるのか80になるのか、ある程度の削減をしないと、この財政運営効果は出てこないというふうに思っていますので、これからにつきましては、これを今まで手つけてなかったから怠慢ではなくて、それ以上のことを別なところでやってきたということだけは、ひとつ御理解いただきたい。ここがおくれていたということについては、そのとおりであります。しかし、これからの改革を進めなければいけないと思っています。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） サイレンが鳴りましたけれども、もうちょっと。

ラスパイレス指数で、町長はいかに下げる努力をしたということ、現実に上川管内の町村会でデータを見ても、上富良野が1、2、3ぐらいにずっと入っていたのですよ。それ下げるのは当然なのです。

そしてまた、確かに全道規模の住居手当の一覧も私は見ました。確かに、これはもう今間もなくマスコミにこのことが出てくると思います。国家公務員がこうなんだ、そして地方公務員がこういう状態で受けているということは、早晚今出るだろうと思います。しかし現実の問題として、私が試算した中では、国家公務員で35歳で家を建てて、自衛隊の方でもいいですし郵便局、そして55歳でやめていったその比較を見ますと、175万円違うのですよ。それでそのラスパイレスといたって、それは僕はラスパイレスと並行して進むべき段階だと思いません。ただ、職員の皆さん方は、よその町村並びからいって、まあまあ遜色のない、確かに数字だけ見るとそういうことです。ですけれども、どこかが下げれば下げざるを得ない、とりあえず様子を見ようというのが、今全道の自治体の動きでないかということは、私は推測されます。

ですから、私はやっぱり町民感情で、言うなれば上富良野の自衛隊の皆さん方がおられて、こんなことで役場の職員がと言われたら、今行財政改革するのに、これを値上げされた、このサービスはダウンする、それでは役場の職員何だということは必ず返ってくるのですよ。その反動が、皆さん方が行政をうまく進める面で非常にマイナスになりますし、それを認めていた議員は何をやっているのだということがまた出てくると思うのです。

そういうことで、私は早急に取り組んでいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

当然この住居手当につきましても、行革の中のいわゆる人件費の削減15%の中の対象項目に入れてございます。これだけではございません。先ほど町長が申し上げましたとおり、定数の削減もございません。それから、基本給の削減も入れていかないと、15%達成することは、なかなか難しいということもございまして、先ほども言いました特殊勤務手当からあらゆる手当も入れまして改革方針を出しまして、この関係につきましては、給与の生活の問題でございますから、組合との関係もございまして。そういう中で、組合の方にも行革の基本的な方針を打ち出

だした中で、給与についてもこういうふうに減額していきたいという、そういう方針を出しまして、この改革に取り組んでいきたいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、今住居手当の関係、とりあえず3月1日現在で国に準じた場合、支出をした場合幾らかという試算の表を出してください。1年から5年まで建てた人は2,500円なら、それは何人で何ぼ、それから5年以上は7,000円だけれども、幾ら支出していて、それから国の場合はもうゼロですから、そういう試算表1回出してください。そしてやっぱり数字を見て、いかにどれだけかということをやっぱり町民にも明らかにしたいと思いますので、出していただきたいとします。要望いたします。

以上です。

委員長（西村昭教君） それは資料として要望するということですね。

11番（中村有秀君） はい。

委員長（西村昭教君） わかりました。

昼食の時間も過ぎましたが、第11款の質疑については、これで終了させていただきたいと思えます。

先ほど答弁漏れがありましたので、午後から一般会計全般についての質疑が予定されておりますので、そういう形で進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、そのとおり進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

昼食休憩に入ります。

事務局長（北川雅一君） 午後1時から再開いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（西村昭教君） 昼食休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

午前中、徳島委員の方から質問のありました件につきまして、答弁をいたさせます。

総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 2番徳島委員から御質問のございました臨時職員についての質問についてお答えを申し上げます。

役場におきましては、それぞれ多様な雇用をしているところでございますが、恒常的に10カ月雇用している臨時職員について申し上げたいと思いま

す。

16年度におきましては33名、額で3,260万円。17年におきましては35名、3,458万円の雇用をしております。17年度におきましては、2名増の198万円となっているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） 臨時の方々は33名と、17年度は35名と、こういうことでございますが、もう1点聞きたいのですけれども、この17年度の職員数は全員で何名か、その辺1点と、私の言うのは、これ生活権にかかっておりますから、給料下げれとは言いませんが、この点が正直言って、議会も農業委員会も、議会も15年度には2名定数減と、報酬も下げております。農業委員さんも、また5名減と、こういうことになっていっている中で、職員数が減っているのだが、職員数もかなり絞られてはきていると思いますが、どれだけ減って、どれだけ臨時を使ってどういうことになっているのだから、その中身について私ども勉強不十分というか、よくわかりませんが、相当苦慮はしていると思えますが、17年度は職員が全部で町職員が何名と、そして時間外は500万円ほど16年より17年は減っているようでございます。この時間外は、2,800万円ぐらい出ております。臨時職は、17年度は33人のやつが35人と、こういうふう聞いたわけでございますが、これ職員が何名で、これだけの数量で、17年度は、これは課長ではわかりませんと思うけれども、執行者にお尋ねするのですけれども、17年度はこの職員の給料の見直しだとか、手当の見直しだとかしないで行くのか行かないのか、ほかの町村はいろいろな話でございますが、我が町は17年度におきましては、報酬だとかいろいろな面でいじらないで、このまま17年度は終わらせていくかどうか、その点2点ほどひとつお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 2番徳島委員の職員数についての質問にお答えを申し上げます。

全会計職員で、17年度におきましては223名でございます。16年度におきましては228名でございます。5名の減員となっております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 徳島委員の御質問にお答え申し上げます。基本的に職員給与につ

きましては、先ほど申し上げました行政改革の中で、18年度を目指して大幅に職員定数の見直し、そして給与の削減という方向で考えていきたいということで、そのように行政改革の実施方針に基づいて実施していく考えでございますので、17年度については、現行この御提案している予算の中で進めさせていただきます。

また、特別職等の関係におきましては、この予算におきましても報酬審議会開催してございますので、この辺町民の皆さんの審判を仰ぎたいというようなことで考えているところでございます。

委員長（西村昭教君） 2番徳島稔君。

2番（徳島稔君） 昨年は223人、16年度、17年度は228人、これ逆かな。

委員長（西村昭教君） 逆です。

2番（徳島稔君） 5名減るわけです。5名数字では減るわけですが、そして臨時職は2名ふえると、こういうことだね。33名のが35名になるの。そうすると、職員で5名減ると。給料の方はそんなに減ってないように見ているのですけれども、これで人口一万一千何百の町民の負託にこたえていけるのかいけぬのか、減らすのばかり減らして、あっちも減らしたからだめだ、こっちも減らしたからだめだ、ああ除雪もこうだとか、ああ減らしたからこうだとかというようなことになっても、私はいけぬのではないかと思うので、その減らしたのは減らして、私はいいと思いますが、減らせば減らすだけ、やっぱり町民の負託にこたえていけぬ部分がかかり出てくるのではないかと私は思うので、その辺の見解をひとつお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 徳島委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、基本的に行政改革を実施していく上におきましては、住民の皆さんにもそれなりの御努力をいただかなければいけないという点がございまして。当然職員が減ってまいりますと、その分サービスの低下という点が否めないところではございますが、できるだけ住民の行政サービスを低下しない中で、現行の体制の中で努力をしてみたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 以上で、午前中の答弁については、これで終了いたします。

次に、一般会計全般についての質疑を行います。

ここでお願いでございますが、今まで出ました質問等につきましては、以外で聞き忘れた、あるいはこの点ひとつ聞いておきたいということのみに限定したいと思います。

なお、日程が少し予定よりもおくれしておりますので、30分程度をこの全般についての質疑としたい

と思いますので、よろしく御了承のほど、お願い申し上げます。

ございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 81ページの基地対策ということで、自衛隊削減問題のことについてなのですが、これちょうど11月15日に新聞報道がありまして、ちょうど選挙の最中にもぶつかっております、これは難しい状況になっているなということで、それで私自分の所属している隊友会でもって、6市町村に全部に意見書を提出の要望書をお願いしました。そうしたら全部これ認めていただきまして、これは千歳なんかと違うと思います。これ隊区と言っておりますけれども、これ隊区の議会が全部削減反対ですよということでやってくれたということ、私は今でも感謝しているのですけれども、そういう中にありまして、要するに決起大会というのが鹿追から始まって、鹿追、遠軽、それから名寄、留萌と、こういうように全部やってきておりました。ところが、それをやってきている間に、私のところにも何でやらないのだ、町の人でもどうしてやらないのだ、基地調整室があるのにといい声が入ってきました。私はいずれやるだろうなという感じでおりました。

私は、別な方やりましたから、これは動きもしない、触りもしなかったのですが、今でもなぜ決起大会をやって、町民の意識を上げるようにやらなかったのかなという、口先だけでないのか、減ったら困るといふのは。そういうように、何かあちこちから聞くと、隊友会の関係で全部つながってますから、おまえのところ口先だけでないのかというようにも言われるのですよね。非常に辛い思いもしているわけなのです。なぜやらなかったのか、もしああいふ選挙とか、それから議会にぶつかっておりますから、だったならば、それなりの手当てをしてやれる方向になぜ持っていかなかったかということについてお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 4番梨澤委員の御質問にお答えします。

ただいまの自衛隊の削減問題については、一般質問でもいろいろちょうだいしまして、町長がお答えしたとおりであります。改めて言うまでもなく、大変地域にとりましては、大きな衝撃を受けた問題でありまして、町長自身も、その問題については非常にその対策について苦慮したところでもありますし、ただ、今委員がおっしゃるように、時期的な問題もありました。それから、札幌で、この道内の関係自治体、こぞってそういう統一的な行動をとるま

しょうというような動きもありまして、最終的には町、この富良野地方としまして、その地元での運動展開に至らなかったわけであります。

今となりましては、非常にそういう点、他の地域の状況を見ますと、独自でやることも一つであったというふうには、私ども事務局預かる立場としては思っているところでありますが、前段で申し上げましたように、いろいろな動きの中で、最終的には北海道統一的な決起大会へ動員を図ることに方向を向けたということで、最終的に行わなかったのが実態であります。

それと、あとその大会とは別に、この沿線それぞれの首長と申し合わせまして、統一的な行動をとりましょうということで、水面下で日程のすり合わせをしまして、上京しながらそれぞれ関係の方面に具体的な対応をしたということでございます。そういう中で、最終的に、今現在地元で行わなかったということで、ひとつ御理解をちょうだいしておきたいなというふうに思うところであります。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これ反省をしていただきたいというふうに思いますよ。札幌で決起大会があったときは、山口市長千歳なのですよ。これはうちの綱引きをするところですね。そういうところで行って、そういうところから考えても、私はよかったなと思っているのですよ。6市町村で、議会が議決したというのは重いのです。これは物すごい重いですよ。

市町村長というのは、1票差でなくて半分近く反対おりますからね、これとは議会は違うのです。そういうところで、いや本当によかったなということをも自分自身でも思っておりますし、隊友会の御支援もありがたいなというふうに思っております、やらなかったということについては、チェック入りです。当然、何ば首長が動いた何とかといたって、全町的にやらなかったということについて、各この駐屯地のある市町村でやってないのはここだなというチェックは入ります。これの後に、この前町長の後援会のあれのときに、本間道議も言っておりましたけれども、道議会議員でもって、二師団を支える会ということで、議員連盟ができて上がりました。この事件です。そういうような動きの中で、道議もそうやって見るでしょうし、いずれ発会式とか、師団長囲んであると思うのですけれども、そういうあれでもって危機意識というか、危機感というか、これあの時点で町長、私は町長には一言もこれは話しませんでしたよ。やっぱりこれは町長を補佐する者として、これはしっかり反省をしなければならぬというように私は思いますが、いかがですか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、まことにそういう面では、補佐する私として申しわけないなと思います。先ほど担当課長申し上げましたとおり、選挙等もあって、なかなかその辺の日程もとれなかったことも事実でございます。そういう中で、全道の大会等の関係につきましても、私町長代理で行った中で、千歳の市長等の要請等もございまして、こういう形でやるという中で、広く町民の皆さんの賛同をいただきたいという中で御協力をいただいて出ていったわけでございますけれども、そういう中で、町の皆さんの中でこの決起集会という点につきましても、ちょうどタイミング的に日程がとれなかったということで御容赦をいただきたいな、今後そういう面につきましても、十分配慮をしてみたいと考えております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 93ページで、防災無線装置等の保守ということで140万円予算見ている。これ全部新しく切りかわってしまったのではないかなと思うのですけれども、今まで進捗状況はどのようになっているのかなというのと、保守点検をするということは、どういうことなのかなと思うのですよ。これは前のときは、たしか民間の方でやっている方がいらっちゃったと思うのですけれども、新しくなったぞということで、もうそれは要らないということで廃止にたしかになっていると思うのですけれども、その辺の内容をちょっとお知らせを願いたい。

委員長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（越智章夫君） 防災無線の保守点検についての御質問でございますが、この保守点検につきましては、庁舎、それから消防の方に置いてあります本機といいますが、放送するそのものの機械についての保守点検でございます。個々の個別につけてございます防災無線機についての保守点検は、今行ってないところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まとめて言っているのですか。

収入役制度の廃止の問題で、人員はどうするのかということで、前行政改革室を企画調整と統合すれば、十分この人員の配置というのは、ふやさなくても内部異動できるわけですよ。ですから、こういうことをやるということでは、徹底してやっていただ

きたいと思いますが、お伺いします。

あと、担い手対策の問題で、担当課長は、今回担い手になれば、制度が変わったとしても、引き続きその制度に乗られるということなのですが、国の方では、新たに制度を設けるわけですから、当然その要件に該当しない限りは、仮に今回認定されたとしてもならないと思いますが、この点。

それと、今在宅介護という形で、介護在宅利用促進という形で280万円ありましたが、これがなぜなくなったのかということと、理由を承りたい。

それと、委託児童費の、これも3年後に廃止するということでありますが、これは何を指しているのか、どこの保育所の部分なのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

あと、保健福祉センターの音響の問題ですが、併設ということありまして、やはり一定の専門的なこと言わせれば、吸収パネルはあるのですが、やはり上にもう一つ音響を、いわゆる吸収できるようなパネルを設置してもらえれば、より一層効果的だということと。

特産品の開発では、もっと行政が、またそれぞれがもっと力を発揮する要素があるのではないかと。

あと、行政はもっとそういった意味では、コーディネートできるようなやはりの側面からの支援、また自発性ということで、自治の確立ということで、住民がこれから主体だということですが、そういう前に、今まで寝た子をいきなり起こして、さあ仕事しなさいと言っても、当然できないのと同じで、それをやっぱり是正するために、そういう仕組みや、やっぱり中身を変えていく必要があるのだらうと思います。こういうことが今求められていると思いますので、この点について伺っておきたい。

委員長（西村昭教君） 行政改革事務局長。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 1点目の組織の統廃合等の関連でございますが、横断的な人事配置等の絡みによって組織の整備をすることにつきましては、効率化を求めながら進めていくということは可能でございますが、一般質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、職務権限等にかかわります内容のものについては、それぞれ慎重な判断を要するものというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 米沢委員の御質問にお答えをします。

担い手の関係、いわゆる認定農業者の件だと思いますけれども、この認定農業者につきましては、以

前から申し上げてますように、農業者みずからが経営改善計画を立てていただきまして、それを市町村長が認める、これは今後も変わらないと思いますけれども、現行の制度との関係だと思っております。国、この期間は、計画期間が一応5年間ということで定められてございます。この制度が今後移行するかということでございますけれども、国においては、議論はされているかと思っておりますけれども、方向性はまだ示されていないのが現状でございます。そんなことから、この秋ごろまでに、新たなものは出てくるかと思っておりますけれども、現行については、私はそのまま移行されるというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） もう1点ありますので、後ほどということで。

保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問3点でございますが、まずそのうちの1点目ですが、在宅介護サービスの利用促進補助の御質問でございますが、これにつきましては、平成16年、今年度までこの制度を、事業を実施させていただいてございまして、この制度につきましては、介護保険がスタートする、平成12年度にスタートしましたが、その後13年度において、この在宅介護の利用促進という目的をもって、この制度を発足しまして、16年度まで実施してきたところでございますが、在宅介護サービスにつきましても利用の促進が図られたことから、これらについて、この制度については一応効果を、目的を果たしたという視点で、廃止をさせていただいたところでございます。

なお、これに伴います影響が、そういう在宅介護のサービスを利用されている方で、所得の低い方の部分について、十分考慮しなければならないという御指摘をいただいた中で、本年度、17年度において、この利用対策ということで、新たな措置を講じさせていただいているところであります。

それから、2点目の御質問でございますが、児童入所委託施設の運営費補助の御質問でございますが、これにつきましては、わかば愛育園、それからこの平成16年度からでございますが、西保育所、これを含めまして、この保育所の運営、安定的に、また円滑に運営をしていただくというこの目的で助成をこれまで行ってきたところでございます。しかしながら、保育所の運営に関しましては、この運営費に対しまして、国の措置費の基準に基づきまして、100%運営に対して財政支援をさせていただいておりますので、そういう観点から、17年度におきまして、措置費の範囲内で運営を努力していただくという趣旨で、17年度において、その助成額

を一定額減額をさせていただいたところでございます。

今後においても、こういう趣旨を踏まえまして、段階的に削減する方向で、保育所等と十分お願いやら協議をさせていただいた中で進めていきたいということでございます。

3点目の保健福祉総合センターのかみんの多目的ホール等の音響の関係の御質問でございますが、委員おっしゃるとおり、まだ開設して5カ月余りでございます。今後それらの音響等の効果等も含めて、十分見きわめてまいりたいということで、必要に応じて、委員おっしゃるとおりなことであれば、当然させていただきたいな、検討を進めていきたいなということで考えてございます。

委員長（西村昭教君） 行政改革事務局長。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 住民の方々の自発的な活動というものの誘発にかかわりましてでございますけれども、委員おっしゃるとおり、時間を要しながら対応をしていくものが相当量多いと思いますが、時代背景等もございまして、あわせまして、情報の提供をしながら、それなりの時間を要しながら粘り強く進めていくべきものと考えてございます。

委員長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小沢誠一君） 申しわけありません。答弁漏れておりました。

特産品の開発の関係でありますけれども、これ農協単位におきましては、そういった開発も行われているわけでありまして、地元の農産物を使ったそういったものが、多少は芽が出てきたかなというような感じはします。しかし、それをコーディネートするまではいかないかもしれませんけれども、行政としてこれらができるものであれば、支援をしていきたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 滞納の関係、言うなれば歳入の関係の町税等の関係、それから土木使用料の中での町営住宅の関係でしたいと思っております。

非常に滞納額、未収額が年々ふえていってきております。それで、今回の行財政改革の推進の關係のシートの整理番号412の中で、町税対策の強化ということで、一つは新たな町税体制の研究ということで、平成17年度は関係市町村との研究協議ということで提示されております。したがって、この内容については、私も前申し上げました、そういう滞納の広域圏との徴収体制ということも含まれているかどうかわかりませんが、その点について、どう具体的に進めていくかというのが1点目。

それから2点目は、徴収強化策の実践ということで、平成17年度は強制徴収をします。それから、少額訴訟の適正執行、それから滞納者の行政サービスの制限、研究と。特にこの滞納者の行政サービスの制限については、例えばこの後水道の關係、それから病院の關係も出てきますけれども、特に水道の關係だとか、町営住宅の關係等があるだろうと思っておりますので、これらについて、この実践方針を明らかにしていただきたい。

それから3点目は、私が一番心配するのは、非常にたまっていたので、言うなれば上富良野町の財務規則第41条による不納欠損処理が、場合によっては多く出てくる心配、言うなれば前段のそういう作業を進めないで、7項目不納欠損処理をしてもいいよということがありますけれども、最終的に恐らく16年度は、本年の3月ぐらいにするのでないかということが予想されます。というのは、私は平成13年12月に質問したら、翌年の3月に不納欠損処理のことをやりますということでございますので、安易にすることはないだろうと思っておりますけれども、この不納欠損処理、例えば住宅使用料のケースを見ましたら、15年の決算までの中で出された件数で言えば、89件、654万8,460円住宅使用料の不納欠損処理をしているのです。そうすると、結局今滞納が540万円ぐらいあるやつを、それよりまだ多い金額が不納欠損処理をされているということで、例えば町民税を見ますと、平成11年から15年までで137件、345万7,702円されております。そのほか法人町民税、固定資産税、軽自動車税とありますけれども、軽自動車税や法人町民税はそうでもないと思っておりますけれども、現実の問題として、そういうことが、この7項目の処理ができる項目に当てはめていく形になるけれども、現実的には、この財務規則から言えば、収入役の方の上がるという形になってますね。それぞれの担当の中で、これら項目に合わせて、安易にはしないと思っておりますけれども、その点、今どういう姿勢でやっていくかということで、結局不納欠損処理をしない前の滞納の整理を的確にやっていけば、これほどの金額にならないし、それからもう一つは、滞納額のような大きな金額にはならないのでないかなという気がいたします。したがって、連帯保証人制度、これを僕は今後徴収体制の強化の中に絶対入れていかないのだめだと思っております。ただもう安易に町営住宅に入るために名前を貸してくれというようなことではなくて、そういう滞納額を、やはり連帯保証するという状況のものをつくっていかないと、言うなれば滞納者だけに、従来の形であれば請求をしているというケースになってます。

いくなれば、先般の一般質問では、4年滞納した人の1人に、2回平成16年は連帯保証人に請求をしたというケースしかないわけですから、ですからこのことは、連帯保証人もしくは病院の入院の保証人も同じです。これはまた病院の会計の中で言っていきたいと思いますけれども。

そういう点で、この412の平成17年度やるという形の、とりあえず今、年度に入る前でございませぬけれども、基本的にどういう考え方をしているかということ。それから、不納欠損処理が今の程度進められているか、それからもう1点は、連帯保証人に対する対策をどうするかということでお伺いをいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 中村委員の質問にお答えいたします。

町民税等の不納欠損の件でございますけれども、今整理中でありまして、3月末までに不納欠損する予定であります。金額等はまだはっきりしておりませんので、了解をお願いします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

滞納額の増加ということで、極めて憂慮しているわけでございます。こういう中で、滞納整理どういふふうにしていくかという点で求められているところでございます。先日も上川支庁の方から、税務部長等も参りまして、その道税等の中でタイアップして徴収率の向上に努めていく方法等も、上川支庁の方で、各町村にこういう悩み抱えてございますので、そういう現状における対応について調査を行った、その結果を見せていただいた経緯にございます。そういう中で、道税とタイアップして、道職員と一緒に徴収に回っていくというのも一方法であると。

それから、先ほどお話しございました広域圏の中で、単独でやるのでなくて、広域の中で一緒にやっていく方法も一方法だというような点も上げてございます。

また、特に滞納の状況が非常に悪い旭川近辺につきましては、支庁から職員を派遣して一緒にやっている状況にございます。そういうところが、上川支庁としては、全部にはこたえられないのだけれども、重点的に広域圏の徴収については出向いてもいいですよと、一緒にやりましょうというようなお話も賜ってございます。そういう中から、この滞納徴収の方法について、効果が上がるような対応という点で、担当とひっくるめまして、広域の中でもその辺のところを十分話し合っ、効果が上がるような

方法で臨んでいきたいなというふうに思っております。

そういう中で、他の公共料金ですか、この辺のところも、そういった状況の中で、効果を上げるような方法を講じていきたいというふうに思っております。

それから、また公住の関係につきましては、保証人制度がございまして、その辺のところ不十分であるというような御指摘もございまして、この点につきましては、保証人を含めた中で、この滞納の整理に当たっていきないうふうに考えておりますので、御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今助役の方から話があり、それから税務課長の方から、不納欠損処理は今実施中だということでございますけれども、私この平成17年度の徴収強化の実践の中で、強制徴収をしますよ、それから少額訴訟の適正執行をしますよ、それから滞納者に行政サービスの制限を研究するという事になっていきますから、いずれにしても、それであれば強制徴収は、どういう形で前段等も含めてやっていくのか。

それから少額訴訟、平成13年から計上しながらも、そのまま放置をされております。ちょっと私の認識と、担当者の少額訴訟の認識がちょっと違いますけれども、一応適正執行ということで、やるということで押さえておいてよろしいのでしょうか。というのは、ひとつ議会の控え室の中でもいろいろ論議がこの問題でもいたしました。というのは、やるやると言っ、一切しないから滞納がどんどんどんどん多くなっていく。そうすれば、一つアクションを起こして、滞納したらこういうことで簡易裁判所からも呼び出しも受けたとかというようなことも含めて、やはり何かそういうことを起こさないと、もうだめな状態になっているのではないかと。極端に言えば、9年間、88万7,000円、これ議会だよりや町広報に載ってごらん。町民どう感じるかということになります。こんなことがまかり通っているのなら、役場何をやっているかということ出てくると思うのです。そうであれば、当然たまった段階で、もう退去なり、それから少額訴訟を起こして、分割納入でどこかの安いところに入ってもらうとか、いろいろな手だてがあるのでないかということが、僕町民感情として出てくると思うのですね。

ですから、僕はそういう点で、17年度こういう取り組みスケジュールでやるのだということになれば、税務課長、具体的に、皆さんあんなところが中心になってやらなければならないし、それから町営住宅の方は、田中課長のところが中心になってあ

る程度やらなければならないということになってくると思うのです。ですから、こう財政が厳しいのであれば、やはりきちとした形で行動を起こしていかなければだめでないかというのを、我々も危機感を感じているのです。

これまで放置をしておいて、あれも上げる、これも上げる、それから補助等町内いろいろな形はみんな引き下げるということになると、何だこんな適当なことをやったツケ回しを我々町民によこすのかという反動も来ることも予想されるのですね。それを放置した議員何をやっているかということもなってくるので、この点ちょっと明確に、ひとつこういう方針でやるということで、具体的にちょっと出していただけませんか。それとも、やりますから期待しててくださいという程度で終わるのかどうか、それらも含めてお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） お答えさせていただきますと思います。

住宅の滞納の件でございますけれども、この答弁につきましても、過日も答弁させていただきましたとおり、連帯保証人にも当然これは、今までは1件でありましたけれども、これはみんなに当たるということで考えております。

それから、少額訴訟につきましても、2月23日に弁護士とも相談しておりまして、これにつきましては、継続して訴訟に向けて進めていきたいというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 中村委員さんの質問にお答えいたします。

強制徴収についてでありますけれども、預金調査等を積極的に、今もやっているのですが、積極的に行いまして、差し押さえ等を強化してまいりたいと思います。

国保税については、国保税の強化策としては、行政サービスの制限の強化ということで、今まで短期保険証等の発行の制限をしておりますけれども、これに対して積極的に行いまして、滞納者との接触機会を確保しまして、納付相談、それから納税指導に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 審議進行に一番率先して協力しなければならない立場ですけれども、委員長30分程度とおっしゃった中で、もう既に超過して申しわけないと思っています。

1点お尋ねさせていただきたいと思いますが、保

健福祉センターが17年度をもって完工することになりますが、この保健福祉センターの建設計画がなされて建設をされていくに、進んでいく経過の中で、さまざまその入札の方法、あるいは発注の仕方、さまざまな議論がなされながら、建設が進んで今日まで来た経過にあるわけでございますが、この間にあって、地元の業者の方々からいろいろ要請を受けたりとかいうような経過もあったようでございますが、そういうような議論のたびに、理事者の方から、この建設に当たっては、極力町内に、要するにさまざまな形で還元されるような形に意を用いていくということ、こういうお話になる都度お答えになっておられた記憶が私あるのですが、まだ完工しておりませんので、途中経過ということでございますが、現時点で、まずどのように町内に経済効果をもたらしたかというふうに押さえておられるか、推計で結構でございます。言葉だけではちょっとぴんと来ませんので、推計したものがありましたらお知らせいただきたいことと、17年度をもって完工するわけでございますので、完工後にきちとその効果というものを、数字をもって議会に提示していただけるかどうかもお尋ねしたい。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 向山委員御質問にお答え申し上げます。さきの段階で、17年度までの関係につきましては、施工業者に対して町内の協力体制、いわゆる活性化につながるような対応というようなことで、入札の中で条件をお示しして、その経過の中で、経過を報告してくださいということで、これにつきまして、途中経過になっているところでございます。

また、あわせて、今年度外構工事等でございます。そういう中で、今委員がおっしゃる中でどういう効果があったかという点を皆さんにお示しをしていくということになってございますので、その報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御協力をいただきたい。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 現在では、まだその推計が整ってないというか、まとまってないということで、ではまとめてということで理解しておいてよろしいでしょうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 途中経過になってございまして、一度お示した経緯にございまして、あれが完工の最終版がまだ出てございませんので、17年度の事業の完了の中で御報告をさせていただくということで御理解いただきたいと思っております。

委員長（西村昭教君） 先ほどお願いしたとお

り、時間が少しオーバーしておりますので、あと1名だけで押さえたいと思います。

それでは、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私、災害ボランティアというのは、実は隊友会、隊友500名おります。この規約の中に、上富良野の災害時に、ボランティアとしてお手伝いをするという1行今年入れます、きちっと。ということでもって、入れて具体的にどなたがどういう担当になりますよということにも進めていかなければならないかなということなのです。それで、防災訓練こうやっておりますよね、毎年。それということではなかったのですよね。保健福祉課と福祉協議会というあそこでもって、図上の演習でもって、ボランティアが何名来たときにはどこにお泊まりするとかという、そういうような図上の演習訓練に入っていかなければ、わからないわけなのですよね。名前だけもらったわということでは。

そういうことで、私たまたま支部長だから、その辺のところ、先のこと考えて言って、防災訓練会議の方々も絡めて、あれに入るのは保健福祉課長ですものね。福祉協議会は入っておりませんもね。その辺のところもありますから、その流れというもので、こういうように、そして場所はここになりますよというようなを見せていただきたいのです。こういう流れで、ボランティアの場所はここになりますよ、こういうぐあいになっていくのです、結局は。最後はこういうぐあいになっていってしまうのです。その辺のところのお考えをお聞きしているのです。

委員長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 時間ないから、私の方でお答えさせていただきます。

長い年月、防災訓練を実施しております。今、私も一番大きな課題として残っているのが、国の出先機関が来たときにどうするのだ。北海道の出先機関が来たときにどこを与えるのだ。それからもう一つ、今委員がおっしゃっております、相当数のボランティアが入ってくると。そのボランティアの対応をどうするのか。それからもう一つは、援護物資といいますが、そういったものが相当もう量が入ってくる。それをどこで受けて、どういう対応をするのか。それからもう一つは、避難した皆さん方のその対応を、行政だけでやれ得るものではありませんので、防災自治活動というものをどうしていくのだ。こういった部分について、まだ手が届いていないというのは事実であります。ですから、これらについて、今上川支庁とも美瑛町とも共同で今調整しているのが出先機関の問題、それから援護物資等々

が来たときの受け入れ先の問題、そういった部分について、今検討を加えていこうやということで、上川支庁長とも調整をしているのですけれども、現実として、今おっしゃっていただいているような部分について、まだ手がけていないのは、残念な状況でありますので、早急にこれらの部分については、対処しながら、訓練の中で対応していけるような、それともう一つは医療機関との問題、富良野医師会との問題、これは医師会長ともお話をさせていただいておりますので、そういった対応についても御協力いただくことになっておりますし、それから協会病院がセンター病院として、その防災病院として対応する、これらの問題等々についても、まだ煮詰めていない部分があるということで、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） まだありますか。もう1回だけ。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） この災害ボランティアというのについては全国組織から来ております、お手伝いをするよということ。来ているのと、それからいま一つ、受け入れ時のそういう能力十分に持っている人たちがいるということをお伝えしておきたいのです。もう采配どんなのでもやります。物資の采配、人の割り振り、場所の確保、全部やる能力を持った方がおりますので、その辺のところを、今町長言われたようにお進めをいただきたいというように思います。

委員長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

最後、吉武さんということで、8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 災害が起きたときに、上富良野でそのような災害が起きたとき、役場の職員も被害者にならないとは限らないわけです。

また、ボランティアに出る隊員の人も被害をこうむることがあるわけです。

かつて私の経験ですけれども、大水害が起きたときに、私は出ました。出勤しました。家がまだ小さい乳飲み子抱えて、水の中でもって右往左往しているのが、私の家族もそうです。だからそういう家族をだれがケアするのか、そうしなければ出てきても、安心して災害に当たれないという、そういう心配もありますので、災害については、そういう面も含めて考慮して考えていただきたいと、そのように思います。

以上です。

委員長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

8番（吉武敏彦君） はい。

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第1号の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代しますので、少々お待ち願います。

これより、議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これより、歳入歳出を一括して、8ページから10ページ及び300ページから340ページまでの予算全般の質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 304ページの財政調整交付金が、約前年度から比べて1,000万円くらい減っているという状況あります。これはどういう要因なのかということと、106ページの国民健康保険の財政調整交付金という形で、前年度がなかったのが、今回新たにふえているというふうに思われますので、この点については、どういう要因なのか、お伺いしておきたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 9番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

この財政調整交付金につきましては、国の補助金も合わせまして、三位一体改革によりまして道への権限移譲と、財源の移譲して道から交付金を受けることとなりましたことから、今年国の補助金は少なく、道からの交付金がふえたところでございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) これは、そうしますと、十分前年度国から来た部分については、財政調整交付金等については十分賄えるのか、それとさらに来年度以降の動きという形にもなるかと思えますが、これは新たな自治体の負担分もふえるという要素は含まれてないのか、この点をお伺いしておきたいと思えます。

さらに全般的な問題で、国保税というのは納期もふえて、回数も何回かふえてきておりますが、現在の財政調整基金というのはどのくらいあるのか。やはり現行の体制の中では、国保税が高いという状況もありますので、こういった引き下げる要因というのは、できないものかというふうに思えますので、この点。

それと滞納にかかわってであります。機械的に悪質でない限りは、いわゆる制限加えるということではできないというふうに思えますので、確かに収納率の向上という点では、努力する必要性があると思えますが、それをすべてちょっと納めなかったら、それはだめだという形で短期証を交付するというこ

とにはならないと思えますので、その点、実際その悪質と思われるもの、生活実態が大変でおくれるというもの等が実際あると思えますが、この現状はどのようなになっているのか、あわせてお伺いしておきたいと思えます。

委員長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 9番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

町においての影響ということでございますけれども、町におきましては、国の方の今国会で協議されているところでございますけれども、町村におきましては、影響ないだろうということのうちの方に今来ているところでございます。

また、今後の影響ということでございますけれども、これにつきましては、今後18年を目指して、高齢者医療も含めました医療保険制度の見直しということが行われているところでございます。

財政調整基金の残高ということでございますけれども、平成17年度2,500万円を今支消するということで考えておりますけれども、1億177万3,736円の残高でございます。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 税務課長、答弁。

税務課長(高木香代子君) 保険税の滞納者にかかる制限でございますが、先ほど申しました短期保険証の発行については、悪質な者を対象にしておりますし、それから資格証明書の発行については、本当にこれもまたもっと悪質な滞納者を対象としております。

悪質と思われるものは、そんなにいないと思えます。分納していただいて、それが結構低所得層に滞納の方が60%強おまして、分納していただいている状況であります。

以上でございます。

委員長(西村昭教君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 1億100万円くらいあるということで、財政積立金、平年度ベースでは、大体恐らくかぜをひいた疾患という形で、ある程度3,000万円か4,000万円ぐらいたり崩している形になっていると思えますので、その分を差し引いても、約6,000万円から5,000万円が残るような気もします。こういった部分を軽減対策に回せないのかなというふうに思えますので、この点。

それと、悪質と思われるというものについては、そう多くはないと。あと比較的経済的な問題等による分納者、あるいは遅延者という形になっているかと思えますので、この点、私が言いたいのは、機械的ないわゆる納税が滞っているという形の中で、そ

れを当てはめて資格証明証や短期交付証を制限することはないと思いますので、この点もう一度確認しておきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢委員の御質問にお答えをいたします。

基金の残高につきましては、有効活用ということで考えております。

また、軽減対策といたしましては、基準額以下の場合につきましては、均等割、平等割ということで、7割、5割、2割の軽減対策ということで、今後についても軽減対策を図っていくということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 米沢委員の資格証明証等の発行についてでありますけれども、短期証の発行については、現年度分だけの滞納についてはやっておりますし、二、三年分滞納のある方については、発行の更新の都度納付相談、納付指導をしながら分納を納めていただいている状況であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 今税務課長、悪質なやつがないのだというようなこと言いましたが、私てきなのですけれども、悪質なのがいるわけなのですよね。だから今回例えば交付されていない方、保険証の交付されていない方が、厚生委員会のおき、何か26名ぐらいいましたね。この人たちがどのようにして病院に行っているかということ、今後調査しなければならぬ問題も出てきているのですよ。

委員長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 小野委員さんの御質問にお答え申し上げます。

平成17年2月末日現在で未交付者につきましては、現在21名ということで承知しております。その21名の中につきましては、保険税滞納者が13名、それから分納している方が8名ということの21名ということで把握しております、これらの滞納の対策といたしましても、この方たちには保険証交付してないわけですが、それ以外の保険証交付している方につきましては、税務課長もおっしゃいましたように、短期証明証の交付などを交付しまして、少しずつ納めていただくような指導、またはそれらをしているところでございます。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第2

号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して11、12ページ及び344ページから353ページまでの予算全般の質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ないものとして、これをもって、議案第3号の質疑を終了といたします。

ここで、説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

これより、議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して13ページから15ページ及び358ページから386ページまでの予算全般の質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 376ページの特別給付の問題について、まず伺っておきたいというふうに思います。

これは町の独自の給付政策という形で、介護の利用を促進してもらおうという形、また認定された方が少しでもこういうサービスに乗って、短期入所やあるいは訪問介護等における家族の負担軽減等も含めてしてもらおうという形で導入されたかと思いますが、これは前年度から比べて、約50万円マイナスという形になっておりますが、この部分で言えば、要因としては、単純にこの対象人員が減ったことによるマイナス要因なのか、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問にお答えいたします。

特別給付費上乘せサービスの御質問でございます。前年度に対して、50万円減ということになってございますが、これはあくまでも対象者、利用される方の対象者の減でございます、この17年度の現在の見込みでございますが、訪問介護につきましては4人、それから短期入所の対象者につきましては、10人というふうな対象者を把握しているところで計上いたしてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） これが始まったときから、

どのような、いわゆる利用人員はどのようになっているのか、もう1回確認しておきたいと思えます。13年度から14、15、16、14年度からでもいいです。14、15、16とどういう推移になっているのか。

ここでお聞きしたいのは、例えばこういう問題が各地で出てきております。上富良野町もそうではないかと思えますが、この給付をすることによって、町の持ち出しがふえるという形で、自治体の持ち出しがふえるという形で、これを極力使わせないというふうないわゆる制限の中で、対象人員が減ってきているという問題があります。上富良野町では、実態に即して、このサービスを利用してもらうかどうかというのは、よくケアマネージャーなんかとも相談しながらやられていて、そういうことはないかというふうに思いますが、現状はどうかということも含めて、お伺いしておきたいというふうに思えます。

これは本当に利用促進する上でも、介護される上でも、やはり認定された方にとっては、本当にいいサービスで、もっと利用したいという形があります。できないという要因もあります。

もう一つお伺いしたいのは、短期入所等をしたくても、施設がいわゆる満床で、これに該当しないという状況の中で、これを結局こういうところに、制度に乗せたくても乗せれないという問題もあるのではないかなと思えますので、そこら辺についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問でございます。まず1点目の上乗せの関係でございますが、発足当初の、この制度の発足、条例化したのが平成14年でございますが、そのときには訪問介護、先ほど私17年度については4人と申しましたけれども、発足当初、訪問介護の上乗せを利用される方が多うございました。そのときの人数は、ちょっと数字は把握してございませんが、その方については、既に特養の方に空き床により、そういう入所されているというようなことで、現在そういうような上乗せサービスを利用されている方で、空き床が出てきたときに、家族がまず入所希望している方でございますけれども、そういう場合には、そういう上乗せの利用されている方で、空き床のときはそちらに入っているというような状況で、現状としては、対象者の人数は少しずつ減ってきている状況でございます。

それから、もう1点でございますが、この上乗せについて、これの町の財政負担の御質問でございますけれども、これにつきましては、この介護保険事

業の基金でもって、この給付費の分については基金で対応するというので、町の一般会計からは、この分については御負担はいただいているところでございます。

それからもう1点の、短期入所の施設の利用に当たっての利用状況についての御質問でございますけれども、これにつきましては、その季節、時期によりまして農繁期とか、そういう時期によりましては、若干お待ちになっていただく期間があるかと思えますが、その間、この短期入所にも生活介護のいわゆる特別養護老人ホームで行う短期入所と、それから町立病院で行います療養介護の短期入所と二通りございますが、これら町立病院でもこういう短期入所のサービスも実施してございますので、そんなようなことで、極力このショートステイについての御利用に当たっては、介護施設の有効的にケアマネージャーがかかわった中で御利用いただくような形で進めさせていただいております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町の方では、現状はそうではないということですので、この部分については、やはり積極的に活用する方法で、せっかくこういう制度があるので、やっぱり生かしてこそ、初めてこういう制度というのは生きるわけですから、その点をケアマネージャー等については、最大限やはり相手が望めば、やはりこの制度を使ってもらおうということの旨をぜひ指導していただきたいし、また十分知っているかと思えますので、もう一度確認しておきたいと思えます。

それともう1点聞きたいのは、本年度介護認定の対象者数はどのくらい見込んでいるのか、それと同時に、今回要支援、また介護1、2という形の中で、ここの段階の人が、いわゆる体を悪化させて重度に進んだというような、そういう状況というのは、ふえてきているのかどうか、この点。

さらに、この給付費や医療費を抑えるためのいわゆる介護認定者の予防医療という感じで、今も発足当時から言われておりますが、こういう部分のやはり連動した医療との包括的な対応が今求められているわけですが、こういった対策というのは、どういふふうにとられているのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 先ほどの短期入所につきましては、委員の御意見のとおり、今後もケアマネージャーとの連携するような形で、円滑なサービスの提供ができるようなことで進めていきたいと思えます。

次に、要介護者の認定者の推移はどうなっている

のかという御質問でございますが、これにつきましては、本年度と17年度予算の見込みで、これ1月、これ毎月認定というのは、要介護の認定の申請はそれぞれ常時出てきておまして、その月によってどんどん数字は変わってございます。一概に何人だという部分は、比較は毎月の比較はちょっとできませんけれども、昨年1月と今年の1月現在で、昨年は要介護認定者数が404名でございます。今年は412名で、8名の増で、比率でいきますと2%増ということでございます。比較的要介護認定者数というのは安定的な、安定と言ったら言葉悪いのですが、大体同じ程度の水準で認定の動向になっているというようなことでございます。

その中で、要支援者の方で、重度に進んだ状況はどんな、そういう傾向はないかというような御質問だったと思いますが、この先ほどの412名の中でも、比較的軽度な認定者ということで、要支援から要介護1までの方の比率といいますが、認定者数が195名おられまして、大体50%、5割弱ですけども、これは昨年とも同じような傾向でございまして、要支援、要介護1の方については、重度化は特に進んでない、現状の中で維持されているというふうな、数字上ではそういうふうなケースでとらえてございます。

それと、最後に介護保険法の今制度改正の御質問だったと思いますが、これにつきましては、今国会で法案が審議されてございます。今御質問の中で、介護保険の特に改正点の中で、先ほどの質問とも関連でございますが、要支援者の軽度な方に対する予防介護という部分を、この制度で新たにそれを重視した取り組みを、制度改正がなされようとしてございますが、これにつきましては、まだ法の骨格だけありまして、今度その法案の通った後、国より制令、省令等が参りまして、詳しい中身が出てまいるわけでございますが、まだそれらの予防介護の部分につきましても、介護報酬額というのが省令で国によって定められるのでございますが、今後そういうような詳しい部分が出てきた段階で、町においても平成18年度から3カ年、また介護保険事業計画の第3期という形で、今年度中にその策定作業を進めるわけでございますが、その策定作業の中で、ただいまの国の介護保険の法の改正等の内容を十分見きわめながら、この計画を策定に向けてようなことで取り組みたいというふうに考えてございます。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） いわゆる軽度の方が重度化しているから、予防医療に努めるということは、上富良野町ではないということで押さえてよろしいだろうというふうに思いますので、ここについて

は、それで押さえとしてはよろしいですか。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問でございますが、そういうことでございまして、あくまでも介護保険の事業につきましては、法に基づいて、そしてさらに国の政令、省令に基づいた制度の仕組みの中で、上富良野町の取り組みをどこに重点を置いていくかという部分も含めた介護保険の計画でございますので、あくまでも制度の基本については、これは法に抵触した形ではできませんので、そういうふうな中で進めるといような考えでございまして、そういうふうに御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私現状を聞いたので、課長の言うように、例えば今説明あったように、重度化するという状況というのは、今はないということの数字は、今述べたわけですから、そのとおりでいいのかということで、国は逆にこの軽度の方が重度化しているから、この予防対策という形でいろいろ筋力だとか取り入れるだとかと言っているのだけれども、これは国と上富良野の実態とで違うのかということでお伺いしているところです。

あと、歳入の分で国庫負担金収入という形で、この負担割合は、今現状ではどのような率で算入されているのか、これもお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢委員の御質問でございますが、国で言う予防給付という部分での要するに家事援助等の部分で、国が指摘しているような形では、上富良野町ではそういうような現状ではないということで、上富良野町はしっかりした対応をしているというようなとらえ方で御理解を賜りたいと思いますが、もう1点、国庫負担金でございますが、これにつきましては、法で定められておりますが、保険給付費の2割を国が負担すると。さらに、被保険者の所得階層とか、あるいは後期高齢者の多い町の一つの基準がありまして、それらの部分を勘案するような形で、調整交付金がおおむね5%という形で、合わせて25%国から負担されるようなことになってございます。

本町におきましては、平成17年度においては、現段階では、先ほどの財政調整交付金というのは、5.8%ぐらいの比率で交付されるような形で予算を計上させていただいているところであります。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 最後にしたいと思いますが、今問題になっているのは、この20%の国庫負担金という問題です。これから介護の対象者がおの

ずとふえてくるという形になっているかというふう
に思います。そうすると、この財政を維持するため
のやはり財源が、道もしくは自治体で、また同時に
介護保険料で賄うというような、そういうようにな
らざるを得ないという状況になっている。ですから、
この部分を率をやっぱり引き上げてもらわないと、
これからの財政の運営というのは、相当苦しいもの
になってくるということは明らかでありますから、
この点の改善要望等をする必要があると思いま
すので、この点についてもお伺いいたします。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え
申し上げたいと思いますが、当然こういう課題等に
つきましては、町村長等がこういう課題提起しなが
ら、国の方に要望していく体制になっておりますの
で、そういう点で御理解賜っておきたいと思いま
す。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第4
号の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ち
願います。

交代時間も含めまして、暫時休憩といたします。

事務局長（北川雅一君） 再開時間を2時50分
といたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時50分 再開

委員長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、審議
を再開いたします。

それでは、議案第5号平成17年度上富良野町簡
易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一
括して、16ページから18ページ及び390ペー
ジから405ページまでの予算全般の質疑に入ります。
ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第5
号の質疑を終了いたします。

次に、議案第6号平成17年度上富良野町公共
水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一
括して19ページから22ページ及び410ペー

から431ページまでの予算全般の質疑に入ります。
す。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 413ページの下水道使
用料滞納繰越分80万円とありますが、滞納の徴収
を強化していただきたいと思うのですが、1
7年の1月現在は、85万4,000円徴収されて
いるようでございますけれども、滞納した場合、給
水停止予告、あるいは面談してもらうのに通告をす
るといことで、これは何人ぐらいいらしたでしょ
うか。それと、また給水の停止されたのは何件ぐら
いあったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 下水道事業ですけれど
も、停止というのはちょっとあり得ないのですけれ
ども。違いますね。水道ならわかりますけれども。

なしということで、わかりました。

他にございませんか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 412ページの下水道使用
料についてお伺いいたします。

現在まだ施設が設置されて、整備されて未加入あ
るいは未設置という状況が何件ぐらいあるのか。例
えば、自衛隊官舎においては、まだ接続がされてな
いというような状況もありますので、今後いつごろ
自衛隊官舎においては、設置、接続されるのか、こ
の点についてもお伺いしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 9番米沢委員の御質
問にお答えをさせていただきます。

使用料でございますけれども、これにつきまして
は、現在、今水洗化率が83.3%でございまし
て、残りの戸数につきましては、まだ処理区域内の
戸数が15年度末で5,188戸ありますので、あ
とこれの差し引きでいきますと、900前後の未水
洗化の戸数になるかと思えます。

それから、自衛隊の官舎の接続でございますけれ
ども、今回宮町の官舎の部分があります。これは5
0戸分、今年度夏か秋ぐらいに接続されるというこ
とを業務隊の方から聞いております。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 下水道使用料、今のところ
なのですけれども、これちょっと難しいかなと思う
のですけれども、合併浄化槽、私なんかも使ってい
ただけけれども、水洗化したわけですよ。だけれ
ども、浄化槽を使っている方、この方は下水道区域
の中におりながら、自分でそれでやっているのです

よね。そういう方については、どのようにお考えになるかお尋ねします。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 4番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

個人的に合併浄化槽を設置されているということで、これにつきましては、その処理水につきましては、うちの都市下水路の方に流されていると思います。そういうことで、その合併浄化槽が半永久的にもつものでもございませんので、そういう場合には、やはりそれを今すぐ撤去すれというわけにもいきませんので、使用に耐えるところまで使用していただいて、その後はうちの方に、公共下水道の方に接続していただくと。しかし、受益者負担金につきましては、いただきますよということでございます。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 今のもって、900戸くらいという未加入というか、その中のその割合、合併浄化槽がそのうち何戸あって、そのほかは何戸あるというようなところはわかりになりますか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 合併浄化槽とか、あと単独浄化槽などもありますけれども、戸数とかその辺につきましては、掌握しておりませんのでわかりません。

委員長（西村昭教君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 一つだけちょっとお尋ねをしたいと思うのですが、419ページの雨水管のマンホールのあれなのですが、冬非常に危険なんです、あればたんと引っ込んでいるものだから。札幌あたりでは、断熱材仕様のやつをやっていると。高いから少しずつしかできないのだということなんですけれども、うちの場合はどんなような考え方をしているのかなと思うのです。その場所にもよるのかもかもしれませんが、びっくりしてしまうぐらいの本当に差があるものですから、その辺は今後どのようなことを考えているのかなと思うのですけれども、その辺ちょっとお聞かせください。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 10番仲島委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

マンホールの温かい水等が流れますので、当然そこには穴もあいておまして、空気の流通もいいということから、冬期においては、そういうような現象を起こしております。それで、当町といたしましては、マンホールのふたの裏に発泡スチロールのようなものを設置して、その辺の中からの熱を断熱しようということでの工夫はしております。しかし札幌

市あたりで、工場で製作してびたっとマンホールに接着しておりませんので、すき間がうちの場合はできますので、100%そのような遮断というか、断熱はできませんけれども、かなりの効果は上がっております。そのような状況で、今も進めております。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

他にございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 何ページになるのかな、今合併浄化槽の問題で建設課長お話があったのですけれども、個人的に合併浄化槽、これをつけてますと、大体何か旭川から変な人が来て、それを2万5,000円取られるのですよ、年間。そうしたらその2万5,000円の金は、町には一銭も入ってこないのですか。結局下水へ流しているのですよね。おかしいよね。それちょっとお聞きしたい。

委員長（西村昭教君） もうちょっと今のお話詳しくお願いします。

5番（小野忠君） 合併浄化槽を水洗の前にやっているわけ。今現在やっているでしょう、合併浄化槽使っている。そうしたら、西塚清掃屋さんを通じて、旭川の何という会社か、その会社の方が管理業務として、年間2万5,000円取っているのですよ。それで、その2万5,000円取って、それでその汚水はどこへ投げているかといったら、町の下水道に流しているのですよ。したらそれ一銭も入ってこないのですか金、町には一銭も入ってこないのか、それを聞きたい。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 5番小野委員の御質問にお答えをさせていただきます。

合併浄化槽の処理水を、うちの公共下水道に流しているかということでございますけれども、それは都市下水道の方に流しております。うちの公共下水道には接続はされておられませんので、接続されておりますと、うちの方で使用料ということで料金がかかりますけれども、そういうような仕組みに、合併浄化槽も単独浄化槽もそういうふうになっております。

委員長（西村昭教君） 下水道に流れてないということだね。一般の排せつ用の道路の側溝に水流れるということ。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 私が使っているのです。光町は去年終わりましたから、去年秋にやるうと思ったのです。もうつなぐばかりになっているのですよね。でも流れていくところは同じ穴ですよ。そしてそこへ私たちの合併浄化槽の分は流れているのです

よ。それで西塚さんの方からおいでになって、これ10年間ぐらいもうこれ、平成9年からかな、私。それはもうみんな、そして私たちの前に、できたのは立派な下水ができたので、そこへ放出しているのですよ。したらお金。

委員長（西村昭教君） ちょっと誤解の部分もあると思いますので、後でちょっと担当者とよく詳しく聞いて理解いただければありがたいかな。今ここで説明しても、ちょっとあれなのでよろしくお願ひします。そういうことで、小野委員よろしいですか。済みません、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これをもって議案第6号の質疑を終了いたします。

次に、議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して、23、24ページ及び436ページから461ページまでの予算全般の質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 443ページのデイサービスセンターの事業にかかわって、介護士等の賃金が増額されているかと思いますが、恐らくこれはデイサービスセンターが利用の頻度がふえたことによる対応なのかどうなのか。

それと、445ページにかかわっても、ラベンダーハイツの賃金等がふえております。介護士についてもそうだと思いますが、この点。

それと、今現在このショートステイがもう既にかなり利用頻度が高くなってきているかと思っておりますので、今実際にラベンダーハイツの待機者等はどのような人数になっているのか。

それと、将来富良野協会病院において、療養型も設置されるという形の情報もありますが、この部分で何ほか地域のそういう利用したい人の利用頻度が、利用度が高まるのかどうなのか、利用されるのかどうなのか、富良野協会病院の方で、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 9番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のデイサービスセンター関係の賃金の関係なのですが、ここで昨年と増額している部分につきましては、デイサービスセンター今運

転業務正職員で行っておりますけれども、これを配置がえいたしまして、臨時職員で対応しようとしているものでございます。

あと、次の445ページのラベンダーハイツの関係の賃金の関係ですけれども、この件につきましては、病院も同じなのでしょうけれども、賃金の見直しという形で、臨時職員の賃金を幾らかアップしたということで、昨年と比較して上がっているところでございます。

また、ショートステイの関係、利用率の関係ですけれども、この関係につきましては、昨年は1日当たり7.8人という形で利用いただいておりますけれども、今年の2月現在、7.7人という形で利用をいただいているところでございます。

また、その待機者の関係なのですが、この関係につきましては、現在全体で2月末現在の数字ですけれども、全体で47名待機してございます。そのうち、上富良野在住者という形で、37名の方が待機している状況でございます。37名のうち、在宅者という形で20名という方が待機している状況でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 今現在、在宅、実質在宅介護者の中で、20名が待機している状況でございます。あと17名の方につきましては、施設入所という形で待機している状況でございます。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の協会病院との関係でございますが、協会病院においては、40床ということで現在やっておりまして、新築においても40床という形になってございます。現状、協会病院におきまして、この40床使っていないような状況にございまして、新しくなることによりまして、そちらの方に需要がふえていくという傾向ございまして、その辺のところ未知数ではございますが、そちらの方に向かうという状況は考えられるなというようなことで押さえております。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 結局施設入所、在宅という形で、17名ぐらいの方が20名という形になっておりますが、結局入所するということになれば、なかなか老人ホームにも入所できない、あるいは療養型という形でも、なかなか対応できないという形になってきているかと思ひます。

そこで、建物を建てれば、その分医療費は、いわゆる給付費がふえるという形の中で、なかなかここについては、対応できないという形だというふうに思ひますが、やはり現状を見たときに、やはり一定

の部分の老人ホームの増床というの、当然必要な部分にもなっているのではないかという形だと思います。

現状見ましたら、やはり施設介護を望むけれども、なかなか満床で入れないという現状もあります。そこで、1.5%老人の、いわゆる老人に対するの制限という形で、なかなかその補助金もつかないということで、なかなか建てないという形になってきているのですけれども、やはりこういう部分の解消という点では、在宅も必要だと思いますが、富良野広域圏でもなかなか入所できないとするならば、どうするのかという問題が出てくるわけです。単純にその建てればすごいお金がかかるというだけでなく、やっぱり一定そういう状況も自治体で今後検討する必要あるのではないかというふうに思いますし、その点はどのように考えているのかどうか。

委員長（西村昭教君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、基本的には町単独ということには、なかなか難しいというふうに思います。今後この辺区域的な中で、この対応をという点で、やはり協議をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

当然国の方の方針といたしましては、施設ふやさないというところで、北海道におきましては、特に施設数が満たされているというような状況の中から、非常に建設に対する状況というのは、厳しい状況になってございまして、なかなか町単独でというところには、なかなか至らないというのが現状の姿でございますので、そういう面につきましては、広域の中でのその出現の状況を見ながら、今後対応していかざるを得ないのかなというふうに考えております。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 給与費についてお尋ねいたします。458ページにかかわって。

中段にございます職員手当の内訳の中に、時間外勤務手当の項目がございますが、400万円を超える時間外勤務手当を計上されておりますが、ラベンダーハイツという、特養というそういう仕事の特殊性も当然あるかと思っておりますけれども、400万円を超える時間外勤務手当を当初予算に計上しなければいけないというような実態というのは、何か特殊な事情があるのか、あるいはその職員の配置の中で、何かどうしても避けたいものがあるのか、実態をちょっとお知らせいただきたい。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 15番向山委員の時間外勤務手当の件につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。

この時間外勤務手当41万2,000円計上させていただきますいておりますけれども、この件につきましては、職員、生活指導員2名、また看護師2名、そして残りが介護士という形の18名に対するの時間外勤務手当でございまして、1人当たりになりますと、22万8,000円程度になるかと思っておりますけれども、1人当たりになりますと、そういう金額になりますけれども、大半といいますか、大部分占めるのが生活指導員2名の方、そしてまた看護師が夜勤体制とってないものですから、そういった入所者が夜間に急変したときには、介護士が対応するという形で時間外ということになりますけれども、極力生活指導員あたりの休日勤務については、代休で対応させていただいているということで、年々この件につきましても、平成15年につきましては、500万円ほどということで、金額縮減に努めているところでございますけれども、ということで御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（西村昭教君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 実態のほどは、理解できません。ただ、何人が介護士さんの多数の方々が日々時間どおりに仕事を終えられないという実態は、これは今後もなかなかその仕事の特殊性を考えれば、いたし方ない部分かなと思っておりますが、例えばその生活指導員なんか、特定の人に偏って、そういう恒常的に残業が行われるという、そのトータルで労働勤務時間を調整するというところで工夫はされているようですけれども、そういう特定の職種に限って、日々残業が多くなるということは、最近特に過労死、あるいはそういった絡みで使用者責任というのがよく裁判等で報道されておまして、何かその工夫がなされることによって、給与費総額では圧縮できなくても、そういう個々の労働の負担の軽減、分散できるような手法の工夫はとれないのかどうかということでお尋ねしたい。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

ほとんどというか、大半大きく占めるのが生活指導員ということ先ほど申し上げましたけれども、この生活指導員の業務に関しましても、軽微な職務、臨時職員でもできる業務につきましては、今後、今一部やっておりますけれども、今後もそういった臨時職員で対応できるような部分につきましては、臨時職員で対応していきたいというふうに考えており

ますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（西村昭教君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） お尋ねします。

まず、入所者が何名いて、職員が何名で、夜間何名でやっていて、重症者というかな、そういう方は何人ぐらいいるか。そして、いじめはないのか、そしてそれを確認する方法はどうやってやっているか。さらに、職員の声をどのようにして聞いているか。アンケートであるとか、何かこう投書箱であるとか、そのようなことをやっておられるかどうか、この辺のところをお聞きます。

委員長（西村昭教君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 梨澤委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今現在、特養の部分につきましては、特例枠1名加えまして、現在51名の方が入所されております。

あと、先ほど申し上げましたように、ショートステイの方に関しましては、実績では7.7人ほどの入所者ということで利用をいただいております。

また、夜間勤務体制ですけれども、8時半ごろまでは介護士遅番という形で2名で、4名体制でありますけれども、それ以降につきましては、朝の7時まで2人の勤務体制、それに夜警員が1人ということで、3名の体制でっております。

あと、職員の数ですけれども、現在正職員が21名おりまして、臨時職員につきましては33名ということで、全体で54名の体制で業務を行っているところでございます。

あと、虐待の関係の御質問ですけれども、これも新聞紙上で取りざたされている件なのですけれども、うちの施設においては、そういったことはございません。

それと、そういった対応策といたしまして、毎月1回職員会議ということと、二カ月に1回ほど介護士との職員会議やっております。その中で問題点を提起していただきながら、そういった対応にこたえていっている状況でございます。

以上。

4番（梨澤節三君） 一番最初の入所、満床からマイナス1に。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 定員、特養の部分、50名が定員でございます。それに対して、特例枠ということで、2名まで入所できる状況ですけれども、それに対して1名の方で、現在51名の入所者でございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、議案第7号の質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、少々お待ち願います。

先ほど要求ありました持ち家手当の支給調への関係について、今お配りをいたしました。

次に、議案第8号平成17年度上富良野町水道事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質疑に入ります。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） さっきは失礼いたしました。上水道と間違えまして済みません。

給水収益のところですが、105万1,000円マイナスになっておりますが。

委員長（西村昭教君） ページ数をお願いします。

13番（村上和子君） 9ページ、申し上げました。105万1,000円マイナスになっておりますが、給水の収益ですね。そういう予算になっておりますけれども、滞納されている方がおられると思うのですけれども、滞納された場合、事前に配付していただきました資料を見せていただきますと、給水停止予告及び面談通知とこうあるのですけれども、こういった方は何名ぐらいおられたのか、また実際にその給水の停止をされた方がいらっしゃるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 13番村上委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

給水収益の105万円の減額でございますけれども、これにつきましては、町民の方々の節水等による水の利用の減に伴いまして、減になったものでございます。

それから、今滞納者に対しましての対応といたしまして、今まで行ってきておりますのは、給水停止の予告及び面談ということで、これにつきましては、11件やってございます。

その次に、給水停止の再予告ということで、これにつきましては、8件行っております。

それから、次に給水停止通知ということで、件数といたしましては17件、現在ここまでの段階で納入を促している状況でございます。この件数が合わせまして36件でございます。

以上の対応をしております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） そうしまして、その結果

どのように徴収になりましたか、お尋ねします。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） このような面談とか予告それぞれにおきましては、全額入れてくれると非常にいいのですけれども、そうはいきませんで、確約ということで、月に幾ら幾らというような書面でもって約束をしてくれている。そういうようなことで、大きな額にはなりませんけれども、継続して納入をしていただくということで効果が上がっているものと思っております。

委員長（西村昭教君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 旭川市では、滞納された方につきましては、給水をとめまして、そして納めました時点で30分後にまた給水をする、こういうような対応をしているのですよね。

今予告をされたり、面談されたり、一生懸命滞納に対して徴収に向けてやっておられるのですけれども、いかがなのでしょうかね、そういったこと。

委員長（西村昭教君） 答弁が必要ですか。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 現在このような面談とか予告とか通知をしております、この後またうちの方にそのまま応答がない、それから我々も出向いていって催促というか、促しても快い返事がないというか、納入のそういう意思も余り見られないということを感じ取りまして、それで次の段階ということで、給水停止の再通知とか、そういうようなことで取り進めて今いっているところであります。そのときにつきましても、その人に、こういうことになるよということでの徴収を兼ねてそういう話もしたりとか、そういうような滞納者には当たっております。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） 今建設課長御答弁ありましたが、平成15年のこの決算期から現在まで、この収納率はどのくらい上がったのかなという感じするのですよね。このときの滞納が、例えば一般で789名ですか、それから営業で31、合計820、こういう資料いただいていて、決算委員会にいただいているのですよね。これらの収納率がどういうふうに上がったか、それから営業の場合には条例あるでしょう。上富良野町水道事業、この条例があるのだよ、これ。一般の家庭にはないけれども、営業者にはあるのだよ、これ水道事業、これは29ですか、条例。停止することができる、これ前回から私余り滞納のことと言うと忍びがたいのだけれども、余りにもちょっとひど過ぎるのではないかなという感じなのですよね。

それで、15年の去年の10月の決算から、今現

在までの収納率はどのように上がったのか、ちょっとその点をお聞きしたいなど。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 5番小野委員の御質問にお答えをさせていただきと思います。

昨年10月以降の決算後でございますけれども、15年の単年度分でございますと、収納率でございますと75.8%の収納率でございます。それから、全体に対しましての収納率でございますけれども、これにつきましては、48.8%の収納率でございます。

委員長（西村昭教君） よろしいですか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） そうすると、かなりのいい収納率は上がったという結果ですね。これは平成16年の決算期も迎えますからよくわかりますけれども、この営業をやっている方のこの31件というのは、平均では48.8%の収納率だけれども、この営業をやっている人の31件というのは、どのように収納率が上がったのか。これはさっき言ったとおり、水道29条ですか、これでとめれるので、何かさっきから聞いていると、いや予告したとか、それから文書で出したとかというのではなくて、こういうのは徹底的にやるというお約束で、15年の決算委員会にもせめて何回かこれ言っているのですよ。ちょっとあほかになってものを言っているようなものなのですけれども、ちょっとこれは滞納ですから大変なことなのですけれども、言う方も大変なのですよね。でも、営業やっている31件というのが、これでは相ならんと思うのですよね。もう少し厳しくやるべきでないですかね。

水売っているのですよ、水。水売って、そして水代が払えないということはないのですよ。ですから、これ給水してしまうという、びんととめるのだということ思い切ってやらなかったら、いつまでたたって文書だ、いや口頭だと言ったってね、最後には気合いかけられて帰ってきているということ、以前も言ったでしょう。脅かされて帰ってくるのだからね、逆に。そういうことを私たちも耳にしていますから、御苦勞なさっていると思いますけれども、そうならば給水停止してくださいよ。これできないのですか。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 小野委員の御質問にお答えをさせていただきしたいと思います。

営業者への滞納額に対しての対応でございますけれども、この件につきましても、直接その数、何回となくその者に当たっているのです。そのことから、こういうことではうちの方としてももう容認、

このままのままではいけないよと。そういうことでうちの方としては、給水停止を考えているので、これはもうそう遠くないときに、まだその者に行って話しはするのですけれども、そのときにきちっとこのままで行くと、いつぐらいまでにはうちの方としてはそういう手続に入りますよというようなことで伝えていこうという考えであります。

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

4番 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） ずっとこれ未来永劫に続く問題で、漏水ですけれども、これ前年度漏水箇所どのぐらい見つけて、また漏水の予測箇所というものもあるかと思うのですよね。その辺のところお聞かせいただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 向山富夫君。

15番（向山富夫君） 今、梨澤委員の質問にプラスしてほしいのですけれども、その漏水があれば、当然修理されていると思うのですが、その漏水の原因と申しましょうか、例えば配管の経年劣化だとか、あるいは工事の中でひよっとしたら防げたのでないかなというふうな、その原因も分析されましたら、あわせて。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 4番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

上水道では、16年、今まで漏水は11件が発生しております。

それから、向山委員の御質問でございますけれども、漏水の原因というのでありますが、これにつきましては、個々の本線から枝管、引き込み線、そのときの分水栓というのがあるのですけれども、その劣化により、そのいろいろなその土質などにも影響あるのかなと思いますけれども、腐食とかそれをあわせた中でそういうものもあります。

それから、48年の上水道の供用開始以来のものでありまして、その以前のものも含めまして、接続、接着、今ですときちとしたゴムジョイントとか、そういうような可透性のあるようなもので接続するのですけれども、当時は樹脂系のもをお互いの管の小口に塗って差し込むというようなことから、水圧が上がったときに漏水を起こす。そういうようなことで、先週の11日にも、光町の方で1件ございまして、そこも分水栓にありました。そういうような原因が主な原因でございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

10番 仲島康行君。

10番（仲島康行君） 一つだけちょっとお尋ねするのですが、噴火の町、地震だ何だたくさんある

のですが、災害が起きたときの水の確保というのですか、それはどのように考えているのかなと思うのです。

けさだったかいつだったかテレビ見ていると、自転車で川の水を完全に浄水してすぐ飲めると、5分以内で五、六人分は十分できるのだよと。大阪の何か業者がつくっているのだそうです。今各自治体で随分電話の問い合わせがあって、購入を考えているということちょっとやっていたのですが、値段は何ぼだか出てなかったからわからないのですけれども、そのような対策というのは必要でないのかなと思うのです。やっぱり一番大切なのは水だと思っております。その確保対策というのは、やっぱり十分に考えておく必要があるのだらうと思うのだけれども、その辺はいかがでしょう。

委員長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 10番仲島委員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

災害時の対応ということでありまして、これにつきましては、我々日の出浄水場とっております十勝岳の方から来る水、これにつきましては、途中で災害等ありましたときには、吹上線のこっちから行きますと、上川さんの家の向いのところ、旭野川のところに保水の水道がございます。これは80トンの用水の能力がありまして、十勝岳からの湧水と匹敵するものでありまして、そこについては心配はないものと考えております。

それから、大きな町の中での災害等がありましたときには、上川管内でいきますと、消防のように各ブロック単位でもって応援体制が整っております。これは上川管内、大元のところは北海道での組織をつくってありまして、それから旭川支部とか、それから富良野支部とかというふうな応援体制も整っております。

それから、川の水での表流水を緊急的に使う場合におきましては、駐屯地の方とも協議をさせていただいております。駐屯地からもこういうようなときに、うちの方から何か応援できるものはないかということで、そういう話し合いもしております。

それから、一般的な給水を必要とする避難所への対応でございますけれども、これにつきましては、町でも20リッターのポリタンクを70個ぐらい持って保有しております。

あと、各給水指定店のところにも、そういう対応のあったときの即応ということでポリタンクを、そう高いものではありませんので、各20個なり30個なり保有してもらおう。そのほかにも給水車持っているところもありますので、そういうようなことでの災害においては、対応を図ってまいりたいという

ふうに考えております。

委員長（西村昭教君）他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君）これをもって、議案第8号の質疑を終了いたします。

これより、議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算の件を議題といたします。

提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君）これより、歳入歳出を一括して予算全般の質疑に入ります。ございませんか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君）歳出で16、17ページ、資産の減耗費、たな卸資産減耗費のところでございます。薬品類の保管と申しますか、期限、これについて伺いたいなというふうに思います。

これは有効期限があるのか、1回購入したら何年ぐらいを目標と申しますか、期間があるのか。

それから、有効期限の切れたものについては、どのような方法で処理してるのか。

それから、薬の購入に当たっての薬の選択は、医師がやると思うのですけれども、事務所の方々も加わってこれらの選択をされるのかどうかということをお伺いしたいなと。

委員長（西村昭教君）病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君）3番岩崎委員の御質問にお答えをいたしたいと存じます。

まず、1点目の薬の有効期限はという御質問だったと思いますけれども、いろいろございますけれども、おおむね5年程度というふうに承知いたしております。

それと、薬の処理の方法でございますけれども、おおむね有効期限が過ぎますと、処理台帳を作成いたしまして、それぞれ薬の価格を減少していくということで、本年度につきましては10万円の予算を上げさせていただいておりますし、ちなみに昨年度は23万9,000円となっているところでございます。

次に、購入の方法でございますが、前期と後期に分けて、医師と看護師、それから我々事務局が入りまして、その年にどういった薬を使って治療していくかということの内容を調整いたしまして、薬の購入すべき品目等を定めて購入をいたしております。したがって、先生がかわれますと、治療方針も大きく変わってまいりますことから、今現在におきましては、新しい院長先生が来られまして、もう丸2年も過ぎたところでございますので、だんだんそういった廃棄する薬については、少なく

なってくるのだらうというふうに思っております。

ちなみに、前回の部分につきましては、以前の医師、院長等が購入した部分でございますので、そういったことで処分の量が多くなったということで御承知をいただきたいというふうに思っております。購入につきましては年2回、前期と後期ということでございます。

以上であります。

委員長（西村昭教君）3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君）何か医師がかわったら薬品もかわると申すのは、ちょっと基本的には違うかなというふうに思うわけでございまして、去年は、今年の予算は10万円だけれども、去年は23万9,000円をこのたな卸の減耗費に充てているということですね。この差が倍以上違うので、その辺伺いたいと思います。

それから関連でもう一つ、図書費ですけれども、この図書という内容は、どういうものを指しているのか。

委員長（西村昭教君）病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君）岩崎委員の1点目の、昨年と今年の差が大きいのはなぜかといったことの御質問だったと思いますけれども、先ほど御答弁いたしましたけれども、昨年につきましては、その以前におられました平山院長ほかの先生の方針によって、指導方針によって買いそろえた薬がありました。それらが今度新しい先生によりまして、治療の投薬の種類等も変わってまいりますので、そういった部分から、処分する薬が多くなったということでございますけれども、これからはその部分は落ちついて10万円を切るような形で推移するものというふうに思っております。

それから、2点目の図書費でございますけれども、これも内容的にはいわゆる看護師、それから薬剤、それから検査、X線、もちろんお医者さんもそうですけれども、そういったたぐいのいろいろな情報誌、月刊誌、こういうものが多くございまして、大体それらが半分ほどの費用を占めているわけでございます。

そのほか、その年その年によっていろいろな医療の部分が改定されますので、例えば営業情報だとか、それとか糖尿病の新しい治療法が出たとか、それから薬のこう薬の部分がいろいろ変わってまいりますよといったような、そういった単行本的なものが毎年そういうふうな発行されます。それが大体単価的に言いますと、大体1万円以上するものでございますけれども、そういったものがまた約それらの半分ぐらいを占めている状況でございます。

委員長（西村昭教君）よろしいですか。

4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） お尋ねします。

まず病院、何名で病院に当たっているか。経営から診療から全部何名でやっているか。それから、入院患者が何名おまして、これ夜間は何名でこれに対応しているか。

それとあとは、医療備品は別ですけれども、いろいろ備品等ありますよね。その備品等を購入するに当たって、こういう財政難のとき、その購入に当たって、どのようなお考えでその備品購入をされているか。

以上、お尋ねします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 4 番梨澤委員の御質問にお答え申し上げます。

何人という部分でございますけれども、正職員では 49 名でございます。

入院の部分については、一般と療養合わせまして 80 床でございますけれども、現在のところは満ばいになっておりませんので、大体 60 か 70% ぐらいの入院ということになってございます。

それと夜間につきましては、一般の部分が 1 名、それから療養の部分が 1 名、それから外来の部分が 1 名、それと夜間の受付処理をする警備員が 1 人で、あとボイラーの部分も 1 名。

失礼しました。夜間の警備員 1 名ということで体制をとってございます。

それから、備品購入に当たっての考え方でございますけれども、当然にして費用が限られてございますので、最少の経費で最大の効果があらわれるようなことをモットーに、それらの購入に心がけているところでございます。

委員長（西村昭教君） 4 番梨澤節三君。

4 番（梨澤節三君） 夜間何名なのかな、これ。何とか 1、何とか 1 と、1、1、1、1 と足したら何名になるのだったかね。5 名かね。それはまあいいです。

それで、これ入院している方で、3 回骨折しているという人がいるのですよ。ということは、大丈夫なのかなというそういう懸念を持ちます。そのところちょっとお聞きしたいなど。

備品等の購入については、おっしゃったとおりやっていたかと思えます。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 夜間の体制でございますが、職員につきましては 3 名でございます。そのほかに、今言ったように臨時的警備員が受付業務を行っているところでございます。

また、救急に際しては、検査技師とか X 線とか、

そういったものの方呼び出しまして、その待機者に呼び出しまして、その患者さんに当たらせているということでございますので、自宅待機という形になっておりますけれども、常時いるのは今言った 3 名でございます。

それから、2 点目の骨折 3 回、まことにこれ申しわけございません。多分 3 回骨折されたということで、多分お年寄りの方だと思われるのでございますけれども、なかなかはっきり申し上げて、なかなか自分の意思で動けないというか、無意識にベッド転ばして何かして落ちる方もおられますので、なるべくそういったベッドに柵とかを設けないようにという保健所等の指導はあるのでございますけれども、そういったこともございましたので、両側に柵等を設けまして、転落防止に努めているところでございますけれども、なるべくそういったものを外して介護しなさいというのが国の方針というか、療養というか、病院での指導でございまして、そういった面もございまして、そういったことのないように、十分目を配ってまいりたいというふうに思っております。

それから、今ベッドの高さも、新しいベッドにかえていきまして、高いベッドから低いベッドの方に、全部一遍にできませんので、徐々に購入して取りかえているところでございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 介護補助員の賃金体系の改正が行われたかと思いますが、その点どのようなになったのか。

それと、あわせて有給の問題で、雇用が半年間という形になっているかと思って、継続して働いているにもかかわらず、有給の持ち越しができないというような不備がありますので、この点はどのようになるのか。

それと、今各地でも進んでいるいわゆるレセプトの情報開示という形の中で、自治体病院等においては、将来的なこの情報開示のあり方を整備するという形になっておりますので、上富良野町はどのようなになっているのか、この点です。

今回薬品費の中に、後発薬品という形の中で占める割合は、今回どのようになっているのか。

それと、今回のこの主要事業計画の中では、将来的な町立病院の施設改修、13 年度から 10 年かけて 5,100 万円、院内情報システム整備事業という形で、これは 18 年度をめどに 6,700 万円という形で、医療事務、財務会計、オーダリングシステムという形になっておりますので、この内容等についても、お伺いしておきたいというふうに思い

ます。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 9番米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の看護補助員の賃金体系でございますけれども、先ほどのラベンダーハイツの方からお答えしましたとおり、賃金につきましては、本年度から、新年度から若干引き上げるということでございます。引き上げ幅につきましては200円、日給でございますけれども、100円から200円、ちょっと級種によって差はありますが、そのようなことで改正をさせていただいております。

それから、2点目のそれらにかかります有給の件でございますが、この看護補助員につきましては、御承知のとおり短期的なものでございまして、1年を通じて雇用することはできないということで、最大10カ月というのが法律の定めているところでございまして、これらのものにかかります有給につきましても、最高で10日間というのが認められる有給休暇でございまして、これらにつきましては、その年をもって翌年に繰り越さないというふうなことで、我が病院におきましても、そのような方針で有給の取り扱いをいたしているところでございます。

それから、レセプトの情報開示でございますけれども、昨今いろいろな自治体、大きな国立病院等でもそういったことで、どんどんそういうふうな方向に向いております。いずれも病院におきましても、そのような方向に向いていくのだらうとはいうふうに思っております。まずこれらを行うために、やはりカルテを今その電子化というか、そういうふうにしていかなければ、なかなか情報として出しにくい部分がございますので、それらの手順を踏まえながら、そのような方向でこれから検討していくこととしたいといふふうに考えております。

それから、後発薬品の件でございますけれども、いわゆるジェネリックと言われていた部分でございます。これらにつきましても、医師とかのお話を聞きますと、これは委員も御承知のとおり、昔に開発された薬が、その成分等をまた参考に、新たに薬を調合して発売して、コスト的な発売コスト、開発コストがかからないということで、安価に提供できるということでございますけれども、専門家いわく、やはり調剤の内容がわかっている、その製造するときのやはり製造過程におけるものの部分が、要するにデータとして出てこない。あるのは当時、昔のこう薬はあるけれども、同じこう薬かどうかというのは、どこの製薬会社においても実証していないということで、本当に100%なのか、60%なのか、

ちょっと明確でないというようなことから、なかなかそういった薬の使用については、値段的にはお安いのでございますけれども、治療薬としての部分は、今うちの病院ではなかなか取り扱えられないということの部分でございます。

それから、施設内のいわゆる改修につきまして、オーダリングシステム等々でございますけれども、これちょっと次長の方から説明いたさせます。

委員長（西村昭教君） 病院事務次長、答弁。

病院事務次長（大場富蔵君） 9番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

施設整備でございますけれども、一つは病院の外壁塗装の関係でございます。これは一応見込み額で2,365万円なのですが、非常に病院ごらんになっておわかりだと思っておりますが、かなり外壁見苦しい状況になってきております。これをなるべく早い時期にやりたいと思っておりますのでございますけれども、なかなか予算化が難しいということがございまして、これを18年、19年の2カ年で半分ずつやりたいなというふうの一つは思っております。

それからもう一つの医療機械、システムの整備の方でございますけれども、先ほど米沢委員言われました6,700万円のうち、既に14年度におきまして、医療事務システムの方は更新をしたところでございます。これが2,300万円でございます。残り4,460万円につきまして、オーダリングシステムを考えているところでございます。

これは、医師が検査等を指示をするときに、今は紙に書いて、それを各検査であるとか、それからレントゲンであるとかに紙で回しております。これをコンピューターシステム化したしまして、医師の指示が即座に検査室、レントゲン室に届くと、そしてそれがストレートに会計の方にも連動するというところで、会計、患者様にとっては会計も速やかに行われるというようなことから、それから検査伝票が、あってはならないことでございますけれども、途中で見当たらなくなって、それが診療報酬の請求できなかったとか、そんなことのないようにつなげると、そんなようことでオーダリングシステムを考えているところでございます。

将来的には、電子カルテシステムというところまで行くと思うのですが、その前段としてオーダリングを、これはすべて医師の指示によって、すべて診療が行われるわけでございますけれども、その医師が指示したものがストレートに必要な部所に届いていくということで検討しているところでございます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 介護補助員の有給の問題なのですが、確かに制度上で言えば、そういうふうになって、実際に言えば、継続でもう1年、通年雇用になっているわけです。一般的に通年雇用であれば、その有給の繰り越しというのが当然必要な部分で、たまたま契約上がそういうふうになっていることですから、こちら辺は改善できないものかというふうに、その全部でなくても、1日、2日でも繰り越しできるような制度の改正というのが必要ではないかと思っておりますので、この点。

それと、薬品費の後発薬品についてはなかなか、恐らくこの医師が使わないのだと思うのですよね。それでそこら辺はきちっと指導されるようなことがやられているのかどうか、この点。

それと、あともう一つは、やはり今病院の看護師等の動き見てましたら、療養型なら療養型、外来は外来という形であるかで、比較的固定化、年数が長いという状況になってきてます。今医師等がかわって、どんどん医療の技術も進歩して、そこで対応できるような看護師のやっぱりあり方というの、今問われてきてます、上富良野で。そういう意味で、やはり新しい医療技術に対応できる看護師の養成という形、いわゆる療養型にすべての当たると思いますが、やはりこういう適材適所も含めて、必要な人事配置ということも、より一層やはり検討されるべき内容ではないかというふうに思います。

いろいろ聞いてましたら、看護師がやはり医療技術に新しい対応できないという悩みも抱えている部分もありますので、こういった改善も含めれば、患者さんによりよい医療の技術の提供もできますし、意思の疎通もできるという点で、いろいろと改善する部分があるのではないかと。

もう一つは、やはり医療ミスあるいは看護師同士の伝達のミスによって、やはり起こり得ないミスも起こり得るといふこともありますので、そういった指導点検という点でも、一層充実させる必要があると思っておりますので、この点伺っておきたいと思いません。

委員長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(垣脇和幸君) 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の有給につきましては、確かに今心情的にはそのようなことではございますけれども、今現行法では、なかなかそういったことになってないということではございます。

それで、1案としましては、そういった例えば別の医療法人的なところに一たん身分を移していただいて、そこから派遣してもらうということで、常勤雇いでも手当とかそういったものも受けれるような

形にならないのかなという、ちょっと頭で考えまして保健所さんとも相談しましたのですけれども、そういった雇用というか、派遣の部分については、そういう療養については認められないと。あくまでも施設の中で雇用しなさいというようなことで、それもなかなかできないということで、もう少しそういった部分で、国の方にも制度の見直しをお願いするしかないのかなというふうに思っておりますが、もう少し時間がかかるものだというふうに思っております。

それから、2点目のジェネリック薬品でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、医師等使う側としても、いわゆる効果の、100%きくか、60%かという部分がまだ、先ほど申し上げましたけれども、医薬品の方から、製造した医薬品の方から、そういった内容のものがないということで、なかなか使用ができないというのが実態でございます。

先ほども申し上げましたけれども、医薬品を購入する場合におきましての会議に我々も入って医師等ともそういったことについてお話をするわけでございますけれども、まずそういったものがネックになっていて、なかなか購入に踏み切れないというのが実態でございます。

3点目の看護師の部所の固定化をなるべくやめて、そういう交流をして介護だ、一般だ、外来、外科だといったことの部分を頻繁に行って、看護師の質とか技術の向上を図りなさいといったことかと思っておりますが、ここ去年も今年も11月と2月、それから16年に2回ほど部所がえを行っているところでございますし、ここ数年でそのいわゆるベテランの看護師さん方も退職を迎えます。それらのこともありますので、若い看護師さん方にケアマネージャーの資格を取っていただくとか、そういった部分の資格を早急に働きながら取っていただくことも、これから検討して、そういった看護師さん方を育てていかなければならないというふうなことで考えております。

それからもう一つ、介護補助員につきましては、そのほかに給料の面もあるのでございますけれども、なかなか応募者が、募集しても集まらないということではございまして、本来であれば、もう本当に六、七人ふやして、本当に夜勤体制まで実は計画しているわけではございますけれども、募集してもなかなか集まってこない。したがって、夜勤の中まで入っていけないということで、結果やはり今の看護師さんたちが、そういったお年寄りたちを夜中じゅう見なければならぬというふうなこともございまして、そういったことをなるべく早く募集をかけ

て、人数をそろえてそういった対応もしたいというふうに思っているわけですが、なかなかそういう嫌われる職場かなと思うのですけれども、やっぱりなかなか集まっただけないと、応募していただけないというのが現状でございますが、さらに努力をしていかなければならないというふうに思っております。

以上であります。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず関連で、先ほど同僚委員が入院中に3回も骨折をしたというようなことが言われておりましたので、一応職員がひやっとしたとか何とかというマニュアルがあるのですね。そういう中で、そういう事態の報告があったかどうかということで、今わからなければよろしいです。

一応そういうことで、自分のミス、不注意、それから患者さんがこうなったという全部報告をして、また病院の中であれするという方式になっているわけですから、それがあったかどうか、今恐らくわからないと思いますので、後ほど報告をいただきたいと思います。

それから、次よろしいでしょうか。

16年8月31日現在の未収金の残の関係なので、15年度の決算特別委員会の資料では、入院が349万8,773円、外来が92万2,472円、合計442万1,245円という報告があった。15年度の企業会計の決算審査意見書、これは16年7月27日に報告を受けたのですけれども、その中で16年6月1日提出の書類ということで、未収金の状況は過年度分、平成3年から14年までで118件、414万5,000円。現年度分ということで、平成15年度分301件で413万8,000円という報告で、その合計企業決算の審査意見書の中では、419件、828万4,000円という報告があるのですね。そうすると、どうも数字的に合わないの、この点を一応明確にしていきたいというのが1点。まずそこから行きます。

若干の端数ならいいのだけれども、倍の金額になっているから、どこか数値のあれかなという気がするもので。いずれにしても、両方から出た資料で僕は計算してみたのです。

企業会計審査意見書の4ページに未収金の問題が出ている。

委員長（西村昭教君） ちょっと細かなことなので、今すぐわかりかねると思います。あした開会のときに答弁いたさせますので、御了解いただきたいと思います。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それで、昨年10月の決算特別委員会に出された資料で、442万1,245円の未収金がある。そのうち入院が349万8,773円ということで、全体の未収金のこの442万円のうちの79%が入院なのですね。それで、事務長にこの前ちょっといただいたのですけれども、入院する際の保証人が入ってますね。それで、というのは、公営住宅の関係でもお話を申し上げたのだけれども、この保証人の対応をどのようにしているかということで、結局その入院に関するものについては、病院の庶務規定の第40条に、入院誓約書に記入する保証人は、独立に生計を営む成年者でなければならないと。前項の保証人がその資格を欠き、または院長が不適当と認めたときは、さらに別の保証人を立てなければならないということで、僕は滞納額79%を占めているのであれば、この保証人に対する催告を行うべきでないかということなのです。ですから、当然今度我々のところに出された資料は、平成3年度からの未収金でございますので、当然今度保証人の、恐らく入院している方はもうそのころおられないと思うのですけれども、十四、五年ぐらいのことはいらっしゃるかもしれませんが、そうするとその者に対する、保証人に対する催告を、ただ単なる患者もしくは患者の世帯主ということではなくて、そうすべきだと思うのですけれども、その実態があるかどうかということで、お尋ね申し上げたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 中村委員の御質問、入院の保証人についてでございますけれども、おっしゃるとおり、保証人につきましては、第三者で別に収入のある方ということで、成人ということになってございますけれども、運用について見てみますと、それらのことが完全に守られていないというふうな実態がございます。それについても、改めていかなければならないものというふうに思っております。

今の要旨の中にも、そういったことが表示されていない様式となっておりますので、それらについてもだれが、事務担当にとっても、そういったことの部分がわかるようなことの様式にこれ変えていかないと、誤り繰り返してしまうということでございます。そういったことも含めまして、改めてまいりたいというふうに思っております。申しわけございません。

委員長（西村昭教君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 実質的に保証人に対する催告、それから逆に今滞納になっている方の保証人が今どうなのかということも、恐らくわからない

だろうと思いますね。そういう点で、滞納、退院されたお金が払われない、それでは催告する段階での元患者さんと、言うなれば保証人との関係をやはりきちっと現行維持をしておかないと、請求の段階でいろいろトラブルが僕はできてくると思うのですね。だからその点は、今後やっていただきたいと思っています。

それから、次の点移ってよろしいでしょうか。

次に、院外処方せんの発行状況なのですが、とりあえず15年のデータでよろしいのですけれども、それをお願いしたいということと、あわせて院内投薬指導、それが平成16年の現年度の途中まででよろしいのですけれども、それらがどのぐらいあったかということをお聞きいたしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 2点目の御質問の部分ちょっとお答え申し上げたいと思います。

院内の投薬管理の部分でございますけれども、うちの病院、御承知のとおり年寄りというか、安定した方が多くて、今まで、今年の4月から2月の末までで、指導した件数は6件でございます。ですから、相当そういった需要がある方が少なく入院していらっしゃるということだと思います。

委員長（西村昭教君） もう1点の質問の件ですが、あした先ほど申し上げた1件答弁がありますので、それに合わせて、今質問された1点についても答弁申し上げるということで、きょうはひとつ御了承いただきたいと思います。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 病院の先生方の住宅料です。これとりあえず院長がどうか、だれがどうでなくて、とりあえず1軒当たり、 、 、 でもいいのですけれども、住宅使用料を何ぼ徴収しているか。前いろいろな話があって、それより高くすれば、逆に住宅手当を出さなければならないということがあるのですけれども、現実の問題として、この値段で入っているということの町民感情から言えば、何か別な形で取れる方法、知恵がないかなと思って、私もちょっと考えてはみているのですけれども、そういう点でとりあえず今 、 、 、 でよろしいので、その住宅料をお聞きしたいと思います。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 先生方の医師住宅の使用料の件でございますけれども、一律月1万2,000円をいただいております。

それと、御承知のとおり、昭和54年から建ててきておりますので、若干年度の差はあるものもございまして、相当断熱の当時の部分が未熟だと

いうか、今のような施設になっておりませんで、非常に灯油代がかかるといったことでの苦情ではないですけれども、そういったものは受けておりますので、普通の家よりも灯油の消費が相当多いということでございます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これをもって議案第9号の質疑を終了いたします。

まだ時間が若干ございますが、予定はすべて予算会計全部終了いたしました。あしたの日程もございまして、残り時間を明日の日程にきょう繰り上げるといって、御了解いただけますでしょうか。（発言する者あり）

申しわけありません。ちょっと誤解したようで、その調整をしたいということではよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 議案第1号から議案第9号までの各会計の審査意見素案を作成するため、第2分科会を構成し、各分科会で分科長を選任していただき、意見の取りまとめをお願いいたします。

分科会の構成と会場につきましては、第1分科会は議席番号1番から8番までの委員により第2会議室で、第2分科会は議席番号9番から16番までの委員により議員控室で行います。

意見の集約が終わり次第、各分科長は予算特別委員長まで意見草案の提出をお願いいたします。

2分科会から意見草案が予算特別委員長に提出されました段階で、正副予算特別委員長並びに各分科長は議長室にお集まりをいただき、全体の審査意見草案づくりをお願いいたします。

なお、若干時間等がありませんので、明日もこの意見の取りまとめに入るというふうになるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、9時に今会場において、先ほどの病院会計の報告等がございますので、9時にこの場所で開会宣言並びに中村委員の報告内容について説明をするという形をとりたいというふうに思います。

それで、先ほど申し上げましたように、5時まであと40分ほどでございますので、40分では意見取りまとめはならないと思いますので、とりあえず分科長を決めていただいて、ある程度の段階で5時で散会をしていただきたいというふうに思います。

なお、明日に引き続き、先ほど申し上げましたよ

うに進めたいというふうに思いますので、よろしく
お願いいたします。
以上でございます。

午後 4時18分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員長 西村昭教

平成17年上富良野町予算特別委員会会議録（第4号）

平成17年3月17日（木曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成17年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成17年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成17年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（17名）

委員長	西村 昭教 君	副委員長	向山 富夫 君
委員	清水 茂雄 君	委員	徳島 稔 君
委員	岩崎 治男 君	委員	梨澤 節三 君
委員	小野 忠 君	委員	米谷 一 君
委員	岩田 浩志 君	委員	吉武 敏彦 君
委員	米沢 義英 君	委員	仲島 康行 君
委員	中村 有秀 君	委員	金子 益三 君
委員	村上 和子 君	委員	長谷川 徳行 君
委員	渡部 洋己 君		

（議長 中川一男君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（1名）

委員 梨澤 節三 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸 孝雄 君	助 役	植田 耕一 君
収入 役	樋口 康信 君	教 育 長	中澤 良隆 君
総務 課 長	越智 章夫 君	企画財政課長	田浦 孝道 君
行政改革推進事務局長	米田 未範 君	教育振興課長	岡崎 光良 君
町民生活課長	尾崎 茂雄 君	保健福祉課長	佐藤 憲治 君
税務 課 長	高木 香代子 君	建設水道課長	田中 博 君
産業振興課長	小澤 誠一 君	ラベンダーハイツ所長	早川 俊博 君
町立病院事務長	垣脇 和幸 君		

関係する主幹・担当職員

議会事務局出席職員

局 長	北川 雅一 君	次 長	中田 繁利 君
主 査	大谷 隆樹 君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 16名)

委員長(西村昭教君) おはようございます。御出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会の第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、昨日議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算の11番中村委員の質疑に対し説明を行い、次に各分科会での意見取りまとめをお願いいたします。その後につきましては、さきにお配りいたしました日程で進めていただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

委員長(西村昭教君) それでは、きのう審議されまして、質問に出ておりました病院事業会計の答弁につきまして、きのう資料がそろっておりませんでしたので、きょう答弁をいただきます。

病院事務局長、答弁。

町立病院事務長(垣脇和幸君) 11番中村委員の患者負担金等の未納につきましての御説明をいたします。

資料をお配りしておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

まず、合計欄の方見ていただきますと、中ほどに小計という欄がございます。685万5,310円、この額をもって15年度の決算特別委員会に御報告をいたしておりました。そのほかに、その他医業、それから患者外給食、その他医業外というものの収入についての未納の部分を御報告してなかったために、監査委員の指摘の数字と一致しなかったということがございます。

それらの数字につきましては、その合計欄の表にありますとおり、その他医業では116万2,419円、患者外給食では6,600円、その他医業外では25万9,735円、合計で828万4,064円となるわけでございます。

その他医業という収支の部分は、具体的にどういうものかと申しますと、文書料、容器料、車代、その他となっております。主なものは容器料、いわゆるおむつ代なのです。おむつ代が要するにその他医業の主なるものでございます。

その他医業外と申しますのは、寝間着だとか、電

気料とか消費税の分を指しております。

それで、一番下の方に、平成17年2月28日現在の未収状況を載せてございますが、トータルで申しますと、今現在、2月末現在448万2,150円が未納という額となっているところでございます。

以上が、患者未収金等に対します御説明でございます。

次の裏の方に、平成16年度におきます処方せん枚数、それから処方剤数等につきましての数字を御報告させていただいておりますので、御高覧をいただきたいというふうに思います。

なお、参考のために、15年度の数字を載せております。

以上でございます。

それと、梨澤委員の御質問にありました院内におきます骨折事故の件でございますけれども、これにつきまして調査をいたしました。

これにつきましては、該当者と思われる患者様は、今現在88歳の高齢の方で、骨密度が少ないいわゆる骨粗しょう症となっている方でございました。

最初の骨折につきましては、平成5年の7月に肋骨の亀裂骨折がありました。その後、11年には左の腕、それから14年には右の大腿部の骨折、これは患者様の転倒等によります骨折でございますが、現在の骨折につきましては完治いたしておりますが、ほかの病気もありまして、今現在は病院の療養に現在も入院中でございます。

高齢者の患者様につきましては、こういった骨密度の少ない方が多くございまして、一層の注意を図りながら看護に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

委員長(西村昭教君) 11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 患者負担金の未納の内訳ということで、私がきのう言った数字と、この数字は合致するのですか。というのは、この右側のその他の医業、患者外給食、その他の医業外という数字が、決算特別委員会の中には全然出てこなくて、入院と外来だけしか出てきてなかったもので、今後決算特別委員会には、このことも全部入れた形で、言えなれば監査委員の意見書の数字と合致する形で提出をいただきたいと思います。

それから、もう1点よろしいですか。

骨折の関係なのですけれども、このリスクマネジメントマニュアルというのがあって、一応ひやと、はっと体験だとか、事例集だとか、そういうような事故の関係等は、それは一生記録として残って

いるということで理解をしていいのですか。単なる骨が弱いからあれなんだという形で片づけられているかどうかということをお聞きをいたしたいと思えます。

それからもう1点、例の院内の投薬管理指導の関係なのですが、6件されているということで、実質的に意味がないということでございますけれども、15年の9月第3回議会の中では、事務長こういう答弁をしているのですよ。薬剤師、医師、看護師間における業務における調整が行われ、9月から業務に着手したところでありましてということで、その前段で、薬剤管理指導業務の平成15年の実施状況についてであります。これまで6月5日に北海道社会保険事務局長に対し、薬剤管理指導料、施設基準にかかわる届け出を行い、4月1日、薬剤管理指導料届け出が受理されましたということで、その中で、その後管理指導料は1件3,500円で、現行の一月当たり指導可能な件数40ないし50で試算しますと、17万円程度、年間200万円程度が見込まれるということが答弁されているものですから、我々としては事務局長がかわったり、医師がかわったりしても、このことはそのまま踏襲されていくものだという理解をしていて、それに対するあそこの施設の改善やなんかもやったのですね。おくれるからということで、同僚議員も大分強く言ったのですけれども。

そういうことで、確かに事情はわかりますよ。もう長期入院で、同じ薬をということであれば、そんなにすることもないという関係、それから言ってもわからないというような関係等もありますけれども、現実はこちらの答弁をなされて、我々はやっぱり事務方の答弁をそういうふう信じてきてましたので、これらについて、どう判断するかということで、実際にもうそのとおりであれば、もうそういうことで転換しますよということならわかるけれども、現実に今薬剤師が2人いらっちゃって、そのうちの恐らく院外処方せんがこれだけ出れば、1.1か1.2ぐらいの実務しかないという感じはするのですね。だからそうすると、それ以外の何かというようなことになると、極端に言えば、町民の方から言えば、薬剤師正職員1人、あとはもうパートでというような意見までやっぱり出てくるのですね。ですから、その点もやはり考えていかなければならないのではないかと。

町長がよく言う、今までが苦勞させたのだから、2.8ぐらいの業務を2人でやったのだからということがあれだけれども、現実はこちらのことは、町民の皆さん方が納得しないのではないかという気がするもので、それらをあわせてお願いいたします。

委員長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 中村委員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

1点目の未納の報告につきましては、おっしゃるとおり今後はそういったことで、全部の項目につきましてお出しをしていくということで、よろしくお願いいたしたいと存じます。

それから、2点目の病院内における事故等にかかわります報告等の件でございますけれども、これにつきましては、御承知かもしれませんが、平成15年度から法律で義務づけられておりまして、院内においてそういった委員会をつくって、ささいなことから全部そういった報告を求めて、原因とか対策検討をするようなことで、委員会を開きなさいということで、当委員会におきましても、それらの事故等が報告があるたびに会議を開いて事故の防止、発生の防止に努めているところでございます。ですからささいなこと、本当に髪の毛1本給食の中に入っていたといったことまでもすべて報告をもらうようにして、どんなささいなことが大きな事故につながるかわからないということで、そういうことで現場の者には指導してございます。

次に、投薬管理指導でございますけれども、確かに入院患者さんから見て、当時の考え方としては、そういったことも期待を込めて、50ないし60というようなことで報告されたものと思っておりますけれども、昨日も報告いたしました、現実的にはやはりそういった3,500円をお支払いして、薬の部分を変えてもらうといったような該当者が少のうございまして、実際問題としては、きのう御報告のとおり、年に数件の実態であるということでございまして、その点につきましては、当時のお答えとしましては、そういった事務方の期待を込めた部分が合ったというふうに思っておりますが、今後それらにつきましては、ちょっと申しわけなかったなというふうに思っておりますが、現実的には年間10件以下といったことが今後も続くのだろうというふうに思っております。

薬剤師の業務の管理でございますけれども、委員おっしゃるとおり、年々院外処方せんが定着しておりまして、相当数業務量が減っております。これにつきまして、今薬剤師におきましては、院内の患者さんに対します注射、それから次の部分を点数にはなりませんけれども、そういった事故防止の観点から、従看護師がやっていた部分を、各患者ごとにそういう注射、それから注射液を全部注入しまして、スタンバイをするといった業務を日常行っているところでございまして、これは表に見えない部分でございますが、そういったことで薬剤師としての

技術を入院患者様の事故防止といった部分で、今仕事をさせていただいているといったことで御理解いただきたいというふうに思っております。

委員長（西村昭教君） それでは、これできのうの答弁を終了させていただきます。

それでは、きのうに引き続き各分科会に別れ、意見のまとめをお願いいたします。

なお、お願いであります、11時ごろをめどに意見の取りまとめを終了するようお願い申し上げます。

事務局長（北川雅一君） それでは、きのうの分科会会場にお集まりをいただきたいと思います。

午前 9時13分 休憩

午後 2時20分 再開

委員長（西村昭教君） 御苦労さまでございます。

これより、平成17年度上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行います。

予算特別委員会審査意見素案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 予算特別委員会審査意見素案を朗読いたします。

平成17年度各会計予算特別委員会審査意見素案。

一般会計、1、行財政運営について。

、行財政改革の推進に当たっては、給与、手当などの見直しも含め、事務事業ごとに十分精査、検討を図られたい。

、町税及び使用料等は連帯保証人制度等の実効性を高め、収納率の向上を図り、さらに法的措置もとられたい。

、施設使用に当たっては、条例、規則に基づき、利用者負担の適正化を図られたい。

、町広報誌広告収入の確保を図られるよう努められたい。

、町有財産の有効活用を図り、収入確保に努められたい。

、収入役制度を検討されたい。

、町内循環バスの運行を早期に見直しすべきである。

2、補助金等について。

補助金・負担金は、財政状況、時代背景をかんがみ、関係団体と十分協議し取り進められたい。

3、委託業務について。

公共施設の委託業務の積算に当たっては、十分その内容を精査されたい。

4、教育環境整備について。

、次世代を担う子供たちに対し、教育環境の充実を図るために、早急に整備されたい。

、上富良野高校の育成支援対策については、実効性が上がるように努められたい。

、教員住宅のあり方と活用について十分検討されたい。

5、産業振興について。

見晴台公園整備事業など新規事業は事前に十分各関係団体と協議し、事業効果も具体的に示すように配慮されたい。

、農業振興を図るため、担い手対策と農地の有効活用策を講じるよう努められたい。

、商業振興条例にかわる新たな施策を講じるよう努められたい。

6、保健衛生について。

、合併浄化槽の設置に当たっては、選考基準を検討されたい。

、住民健診の受診率の向上を図り、検査項目の拡大を検討されたい。

7、住環境整備について。

除排雪に当たっては、住民福祉の向上と安全確保に努められたい。

水道事業会計。

1、有収率の向上にさらに努力をされたい。

2、水道使用料の未納者に対しては、給水停止などの措置をとり、収納率の向上に努められたい。

病院事業会計。

患者負担金などにかかわる保証人制度を有効に活用するとともに、滞納者に対しては厳正に対処されたい。

その他、各種使用料の予算計上に当たっては、適正額を計上すべきである。

以上でございます。

委員長（西村昭教君） これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長に朗読させました審査意見素案について、御意見があれば伺いたいと思います。

項目が多数ございますので、会計別に1項目ずつ意見調整を行いたいと思います。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

まず、1番目の行財政運営について御意見はございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） の連帯保証人の関係なのですが、連帯保証人制度等のあるものは、その実効性を高めということにした方が、町税の中ではないものですから、ですから住宅使用料だとか、それから町立病院のあれだとか関係があるものですか

ら、ということではいかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 今中村委員のお話と、この連帯保証人制度等のあるものはという、ちょっと文章具体的に言っていただければ非常にわかりやすくていいのですが。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 連帯保証人というの、これ僕は後ろに持ってきたらいいと思うのですね。町税及び使用料は、収納率の向上を図り、さらに法的措置もと、連帯保証人に関しては実効性を高めるとか、この言葉ちょっとおかしかったけれども、後ろに持ってきた方がいいと思いますけれども。

委員長（西村昭教君） 趣旨は十分皆さんおわかりだと思うので、表現としての言葉。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 連帯保証人という名称があるのは、公営住宅の関係と、それから病院は単なる保証人なのですね。

それから、高等学校の進学の関係のもの、それから町立病院の看護婦さんの養成のためのあれだとかというのはあるので、できればこれは町税及び使用料は連帯保証人制度等のあるものは、その実効性を高め、収納率の向上を図りということで、あとはそのままいいと思うのですけれども、ただ段階的な連帯保証人に請求しますよと、そして収入を上げる、そしてそれでなおだめであれば、法的にという段階になってくると思うのです。

委員長（西村昭教君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 連帯保証人に行き着くまで、やはり催促、督促という形の中で、基本は本人にやはり収納率を、収納してもらおうということで、やっぱり厳格に行った上で、なおかつその上でだめだったらということで、そこら辺は機械的に単にこういう項目が設けられたからということでいく可能性がありますので、そこら辺は制度上の問題も含めて、十分本人が納めるという基本を忘れることなくということで押さえておいた方がいいのではないかと思いますので。

委員長（西村昭教君） 趣旨はわかりますけれども、この文章の中にそういう趣旨を入れたらいいという御意見ですか、それとも入れていった方がよいということなのですか。

まず、ちょっと待ってください。

今中村委員の方から提案のありました表現ですが、まず。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 町税、使用料はすぐ連帯保証人となっていくと、普通納めている人もなるのかということになるから、滞納者ということを入れ

ないと、適切な文章のつながりにならないのかなという気がするもので。それで、あと米沢さんの意見を。

委員長（西村昭教君） わかりました。

それでは、暫時休憩して、この1番の行財政運営の今の部分なのですが、これ今米沢委員の意見もありますし、中村委員の意見もありますので、皆さんでこれの表現では、まずまずいいのかなという気もいたしますので、少し言葉を、表現を変えることが必要なかと思っておりますので、ちょっと自由に出していただいて、適切な表現にしていければいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

午後 2時27分 休憩

午後 2時34分 再開

委員長（西村昭教君） それでは、審議を再開いたします。

先ほど中村委員並びに米沢委員、それから吉武委員の方から意見のありましたことをまとめまして、今局長の方から素案を朗読させますので、御審議いただきたいと思ひます。

事務局長（北川雅一君） では、2番目の関係で再度確認いたします。

町税及び使用料の収納率の向上を図り、滞納者の連帯保証人等のあるものは、その実効性を高め、さらに法的措置もとられたいでよろしいですか。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、次に移りたいと思ひます。

2番目、補助金等について、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） では、次3番目、委託業務について、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） 4番目、教育環境整備について、 から 、 とありますが、これもよろしいでしょうか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） この教育環境整備についての1番なのですが、次世代を担う子供たちに対し、教育環境の充実を図るため、早急に整備されたいというのは、昨年と同じ内容と私は受けとめたのですが、第1分科会では、教育環境ということでなく、育成環境の充実を図るという形の中で提案したわけですが、この点について、教育というふうい形で、もう学校教育そのものの指摘のようにとれるのですが、次世代の育成環境ということは、次世代を担

う人たちの全般にわたる広い意味合いを含めているわけなのですが、その点について、なぜこういう形で調整されたのか、ちょっと疑問を持つのですが、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） それでは、分科長の方から御説明をいただきたいと思いますので。

第1分科長の方からお願いいたします。

3番（岩崎治男君） ただいまの教育環境整備についてということの 次世代を担う子供たちに対し、教育環境の充実を図るために、早急に整備されたいという、この文言でございまして、私ども第1分科会の素案におきましては、次世代育成環境整備ということで、意見書案をまとめたところでございます。これの総合的なまとめに入りまして、いろいろ検討を加えた結果、やはり環境整備についてはよろしいのですけれども、教育環境ということで題目を並べまして、この中で次世代を担う子供たちに対してというように解釈を広げまして、文言を調整したところであります。御理解を賜りたいと思います。

委員長（西村昭教君） よろしいですか、清水委員。御意見ありますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） どうも納得できないのですよね。教育環境ということになると、その1点に絞られてしまうのですね。育成環境ということになると、子育てからすべて全般にわたっての意味合いが含まれると私は解釈しているのですがね。私はそういう表現の方が適切でないかと思えます。

以上です。

委員長（西村昭教君） 今清水委員の方から、教育環境ということではなくて、育成環境が適切だという意見だと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。今分科長の方から、経過も若干説明があったわけでありませぬけれども。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 教育環境の教育には、学校教育も社会教育もすべて含まれると私は理解いたしますので、このままの文言で正しいかと思うのですが、それは生活も含めた徳育も含めて、すべて子供たちの生活全般がこの教育という言葉に集約されると思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（西村昭教君） 他に意見ございませんか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私も前のところに、「次世代を担う子供に対し」と書いてありますので、この教育環境というのは、これらも含めて全般入ると思いますので、この文言でいいかと思えます。

委員長（西村昭教君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） ないということで、清水委員、今お二方から出された意見のとおり、広くそういうもの含まれているということで、議会の総意として出されることとなりますので、そういうことでひとつ御理解をいただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか、これで。

それでは、若干気持ちもあるようでありますけれども、ひとつ御了解をいただいたということで、これはこのままでいきたいと思えます。

他にございませんか、この三つの中で。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、次5番目、産業振興について。これも三つございませぬが、これについてはよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） よろしいですね。

それでは、6番目の保健衛生について。これもよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それから、次7番目、住環境整備について。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） それでは、ただいま項目別に意見調整をしていただいたところですが、ここで一般会計全般について、他に御意見があればお伺いをいたします。御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） なければ、これで一般会計についての意見調整を終わります。

先ほど意見が出されました行財政運営の について、もう一度事務局長の方から朗読をさせ、確認して皆さんの了解をいただきたいと思えますので、事務局長。

事務局長（北川雅一君） では、一般会計の1番、行財政運営についての 番目でございます町税及び使用料の収納率の向上を図り、滞納者の連帯保証人等のあるものは、その実効性を高め、さらに法的措置もとられたいという文言で整理させていただきます。

委員長（西村昭教君） 今、局長の方から朗読のありました行財政運営の が、今局長の朗読のとおり変更して、一般会計についての意見調整を終わります。

次に、水道事業会計について意見調整を行います。

1番について、御意見はございませんか。ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 次、2番についてよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これで意見調整を終わります。

次に、病院事業会計について意見調整を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) なければ、これで意見調整を終わります。

次に、その他で、これについて御意見はございませんか。ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) お諮りをいたします。意見調整が終わりましたので、各会計の審査意見は、これで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、各会計予算に対する審査意見は、ただいま調整のとおり決定いたしました。

これにて、平成17年度上富良野町各会計予算の意見調整を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時43分 休憩

午後 3時05分 再開

委員長(西村昭教君) 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

理事者より所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 特別委員の皆さん方におかれましては、月曜日の14日から始まりまして、きょうまでの4日間にわたりまして、御提案させていただいております平成17年度の各会計の予算に当たりましての特別委員会の御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

先ほど委員長並びに副委員長さんのおいでをいただきまして、皆様方がまとめていただきました平成17年度各会計予算の特別委員会としての御意見につきまして御提案をさせていただきまして、それらの各項目につきまして目を通させていただきましたが、委員会審議の中で、委員の皆様方から承りました御意見と御提案等々を含めながら、この審査意見につきまして、今後十二分に行政運営におきまして取り組んでまいりたいというふうに思うところでございます。

何はともあれ、財政的に厳しい中にありまして、この財政運営につきましては、それぞれの事業に対応していくべく、取り組みを進めているところでありますけれども、その中でどうしても取捨選択をせざるを得ない部分もございますし、あらゆる面で厳しい財政の限られた財源をどのように執行していくかということにつきまして、十分な皆様方の御提言、御意見等々承りましたので、この予算執行に当たりましては、それらの御意見を十二分に呈して執行させていただくことに思っているところでございまして、それを私の所信とさせていただきますので、よろしく御審議賜りまして、御認定いただきますことをお願い申し上げたいと存じます。

大変御苦労さまでございました。

委員長(西村昭教君) これより、討論を行い、議案ごとに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、討論を行い、各議案ごとに起立により採決いたします。

これより、議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 私は、今予算、一般会計予算案に対して、反対の立場から討論するものであります。

新年度、平成17年度予算案は、確かに限られた財源の中で予算編成を行わざる得ないという制約された部分があります。

また、同時に、国が相変わらずむだ遣いをやめることなく、住民の暮らしに対する財源の確保という点でも、住民の必要な地方交付税等を削減するという状況に至り、まさに地方自治体においては財政が厳しくなり、ゆがんだ財政編成をしなければならないという事実も明らかになってきました。

また、同時に見なければならないのは、この間の町の公共投資や予算編成のあり方はどうだったのかということも、改めて問われる財政運用ではなかったでしょうか。

今行政改革と称して、国や地方自治体が住民にかかわる深い予算にまで入り込んで、廃止または縮小という形の中で、住民に財政難だから応分の負担はしてもらわなければならないという状況の中で、負担を、あるいは公共料金等の手数料の引き上げが行われるという状況になってきています。しかし、この間、住民にしてみれば、もう既にあらゆる形で増税や負担を国、地方から求められてきています。例

えば、今回の改正されようとしている町の公共料金等の負担を見た場合でも、町の示した行財政改革の中身を見た場合、その単純に試算してみても、約1人当たり6,300円余り住民が負担するという形になり、4人家族で2万4,000円も負担しなければならぬという状況になってきています。

また同時に、この間、年金等の掛け金や共済金の掛け金の引き上げ、またこれから行われようとしている定率減税の廃止や、あるいはもう既に行われた配偶者控除等の廃止、医療費負担の増などによって、暮らし向きが大変になってきていることは明らかであります。例えば、年収400万円で4人家族を想定した場合、今まで住民税や所得税が約8万円、これが配偶者定率減税等の縮小や廃止に伴って1万6,000円もの増税となり、まさに暮らしに大きな負担を強いられるという危険に陥ってます。その負担率で見ても、21.5%になります。

また、65歳以上の夫婦世帯の場合で年金収入250万円、妻が80万円という形の中で、これが今までは住民税が、所得税がゼロ、保険税が18万円だったのが、これが所得税2万9,000円、住民税2万4,000円、保険税が2万円プラスされて20万円という形で、新たな負担が求められてこうなっています。そういう意味では、まさに住民に応能、応分の負担というのは、余りにもひどい話で、改めて財政や予算の見直しが必要ではないでしょうか。

また、今回の予算編成に当たって論議になった税の収納率の問題であります。滞納者がふえるという状況の問題であります。例えば平成15年度の国民健康保険税の滞納分を見てみた場合、所得階層で見れば、ゼロから200万円以下のこの階層での滞納が日増しに年ごとにふえるという状況になってきています。例えば148世帯、このうち実に200万円以下の世帯が、滞納者が133人を超えるという状況の中で、実に89%を占めるという状況になってきてます。

また、職種別に見た場合、不況の中で生活が直撃されているサービス業、飲食業、あるいは建設、製造、運輸、また無職等のこの部分における滞納者がふえるという状況の中で、だれしも払いたくなくて払わないというのではなく、払えない状況も一方であるのではないのでしょうか。確かにこの中には、悪質と思われるのがあるかもしれませんが、やはりこういう事実を見た場合に、いかに今国の政策が所得向上の方に向かないという状況の中で、所得や法人税等の減額の中で、住民や地域の人たちが大変な状況に陥っていることは明らかであり、こういう実態もきちんと押さえた収納率の向上対策というのは、

必要ではないでしょうか。

私は、今改めて問われているのは、また同時に問われるのは、地方自治とは何かということであります。国は事あるごとに、住民の自主性や国民の意識の自主性を促しています。しかし、その一方で、財源を移譲すると言いながら、住民が暮らしやすいような福祉や産業にかかわる、この必要な財源を、必要な負担をなかなかしようとしません。交付税等の削減を行い、その対案としての財源移譲も必要分を満たそうとしないというのが現状であり、これがまさに地方や国民をどんどん暮らし向きが大変に追いやっている原因があり、私は今こそこういう問題の解決のためにも、立場を越えてこの国のあり方、それを改めて問うと同時に、今地方自治が根底から崩されようとしていることに違和感を感じると同時に、改めて恐ろしさを感じるものであります。

また、同時に、地方自治体においては、国が創設した交付税削減の代替措置としての地域再生事業債などの活用や、これは事業の必要性も見ながら活用しなければなりません。こういうものを有効に活用して一般財源を、その活用した分を一般財源を浮いた分で、住民に必要な福祉や暮らしに向ける、これは改めて求められているというふうに感じています。

今、住民が安心して暮らせる自治体づくりというものはどういうものなのか、これが今問われているものと感じます。

また、議会においても、この点についても、今どういう態度で予算編成や住民の負託にこたえなければならぬのか問われているのではないのでしょうか。

この間、私は議会の予算編成に当たっても、海外視察の廃止、また期末勤勉手当の廃止や国内における出張の視察のあり方の見直しなどを要求し、文字どおり住民の先頭に立ち、住民の暮らしを守る、その立場からも、みずからぜい肉を取るということを要求してきました。

私は、この立場からも、住民の暮らしを、福祉を守るためにも、住民から与えられた要求を限りなく予算の中でも、私はその使命を果たすためにも、全力で奮闘することを訴えて、一般会計の予算案に反対するものであります。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、平成17年度上富良野町一般会計予算に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

国と地方の財政状況は、年を追うごとに、その厳

しさを増すとともに、国と地方のあり方を見直すことを基本に、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲の三位一体の改革が推進されて2年目を迎えます。三位一体の改革には、国庫補助負担金の交付金化や一般財源化、地方交付税の減額など、地方自治体を取り巻く財政環境は非常に厳しい状況にあります。

各自治体は、財源不足から基金の取り崩し、各種使用料、手数料、負担金の改正による歳入増を図り、各種事務事業の見直しによる縮小、廃止、人件費、補助金等の削減による歳出減を余儀なくされているのが実態であります。

本町においても、他自治体と同様、極めて深刻な事態を迎えてきております。その上、自衛隊上富良野駐屯地削減の情報により、上富良野町の基盤と地域経済に及ぼす影響から激震が走りました。

このような中で、上富良野町の平成17年度予算案が提案されたところでありますが、一般会計においては、さきに示された新行財政改革実施計画に基づき、前年対比7.4%減の73億6,200万円の予算案となっているところです。

予算案編成に当たっては、行政課題と町民の多様な要望、意見を実現するための財源確保と歳出削減に苦労の跡が要所要所に感じられます。しかし、市町村合併を求めず、自主・自立を選択し、パブリックコメント方式でつくられた新行財政改革実施計画については、実施初年度としては、町民への適切な情報公開と説明責任に不十分な面が感じられます。

平成17年度は、厳しい財政状況の中で、16年度より先送りされていた図書室改修による図書館整備、保健福祉総合センターの周辺整備、町営住宅泉町北団地3号棟8戸の建て替え、学校給食センターボイラーの改修等が行われるが、新設の見晴台公園は、町民の憩いの場、活動の場、良好な景観形成、地域の活性化の観点からの事業計画であるが、活動の場、地域活性化については、ぜひ関係機関との対話と町民のコンセンサスを得る努力が望まれます。

また、行政組織機構の12課26班の改革も2年目を迎えたが、行政を執行する各機能が十分発揮されているのか、評価、検証も必要であり、現状と将来の展望を十分認識し、単なる予算額の執行でなく、町民とともに働くという郷土のまちづくりの原点になった気概をもって執行されることを望みます。

財政状況が厳しくなる中での新行財政改革実施計画に基づく職員による八つのプロジェクト、行政評価システム、行政資産適正運用、施設管理経費縮減、委託業務積算基準、人事評価制度、職員提案制度、自治基本条例、出前講座創設は、従来の慣行や

しがらみから脱却し、新たな発想の転換による生き生きとした上富良野のために、その結果を注目しております。

平成17年度の一般会計予算案の内容を全般的に見たとき、予算特別委員会の審議でも数多くの意見が出されたように、生活環境整備、農業、商業振興策などの予算は十分と言えず、決して町民の皆様の期待を満足させるものではありません。しかし、農業、商工業、自衛隊、観光を中心とする経済産業基盤の形成と子育て支援と母子通園センター機能を移転統合した子どもセンター、少子高齢化社会への諸施策とかみんの活用、生活環境整備など、厳しく限られた財源を効果的に生かし、可能な範囲で予算措置されていると判断するものであり、現在本町の財政状況から見ると、やむを得ないと理解をするものであります。

今後の行政及び予算執行に当たりましては、財政規模そのものを抜本的に改革していくことを重視するとともに、町民の皆さんへの適切な情報の発信、受信に積極的に努め、従来予算特別委員会や決算特別委員会の審査意見が予算編成及び行政執行に十分反映されていない点もありましたが、今回提出されております審査意見等、その背景と内容を十分踏まえた中で、スピードある改革と行政運営を執行されていくことを判断し、平成17年度上富良野町一般会計予算の私の賛成討論といたします。

委員長（西村昭教君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（西村昭教君） これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成17年度上富良野町水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号平成17年度上富良野町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査報告書の内容については、委員長並びに副委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会審査報告の内容については、委員長並びに副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は、全部終了いたしました。

委員会の終了に当たりまして、一言お礼を申し上げる次第でございます。

4日間にわたりまして、17年度の各予算案を慎重審議に御検討いただきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

予算内容を見ますと、それぞれ各担当所管の努力の跡がうかがわれるところでありますが、また現在のいろいろな状況を踏まえて、十分その背景を認識しながら御審議いただきましたことを厚くお礼申し上げる次第でございます。

皆さん方から出されました審査意見におきましては、先ほど全員の御承認をいただきまして、町長の所信表明の中にもありますとおり、その意を体して努力をしていただけるものと期待するところでございます。

非常に難しい時代の中で、それぞれまた17年度予算が執行されるわけでありませうけれども、いろいろな意見が出された中で、それぞれ執行に当たられる各所管の課長を先頭とした各担当係を初め、職員の皆様方には、ひとつその意見を十分尊重しながら、町民本意の行政が反映されますよう、御期待を申し上げます。

議会といたしましても、これからは予算の執行と、またそれを認めた議会とそれぞれ双方に責任が伴うわけでありまして、そういう意味におきましても、町民の皆さんに少しでも反映されるよう、我々の立場からも努力をしていく必要があるかと思うわけでありませう。

4日間つたない私の進行の中で、皆さん方の温か

い御支援と御協力のもとに、つつがなく進めさせていただきましたこと、厚くお礼を申し上げまして、委員長の退任のあいさつとさせていただきます。本当に御協力ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の日程について、事務局長より報告をいただきます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御連絡申し上げます。

明日3月18日は、今定例会の5日目でございます。開会は午前9時でございますので、定刻まで御参集くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 3時36分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

予算特別委員会委員長 西村昭教